

令和 5 年

# 小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会



令和 5 年

# 小樽市議会第 4 回定例会

令和 5 年 12 月 5 日開会

令和 5 年 12 月 25 日閉会



令和5年第4回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 12月5日～12月25日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 5日（火）	提案説明等	
6日（水）	休 会	
7日（木）	”	
8日（金）	”	
9日（土）	”	
10日（日）	”	
11日（月）	会派代表質問 〔中村（吉宏）・平戸 両議員〕	議会運営委員会
12日（火）	会派代表質問 〔新井田・下兼・松井 各議員〕	議会運営委員会
13日（水）	一般質問 〔小貫・橋本・横尾・小池・中鉢・面野・高野 各議員〕	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
14日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
15日（金）	”	予算特別委員会（総括質疑）
16日（土）	”	
17日（日）	”	
18日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
19日（火）	”	総務・経済両常任委員会
20日（水）	”	厚生・建設両常任委員会
21日（木）	”	
22日（金）	”	
23日（土）	”	
24日（日）	”	
25日（月）	討論・採決等	議会運営委員会



令和 5 年  
第 4 回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 12月5日（火曜日） 第1日目

1	開 会	1
1	開 議	1
1	会議録署名議員の指名	1
1	日程第1 会期の決定	1
1	日程第2 議案第1号ないし議案第22号並びに報告第1号及び報告第2号	1
	○提案説明 市長（議1～議21、報1、報2）	1
	○提案説明 酒井議員（議22）	3
1	日程第3 令和5年第3回定例会議案第9号ないし議案第20号	4
	決算特別委員長報告	4
	○討 論 松井議員	4
	採 決	5
1	日程第4 休会の決定	5
1	散 会	5

○ 12月11日（月曜日） 第2日目

1	開 議	7
1	会議録署名議員の指名	7
1	日程第1 議案第1号ないし議案第22号並びに報告第1号及び報告第2号	7
	○会派代表質問 中村（吉宏）議員	7
	○会派代表質問 平戸議員	22
1	散 会	35

○ 12月12日（火曜日） 第3日目

1 開 議	37
1 会議録署名議員の指名	37
1 日程第1 議案第1号ないし議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号	37
○会派代表質問 新井田議員	37
○会派代表質問 下兼議員	50
○会派代表質問 松井議員	63
1 散 会	78

○ 12月13日（水曜日） 第4日目

1 開 議	81
1 会議録署名議員の指名	81
1 日程第1 議案第1号ないし議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号	81
○一般質問 小貫議員	81
○一般質問 橋本議員	86
○一般質問 横尾議員	91
○一般質問 小池議員	99
○一般質問 中鉢議員	106
○一般質問 面野議員	115
○一般質問 高野議員	124
予算特別委員会設置・付託	129
常任委員会付託	130
1 日程第2 議案第23号及び議案第24号	130
○提案説明 市長（議23、議24）	130
予算特別委員会付託	130
常任委員会付託	130
1 日程第3 陳情	130
1 日程第4 休会の決定	131
1 散 会	131

○ 12月25日（月曜日） 第5日目

1	開 議	133
1	会議録署名議員の指名	133
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号並びに報告第1号及び報告第2号、陳情並びに調査	133
	予算特別委員長報告	133
	○討 論 高野議員	133
	採 決	133
	総務常任委員長報告	134
	○討 論 松井議員	134
	○討 論 佐々木議員	135
	採 決	135
	経済常任委員長報告	136
	○討 論 小貫議員	136
	採 決	137
	厚生常任委員長報告	137
	○討 論 酒井議員	138
	○討 論 下兼議員	138
	採 決	139
	建設常任委員長報告	139
	○討 論 高野議員	139
	採 決	140
1	日程第2 議案第25号ないし議案第27号	140
	○提案説明 市長（議25、議26）	140
	○提案説明 中村（誠吾）議員（議27）	140
	○討 論 小貫議員	140
	採 決	141
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第5号及び決議案第1号	141
	○提案説明 松井議員（意1）	141
	○提案説明を省略することについて諮る（意2～意5、決1）	141
	○討 論 松岩議員	142
	○討 論 面野議員	142
	○討 論 酒井議員	143
	採 決	143
1	閉 会	145

第4回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和5年度小樽市一般会計補正予算
2	令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
3	令和5年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
4	令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
5	令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
6	令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
7	令和5年度小樽市水道事業会計補正予算
8	令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
9	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案
10	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
11	小樽市旅費条例の一部を改正する条例案
12	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
13	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
14	小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例案
15	小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案
16	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
17	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案
18	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
19	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市堺町観光バス駐車場]
20	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市銭函パークゴルフ場]
21	公の施設の指定管理者の指定について[小樽市夜間急病センター]
22	小樽市非核港湾条例案
23	令和5年度小樽市一般会計補正予算
24	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
25	小樽市公平委員会委員の選任について
26	人権擁護委員候補者の推薦について
27	小樽市議会議議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
報告1	専決処分報告 [令和5年度小樽市一般会計補正予算（クラスター対策事業費に係る予算）]
報告2	専決処分報告 [令和5年度小樽市一般会計補正予算（空調設備整備事業費及び周産期医療支援事業費補助金に係る予算）]

○意見書案

1	現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）
2	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）
3	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）
4	食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書（案）
5	認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

○決議案

1	ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議（案）
---	---------------------------

○陳情

5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（12月11日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 提案議案に関連して
- 2 市内経済及びまちづくりについて
  - (1) 北海道バレー構想と小樽について
  - (2) 市内経済について
  - (3) 中心市街地整備について
  - (4) 市内公共交通について
  - (5) 観光に関連して
- 3 市民生活の安心安全について
  - (1) 成人の歯科検診について
  - (2) 小中学校への冷房設備設置について
  - (3) 市内看護学校について
  - (4) 地域コミュニティーのこれからのについて
- 4 その他

平戸議員（みらい）（12月11日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 各基金について
- 2 イベントについて
  - (1) イベントへの職員参加について
  - (2) 小樽運河の管理について
- 3 高齢者福祉の抱える諸課題について
- 4 小樽港の臨港地区内の分区について
- 5 新たな看護学校の今後について
- 6 北海道済生会との包括連携協定について
- 7 その他

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

新井田議員（公明党）（12月12日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 財政について
  - （1）減債基金について
  - （2）令和5年度補正予算について
- 2 第6期小樽市障害福祉計画等について
- 3 小樽市における自治体DXについて
  - （1）各ステップについて
  - （2）自治体DXに関する全体方針（案）について
- 4 小樽市営住宅の特定目的住宅について
  - （1）子育て世帯向け住宅について
  - （2）「事故空き家」について
- 5 その他

下兼議員（立憲・市民連合）（12月12日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 組織改編について
- 2 男女共同参画について
- 3 地域共生社会について
- 4 教育関連施設の整備について
  - （1）新総合体育館について
  - （2）小・中学校の冷房設備の整備について
- 5 その他

松井議員（日本共産党）（12月12日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 本市の交通について
  - （1）新幹線札幌延伸に伴う並行在来線バス転換について
  - （2）銭函地区のオンデマンド交通について
- 2 新総合体育館のPPP/PFIについて
- 3 職員の労働環境について
  - （1）職員のパワーハラスメントについて
  - （2）男性の育児休業について
  - （3）会計年度任用職員について
- 4 子育て支援について
  - （1）暑さ対策について
  - （2）こどもの医療費助成について
  - （3）子どもの虫歯対策について
  - （4）学校給食について
  - （5）小規模特認校制度について
- 5 アイヌ民族の遺骨について
- 6 その他

## 質 問 要 旨

### ○一般質問

#### 小貫議員（日本共産党）（12月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 蘭島地域の医療体制について
- 2 石狩湾新港の内貿航路について
- 3 潮見台のバス停留所について
- 4 その他

#### 橋本議員（公明党）（12月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 ヤングケアラーについて
- 2 重層的支援体制整備事業の推進について
- 3 その他

#### 横尾議員（公明党）（12月13日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 がん検診について
  - (1) 小樽市のがん検診受診率について
  - (2) がん検診の受診率の目標と取組について
  - (3) がん検診受診率の向上について
- 2 その他

#### 小池議員（みらい）（12月13日4番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 銭函地域のまちづくりと人口減少対策について
- 2 キャリア教育とふるさと教育について
- 3 EV充電器について
- 4 その他

**中鉢議員（自由民主党）（12月13日5番目）**

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 地域公共交通について
  - （1）小樽一余市間のバス転換の市の考えについて
  - （2）交通事業者との連携と補助、スクールバスについて
  - （3）JR 銭函駅山側へのIC対応改札機設置について
- 2 部活動について
  - （1）地域スポーツ団体登録の大会参加における規定について
  - （2）部活動指導員制度とプロスポーツ選手のリクルートについて
- 3 桜ヶ丘球場について
- 4 銭函市民センターについて
- 5 その他

**面野議員（立憲・市民連合）（12月13日6番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 環境に優しいまちづくりについて
- 2 歴史・文化を軸としたまちづくりについて
  - （1）全国町並みゼミ小樽大会について
  - （2）旧北海製罐（株）小樽工場第3倉庫について
- 3 漁業政策について
- 4 その他

**高野議員（日本共産党）（12月13日7番目）**

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 公共交通の在り方について
- 2 通学バス助成について
- 3 その他

## ○出席議員

議席番号	氏名	12月5日	12月11日	12月12日	12月13日	12月25日
1番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
10番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
11番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
12番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
13番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
14番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
15番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
16番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
17番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
18番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
19番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
20番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
21番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
22番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
24番	中 村 誠 吾	×	○	○	○	○
25番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

## ○出席説明員

職 名	氏 名	12月5日	12月11日	12月12日	12月13日	12月25日
市長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	林 秀 樹	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	○	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	並 木 昭 義	○	○	—	—	○
水 道 局 長	笹 山 貴 史	○	○	○	○	○
総 務 部 長	薄 井 洋 仁	○	○	○	○	○
財 政 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	—
生 活 環 境 部 長	佐 藤 靖 久	○	○	○	○	○
福 祉 保 險 部 長	勝 山 貴 之	○	○	○	○	○
こ ども 未 来 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	—
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	佐 々 木 真 一	○	○	○	○	○
教 育 部 長	鈴 木 健 介	—	○	○	○	○
総 務 部 長 企 画 政 策 室 長	斉 藤 繁 幸	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	川 嶋 広 士	—	—	—	—	—
監 査 委 員 事 務 局 長	菊 池 宏 二	○	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	本 庄 秀 行	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	尾 作 考 則	○	○	○	○	○

## ○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	12月5日	12月11日	12月12日	12月13日	12月25日
事 務 局 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	平 林 俊 輔	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	深 田 友 和	○	○	○	○	○
書 記	阿 部 久 美 子	—	—	—	—	—
書 記	三 上 恭 平	○	○	○	○	—
書 記	相 馬 音 佳	○	○	○	○	○
書 記	中 村 知 奈 津	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○



令和5年  
第4回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

令和5年12月5日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和5年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、橋本布美絵議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月25日までの21日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第22号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第21号並びに報告第1号及び報告第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和5年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に関わる提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

この夏は、かつてない記録的な猛暑となったことから、小・中学校へのエアコン設置について、保護者の皆さんをはじめ市議会からも要望をいただき、私といたしましても、児童・生徒の教育環境と健康面への影響から喫緊の課題と捉え、協議を重ねてまいりましたが、このたび、市内全校の普通教室等へ設置できるめどが立ったところであります。

今後は工程管理などをしっかり行い、来年の夏までに整備を終え、安全で安心な教育環境を実現するよう取り組んでまいります。

また、今後の子育て支援の拡充といたしましては、私の2期目の公約にも掲げておりますが、子育てに関わる家計負担の軽減を実現するため、こども医療費助成の対象範囲の拡充と、子供の居場所づくりにも寄与する放課後児童クラブの無償化を実施したいと考えております。

こうした取組をはじめ、人口対策やまちづくりなど、行政ニーズは複雑・多様化しており、より効果的な政策を実現するには、庁内を横断した総合的な政策形成機能や官民連携の強化が必要なため、新年度からは新たに総合政策部を設置し、諸課題の解決に当たりたいと考えております。

これからも、少子化対策や人口の社会減抑制など人口減少対策を最重要課題としながら、小樽市が選ばれるまちとなることを目指し、定住人口の確保につながるまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第8号までの令和5年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算の主なものとしたしましては、年々厳しさを増す夏の暑さ対策として、本庁舎別館と図書館への業務用エアコン等を来夏までに設置するための整備費用のほか、令和6年8月診療分から実施を予定する、こども医療費助成の高校生までの対象拡大に向けたシステム改修費用を計上いたしました。また、ふるさと納税による寄附額が好調に推移していることから、その積立金と返礼品等に要する経費を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源としたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、市債を計上いたしました。

継続費につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事費について、想定よりも石材等の損傷が著しいことや、暖房用ボイラーの更新が必要となったことなどから、総事業費及び年割額を増額するものであります。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため臨時市道整備事業費を計上したほか、小樽市公会堂の瓦屋根の全面改修や、後志管内の3消防本部が消防指令業務の共同化に当たり整備する共同消防指令センターの実施設計業務委託料などの経費を計上いたしました。また、夜間急病センターなど2件の指定管理者の管理代行業務費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は4億5,486万7,000円の増となり、財政規模は638億382万3,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第8号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

特別会計では、港湾整備事業特別会計において、過去に借入れた市債の償還利子を増額するほか、水産物卸売市場事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計において、令和5年の人事院勧告の反映により職員給与費を増額いたしました。

また、国民健康保険事業特別会計において、国民健康保険法施行令の一部改正により、令和6年1月1日から産前産後期間の保険料を軽減するほか、介護保険事業特別会計において、令和6年度からの介護報酬改定等の制度改正に対応するシステム改修費用について、所要の補正を計上いたしました。

次に、企業会計では、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため配水管整備事業費を計上したほか、産業廃棄物等処分事業会計において、令和5年の人事院勧告の反映により職員給与費を増額いたしました。

続きまして、議案第9号から議案第21号までについて説明申し上げます。

議案第9号事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、庁内を横断した総合的な政策形成機能を強化するとともに、市民との協働や民間事業者等との連携を強化することを目的として、総合政策部を新設するものであります。

議案第10号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤働手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

議案第11号旅費条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに採用された職員に関わる赴任旅費の支給対象を明確にするるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、放課後児童クラブの利用手数料を無償化するものであります。

議案第13号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるものであります。

議案第14号子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども医療費助成の対象範囲を18歳までの通院及び入院に拡大するものであります。

議案第15号産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物最終処分場の処理能力の変更に伴い、埋立処分の規模を拡大するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第16号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産予定の被保険者等に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料の減額措置を講ずるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽港における物流空間と交流空間の効果的なすみ分けを図る目的で、物流空間における構築可能な便益施設を限定するとともに、交流空間におけるにぎわい創出に資する規制緩和を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第18号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準等を見直すとともに、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離を設定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第19号から議案第21号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。堺町観光バス駐車場につきましては協和総合管理株式会社を、銭函パークゴルフ場につきましては引き続きマルミプラス株式会社を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、本年10月まで委託により対応していた新型コロナ相談センター運營業務の期間を令和6年3月末まで延長するため、一般会計の補正予算について、令和5年10月13日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、暑さ対策として、来夏までに市内小・中学校全校の普通教室等に冷房設備を整備するほか、北後志圏域の周産期医療体制を維持していくために必要な院内設備改修費用の一部を小樽協会病院に補助するため、一般会計の補正予算について、令和5年11月17日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第22号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、議案第22号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

アメリカ、ニューヨークで核兵器禁止条約第2回締約国会議が開かれました。日本政府はオブザーバー参加すらしていません。唯一の戦争被爆国として参加すべきだという諸国の意見がある中で不参加です。

核兵器禁止条約について岸田文雄首相は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約としながら、核保有国が参加しないことから不参加というのは道理がありません。核兵器禁止条約は、世界97か国が署名、批准している重要な条約です。ロシアが核を振りかざし、アメリカをはじめ核保有国が核抑

止論にしがみつき、イスラエルの閣僚は核攻撃も選択肢の一つと述べるなど、現実の核の危機が強まる中、核兵器禁止条約が確実に核使用の手を押さえています。

しかし、日本政府は、保有国と非保有国を分断するものとして核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約の批准を拒否する日本政府の姿勢は全く理解できません。

政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。1975年に神戸市会は、核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を採択し、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、1隻も入港していません。小樽市は1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも本条例案の制定が求められます。

各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 日程第3「令和5年第3回定例会議案第9号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

**○12番（松岩一輝議員）** 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑、質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

継続審査案件の結果は、次のとおりであります。

令和5年第3回定例会議案第9号ないし議案第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

**○3番（松井真美子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、第3回定例会議案第9号ないし議案第20号は、不認定の立場を表明し、討論を行います。

本市は、三位一体改革による地方交付税の大幅削減等により、2004年度には赤字予算を編成せざるを得ないほど財政が逼迫しましたが、職員給与の独自削減や市民への負担増で財政立て直しを行ってきました。2022年度一般会計決算は13年連続で実質収支は黒字、財政調整基金と減債基金の年度末残高は42億円まで積み上がりました。

一方、市民の暮らしとえば、2022年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、食料品や日用品、電気代など様々な品目の値上げが相次ぎました。生活者、特に低所得者にとってはますます厳しい生活を強いられる状況となり、いかに市民の生活を守るのかが小樽市に求められていました。しかし、石狩湾新港や北海道新幹線工事などの大型工事を推し進める一方で、市民の願いである、ふれあいパスの利用制限の見直しや国民健康保険料の引下げなどは手つかずのままです。

石狩湾新港では、公共岸壁における貨物量は、港湾計画策定時と比べ約120万トンも減少しています。そして、王子エフテックス株式会社のパルプ製造中止の影響で木材チップの輸入が激減し、チップを運

ぶ荷役機械が利用されないことでの利用料収入の減少やコンテナ貨物の減少でガントリークレーンの赤字が膨らみ、本来、独立採算の特別会計に一般会計からの繰入れが過去10年間で最大となりました。その結果、使用料収入で不足する分を母体負担で充当することになり、前年比で小樽市の負担金が増加しました。

北海道新幹線については、北海道新幹線推進費に1,700万円を支出しましたが、トンネル掘削中に巨岩が見つかり工事が延期されたり、バスの運転手が確保できない問題など課題山積です。国や道は責任を自治体に押しつけていますが、結局、総事業費が幾らになるのか見通せない中、果たして小樽市の負担金が幾らになるのか分かりません。札幌延伸は中止すべきです。

国民健康保険料は、国の言いなりに均等割や平等割の比率を引き上げ、低所得者の保険料値上げを実施しました。後期高齢者医療保険は、窓口2割負担を実施し、75歳以上の15%の方が窓口負担が2倍になりました。保険料では、世帯主の年金収入80万円、配偶者の年金収入80万円以下のモデルケースでは、2018年と比べて5,500円も上がりました。介護保険は、2021年度の途中から入所者の食事の負担区分が変わり、引上げが行われました。国の社会保障削減をそのまま反映し、国保や介護での市民負担を増やしています。国の負担を増やすべきです。

日本共産党は、国の悪政をそのまま反映し大型事業を維持する一方で、市民の暮らしへの予算を削っていった2022年度各会計決算は認めることができません。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより採決いたします。

令和5年第3回定例会議案第9号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から12月10日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午前10時25分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 橋本布美絵

議員 面野大輔

令和5年  
第4回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

令和5年12月11日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 令和5年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

まず、今定例会に提案の議案について伺います。

議案第9号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案について伺います。

庁内を横断し、総合的な政策形成機能や市民との協働や民間事業者等との連携を強化されることを目的に、総合政策部を新設されるとのことであります。本市まちづくりの議論を行う際、旧来の縦割りの発想で政策を進めると、進展を見ない、あるいはスピード感がないものが多々あり、かねてから我々も横断的、横串的部署の創設を訴えてまいりました。

全国でも先進自治体は、はるか以前に取り入れている仕組みであります。千葉県流山市では、まちづくりの課題を総合的に対応する総合政策部が子育て支援を含めた諸課題に対応し、人口増を続けております。こうした事例を目にする中で、本市も迫市長の市政下でやっと実現できるのだと期待を抱いているところであります。

今回、新設される総合政策部には、現行の企画政策室とDXを進めるデジタル推進室を移行し、旧北海製罐第3倉庫活用に向けての民間連携業務や、ふるさと納税に関する業務を含め、さらには、地域公共交通関連業務も移管することが示されております。

総合企画について、統計について、民間事業者等との連携について、デジタル化、情報システムの事務改善に加え、総合計画や自治基本条例の審議に関する庶務も所掌するとのことです。庁内の多くの業務を掌握する新設部署について伺います。

この新設部署と、これまでの庁内の各部署の業務分担などはどのように行われるのか、お示してください。

次に、この新部署が所掌する範囲について伺います。

議案に示されている業務のほか、民間との連携や横断的取組が必要なものとして、小樽駅前中心市街地再々開発や築港地区、とりわけウイングベイ小樽の施設を中心としたまちづくり等も今の重要課題と考えます。さらには、新幹線の新小樽（仮称）駅や周辺地域のまちづくりについても対象となり得るわけであります。

民間との連携では、オタモイ地区の開発についてもしかりであります。さらには、除排雪やボランティア関連事業についても民間との連携事業が行われております。考え方によれば、明確、固定化された

事務、事業を行う部署以外の業務は全て総合政策部に集約されると解することも可能と考えます。

そこで伺いますが、この新部署が所掌する事務はどの範囲までなのか、具体的な想定をされているのであれば、お示してください。

この改正により、市政上の課題に効果的な業務遂行が行われるのみならず、市民生活がより向上する業務が行われることを期待しております。

次に、議案第12号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について伺います。

本議案は、市内放課後児童クラブの利用手数料を無償化するものであることが示されております。この条例改正によって子育て世代の負担軽減となり、多くの市民に喜ばれるものと考えます。

まず伺いますが、現在の放課後児童クラブ登録児童数をお示してください。

改正案が可決されれば、来年度より施行されますが、この無償化により、放課後児童クラブの利用者が増加するであろうと考えます。むしろ増加してほしいと思うのですが、市では利用者数の増加について考慮されているのか、また、利用増に合わせた対応はどのように行うのか、お示してください。

あわせて、無償化による予算措置についての考え方についてもお示してください。

次に、議案第14号について伺います。

小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例案です。

こども医療費助成の対象範囲を18歳までの通院、入院に拡大する条例案ですが、人口減少対策の重要な取組として、迫市長がこれまでも積極的に推進してきた子育て環境の充実に関連した施策であると思えます。

子育て支援の充実に向け、医療の関連では、この取組で一旦完成を見る形となるものと思えます。今回、本条例改正案とともに442万2,000円の事業予算が計上されておりますが、今後も持続可能な継続的取組となるよう願っております。この持続可能、継続実施という観点についてどのようにお考えか、お示してください。

ただいま伺った議案第12号、議案第14号は、子育て支援策の充実を図る施策です。少しずつ前進してきた本市の子育て支援策ですが、今回提案分とこれまで実施してきた支援策に併せ、市長のお考えの子育て支援策がどの程度の割合が整備されたとお考えか、そして、市長が目指す子育て支援策の充実まで、今後、どのような取組が必要であるのか、お示してください。

子育てをこのまちで行うことが親子にとって幸福であり、本市も自信を持って、子育てするならば小樽へと全国にアピールできるまちをつくるべきと考えています。

次に、議案第17号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案について伺います。

本改正案は、商港区、工業港区の規制を厳格化する反面、マリーナ港区、修景厚生港区の規制を緩和するものです。観光都市として、宿泊施設や広く飲食・物販を利用できるための整備が必要と考えますが、特に修景厚生港区については、今後、にぎわいをつくる北運河地区が主な対象となり、北運河地区には旧北海製罐第3倉庫をはじめ、歴史的建造物が立ち並ぶエリアです。

景観保持が重要な視点となりますが、今回の条例改正案で、今後、新たに進出する宿泊施設、飲食・物販施設について、景観上の規制なども検討しなければならないものと考えます。他法令との兼ね合いも含め、景観保持についてどのように考えるのか、お示してください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、提案議案に関連して御質問がありました。

初めに、新設する総合政策部と、これまでの庁内各部署の業務分担につきましては、現在の企画政策室とデジタル推進室を総務部から移管することに加え、ふるさと納税に関する業務を産業港湾部から、地域公共交通に関する業務を建設部から、企業版ふるさと納税や連携協定に関する業務を企画政策室から移管し、新たに官民連携室を設置いたします。

また、業務量調査に関する業務は、財政部からデジタル推進室に移管することといたします。

次に、総合政策部が所管する事務の範囲につきましては、特に新設する官民連携室で申し上げますと、これまで一定程度、担当部署が取組を進めている事業については、引き続き担当部署が所管することになりますが、どの部署が担当すべきか明確ではない事業や、複数の部署にまたがる事業を進める際の調整など、市の窓口としての役割を担うこととし、具体的に事業化する段階においては、実際に事業を実施する部署が担当することを想定しております。

次に、放課後児童クラブの登録児童数につきましては、令和5年5月1日現在で申し上げますと648人です。

次に、放課後児童クラブ利用手数料の無償化に伴う利用者数の動向につきましては、若干の増加はあるものと考えており、児童数に見合った必要な数の物品等を買いつけなど、受入れに当たっての環境を整えてまいります。

また、予算措置につきましては、毎年度の予算編成作業を通じて、クラブごとの児童数の傾向を把握し、職員配置や必要な経費を精査しながら、充実した事業となるよう取り組んでまいります。

次に、こども医療費助成の継続実施への考え方につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることにより、より安心して子育てできる環境を提供できるものと考えておりますので、将来にわたって継続して実施していくことを前提として取り組む考えであります。

今後、毎年度の予算編成作業を通じて、必要な経費や財源などを精査しながら着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、私の考える子育て支援策の進捗状況などにつきましては、達成率などの数値でお示しすることはできませんが、子育て世代の経済的負担の軽減については、今回の提案分を含め、保育料の引下げや第2子以降の無償化を図るなど、おおむね進めることができているものと考えております。

また、保育環境の改善や保育士確保策の実施のほか、銭函小学校放課後児童クラブの新築など、子供の居場所の充実についても着実に推進しているところであります。

今後、必要と考えている取組といたしましては、子供の遊び場や居場所の充実などが挙げられますが、時間の経過とともに新たなニーズや課題が見えてくるなど、現時点で具体的なゴールを定めることは大変難しいものと感じており、引き続き子育て世代の声をしっかり聞きながら、皆さんが、このまちに住んでよかった、このまちに住み続けたいと思ってもらえるような取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、分区条例の改正に伴う景観の保持につきましては、分区条例におきましては、建物の用途に関する規制はあるものの、景観上の規制はありません。北運河地区の修景厚生港区については、小樽市景観計画で指定した小樽運河北地区と日本郵船地区に位置づけられ、それぞれの地区における特徴を踏まえた景観形成が必要となることから、事業者に対して歴史的な町並みとの調和を図るため、建築物の高

さや連続性、色彩などの制限が守られるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 2項目め、市内経済及びまちづくりについて伺います。

まず、北海道バレー構想と小樽について伺います。

千歳市に建設が進むラピダス北海道工場を軸に、苫小牧市から石狩市にかけて、関連事業や再生可能エネルギー誘致に向けた取組を北海道が取り組んでおります。道内の産業を大きく変えるこの構想の枠組みに、本市としてもチャンスと捉え、積極参画をすべきものと考えます。

本市として、この北海道バレー構想にどのように関わっていくのか、お示してください。

さらに、今後の具体的な課題として考えることに基づき、以下、質問させていただきます。

まず、石狩湾新港との関係です。

石狩湾新港は、再生可能エネルギーを中心とした電力供給の拠点として注目されております。今年度、大型の風力発電設備が稼働し、今後も石狩市沖に開発が予定されているところです。現在、石狩湾新港港湾区域内、北防波堤沖の風力発電設備について、固定資産税の課税主体をめぐり、小樽市と石狩市の協議がまとまらない状況であります。この調整で北海道が仲介するとのことですが、本市としては、この施設の大半が小樽市域に設置されていることを主張し、海底ケーブルを含めて、再生可能エネルギー拠点が小樽市にあることを周知していただきたいと思っております。

これについて、前回定例会でも質問しましたが、石狩市との協議について、その後、進展等があればお示してください。

今後もしっかりと、これら設備が本市市域に立地することを主張し続けていただきたいと思っております。見解をお示してください。

石狩湾新港西地区は小樽市域であり、今後、北海道バレー構想が具体化するに伴い、開発が期待できるものと考えます。さらには、銭函工業団地方面に向けても企業誘致等を促進させることが可能であると考えます。

そこで伺いますが、今後、石狩湾新港西地区のさらなる開発を石狩湾新港管理組合に予算措置も含めて要望するべきと考えます。見解をお示してください。

さらには、銭函地区についても、北海道バレー構想に伴う情報収集と戦略的企業誘致を行うことが重要と考えます。これまでの取組と今後どのような取組を行うのか、お示してください。

カーボンニュートラル社会を目指す現在において、企業が使用するエネルギーがクリーンエネルギー由来のものかどうかことが事業促進に重要な問題となるとのことであります。今後の企業誘致事業において、この観点を見過ごして取り組むわけにはならないものと思っております。

本市が再生可能エネルギーを誘致することは、これまでの経緯から、エネルギー事業者が住環境や景観に配慮を見せず、住民不信を買った経緯があり、特に観光都市である本市が市域内に大規模な風力発電施設や太陽光発電施設を誘致することは難しいものと考えます。

しかし、さきに述べたカーボンニュートラル社会に向けた取組として、ゼロカーボンシティを目指す本市としても、再生可能エネルギー施設を立地させることが重要と考えますが、こういうジレンマを抱える中で、本市はどのように考え、取り組むつもりなのか、お示してください。

このことは、北海道バレー構想に本市が参画していくためにも重要と考えますので、明確な御答弁を

お願いいたします。

次に、本市の市内経済に関連して伺います。

まず、市内の人材不足への対応について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの5類移行後、市内経済は復調傾向をたどっておりますが、一方で深刻な人材不足に陥り、製造業、建設業などを中心に人材不足の声を多く聞くところでもあります。以前の議会議論でもこの状況を指摘し、外国人材受入れの体制整備を呼びかけました。この間、後志管内仁木町では、ベトナム政府と連携し、ベトナム人材を200名ほど獲得し、主力産業である農業に従事していただいているとのこと。また、農業閑散期の冬期間は、本州の農業者と連携し、その人材が通年雇用されるよう手配を行っているとのこと。本市でも、製造業では、感染収束後に生産量増量に向けて人材確保が必要な状況下、各企業で充足できないままの稼働が続いているとのこと。

外国人材受入れについて、まず大きな課題は在留資格認定に関するものですが、現在の技能実習、特定技能の制度見直しが行われ、外国人材がより活用しやすい環境に変化してきております。これに伴い、今後、より多くの外国人材が受け入れやすい環境となります。その際、生じる課題として、就業の際の言葉の壁、通勤時の送迎、住居の確保、生活習慣や風習、地域生活上のルール等の周知徹底、生活情報の提供等が挙げられます。こうした問題は、現在、外国人を受け入れる事業者や外国人材事業協同組合等が対応に追われているところ。さらには、こうした課題により、外国人材を受け入れることに足踏みをする事業者もあるのが実情です。

改めて本市に求めますが、人材不足の状況をいち早く脱するためにも、これら課題の解消を含め、外国人材受入れに向けた対応整備に取り組んでいただきたいと考えます。見解をお示しください。

次に、中心市街地整備に関連して伺います。

この問題も、これまで多くの議論をしてまいりました。平成30年第3回定例会の折、小樽駅前第1ビル、第2ビルの老朽化の状況、そして、小樽駅前広場の危険な交通状況を指摘し、手始めに小樽駅前第1ビル周辺地区から取り組んではどうかと質問しました。市長は、駅前広場の危険性やビルが老朽化した小樽駅前周辺を観光都市小樽にふさわしい玄関口として整備するために、関係各所と協力しながらリーダーシップを発揮されたい旨、御答弁されました。

平成31年第1回定例会の一般質問で私は、第1ビル周辺地区で再開発準備組合を中心に議論を進めている、この地域から手始めに議論を進め、同組合が求めている中心市街地活性化基本計画策定をすることについてどのように考えているのか伺いました。

御答弁では、令和元年度、同組合や関係機関と連携し、議論を進め、本市の役割や必要な計画、スケジュール等について調整してまいりたいという御答弁でした。さらに、中心市街地活性化基本計画策定のめどなどについては、中心市街地活性化基本計画と小樽市立地適正化計画等の策定を挙げ、今後、同組合や関係機関等と議論し、策定のタイミングについても調整とのことでありました。

令和元年第2回定例会一般質問の折にも、同組合や関係機関と、その後の協議について伺ったところでもあります。現状、小樽市では、来年3月に小樽市立地適正化計画が策定される予定であり、それを受けてどのような中心市街地形成をするのか注目しているところでもあります。小樽駅前周辺は、当然に都市機能誘導区域であると考えますが、今、更新を検討している小樽駅前第1ビルや駅前広場について現状どのような計画が進行しているのか、お示しください。

また、駅前広場と第1ビル周辺地区で、再開発準備組合や関係機関との協議についての現状をお示しください。

また、中心市街地再整備は、国からの補助、支援メニューを利用して進めるものと思いますが、現状、利用できる補助、支援メニューなどがあるのか。あるとしたら、その利用、活用に向けてどのような取組を行っているのか、お示してください。

中心市街地の再整備、これまで再々開発という言葉を用いて議論いたしました。議会議論は、前市長からのものですが、前市長は、駅前広場の再整備について抽象的に必要性を説く以外、全く御興味のなような答弁をされておりました。

迫市長の市政下で、小樽駅前周辺の中心市街地再整備について検討が始まりましたが、折しも中心市街地活性化法と都市再生特別措置法によるまちづくりをめぐる制度のはざま期での検討であり、時間を要することも理解できますが、小樽市を取り巻く環境は刻一刻と進んでおります。小樽市ももっとスピード感を持って、小樽駅前全体の今後のビジョン構築、再整備事業推進に向けて努力すべきと思います。

本年11月、経済常任委員会で視察した宮崎県都市では、中心市街地に立地する百貨店が撤退し、集客力が落ちた中心市街地を官民連携で再整備の計画を立案し、見事な施設群へとよみがえらせた経緯を学ばせていただきました。今では、シティホテルやスーパーマーケット、レストランやオフィス等が入居する民間施設と、広々とした図書館、子育て施設、保健センターなどが入った公共施設が隣接する、すばらしい施設群となっております。

この設備について、以前の百貨店建物の除去から、跡地整理、新施設群建設までの計画と完成まで5年程度の時間で進められたとのこと。本市の中心市街地の再整備についても、機能集約等の議論も行い、さらに整備に向けた作業を加速させる必要があるものと考えます。見解をお示してください。

その加速の過程で、先述した北海道バレー構想の進展に後れを取らぬよう、既に建設の進むラピダス北海道工場に関連する企業を市中心部に誘致を進めるべきであると考えます。見解をお示してください。

まちづくりの観点から、もう1点、ウイングベイ小樽に関連して伺います。

先日、新しく設立予定の看護学校がウイングベイ小樽の施設を利用せず、運営法人が新築する医療施設に併設する旨の報道がなされました。看護学校の今後については次の項で伺いますが、懸念すべきは、ウイングベイ小樽の施設運営に関することとあります。この施設は、本市南東部の拠点となるべき施設であると考えます。そのため、この先もしっかりと持続させる必要があるものと思います。

そこで伺いますが、現在、様々な計画の中で公共施設の統合等も示されている中で、以前より議論をさせていただいている保健所の同施設への移転について検討されているのか、お示してください。

また、その他の施設についても同施設を利用することは考えていないのか、お示してください。

次に、公共交通に関連して伺います。

本市を取り巻く公共交通の課題は多々ありますが、新幹線札幌延伸に伴う自治体間の交通手段については我が党一般質問で行わせていただきますが、本日は市内公共交通の今後について伺ってまいります。

本市の公共交通を担っていただいているバス路線も運転手不足により、ダイヤ改正のたびに少しずつ減便されているのが現状です。燃料高騰等も相まって、現状維持もこの先、難しい可能性がある中で、新しい公共交通システムの導入検討を本年第1回定例会から訴えております。隣接の石狩市では、本年6月に都市型ロープウエー導入に向けた検討を開始し、先日の新聞報道で明らかになったとおり、構想案をまとめるに至っております。構想では、石狩湾新港地域から、石狩市中心部を経由し、札幌市東区栄町、北区麻生、手稲区手稲のそれぞれ地下鉄、JR駅間を結ぶ路線が検討されているとのこと。

これまでの議会議論で、本市でも都市型ロープウエーについて調査等を行っていただくとのことでしたが、この間の進展についてお示してください。

これまでも一貫して訴えてまいりましたが、本市の特徴を生かす場合、観光路線と生活路線を融合さ

せ、都市型ロープウエーとバス路線との併用により収益性も含めて本市の公共交通をこの先、維持させるべきと考えます。さらには、公共交通を担う人材不足にも対応できるものと考えます。石狩市では、令和14年の運行開始を本構想の中にうたっております。本市としても積極的に導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。見解をお示してください。

次に、観光に関連して伺います。

先日、本市の今年度上半期の観光入込客数が公表されました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた昨年度の176%増という数字が示されており、特に外国人観光客がコロナ禍以前の状況に戻りつつあるのが現状です。市内では、宿泊客数も宿泊施設も増加し、宿泊客数に関しては、コロナ禍前の令和元年度比112.6%と増加傾向であります。

こうした状況を受けて、これから下期の後半に入りますが、今後について数点、伺います。

小樽雪あかりの路のメイン会場が昨年より範囲を拡大して実施されることも示されており、冬の観光繁忙期を迎えるこれからの時期、降雪により、観光客の方々が回遊しにくい状況となります。毎年課題として挙げられることは、観光エリアの歩道の除排雪についてであります。雪に慣れない観光客の方々が歩きやすいよう、歩道の除排雪対応をしっかりとお願いしたいと考えます。今冬、実施する対策についてお示してください。

また、冬の回遊性を高めるには、徒歩だけの移動は困難を極めます。観光客の方々が充実した市内観光を楽しむための移動手段を考える必要があると思います。以前は、市内散策バスなどが運行されておりましたが、こうした対応を事業者と協働で行うことも必要と考えます。見解をお示してください。

さらに、観光客が増加傾向にあり、宿泊客数が増加しているところ、宿泊税導入に向けた作業を加速していただきたいと思います。前回定例会、経済常任委員会に新たな財源の制度概要案が示されましたが、その後、導入までのスケジュールなどは示されておりません。本市としての具体案をお示してください。

また、北海道でも宿泊税導入を検討し始めました。北海道の進め方にかかわらず、本市として導入に向けて行うべきことを速やかに行っていただきたいと思います。見解をお示してください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内経済及びまちづくりについて御質問がありました。

初めに、北海道バレー構想と小樽についてですが、まず、北海道バレー構想への本市の関わり方につきましては、この構想は、苫小牧市から石狩市へと至る一帯を半導体関連産業の一大集積地とするものであると認識しておりますが、具体的に本市が含まれているかどうかは示されておりません。

しかしながら、ラピダス社の進出に関連した経済波及効果は相当なものであると認識しており、先日、小樽商工会議所からも、ラピダス社に関連した経済波及効果が現れる取組を推進するよう要望がありましたので、市内経済団体と連携しながら、引き続き情報収集や誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港洋上風力発電設備の固定資産税に関わる石狩市との協議につきましては、本年11月15日に北海道の意見が本市及び石狩市に示され、その内容は、港湾区域内には両市の境界が決定されていないことや、総務省からは、固定資産税の課税のためだけに地方自治法に基づく境界を定める必要は

ないとの見解が示されていること、両市は港湾管理者である石狩湾新港管理組合の構成市であり、組合規約により、副管理者の数、議員定数、負担金の負担割合が同数であること、以上を踏まえ、組合の構成市である両市に課税権が存在するものであり、両市協議の上で固定資産の配分割合を決定するものと考えられるというものであります。これを受けまして、総務省の見解や北海道の意見を踏まえた両市の御意見を見いだすべく協議を進めているところであります。

次に、石狩湾新港洋上風力発電設備の固定資産税に関わる見解につきましては、北海道の意見が示されましたので、総務省の見解や北海道の意見を踏まえて、両市の合意点を見いだす必要があるものと考えております。

次に、石狩湾新港西地区のさらなる開発につきましては、当該地区には港湾計画で位置づけられた岸壁や埠頭用地などの未整備施設がありますので、今後の港湾整備の進め方については、これらの施設整備による新たな貨物の掘り起こしの視点も踏まえ、引き続き石狩湾新港管理組合と意見交換し、施設の利用が見込まれる場合には、本市としても要望してまいりたいと考えております。

次に、北海道バレー構想に伴う情報収集などの取組につきましては、これまで北海道が主体となっている北海道次世代半導体産業立地推進連携会議の下に設置された市町村ネットワークに本市も加入し、説明会に参加するなど、必要な情報収集を図っているほか、北海道や関係機関と連携し、名古屋市内で開催された半導体関連の産業展に参加し、本市の立地環境のPRなどの取組を行っております。

今後につきましても、半導体関連産業の設備投資動向を注視しながら、本市に立地可能性があるターゲット企業を選定し、誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー施設の立地に対する本市の考え方につきましては、2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す本市においては、脱炭素に向けた取組を着実に進めていく必要があります。推進に当たっては、市民生活への影響などを適切に判断するとともに、市民をはじめ関係者の理解を得ることが必要でありますので、関係者とは理解が得られるよう協議を重ね、生活環境や自然環境の保全と再生可能エネルギー施設導入との両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、市内経済についてですが、外国人材の受入れに向けた取組につきましては、私としても、本市における外国人材の重要性は十分認識しておりますので、8月に開催されたオタルスクラムミーティングにおいて、外国人材を紹介する事業者による受入れ制度に関する講演を実施した上で、参加団体と意見交換を行うなど、市内事業者からの聞き取りを進めているところであり、引き続き、市内事業者の要望等の把握に努めながら、外国人材受入れに関する効果的な支援策について検討してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地整備についてですが、まず、駅前広場等の計画の進行状況等につきましては、JR小樽駅前広場再整備基本計画については、令和4年5月に策定し、これまで北海道旅客鉄道株式会社と、広場の造成、管理について、北海道とは、駅前広場の都市計画決定について協議を行ってきたところであります。

駅前第1ビルの再開発については、平成29年10月に再開発準備組合が設立され、現在、事業計画の策定に向けた準備を進めているところでありますが、この間、本市とは再開発事業の都市計画決定条件や国庫補助の採択条件など、協議を進めてきている状況であります。

次に、中心市街地整備における国の補助や取組につきましては、中心市街地を含めた小樽市全域については、小樽市立地適正化計画を策定することで、計画に位置づけた公共公益施設の誘導、整備等に関わる都市構造再編集中支援事業の補助の活用が可能となります。

中心市街地にある小樽駅前広場については、街路事業の補助メニューがあり、北海道に都市計画決定

や補助要件などを相談しております。

また、駅前第1ビルの再開発においては、市街地再開発事業の補助メニューがあり、現在その要件である小樽市立地適正化計画の策定を進めております。

次に、中心市街地の整備に向けた作業につきましては、中心市街地の将来像は、小樽駅前広場の再整備事業と駅前第1ビル等の再開発事業の姿が明確になってから、その方向性を見定めていくべきと考えております。

したがって、まずは駅前広場の再整備事業については、関係機関との協議を進めるとともに、再開発の事業計画の策定に向けた準備についても、引き続き協力してまいりたいと考えております。

次に、ラピダス北海道工場に関連した市中心部への企業誘致につきましては、これまでも市中心部の活性化につながるため、サテライトオフィス誘致事業や創業支援事業を実施しておりますが、ラピダス北海道工場に関連する企業につきましても、必要な情報収集を図りながら、立地の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、ウイングベイ小樽における公共施設の利用につきましては、昨年2月に策定した小樽市本庁舎長寿命化計画において、保健所は、別途整備方針を検討すると位置づけており、移転について検討を進めているところであります。

また、このたび新たな看護学校の設置ができなくなったことから、保健所庁舎と建物が一体となっている小樽市総合福祉センターなど他の行政機能についても移転が可能かどうか、併せて検討を行っているところであります。

次に、市内公共交通についてですが、まず、都市型ロープウエーの調査につきましては、本年7月、ロープウエーに関連して、先進的な取組している事業者2社から、建設費や設置条件などについて聞き取り調査を行いました。このうち、実際に市街地で運営している事業者は、公共交通として想定していないということであり、また、もう1社については、現在、公共交通としての活用を目指し、開発中とのことでした。今回の調査においては、用地の確保及び建設費、地形的要因、冬季の対応、採算性などに課題があることが確認されました。

次に、都市型ロープウエーの導入につきましては、ただいま申し上げましたとおり、公共交通として導入するには解決すべき課題が多くあることから、現段階においては、導入は難しいものと考えておりますが、今後も、事業者と情報交換を継続し、他都市の動向も注視しながら調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、観光に関連してについてですが、まず、観光地における歩道の除排雪につきましては、これまでも観光に配慮した除排雪の強化として、歩車道における早期の排雪や雪山の低減に努めてまいりましたが、今冬から新たに観光客が多い堺町通りなどの歩道路線を重点路線として加え、冬期間の安全な歩行空間の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、冬の市内観光における移動手段につきましては、鉄道、路線バス、タクシー、レンタカーなどが挙げられますが、おたる散策バスは、コロナ禍における観光客の減少を理由に令和2年6月に運休して以降、乗務員不足などにより、運行再開は難しいとバス事業者から伺っております。

しかしながら、現在、本市の観光客は回復傾向にありますし、特に個人旅行者の市内移動の利便性、回遊性を考えますと、改めて運行再開についてバス事業者に働きかける必要があるものと考えております。

次に、宿泊税導入までのスケジュール等につきましては、現在、前回の定例会で報告した制度概要案を基に、道内他都市や北海道、総務省との意見交換を行っており、今後は、宿泊施設との意見交換を行

い、北海道、総務省との事前調整後、条例の原案を議会に提出し、パブリックコメントの実施を予定しております。その後、条例案を議会に提出し、総務省への同意申請や、周知のため、一定の準備期間を設ける必要があることから、宿泊税の課税開始には、おおむね2年程度の期間を要するものと考えております。

次に、速やかに宿泊税導入を行うことにつきましては、本市としましては、令和7年4月の導入を目指し準備を進めてきましたが、本市と北海道の導入時期が異なることで、特別徴収事務を担う宿泊事業者の事務負担の増加なども予想されることから、北海道の制度概要や導入時期を確認しながら、導入に向け、準備を進める必要があると考えております。このため、本市の導入時期は遅れることが予想されますが、令和7年度中の導入を目指し、準備を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

**○15番（中村吉宏議員）** 3項目め、市民生活の安心安全について伺います。

まず、成人の歯科健診について伺います。

本市では、これまで後期高齢者歯科健診について事業実施しております。口腔内の健康維持は、体全体の健康維持、さらには様々な疾病予防に重要であることが医学的にも証明されております。本市市民の健康維持のため、この歯科健診を後期高齢者に限らず、成人市民が受診できるよう事業化していただきたいと思っております。このことは、本市歯科医師会も求めている事柄であり、とりわけ歯周病検診をきっかけに口腔管理の維持につなげる重要性が説かれております。成人の歯科健診について、始められる事業から始めていただきたいと考えます。見解をお示してください。

次に、小・中学校への冷房設備設置について伺います。

今夏の暑さを経験した本市市民の多くから、学校への冷房の導入が求められ、本年第3回定例会の時期に、本市議会からも市長に要望書を提出いたしました。市長の即断即決で、来夏までに市内小・中学校の全教室に冷房設備設置の予算が計上され、専決処分されました。この御英断には、心より敬意を表するところであります。

さて、この設置について、今後の進展について何点か伺いたいと思っております。

まず、この事業を執行するに当たり、事業者の状況についてであります。

この事業は、市内を三つのエリアに区分し、それぞれに市内設備会社を中心となり、共同事業体を編成して実行するとのことですが、しかし、市内建設関連事業者も人材不足等により、来夏までの工期で全て完工できるのか心配です。市として、事業者が期間内に業務遂行できる状況であるのか、業界団体に確認等は行われたのか、お示してください。

また、入札不調など、工期内の完工が困難な状況が生じた場合、どのように対応するのか、お示してください。来夏の暑さ対策が期間内に完了することを願っております。

次に、市内看護学校に関して伺います。

現行の小樽看護専門学校が令和7年度末に最後の卒業生を輩出した後、閉校となります。令和8年度開校を目指し、新設の看護学校が開校予定であります。

令和3年第1回定例会自由民主党代表質問で、新設の看護学校校舎をウイングベイ小樽に設置を求めたところ、有力な候補である旨の御答弁がありました。しかし、直近の報道によると、市、医師会、学校を運営する医療法人の三者協議で、新看護学校は、学校を運営する医療法人の病院と併設するという

ものであります。議会に何の情報、報告もないまま報道を目にし、大変驚き、戸惑っておりました。

令和3年度以降、ウイングベイ小樽と本市、当該医療法人、さらには本市と医療法人との間で校舎に関する協議がどのぐらい行われたのか、お示してください。

また、看護学校検討協議会では、新看護学校が使用する校舎について、どのような協議が行われてきたのか、お示してください。

さらに、実際に施設を利用する医療法人と施設側との利用に関する交渉の内容をお示してください。

この点に関して、市は内容を把握していたのか。把握していたのであれば、どのような内容で交渉が進められ、市としてどのように関わってきたのか、お示してください。

また、ウイングベイ小樽の施設を利用するに至らなかった理由を明確にお示してください。

次に、新看護学校開設に向けたスケジュール等について伺います。

当初把握している新看護学校開校は、令和8年度からと伺っております。報道によれば、新看護学校の移転新築は、早くても令和11年4月となり、この間、仮校舎を利用することとあります。法人が示すこの計画は、道の認可する内容となるのか、お示してください。

以前の議会議論でも明らかにしましたが、これまで年間60名程度、市内で輩出できた看護人材が、令和8年度に新看護学校が開校できても、看護師育成に4年を要するため、令和11年度までは、小樽市立高等看護学院からの30名程度の看護師輩出にとどまります。開校時期が遅れると、その状態が継続し、高高齢化する本市で医療機関にも大きな影響が出ることは必至で、結果、市民不安を生み出します。

教員人材獲得については全学校の職員にお願いするにせよ、生徒募集やカリキュラム編成など、取り組むべき課題は多いと考えます。それらを踏まえ、新しい看護学校が予定どおり開校できるのか、市の見解を示すとともに、今後の対応についてお示してください。

次に、地域コミュニティーのこれからについて伺います。

町内会の役員が高齢化し、運営維持が困難になる事例を耳にしております。一方で、IT化が進み、町内会業務を効率化するために、IT機器やITを利用した仕組みづくりが重要度を増しております。ITが身近ではない高齢者の方々にも、ITに触れ、少しでも慣れていただいて、コミュニケーションツールとして利用していただくことを促進するべきと考えます。例えばコミュニケーションツールとして、スマートフォンでLINEアプリを活用し、ふだんの連絡事項はもちろん、近年多発する災害時の安否確認等にも有効です。町内会で、高齢者が少しでもITを身近にするべく取り組むことを本市も推奨し、さらには支援するべきと考えます。

そこで伺いますが、本市では、今年度事業としてシニアスマホ教室を開催しております。事業の内容と開催方法、これまで行った回数、参加人数をお示してください。

また、参加された方の感想などをお示してください。

さらには、フォローアップの体制などはどうなっているのか、お示してください。

一方、本市のふるさとまちづくり協働事業を活用し、町内会を対象として、町内会の方々にスマートフォンの利用方法を伝えるスマートフォン教室を実施する団体もあるとのこと。どのような内容か、これまで行った回数、参加人数をお示してください。

今後、町内会では電子回覧板等も検討されていると伺いました。この推進に当たっての市の関わり方をお示してください。

本年11月、我が会派は会派視察で広島県広島市を訪れ、これからの地域コミュニティーづくりについて学んでまいりました。広島市では、小学校区を一つのコミュニティーとして捉え、町内会もそのコミュニティーに入る形で進めているとのことでした。行政から各町内会への行政支援をやめ、政令市であ

る広島市は、行政区にある社会福祉協議会に地域コミュニティーづくりを行ってもらっているとのことでした。社会福祉協議会は、地域連携基金を設置し、エルモと呼ばれる認定団体に市から受けた支援金を交付し、伴走型で活動を支援しております。

エルモの取組は様々で、特に象徴的だったのは、大学生に地域コミュニティーへの参画意識を持ってもらうため、地域課題についてのワークショップを開催するなど活発に活動しているとのことでした。

スマートフォン教室や電子回覧板の構築、さらには新しい地域コミュニティー構築について、学生など若い世代を巻き込む取組が必要と考えます。本市としても積極的に取り組んでいただきたいと考えます。見解をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、市民生活の安心安全について御質問がありました。

初めに、成人の歯科健診についてですが、成人歯科健診の取組につきましては、国の歯科健康診査推進事業を活用し、歯科医師会の協力を得て、令和4年度は60歳を対象に、5年度は40歳、50歳、60歳を対象としたモデル事業を実施してきました。市といたしましては、今後、このモデル事業の成果を踏まえながら、対象年齢を拡大するなど、事業の本格的な実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、小・中学校への冷房設備設置についてですが、まず、業界団体等への確認につきましては、業界団体等からは、早期の発注であれば冷房設備機器や人員の確保が可能であり、来年の夏までに工事が完了できると伺ったものであります。

次に、工期内の完工が困難になった場合の対応につきましては、入札不調の場合には、その原因を調査した上で、工事をさらに分割し再入札するなど、来年の夏までに完了できるよう努めてまいります。

なお、教育委員会では、不測の事態も想定して、小・中学校の夏季休業の期間について、現在、校長会と協議を行っているとおっております。

次に、市内看護学校についてですが、まず、新たな看護学校の校舎に関する協議につきましては、対面では、株式会社小樽ベイシティ開発と市が17回、同社と医療法人が6回、同法人と市が看護学校検討協議会を含め23回行ったほか、必要に応じて電話やメールでのやり取りを行ってきたところであります。

次に、看護学校検討協議会での協議内容につきましては、ウイングベイ小樽を新たな看護学校の開設場所として交渉を進めること、また、その交渉には市も関わっていくこととしたところであります。

次に、同法人と同社の交渉内容につきましては、同施設への入居に関わる賃貸期間や賃料等の条件のほか、入居に伴う改修費等について協議が行われたところであります。

次に、交渉内容の把握と市の関わりにつきましては、市が両者の仲介役となり、交渉の場にも同席する形で協議を進めてまいりましたが、交渉内容につきましては、両法人の経営に関わる事項でありますので、この場でお示しすることは差し控えたいと考えております。

次に、ウイングベイ小樽での開設に至らなかった理由につきましては、経営再建中の同社にとっては、来年度の経営計画を策定する上で、協議の迅速な進展が不可欠であったところ、看護学校としての設置基準等において、クリアすべき諸課題の解決に向けた検討や調整に、なお相当の時間を要することが見込まれたため、協議を終了したものであります。

次に、北海道の認可につきましては、現時点では詳細が決まっておりませんので、お答えをすることはできません。

次に、新たな看護学校開校の見通しにつきましては、開校に向けて必要となる取組として、教員等の人材確保、カリキュラム編成、学生の確保方針や募集計画の策定などがありますが、これらの取組の前提となるのが学校の開設場所を決定することであり、このことを最優先事項として取り組んでいく必要があると考えております。

次に、地域コミュニティーのこれからについてですが、まず、シニアスマホ教室につきましては、60歳以上の市民を対象にスマートフォンの使い方を学んでもらうことを目的として、市内複数の会場で1講座60分、8名を定員とし、1日3講座、文字入力やLINE、安全な使い方などの講座に加え、スマートフォンの困り事を個別に相談できるスマホ相談室を開催しております。

11月末までに15回開催し、延べ167の方が参加され、講師の説明が分かりやすくよかった、さらに使いこなせるようになりたい、理解が深まったが忘れてしまいそうなどの感想をいただいております。

参加者へのフォローアップ体制は、特段、取っておりませんが、同じ講義や相談を再度受けることは可能としております。

次に、ふるさとまちづくり協働事業を活用して実施された町内会を対象としたスマートフォン教室につきましては、内容は、スマートフォンの基本操作のほか、グループでの情報共有の方法や、災害時避難に役立つアプリの活用方法を紹介するものであります。

年度ごとに回数と参加人数を順に申し上げますと、令和3年度が7回、延べ50名、4年度が10回、延べ104名との報告を受けており、5年度は11月までの実施分となりますが、12回、延べ121名と聞いております。

次に、電子回覧板の導入に向けた本市の関わりにつきましては、現行の紙面での回覧板は町内会の負担になっているという声も聞いておりますので、電子回覧板の導入は、負担軽減につながる有効な対策の一つと考えております。

しかしながら、この導入に当たっては、スマートフォンをはじめとしたデジタル機器の使用が前提となりますので、総連合町会と協議しながら、まずは町内会役員等がデジタル機器に慣れる環境づくりに向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、町内会活動への若い世代の参加促進につきましては、今後の町内会活動の活性化を図るためには、本市としても重要な課題であると認識しております。このことから、町内会活動への興味、関心を深めてもらうため、各町内会の活動の状況を市のホームページ等から発信し、周知していくこととしております。

また、町内会がデジタル化を推進するに当たり、一般的にデジタルの知識や技術に明るい若年層の参加を促進できるような取組について、総連合町会と協議してまいります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 15番、中村吉宏議員。

**○15番(中村吉宏議員)** 何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、石狩湾新港に関連してお伺いいたします。

石狩市との協議についてでありますけれども、御答弁の中では、道が仲介しというところで、総務省の見解などをお示いただきながら、道が両市との合意点ということで、行政区の境界は特に示す必要がないのだという見解に基づいて、両市の協議でというお話でありました。

そういうお話であれば、前提としての、いわゆる石狩湾新港管理組合へ、両市がどのぐらい協力して

いるかなどが勘案されてというようなことなのかと伺いましたけれども、そうであれば、極端な話ですけれども、例えば、小樽市が全く課税権はゼロだと、石狩市が100だというようなお話ではなくて、あくまでもその配分に応じて割っていくという協議がこれから始まるという認識でよろしいのかどうかというのをお答えいただきたいと思います。

それともう1点、観光に関連してのところであります。

冬の観光客の皆様の回遊性を高めていくためにと、以前は、おたる散策バスがありましたが、今は、運行していないのだという状況で、事業者と協働で、こうしたことも必要と考えるということで、以前は、おたる散策バスがあったという前例を出したのですけれども、もちろんバス事業者も、今、人材不足、運転手不足で大変な状況かと思えます。

それを踏まえた上で、例えばほかの交通事業者、分かりやすく言うとタクシー事業者ですとか、その他何か公共の交通、あるいはそれに限らず、運行ができるようなところをピックアップしながら、足元の悪い冬の回遊性を高める手段を何かしら御用意できないかという趣旨でお伺いしたのですけれども、そういったことの御検討をいただけないのかというところをもう一回お示しいただきたいと思います。

それと、宿泊税に関連してお伺いいたしました、導入までのスケジュール等がお示しいただけないかという趣旨の御質問をさせていただきました。

いろいろなお話があった中で、さらにもう一つ、北海道との進め方にかかわらず、本市として導入に向けて行くべきことを速やかに行っていただきたいということもお伺いした中で、令和7年度中の導入を目指すけれども、ただ、北海道の導入の検討いかによるといようなお話が出てまいりました。

逆に言いますと、私は以前から観光税の導入を議会の中でお伺いしてまいりましたけれども、その際には、福岡県などの事例も以前の議会の中でお示しした中であります。県と福岡市は相当にこの辺り、協議と申しますか、福岡市がしっかりと市として導入をするような議論の経過を踏まえたということも前の議会の中でお示しをしてきた中で、今、北海道と、それから、導入を検討している本市が類似の状況になってしまい、北海道に足を引っ張られるような、表現は申し訳ない、悪いかもしれませんが、これから後出しで検討していく北海道に、本市の財政を鑑みたときに、影響を受けないような進め方を、速やかな導入をお願いしたいということでこの設問をさせていただいたわけでありまして。こうしたところについて、ひょっとすると本市の導入時期が少し遅れるかもしれない。そういった趣旨の御答弁もあった中で、何とか予定どおりの導入を目指していただきたいというお願いであります、この点どのようにお考えかが1点。

それから、制度案と申しますか、それを議会にもお示しいただけるということでありました。逆に議会に御提案いただく時期がいつ頃なのか、それも踏まえて御答弁を改めていただきたいと思えます。

それと、看護学校の関連であります。

いろいろと質問をたくさんさせていただきましたが、今、看護学校の法人が、先日の報道でもありましたけれども、御自身の法人が経営する病院に看護学校を併設するという進め方で進めていきたいというようなことが載っていた中で、予定どおりの開校ができるのか、すなわち、令和8年度に新看護学校が開校できるのかという見通しのところをお伺いしましたが、課題がいろいろあるのだというところはお伺いしましたけれども、この辺りは予定どおり開校で進めているのか、あるいは進むのか、開校できるのかというところを行政が把握している状況であればお示しいただきたいと思えます。これは、本当に市民の皆さんも不安に思っているところであると私も痛感している部分でありますので、開校できるのかというところについて、いま一度、御答弁いただきたいと思えます。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

風力発電施設に対する固定資産税について、1点目にお尋ねがありましたけれども、これにつきましては、道から考えが示された後に石狩市長ともお会いして、今後の進め方について話し合いをさせていただいておりますけれども、もう間もなく運転が開始されて、固定資産税の課税基準日、1月1日が間もなく到達いたします。

それぞれの考え方は御存じのように、小樽市の考え方も、石狩市の考え方も、このままでは平行線のままです。今後、協議を進めながら、何とか御意見を見いだしたいということでお話をさせていただきましたが、この点については石狩市長も同意をいただいておりますので、今、既に事務レベルで協議をさせていただいておりますけれども、できるだけ早い時期に合意点を見いだしていくというように作業を進めていきたいというふうに思っております。ですから、配分について協議していくという形になろうかと思っております。

それから、2点目の冬の観光における回遊性ということでございますけれども、御質問の中では、散策バスについて御質問ありましたけれども、バスにしても、タクシーにいたしましても、乗務員不足という課題はあるというふうに思っております。どのような方法がいいのかというふうに思っておりますけれども、団体旅行ですと、それぞれバスに乗って市内を移動いたしますけれども、特に個人旅行者にとりまして、比較的、市内の観光スポットというのは、ある程度コンパクトな形になっておりますけれども、それ以外にも小樽市では、祝津、水族館、朝里川温泉地区、天狗山ですとか、郊外にも観光施設がありますので、そこも冬期間営業しているわけですので、そこへの回遊性を、特に個人旅行者に対して回遊性や利便性を高めていく必要性というのはあると思うのです。

ですから、散策バスはコロナ禍によって中断しているということでもありますけれども、改めて、いろいろな方法があるのかもしれませんが、まずバス事業者に対して、観光客も増えてきている状況もありますので、再開できないかどうか、再開するためにどのような課題があるのか、その辺は協議させていただきたいというふうに思っております。

それから、看護学校の開設につきましては、この間、協議会でもいろいろ協議をさせていただいておりますけれども、令和8年4月に向けて学校を開設するというにつきましましては、私と理事長との協議の中でも、それから協議会の中でも確認をさせていただいておりますので、私どもとしては、法人において、令和8年4月に開設できるというふうに認識しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(渡部一博) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私から宿泊税の関係について御答弁させていただきます。

先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、今、北海道でも議論を進めていて、我々のほうでは、第3回定例会のときに制度概要案を説明させていただいて、それを基に今、北海道と協議しているというような状況でございます。

中村吉宏議員の趣旨といたしましては、北海道もいろいろやっておりますけれども、小樽市はなるべく速やかにということなのですけれども、現状で、宿泊者の方には、北海道、それから市町村、それぞれに宿泊税がかかっていくこととなりますので、その辺の総額の調整ですとか、そういったことはどうしても必要になってくる部分もございますので、我々としては、今後、条例の原案を議会にお示ししたい

ということで考えていますけれども、その辺についても速やかに協議を進めて、条例の原案を議会に示したいと思っていますので、今の時点でいつお示しできるということはお答えできませんけれども、速やかに原案はお示ししたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

○7番（平戸理史議員） 会派、みらいの平戸です。代表質問いたします。

大項目1、各基金について。

本市の各資金基金について質問します。

本市では、小樽市資金基金条例に定められているとおり、それぞれの目的に応じて基金が設置されています。基金の成り立ちも様々で、市営プール建設資金基金や市庁舎建設資金基金など、その施設の建設に向けた資金を積み上げるために設置されたものや、小樽市にゆかりのある個人からの資金の提供を受け設置されたものがあります。

まずは、この各基金の中から、個人のお名前が冠された基金についてお聞きします。

小樽市資金基金条例によりますと、連名のものを含めて8名の方のお名前が確認できました。この8名の方には、個人の資産を小樽市の発展のために寄附していただいたことに敬意を表し、心より感謝を申し上げます。

寄附いただいたお金の使い道は、先ほどの条例にも明記されており、寄附者の意向に沿った使い方が当然、求められます。まず、寄附者の意向について、使用の目的は条例に定められているため分かるものの、例えば運用の方法、基金を運用して運用益を使ってほしいのか、早めに事業にお金を使ってほしいのかについては、寄附者の意向は確認されていますか。といいますのも、ホームページにも載っている、各年度の小樽市の財政という資料を確認したところ、個人の名前が冠してある基金があまり使用、活用されていないのではないかと思える内容でした。

商工業振興の資金とするために設置されている岸條太郎商工業振興資金基金については、こちらで確認できた平成13年度には1,026万円でしたが、年々ほんの少しずつ額が大きくなり、令和4年度においては1,041万円となっております。平成13年から令和4年の21年間で約15万円の増加となっているだけで、基金が使われたことはないように見受けられます。また、荒木社会福祉事業資金基金については、平成13年度から令和4年度まで変わらず5,000万円となっております。これではせっかく頂いた資金を、小樽市の発展のために使えていると言えるのでしょうか。今述べた2件以外の基金に関しても、金額の増減は似たようなことになっているものもあり、概して最大限活用しているとは言えない状況と思います。

しかし、寄附者の意向として、基金の運用益を活用し、長期的な財源としてほしいと言われた場合には、数十年間、元金が減らないという運用方法も考えられます。

また、基金の管理は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するとあり、基本的には、基金は定期預金に預けるものと考えられます。寄附があったであろう数十年前の金利では運用益を事業資金とする考えも成り立ちますが、超低金利の今の状況では、個人の資産レベルの金額の運用

で得られる利益はさほど大きくなく、運用益のみを使っていく方法は、現在の状況に適していないと考えますが、個人名の冠された基金の管理方法と、その利率についてお示してください。

その上で、寄附者に現在の金利状況などをお伝えした上で意向を再度確認する必要があると考えますが、寄附者の意向を再度確認するお考えはありますか。

その際に、それぞれの寄附者は高齢化が進んでいる、もしくは既に亡くなっている可能性もあります。もし亡くなっている場合には、寄附していただいた御本人に意向を確認することはできませんが、その際には御意向は誰に確認することになりますか。

また、違う側面では、現金はインフレに対して非常に弱いとされています。貨幣価値は常に変動しているものであり、これまでのように使わずに積み立てておくことは、むしろリスクがあるとも考えられます。寄附者の意向に沿った使い方をすることは大切なことですが、資金を有効に活用しなければ、寄附者の期待に応えることにはなりません。

その際、もし基金を使い切り、残額がゼロ円となった際には、その基金は廃止となるのか、それとも寄附者への敬意を表するために何らかの形で存続していくのか、本市の対応をお示してください。

例えばですが、寄附者に対して、基金を廃止するに当たり、〇〇基金のおかげでこんな事業ができましたであったり、本市の青少年育成に大変役に立ちましたなどと報告することや、本市から対象者に表彰するといった形が、きれいにというか、すっきりと基金を廃止する方法なのではないかと考えます。

続いて、小樽市奨学資金基金についてです。

これは経済的な理由によって就学困難な生徒の学資金とするための基金とのことであり、選考で選ばれた高校生に対して、返済の必要のない学資金を年5万円給付しているとのこと。この基金には、個人または団体からの寄附を受け付けているようですが、この基金積立は寄附からのみで成り立っているものなのか、お示してください。

また、寄附状況を過去5年分お示してください。

毎年、基金の額は上下していますが、毎年、何人の学生に対して給付しているのか、お示してください。

基金の額は、寄附を受け付けているため、毎年、上下があるようですが、令和4年度末では3,579万円が基金にありました。繰り返すにはなりますが、超低金利な状況では運用益がさほど見込めないため、基金の積立額については、毎年使用する額に寄附の推移を考慮した金額を加えた額であればいいと考えられますが、ここ十数年を見ても、基金が2,000万円を下回っていません。もちろん、寄附額を正確に予想するのは不可能であるという前提で考えても、基金の額が必要以上となっていることと、十数年の傾向から判断できます。もし、この2,000万円を有効に使うことができれば、給付を増額できたり、給付人数を増やせるかもしれません。何年間で使うかの計画にもよりますが、本当に必要な生徒へ、より多く給付できることは確かです。

基金残高に余裕があるときと、そうでないときで、給付の額、もしくは給付人数を変更していくことも検討できます。こういった基金残高に応じて給付額や給付人数について見直す考えはありますか。

私は基金の積立状況を見て、見直しは必要と考えています。そして、見直しに至るためには、まず目標、もしくは基準となる基金の額の設定が必要になってくると思いますが、そのような目標、基準額は設定していますか。していなければ、設定することを検討してみたいかでしょうか。

続いて、小樽市交通災害遺児奨学資金基金についてです。

これは、交通災害遺児高校進学のための学資金とするためのことで、保護者が交通事故により亡くなった、または重度の障害の状態となった交通災害遺児の方で、高等学校などの生徒に対して、高等学校入学前に遺児となった場合、1人につき15万円、高等学校入学後に遺児となった場合、1人につき5万円を給

付するとあります。この基金は、令和4年度末で基金残高は3,544万円となっていました。

まず、過去5年分の基金への寄附状況と給付状況についてお示しください。

これについても、先ほどの奨学金の基金と同じように、基金が必要以上に大きくなってしまっているのではないかと考えています。小樽警察署の発表データによると、毎年、交通事故によって亡くなる、もしくは重度の障害を負ってしまう方がいる状況が依然として年々続いています。そういった方の御家族にとって高校進学時に行政から学資金がもらえるというのは大変心強いことであり、この基金の意義を感じます。

ですが、基金の積立て状況を鑑みますと、給付額及び給付対象について検討の余地が大いにあるものと考えます。データとして見てみますと、最近の死亡事故発生件数は10件に満たない件数で推移しております。また、本市の18歳未満の人口は全人口の11%程度であること、また、本市の出生数は年々下がってきており、年間400人を下回っている状況なこと、これらを踏まえますと、事故に遭い死亡もしくは重度の障害となった方のうち、18歳未満の子供をお持ちの方の数というのは、今後も年単位にならせば1桁のまま推移していくことが予想でき、本基金を使用した給付は、今後も年間、数十万円程度で推移していくと考えられます。であれば、この基金についても、令和4年度末残高の3,500万円という額についても、必要以上の額となってしまうと考えられます。

私の調べたところでは、平成13年度以降、本基金の残高は3,000万円を下回っておりません。もちろんこれは多くの寄附、善意によって維持されていると考えられますが、もし仮に寄附が全くなくとも、私の推計では、これから40年以上は給付を続けていくことができます。

ということ踏まえてお聞きします。今後、給付額の見直しはされるのか。また、基金の積立て状況を鑑みて、定期的に給付額を見直す必要性は感じていますか。

また、そもそもの話にはなってしまいますが、本基金では、対象者が交通災害遺児のみとなっていますが、交通災害、交通事故以外でも遺児になってしまう方はいます。例えば病气や自死といった形で遺児になった方への本基金を活用した給付について市の御見解を伺います。

奨学資金基金と、交通災害遺児奨学資金基金の二つの基金のそれぞれの問題点を挙げましたが、次は二つの基金の関連性、関係性について質問します。

まず、二つの基金残高は、令和4年度末でそれぞれ約3,500万円ずつとなっており、合計で7,000万円を超えています。それぞれの基金は継続的に給付していくことに重きを置き過ぎて、基金の残高が大きくなり過ぎていていると思います。その要因の一つが基金の目的にあると考えます。小樽市金基金条例にはそれぞれ、「経済的な理由によって、修学困難な生徒の学資金」、「交通災害遺児高校進学の学資金」と目的が定められています。それぞれの基金は、成り立ちの時期や経緯が違うために別の基金となっていると思いますが、どちらも行っている事業は高校進学に困っている高校生への経済的支援であり、現時点では基金が二つに分かれている必要性を感じません。二つの基金を統合することができれば、より多くの給付を行える可能性もありますし、基金の管理の面でもより単純化でき、メリットが多いように感じます。統合を検討してはいかがでしょうか。

例えば、基金の目的を一本化し、経済的理由で進学が困難な方を支援するとすれば、将来的に給付の対象を高校生以外に拡充、もしくは変更することも可能ですし、遺児となった理由にかかわらず給付をすることも可能になると思います。

これまで、各基金について伺いましたが、基金というものは、数十年前に設置されたものもあり、基金設置時とは、市民ニーズも違えば、社会の状況も大きく変わっていることでしょう。当時の担当者はもういないかもしれません。ですが、額の大小はあれど、あるものを適切に使うことが市民の期待、各

寄附者の思いに応えることになるとと思いますので、各基金がしっかり活用されているかの検証及びなぜ活用されていないのか、どうすれば活用できるのかについて、改めて考えていただきたいと思います。

以上、1項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 平戸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、各基金について御質問がありました。

初めに、個人名がつけられている基金の運用方法につきましては、それぞれの基金設置の際に寄附者の意向を確認し、寄附者の意向に沿った運用を行っております。

次に、個人名がつけられている基金の管理方法とその利率につきましては、各基金の現金を銀行の定期預金として管理しており、現在の利率はいずれも0.002%となっております。

また、今後、基金の運用について見直しをする際には、寄附者の意向を再度確認したいと考えております。

なお、寄附者が亡くなられている場合には、法定相続人の方に意向を確認することになるものと考えております。

次に、基金残額がゼロ円となった際の対応につきましては、寄附者の合意を得た上で、基金を廃止することになるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 平戸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、各基金について御質問がありました。

初めに、小樽市奨学資金基金の積立て、寄附状況及び給付人数につきましては、同基金の積立ては、寄附及び積立金利子収入のほか、貸し付けていた時期の返済金で成り立っており、過去5年分の寄附状況につきましては、平成30年度が6件で145万円、令和元年度が7件で155万円、令和2年度が9件で88万円、令和3年度が8件で156万5,000円、令和4年度が10件で1,235万円となっております。

また、給付人数につきましては、毎年70人であります。

次に、基金の残高による給付額や給付人数の見直しにつきましては、同基金の積立てが個人や団体からの御厚意による寄附が大部分を占めており、過去5年間では、令和4年度に大口の寄附を頂いたものの、毎年の寄附額は150万円程度で推移しているため、毎年の残高が200万円程度減少しております。同基金の残高によって給付額等の見直しを行った場合、奨学金制度を安定的に維持することが難しくなることも想定されますことから、同基金の残高に応じて給付額や給付人数を見直すことは難しいものと考えております。

次に、支給額等の見直しのための金額の目標と基準額の設定につきましては、基金の残高に応じた給付額等の見直しは難しいことや、御厚意による寄附を財源としておりますことから、目標額を設定することがなじまないため、現在、金額の目標や基準額の設定はしておらず、今後も設定は困難であると考えております。

次に、小樽市交通災害遺児奨学資金基金についての過去5年分の寄附と給付の状況につきましては、寄附は、平成30年度が3件で3万円、令和元年度が7件で166万6,522円、令和2年度が2件で4万円、

令和3年度が11件で110万円、令和4年度が13件で112万円となっており、給付は、平成30年度が2件で30万円、令和元年度が3件で45万円、令和2年度及び令和3年度は支給がなく、令和4年度が2件で20万円となっております。

次に、今後の給付額の見直し及び定期的に見直す必要性につきましては、全国的に交通事故が減少傾向の中、本市の交通災害遺児奨学資金基金においても、給付対象者や毎年の給付額が少なくなってきたことから、見直しの必要性は認識しておりますので、他都市の状況を含め、給付額などを検討してまいりたいと考えております。

次に、病気や自死での遺児の方に対する本基金を活用した給付につきましては、この基金は、交通災害遺児高校進学の学資金とするために昭和52年に設立されたものであり、この目的に賛同していただいた多くの方から寄附を頂いているため、交通事故以外の事由で同基金を活用することは考えておりません。

次に、当該二つの基金の統合につきましては、二つの基金にはそれぞれに目的が設定されており、これまでその基金の目的に賛同していただいた多くの方から寄附を頂いていることから、目的が異なる基金を統合することによって、基金が目的に沿ったものではなくなってしまうことや、寄附をしていただいた方の趣旨に反する使い方になるおそれがあり、現状では統合するべきではないと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

**○7番（平戸理史議員）** 続いて、大項目2、イベントについてです。

まず、中項目1のイベントへの職員参加について質問します。

皆様御承知のとおり、本市では1年を通して様々なイベントが開催されます。真夏のおたる潮まつり、真冬の小樽雪あかりの路には、小樽市内外を問わずたくさんの方が足を運び、1年の中で最も小樽市が活気づくときであり、参加者やスタッフにとっても毎年の思い出が刻まれているものかと思えます。そのほかにも市内では大小様々なイベントが開催され、小樽市を盛り上げようとする熱い情熱を感じます。私も今年のうだるような暑さの中で、大汗をかき、たくさん水分補給をしながら、おたる潮まつりの潮ねりこみ、ふれこみをしたことは、とてもいい思い出となっています。

各種イベントが及ぼす影響は、来場者による経済波及効果もありますが、来場者に小樽市の魅力を知ってもらうこと、また、小樽市に住んでいる方たちが小樽に誇りを持つことにもつながっていると感じています。観光振興室で所管する、こうしたイベントの開催には、実行委員会の事務局になるなどして協力していると思いますが、そのほかにはどういった協力をしていますか。

また、市として協力をするイベントに基準等がありますか。

日々の生活を送っているだけでは、なかなかまちの魅力に気づくことも難しいかもしれませんが、スタッフとして祭りやイベントに関わると、主催者の熱い思いに触れたり、新たな人とのつながりが増えたり、イベント終了後の疲労感と達成感を同時に味わったりと、ふだんの生活とは違った非日常を体験できますし、何より本人の成長につながります。祭りやイベントには得られるものが多く、積極的に関わることを強くお勧めしたいのですが、こうしたイベントには、イベントが始まる何か月も前から会議を重ね、資金調達を行い、当日のボランティアスタッフを集めるなど、イベントののぎわいの裏にはとてもつもの労力がかかるのも事実です。また、特に大きなイベントには、本市が実行委員会事務局として関わっているものや、実行委員として市職員の方が関わっていることも多いと感じます。

そこで質問です。観光振興室で所管するイベントは、土日に行われることも多いと思いますが、実行委員会事務局を担当している方は、勤務として扱っていますか、ボランティアとして参加していますか。

また、担当課以外の方でもイベントにスタッフとして関わっている方がいると思いますが、その方たちはボランティアで活動しているのでしょうか。

話は少し飛びますが、日本全体が抱えている人口減少問題、そして人材不足について少し考えたいと思います。

本市が直面する一番の課題とも言える人口減少については、人口減少段階が、現在で、若年人口の減少が加速化するとともに老年人口が維持から微減に転じる時期とされる第2段階から、令和7年には早くも、若年人口の減少が一層加速化し老年人口も減少していく時期の第3段階に入ると推測されています。様々な面で将来への心配事が尽きませんが、人材確保の面に関しても早めの対策が肝腎だと思います。

人材は、成長に年単位の時間が必要となってくるものであることに加えて、一度失った人材を取り戻すことはほぼ不可能に近いです。今の20歳代、30歳代は、20年後には40歳代、50歳代となり、本市を支える力強い存在となってもらわねばなりません。こうした20歳代、30歳代の若手の層に魅力的な職場と思われなくなってしまうのは将来的に取り返しがつかなくなってしまうので、特に早急な対策が必要です。現在の本市が取り組んでいる職員のモチベーションを上げるような取組があれば、お示ください。

これまで公務員、役所という終身雇用を前提に、安定していることが強みとされてきていたと思いますが、価値観というのは常に変化していくものです。そこで、ぎりぎりZ世代に分類されている私から、Z世代に効果的と思える施策について提案をしたいと思います。

まず、Z世代とは、1990年中盤から2000年代に生まれた世代を指し、幼少期からインターネットが身近にあり、デジタルデバイスを使いこなし、SNSを利用してコミュニケーションをする世代だそうです。おおむねそのとおりだと思います。Z世代の働き方、仕事に対する考え方として、プライベートを充実させたい、自分に合わない職場なら転職すべき、社会に貢献している実感や自己の成長などにやりがいを感じるといった特徴があるそうです。

これまでの話をまとめますと、人材確保、人材流出防止につながる策として、地域のイベント参加が有効と考えます。今の20歳代や新規で採用されるZ世代にとっては、地域のイベントに参加し、自分も地域のにぎわいをつくる一員なのだと思うことが本市の行政を担う職員にとっての働きがい、やりがいにつながるのではないかと思います。

しかし、プライベートを充実させたいZ世代です。イベントは土日に行われることが多く、プライベートの充実とは捉えられないかもしれません。そこで提案ですが、市職員がイベントの実行委員会やボランティアスタッフとして運営を手伝う場合は、勤務日とすることはできないでしょうか。人材確保、流出防止策としても、職員の資質向上の場を用意する意味でも検討していただきたいと思います。

続いて、小樽運河の管理についてです。

今年は、小樽運河誕生100周年ということで、市内有志が小樽運河100年プロジェクトを立ち上げ、様々なイベントが開催されています。

また、やはり小樽市の観光の目玉といえば運河であり、運河なしに小樽を語ることはできません。本市の発展に大きく寄与したのが運河であり、本来の役割を終えてからも本市の大切な観光資源として大きな役割を担っています。

そんな運河の管理について、小樽運河散策路、中央橋街園は道が主体で管理を行っていると同っていますが、観光案内所のある浅草橋街園は市が管理をしていると同いました。改めて、小樽運河散策路、

中央橋街園、浅草橋街園について、管理主体をお示しいただき、なぜ浅草橋街園のみ市が管理しているのか、お聞かせください。

その中で、浅草橋街園については、観光案内所もありますし、運河の写真撮影をする方のにぎわっている姿を多く見ます。また、イベントのセレモニーで使われたりと、活用されている姿も目にします。

しかし、もう一方の中央橋街園は、ぼつぼつとベンチが置かれているだけで、浅草橋街園と比べると少し寂しい印象を受けます。これはプラスに捉えると、本市が管理していることが、にぎわいをつくり出しているとも考えられます。すると、現在、道が管理している小樽運河散策路、中央橋街園についても、もし市が管理主体となれば、さらなるにぎわいを生み出せるのではないかと期待してしまいます。散策路や街園に給電、給排水設備が設置されれば活用の幅が大きく広がりますし、常設の店舗スペースがあって、運河を見ながらゆったりすることができたらと理想の姿をつい思い浮かべました。観光資源としてさらに輝くことでしょう。

小樽運河散策路や中央橋街園の管理主体を道から市に変えることを検討されてはいかがでしょう。一筋縄にはいかないと思いますが、運河周辺は、第3号ふ頭周辺の整備や旧北海製罐第3倉庫などとともに、これから新たなにぎわいをつくっていく過程にあり、本市としてもこれまで以上に総合的な観点で積極的に100年後を見据えて、運河を考えていってほしいと思います。

以上で、第2項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、イベントについて御質問がありました。

初めに、イベントへの職員参加についてですが、まず、観光振興室が所管するイベントにつきましても、実行委員会の事務局を担うおたる潮まつり及び小樽雪あかりの路のほか、委員として参画するものとそのほかのものが 있습니다。委員として協力する内容は、関係機関への各種申請手続の支援、周知協力、会場設営や当日の現場対応などであり、その他の場合は主に会場設営や当日の現場対応であります。

また、協力するイベントの基準等につきましては、特に明確な定めはありませんが、公共性の有無に加え、観光客の誘客効果や地域の経済活性化などを考慮しております。

次に、イベントへの職員の関わり方につきましては、まず、おたる潮まつりにつきましては、観光振興室の職員全員が勤務扱いとしており、小樽雪あかりの路につきましては、事務局を担当する職員のみを勤務扱いとしております。

また、観光振興室が実行委員会に参画しているイベントについては、職員は基本的に勤務扱いとしており、そのほかの場合はボランティアとして参加しております。

なお、観光振興室所管のイベントに観光振興室以外の職員がスタッフとして関わっている場合については、ボランティアとして参加しております。

次に、職員のモチベーションを上げるような取組につきましては、現在、業務改善などの職員提案を募集し、表彰することで、職員の能力開発やモチベーションの向上につながるような取組を行っておりますが、仕事のやりがいやモチベーションを上げるといった職員の雇用を意識しながら、さらなる取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、市職員がイベントの運営を手伝う場合の取扱いにつきましては、イベントのうち、市が実行委員会事務局を担っているものや、市職員が実行委員会委員となっているものについては、業務の一環と

位置づけ、勤務扱いとすることは可能ですが、それ以外のイベントに職員がスタッフとして関わる場合は、どこまでを業務の一環とするかの線引きが困難であるため、一律に勤務扱いとすることは難しいものと考えております。

次に、小樽運河の管理についてですが、まず、運河散策路や街園の管理などにつきましては、小樽運河散策路と中央橋街園は、道道の道路区域であるため北海道が管理しており、浅草橋街園については、市の行政財産であるため本市が管理しております。

次に、小樽運河散策路や中央橋街園の管理を北海道から本市に変えることにつきましては、道路法におきまして、国道または都道府県道の路線またはその一部の区間を市が管理行為全てを行うことは可能となっておりますが、管理の一部を行うことはできないとされております。したがって、道道の一部となる小樽運河散策路や中央橋街園の管理を市が行うという検討はできないものであります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

**○7番（平戸理史議員）** 続いて、第3項目、高齢者福祉の抱える諸課題について質問します。

社会福祉についての4項目、保育・児童福祉、母子・寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉のうち、高齢者福祉について伺っていきます。

高齢者福祉は、1963年に制定された老人福祉法と2000年に導入された介護保険制度を中心とした法律や制度に基づいて、高齢者の心身の健康の保持や生活の安定をサポートするために発展してきました。現在、我が国は、急速な少子高齢化や核家族化、人口減少の進行、高齢者世帯・単身世帯の増加、価値観の多様化や生活不安の増大などの厳しい社会経済情勢等を背景に、家族、企業、地域、それぞれにおいて個人を支える機能が弱まり、人と人のつながりも希薄化が進んでおります。このようなときだからこそ、市民の生存権の保障のために社会福祉制度の充実をより図っていかねばならないものと考えます。

現在、小樽市は、御存じのとおり、総人口に占める高齢者率は41%を超えております。また、令和3年度の高齢者の第1号被保険者数中、要介護・要支援認定者数は26%以上、約1万2,000人と高くなっております。一方、現在19歳までの人口は11%前後、約1万2,000人前後となっております。若い世代の人口や出生率は減少傾向にある一方、後期高齢者が4人に1人という超高齢化社会を迎える2025年、介護業界における人材不足が顕著に表面化していくことと思われま。

社会保障の担い手である労働人口が減っていくことにより危惧されていくことは、社会保障のバランス崩壊、労働人口への負担増加、医療・介護業界の需要と供給のバランス崩壊などのリスクです。いわゆる2025年問題が迫ってきています。介護難民、介護が必要なのに適切な介護サービスが受けられない高齢者のこと。老老介護、介護を行う側、受ける側、双方の年齢が65歳以上であること。認認介護、老老介護の中でも双方が認知症であるという危険な介護状況などの問題が徐々に増加すると想定します。

高齢者数の増加に伴う要介護・要支援認定者数の増加と介護の人材不足は、高齢者を対象としたホームヘルプサービスや福祉施設、地域包括ケアシステムの崩壊へつながります。そうならないように官民一体となり、人材確保に取り組んでいくことが重要と思われま。

そこで、介護職員の人材確保対策として、外国人就労者の積極的採用の取組への支援について、本市の見解をお聞かせください。

外国人介護人材住宅支援補助や外国人介護従事者受入れ環境整備事業、介護施設留学生受入れ支援事

業費補助、介護福祉士国家資格取得のための外国人研修生受入れ施設支援、外国人介護従事者受入れセミナー開催などを推し進めていく等、支援策を講じていくことが必要ではないかと思われます。民間事業者は、寮を完備していく、空き家を利用していく等、外国人受入れの準備を推進していくことが必要かと思えます。

ちなみに、厚生労働省によると、情報の感知、判断、動作に優れた要素技術を持った介護ロボットが移動や排せつ、入浴サポートをはじめ、会話やゲームなど、コミュニケーションも注目され、利用者の心身の健康の維持や脳の活性化につながる介護ロボットのニーズ、シーズのマッチング支援事業を開始しております。介護現場の問題改善につながる介護ロボットの今後の進化、活躍にこれからも期待したいです。介護業界の人材不足を補う介護ロボットの時代が到来するのでしょうか。

本市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が3年ごとに策定されております。令和6年4月から第9期の計画が始まるわけであります。注目していきたいと思っております。

以上、3項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、高齢者福祉の抱える諸課題について御質問がありました。

外国人就労者採用の取組への支援に対する見解につきましては、全国的にも介護人材が不足している中で、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材を確保することは重要な課題であり、外国人就労者採用への支援は必要であると考えております。

現在、外国人介護人材の確保、定着及び受入れ環境の整備を国や北海道が主体となって行っておりますので、本市といたしましても、これら取組の周知を図り、事業者と意見交換を行いながら、必要な支援について検討してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

**○7番（平戸理史議員）** 続いて、第4項目、小樽港の臨港地区内の分区について質問します。

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例は、臨港地区において、条例制定以前には、都市計画の用途地域の規制しかなく、様々な用途の建物が立地し、港湾機能や港湾活動に支障が生じることが懸念されたことから、臨港地区内の土地利用の目的や方針を明確にすることにより、各地区の特性に合わせた港湾の利用促進を図るため、平成8年に制定されたものであります。

本定例会の議案中、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案が提案されました。この機会に、分区のうち、まず、無指定区域について伺います。

無指定区域は、臨港地区の指定面積のうち、商港区に次いで広く、全体の約25%に当たります。小樽港港湾計画では、その多くが港湾空間ゾーニングという都市機能ゾーン、観光・商業・物流施設など、柔軟な運用により周辺地域と調和した空間と位置づけられております。この無指定区域の基本的な考え方を示してください。

次に、修景厚生港区について伺います。

修景厚生港区において、所要の改正として、港湾法の一部改正によって新たに港湾施設とされた港湾

情報提供施設、港湾の利用に関する情報を提供する案内施設などを構築可能な施設として追加するとあります。この法律は、いつ改正されたものを指しますか。あわせて、その概要をお知らせください。

修景厚生港区は、その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的としますが、今回の条例改正により、運河公園周辺では具体的にはどのような施設が建設可能となるのでしょうか、お知らせください。

以上で、4項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、小樽港の臨港地区内の分区について御質問がありました。

初めに、無指定区域につきましては、国から発出された運用指針によりますと、港湾を一体的に管理運営する必要性から臨港地区に含める必要があるが、一般的都市機能を有する土地利用に対応して、分区を定めず、必要に応じて地区計画等による建築規制を行う区域としていることから、本市におきましては、築港、色内、港町地区を無指定区域とし、それぞれの地区の特性に合わせた地区計画を定めております。

次に、港湾法上の港湾情報提供施設につきましては、官民が連携して、港を拠点とした地域住民との交流や観光振興の促進など、地域の活性化を図ることを目的に、港湾の利用に関する情報を提供するための見学施設や案内施設などが、平成28年7月に、港湾法第2条第5項第8号の3に規定する港湾施設に追加されたものであります。

次に、分区条例の修景厚生港区における具体的な施設につきましては、今回の条例改正により、新たに宿泊施設の建設が可能となったほか、飲食・物販施設の面積要件などを緩和したことから、例えば既存の石造倉庫などを活用した宿泊施設や飲食・物販施設が建設可能となります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

**○7番（平戸理史議員）** 続いて、5項目め、新たな看護学校の今後について質問します。

12月1日付の北海道新聞報道によると、心優会はウイングベイ小樽での看護学校の開設撤退後に、心優会が運営している野口病院を移転新築し、当病院に看護学校を併設する方針を決めたとのことで、11月24日に開催した市と小樽市医師会、心優会との協議会でその旨が表明されたと書かれていて驚きました。このことについて、11月24日の協議会でどのような方針が示されたのか、お聞かせください。

その記事では、開校までに2年ほどしかなく、設置場所や1学年の定員数など未定な部分が多いため、北海道の設置認可が得られるかは不透明となっていますとありますが、新たな看護学校の開設に向けて具体的に決めなければならないことは何かをお聞かせください。

開校時には、暫定的に必要となる、それらに係る経費は心優会が負担し、市の負担が発生することはないのかを含めた今後の支援の見通しをお聞かせください。

ここで、先般、小樽市が実施したアンケートについて伺っておきます。

新たな看護学校が開校し、正看護師の資格を有した卒業生を送り出せるようになるまで順調に進展したとしても、最低でも3年間の空白期間ができることに対する問いであります。このアンケートの実施

日、目的と対象、アンケートの設問内容、回答結果の概要についてお知らせください。このアンケート調査結果から、市はどのような対応をお考えなのか、お聞かせください。

また、野口病院の入る小樽駅前第1ビルや隣接する心優会所有のビルを含めた小樽駅前第1ビル周辺地区再開発について、今後の事業スケジュールを年度ごとに時系列で御説明ください。

報道では、野口病院と学校は、2025年度中の着工、完成は早くても2029年4月の予定ということですが、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発の全体計画にどのような影響があるのか、お聞かせください。

仮に予定どおり看護学校が開校しても、卒業生が市内に残ってくれる保障があるのかについても大きな問題です。卒業生が結局、市外の病院に勤務してしまうのであれば意味がないことになります。本来の目的は、市内の看護師不足を少しでも解消することですから、卒業生が市内に残らないのであれば、本末転倒になりかねません。

札幌市の高等看護学校では、定員不足が顕在化しつつあると聞いています。そうであれば、小樽市でも苦勞して開校した看護学校が慢性的な定員不足に陥り、補助金なしでは学校が存続できなくなる可能性も想定されます。そもそも看護学校の経営は、生徒が充足されても収支とんとんで、利益を生み出すことを目的とした収益構造ではないはずで、とすれば、看護学校の生徒の充足率が100%と仮定した場合に、負担できる運営費は算出でき、それが上限になると思います。その収支差額を市で負担するのか、医師会や市内の医療関係など、オール小樽で負担するのか、負担の期間はいつまでかなどの見通しについてお聞かせください。

ここに至っては、本来の目的に立ち返り、市内での看護学校設立にこだわらなくてもよいのではないかとの声もあります。一部には、小樽市から札幌市の学校に通学する生徒に対して、交通費や授業料などを補助したり、卒業後、小樽市内の病院に勤務した場合は家賃補助をするなどの優遇制度を設けたほうが地元定着に一定の効果が見込まれるのではないかと意見もあります。このことについて、市の今後の取組をお聞かせください。

以上で、5項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、新たな看護学校の今後について御質問がありました。

初めに、11月24日の看護学校検討協議会で心優会から示された方針内容につきましては、新たな看護学校について、将来的に同法人が運営する病院の移転に合わせて看護学校を併設し、それまでの間、暫定的に使用する校舎を確保して、令和8年4月の開校を目指したい旨の意向が示されたところであります。

次に、新たな看護学校の開設に向けて具体的に決めなければならないことにつきましては、定員、教員等の人材、カリキュラム、実習先のほか、学生の確保方針や募集計画などがありますが、これらのことを検討する上で前提となるのが学校の開設場所であり、これを決定することが最優先事項であると考えております。

次に、今後の支援の見通しにつきましては、現時点では開設場所や開設に関わる経費等の詳細が決まっておりませんので、今後、これらが明らかとなった段階で検討してまいります。

次に、看護職員に関するアンケート調査につきましては、令和9年度から11年度までの3年間、現時点の見込みで、市内看護学校からの正看護師の供給が減少することについて、市内医療機関への影響を

把握し、今後の検討の参考とする目的で行ったものであり、調査期間は本年9月11日から29日まで、市内医療機関80か所を対象として実施し、43か所からの回答があり、53%の回答率でありました。

調査項目は、看護職員の居住地、看護職員不足の見通し、実施している看護師確保対策、行政に期待する支援策などとなっております。

主な回答結果といたしましては、市内に居住する看護職員は約8割であり、2割が市外から勤務していること。11年度までの看護職員確保の見通しについて、不足する見込みであるとの回答は、病院で87%、診療所で43%であること。

また、看護師確保対策として、独自に奨学金制度を設けている病院が11か所あること、行政に対して、看護学校に対する運営支援のほか、看護師の住居確保に対する支援などが望まれていることなどとなっております。

市といたしましては、これらの結果を踏まえて、新卒者や既卒者の有効な確保策などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、駅前第1ビルの再開発スケジュールにつきましては、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合からは、再開発の事業計画策定に向けた検討をしている段階であることから、現段階ではスケジュールを示すことはできないと聞いております。

次に、野口病院等の新築による再開発への影響につきましては、ただいま申し上げましたとおり、準備組合からは、再開発のスケジュールが未定であるため、野口病院等の新築による影響は現時点では判断できないと聞いております。

次に、学生の定員割れが生じた場合の収支不足に対する支援につきましては、医師会の御意見も伺いながら検討してまいります。

次に、看護師確保に向けた方策につきましては、新卒者の確保のほか、潜在看護師の掘り起こしや現任職員の離職防止の取組などがありますが、その中で看護学校への支援は、新卒者確保のための有効な方策の一つであると考えております。

ただいま議員から御提示のありました、市内医療機関へ就職する際の支援なども有効な方策と考えますので、医療機関アンケートの調査結果を踏まえるとともに、医師会や看護協会などの御意見も伺いながら検討してまいります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

**○7番（平戸理史議員）** 続いて、6項目め、北海道済生会との包括連携協定について質問します。

12月6日に市と北海道済生会が包括連携協定を締結しましたが、この内容等について何点かお聞きします。

まず、協定の目的として、「子どもや若者、障がいのある方、高齢者等の支援を必要とする方を含めた全ての住民が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む」としていますが、具体的にどのような事業を市と北海道済生会が協働で実施していくのか。また、期待する効果についてお聞かせください。

ウエルネスタウン構想は、小樽築港地区のウイングベイ小樽を中心とした活動のように見る市民もいるようですが、新しい社会資源を活用した全市的な活動の拠点としての取組であり、今回の協定締結は、ウエルネスタウン構想を市の政策として位置づけ、全市民のために全市的な活動に発展させることを目

的としているという理解でよろしいですか、お尋ねします。

次に、市では、大学や保険会社などの事業者など、各方面と包括連携協定を締結しておりますが、市民に対してどのような連携による効果があったのかをお聞かせください。

せっかくここまで多種多様な企業団体等との包括連携ができたのですから、北海道済生会と市との包括連携はもとより、これまで締結してきた事業者等も包含した推進協議会のような組織をつくり、小樽市のまちづくりについての協議を行い、連携を図ってはいかがでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、北海道済生会との包括連携協定について御質問がありました。

初めに、具体的に協働で実施する事業につきましては、老老介護やケアラー、ひきこもり、孤立・孤独問題など、市民が抱える複合化、複雑化した相談に対応するため、包括的な相談支援体制を構築し、重層的に支援する体制を整備する事業などを考えております。

また、効果といたしましては、医療や健康づくりなど、地域福祉に関するノウハウを持つ北海道済生会と連携し、専門的な人材や知見を生かすことで地域共生社会の実現に向けた取組が進むことを期待しているところであります。

次に、ウエルネスタウン構想と、市の政策との関係につきましては、ウエルネスタウン構想は、北海道済生会と株式会社小樽ベイシティ開発が進めているものであり、今回の協定締結によって、市の政策として位置づけるものではありませんが、同構想は、地域共生社会の実現に向けて全市的に取り組むものであり、市民の健康づくりにも資するものと考えていることから、地域課題の解決に向け、連携、協働しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大学や企業との包括連携協定による効果につきましては、大学が持つ専門的知見を生かした人口減少対策の共同研究や健康づくりに関する市民向け講座を実施したほか、高齢者の見守りへの協力や災害時の食料等の提供、市内小学生を対象とした工場見学やサッカー教室の開催など、行政だけでは実施が難しい事業に連携の下、取り組むことにより、市民の皆さんにも広く効果が波及したものと考えております。

次に、連携協定を締結した事業者との協議会設立につきましては、事業者とは、それぞれ異なる目的で連携協定を締結しておりますが、複数の事業者の組合せにより連携の効果が高まることも期待できることから、今後、協議会に限らず、そうした連携の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、平戸理史議員。

**○7番（平戸理史議員）** 私から再質問を何点かさせていただきます。

まず1点目については、個人の名前が冠された基金についてであります。個人が寄附基金を使い切った残額がゼロとなる場合は寄附者の合意を得る必要があるとの御答弁でしたが、その寄附者の合意というのは具体的にどういったものを指すのか、お聞かせください。

また、寄附者の合意ということですが、亡くなられた場合については法定相続人に確認するという理

解でよろしいのか、お聞かせください。

次は、小樽運河の管理についてです。

答弁の中で、道路法の規定により、小樽運河散策路や中央橋街園といった道道の一部を市で管理することはできないということでしたが、法律の解釈として、やるかやらないかは別として、もし管理を、道道を全てするのなら市の管理とすることもできるという解釈でよろしいのか、そこを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 平戸議員の再質問にお答えいたします。

小樽運河散策路と中央橋街園の管理のことだったかと思えますけれども、先ほど申しましたとおり、道路法におきましては、基本的には路線の全てもしくは一部につきまして、市で行うことは可能となっております。

ただ、これはあくまでも市が市道とともに管理することが効率的である場合ということになっております。これを満たせば市で管理することは可能となっておりますけれども、今回の小樽運河散策路すとか中央橋街園に当てはめると、市道とともに管理することが、やはり効率的な管理には結びつかないものですから、これにつきましては、管理することは現実的には難しいとは思っておりますけれども、それが市で管理することが効率的だということになりますと、これは市で管理することが可能という解釈になろうかと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（柴田健治）** 平戸議員の再質問にお答えいたします。

基金についてございました。名前がつけられた基金につきまして、残高がゼロになった場合の寄附者への意向の確認ということがございますけれども、寄附をしていただいて、基金残高がゼロになったということで、全ての基金について、寄附者の意向に沿った使い方をさせていただいて、寄附いただいた目的が達成できたかどうかということを寄附者に確認した上で、廃止してよいかということでの確認をしていきたいと思えます。

寄附者がいらっしゃらない場合については、先ほどと同じように法定相続人への確認ということになるかと思えます。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 3時58分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 野 さ くら

議 員 佐 藤 奈 緒 美

令和5年  
第4回定例会議録 第3日目  
小樽市議会

令和5年12月12日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白濱聡議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）（拍手）

○1番（新井田邦宏議員） 令和5年第4回定例会に当たり、公明党を代表いたしまして質問させていただきます。

初めに、財政について質問いたします。

まず、令和6年度予算編成方針についてです。

令和3年度決算で6年ぶりの実質単年度収支の黒字、そして令和4年度決算においても令和3年度決算に続き実質単年度収支が黒字になったことは、各部、各課、理事者の皆様や迫市長のリーダーシップのたまものであります。

しかしながら、財政調整基金残高で約40億円を積み上げたものの、依然として硬直した財政構造であることも御認識されており、財政調整基金とは、景気の悪化や災害などで赤字となった年度に取り崩して財源とするものであり、令和5年第3回定例会においても我が党の白川議員がその方向性について質問いたしましたところであります。

財政調整基金への考え方として伺いましたが、もう一つの減債基金の積立てについてであります。この基金は小樽市減債基金条例で定められ設置されており、市債の償還に必要な財源を確保し将来にわたる市財政の健全な運営に資するため基金を設置しておりますが、この減債基金は令和3年度から4億2,000万円の残高となっておりますが、今後の本市の財政を鑑みると予算編成方針の中に「令和6年度の本市財政においては、令和5年度と比べ、歳入では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したことにより、地方創生臨時交付金のような特例的な財政支援が行われることを前提とせず、事業執行に必要となる財源確保について見通しを立てる必要があるほか、市税収入の積算に当たっては、令和5年度決算見込みの精査や、今後、国から示される税制改正等の影響に留意する必要があります。

また、歳出では、燃料・光熱費、労務費、建設資材などの高騰が続いており、必要な事業費の増が見込まれることに加えて、定年延長により令和5年度に支出がなかった定年職員の退職手当や人事院勧告のプラス改定による人件費の増が見込まれることなどにより、現時点においては、令和5年度よりも多額の収支不足が生じる見込みであります。」とあります。

今後の備えとしては、市債の償還の必要性を鑑みて一定程度の減債基金への積立ても可能な限り行っていくことが大事になってくるのではないかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、財政状況としては、減債基金への積立てに資するまでの財源確保というのがこの近年では厳しい状況下にあったのではないかと推察されます。今後の財政状況の見通しも踏まえると、さらに厳しさを増すばかりではないかと推察されますが、いかがでしょうか。

また、過去に積み立てていたときの年度末残高の最高額、そのときの財政調整基金の年度末残高、そして、この減債基金を取り崩した事例をお聞かせください。

今後、積み立てていくのならばどのような考え方で金額が決定され、積立てになるでしょうか。何か国の設定する基準のようなものがあれば、その基準と本市としてどの程度の金額を積み立てるべきかのお考えもお聞かせください。

それでも、この物価高騰や今後の公共施設建設や更新などの事業費などもあり、安定した積立て確保には相当の覚悟が必要であると考えます。その中で積み立てていくには、今の各施策や事業の見直しも必要になります。財源捻出、先々の見通しからの基金の積立て、何より行政サービスを低下させることなく進めていただきたいと考えます。

次に、令和5年度補正予算についてお伺いします。

暑さ対策関連予算、空調設備整備事業費として本庁舎の別館1階、2階に業務用エアコン、別館4階、5階にエリア空調機を設置、また、図書館の学習室、視聴覚室、児童閲覧室に業務用エアコンの設置と予算が計上されました。市内の各学校への空調設備の専決処分もありましたが、今後の気候状況を鑑みても暑さ対策は重要と考えますし、早い段階での対応、検討がなされたことに安全対策の意識を感じます。

そこで伺いますが、予算の関係もあるかと思いますが、今後、ほかの公共施設への空調設備の導入の検討としてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、こども医療費助成について、令和6年8月診療分から、こども医療費助成の対象者を高校生まで拡大するため、現行システムを改修するため、市単独分の福祉医療システム改修事業費の442万2,000円の事業費計上がありました。私も令和5年第2回定例会の一般質問にて、こども医療費助成拡大についての質問をさせていただき、大きくかじを切っていただいたことに感謝申し上げます。

こども医療費助成拡大に伴っての本事業費ですが、所管部署からの報告書面によりますと、令和6年8月からの拡大に向けた準備として、そのほかの事業経費で約400万円の見込みとなっておりますが、拡大後に係るランニングコストはどのようなものがありますでしょうか。

また、こども医療費助成を拡大することにより、職員の方はどのような事務的な負担が増えますでしょうか。

改めての確認ですが、こども医療費助成を高校生まで拡大した場合、現行制度と比較すると試算としては助成額がどのくらい増加するのか、年額ベースでお示しください。

こども医療費助成の高校生までの実質無償化拡大を判断していただいた理由をお聞かせください。

子育て世代の皆様の中には、こういった施策をしっかりと確認して住みよい場所の判断材料とする方もおられます。令和5年第2回定例会において、我が党の横尾議員が質問し、隣接する札幌市の状況を例に挙げて、本市においての放課後児童クラブの利用手数料無償化を訴えさせていただき、令和6年4月から無償化実施となりました。子育て世代への様々な支援を市長と担当所管の皆様でしっかりと進めていると実感いたします。さらなる子育てしやすいまちにしていきたいと願い、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、減債基金についてですが、まず、減債基金を確保することの重要性につきましては、同基金は、市債の償還に必要な財源を確保し、財政の健全な運営に資することを目的として設置しており、一定程度の残高を確保することは将来の公債費の増加に対応するための必要な備えであると認識しております。

次に、減債基金への積立ての見通しにつきましては、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれますが、中長期的に収支を見据えた場合においては、予定している建設事業等により、後年度において公債費が増加し、収支の悪化が予想されることから、計画的に減債基金への積立てを行うなどの対策により備えてまいります。

次に、減債基金年度末残高の実績等につきましては、減債基金は平成4年度末にこれまでの最高額である約40億円の残高となり、同年度末の財政調整基金の残高は約12億円でありました。

また、減債基金の取崩しの事例につきましては、取崩し額の大きな例で申し上げますと、財政状況の悪化により、財政調整基金の残高のない平成13年度と14年度において、各年度の公債費に対する財源として充当するため、それぞれ約16億円と12億円を取り崩した経過があります。

次に、減債基金の積立ての考え方につきましては、国からは満期一括償還の借入れを行った場合を除き、積立額の基準は示されておきませんが、本市では今後、建設事業費の増加に伴い、市債も増加が見込まれることから、その償還を見据えた中長期的な視点で財政運営を行う必要があると考えております。

このため、引き続き収支改善に努めるとともに、今後は10年程度の収支を見込む中で、公債費が増加する際の財源対策として必要となる額を減債基金に積み立て、将来に向けて備えていきたいと考えております。

次に、令和5年度補正予算についてですが、まず他の公共施設への空調設備導入につきましては、今定例会の補正予算では、業務用エアコンなど設置までに一定程度の工期を要する設備を計上しておりますが、家庭用やウインドエアコンなどの設置を予定する、教育支援センター登校支援室や、いなきた児童館など6施設については、令和6年度当初予算での計上を検討しております。

なお、来年度に設置できない施設につきましては、令和7年度以降の設置について改めて検討することとしております。

次に、こども医療費助成拡大に係るランニングコストにつきましては、対象者の受給者証作成や送付に要する経費のほか、医療機関からの診療報酬請求の増加に伴う審査支払手数料などが増加するものと考えております。

次に、職員の事務的負担の内容につきましては、助成拡大の対象者の抽出及び確認、対象者への周知、新規申請の受付、医療機関等への周知、受給者証の作成及び送付に係る業務が増加するものと考えております。

次に、こども医療費助成の高校生までの拡大に係る増加額につきましては、現行制度と比較して、年間約8,200万円の増加と試算いたしております。

次に、こども医療費助成の高校生までの実質無償化を判断した理由につきましては、私といたしましても、人口減少対策の施策として子育て支援の充実のためにこれまでも特に力を入れて取り組んできたところですが、子育て世帯の医療費負担の軽減をさらに拡大することで、より安心して子育てできる環

境を提供できるものと考えており、また、道内他都市における助成拡大の動向なども踏まえ、このたびの判断に至ったものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

○1番（新井田邦宏議員） 2項目め、障害者福祉について。

第6期小樽市障害福祉計画及び第2期小樽市障害児福祉計画について、今年度で実施計画の3年目となっており、また、次の3年間で令和8年度までの第3期小樽市障害者計画の終盤となります。

障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で助け合い、支え合い、幸せに暮らしていくことができるよう、共生社会の実現に向け、取り組んでいただいております。

実施においては、ちょうど新型コロナウイルス感染症の発生、蔓延の中で、精神的にも身体的にも寄り添う障害福祉においては、かなりのハードルがあり、計画の遂行も困難を極めたのではないかと推察します。

第1章、計画策定の趣旨等の「6 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に当たって」のところで、（1）計画の見直し体制ということが記載されております。それによると、「障害者総合支援法の規定に基づき設置している「小樽市障がい児・者支援協議会」において協議を行いました。」とあります。各傘下部会や福祉や介護等関係機関、当事者や御家族の方などから幅広い意見を伺っているようであり、重要な協議会となっていることが分かりますが、運営体制の部分で各部会などからの地域課題等について協議する場として、事務局会議が毎月開催、その事務局会議の協議を調整して、隔月開催の幹事会で解決への検討をする、そして全体会へと地域課題の整理をした上で提言をするという体制が図示されております。

この事務局会議や幹事会、全体会の開催は、計画に記載のとおりに行われて、地域課題等の吸い上げ体制、協議体制、解決への体制は整っておりますでしょうか、お聞かせください。

また、計画どおり開催されていなければ、その理由をお示しくください。

計画の中の、第4章、令和5年度における成果目標の設定、「2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の説明の中で、「本市において、精神障がい者の地域移行を進めるための成果目標を設定するに当たっては、本市の第5期障害福祉計画の成果目標となっていた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について達成できていませんので、これを引き続き第6期障害福祉計画の成果目標とし、後志圏地域生活移行支援協議会等の意見も参考にしながら、取組を進めます。」とあり、また、第4章の「5 障がい児支援の提供体制の整備等」の中の説明の「重度の障がいのある子ども及び医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、適切な支援を受け、安心して地域生活を送ることができるよう、第5期障害福祉計画期間中から、関係機関が意見交換や情報交換などにより連携を強固にするための協議の場の設置の検討を進めており、令和3年度に設置し、定期的で開催する予定です。」とありました。

これら二つの協議の場というのは設置されたのでしょうか。また、設置されていれば、開催頻度やどういった関係機関とどのような協議がなされているのか、協議された内容はどのように反映しているのか。また、設置されていなければ、その理由もお聞かせください。

第4章の「7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」という部分では、国の基本指針に定める目標として、「令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため

の取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。」とあり、「本市の職員が障害者総合支援法等の具体的な内容を理解し、利用者が真に必要なサービス等の提供を行うことができるよう、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修や専門知識の向上のための研修への積極的な参加を図ります。」とあります。

コロナ禍において、北海道が実施する研修に市の職員が何人参加できたのか、令和3年度から5年度まで年度ごとにお答えください。また、障害福祉サービスの質の向上は図られたのか、お聞かせください。

日常的にも業務に携わる中で、質の向上を図られているかと思いますが、さらなる向上をしていける体制をぜひお願いいたします。

第5章の障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量の「6 「障害児通所支援」のサービス利用見込量」について、児童発達支援において、平成30年度から令和2年度まで年々利用者及びサービス利用延べ日数が増加しております。放課後等デイサービスの利用量も増加しており、本計画の計画期間中においても増加傾向で見込みを立てておりました。令和4年第4回定例会にて、我が党の秋元議員が、年々利用者数の増加により、相談体制や受給者証発行までの時間に影響が出ているのではないかとこのことで、相談員の増員や利用状況の把握についての質問をいたしておりましたが、令和3年度から令和4年度までの実績と令和5年度末までの見込みで、各年度の児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用量をお聞かせください。

また、その結果を踏まえて、来年度からの計画ではこれらのサービスの利用量はどうなるとお考えか、お聞かせください。

迫市長が力を入れる子育ての分野でもあります。先を見越してニーズの把握が重要になると考えます。

計画の第8章の計画の推進等の「2 計画の点検・評価」について、「毎年度、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などに係る施策や事業について、その進捗状況を点検・評価するとともに、「小樽市障がい児・者支援協議会」の意見などを踏まえ、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に反映させます。また、障害福祉計画等における成果目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、国等の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「小樽市障がい児・者支援協議会」において分析及び評価を行います。」とありますが、毎年度の施策や事業の進捗状況の点検や評価、そして少なくとも年に1回の成果目標などの分析、評価は行われているのでしょうか。行われているのであれば、その開催頻度と開催方法、どのような協議なのか、その協議内容はホームページ等で公開はされないのか。また、分析、評価が行われていなければ、その理由をお示しくください。

こちらも新型コロナウイルス感染症の蔓延があつて、もしかしたら開催が厳しかったことも考えられますが、今後、同じようなことがあった場合にはオンラインなどの開催方法の検討もあり得るのではないかと考えます。

全体を通して、令和5年度までの実施計画で、まだ数か月残しておりますが、本計画の実施状況はどこまで達成できたか、市長の見解をお示しくください。

福祉の分野においても市長のリーダーシップが必要となると考えます。練り上げられた計画と推進する組織力とそのリーダーシップによって、いかようにも打開、切り開いていけるのではないかと考えます。

障害福祉においても多様化が進む中で、いかに全ての人が住み慣れた小樽市で幸せに暮らしていけるのかという部分は変わらないと思います。次の第7期小樽市障害福祉計画・第3期小樽市障害児福祉計画の策定と推進に期待を寄せるところであります。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、第6期小樽市障害福祉計画等について御質問がありました。

初めに、小樽市障がい児・者支援協議会の事務局会議、幹事会及び全体会につきましては、令和4年度までは計画どおり各会議を開催し、地域課題の協議等の体制を整えておりました。

その後、幹事会及び事務局会議につきましては、会議の形骸化や役割分担が不明確である等の課題があったことから、今年8月から事務局会議の開催を休止し、令和6年3月をめどに幹事会と事務局会議の在り方を検討しているところであります。

次に、第6期計画で成果目標に設定した協議の場の設置につきましては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場は設置できておりませんが、今後、設置に向けて関係機関と協議を進めてまいります。

また、重度の障害のある子供や医療的ケアを必要とする子供とその家族の支援のための協議の場につきましては、医師や医療機関に勤務する者、児童福祉施設に勤務する者、障害児関係団体関係者等で構成する協議会を令和3年9月に設置し、年間2回程度、会議を開催しています。

協議内容につきましては、医療的ケアを必要とする子供の実態把握や具体的な支援の在り方などについて協議を行っており、令和4年10月からは、保育所や小学校等の医療的ケアを必要とする子供が日中活動を行う場所に看護師等を派遣する事業を開始したところであります。

次に、北海道が実施する研修会への本市職員の参加につきましては、令和3年度が2名、4年度が5名、5年度は5名の見込みであります。

このほかに発達障害への理解に関する研修や医療的ケア児コーディネーター研修等を積極的に受講し、障害福祉サービス等の専門知識が増えたことで、事業所からの問合せに対しても的確に対応できるようになったと考えております。

次に、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用量につきましては、令和3年度3月の実績は、児童発達支援が延べ1,495日、放課後等デイサービスが延べ2,806日、4年度3月の実績は、児童発達支援が延べ1,628日、放課後等デイサービスが延べ3,149日、5年度3月の見込みは、児童発達支援が延べ1,721日、放課後等デイサービスが延べ3,460日となっております。

また、来年度からの計画におきましても、これらのサービスの利用量が増加していくものと見込んでおります。

次に、計画の進捗状況の点検、評価などにつきましては、小樽市障がい児・者支援協議会において行っております。

開催頻度は、通常は年1回程度ですが、計画の策定作業がある年度は3回程度開催しており、開催方法は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、令和2年度は書面開催、3年度の第1回はオンライン開催、3年度の第2回目からは対面とオンラインの複合開催としております。

協議に当たっては、計画に登載されている事業や施策の進捗状況や成果目標の達成状況を書面でお示しし、地域包括支援センターの職員や障害者団体の関係者、障害福祉施設を運営する法人関係者等の障害福祉に関する専門知識や知見をお持ちの委員の方から御意見をいただく方法で行っております。

また、協議内容のホームページでの公開は現在行っていませんが、今後、検討してまいります。

次に、現計画の達成状況につきましては、コロナ禍による社会生活への影響や障害のある方の高齢化や重度化により、施設に入所している方の地域生活への移行者数や就労訓練を行う施設利用者の一般就労への移行者数等達成できていない目標もあります。

しかしながら、障害のある方の重度化、高齢化に備えた地域生活支援拠点等の整備や医療的ケアを必要とする子供とその家族に対する支援体制を構築することができたことなど一定の成果があったものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

**○1番（新井田邦宏議員）** 3項目め、本市における自治体DX推進について。

DX推進に必要な各ステップについて伺います。

令和5年第2回定例会の一般質問において、DX推進についての質問をさせていただきましたが、約半年が経過し、着々と進められているかと存じますが、改めて確認の意味も込めて質問をさせていただきます。

本市におけるDX推進を一昨年からの取組推進を進めていただいたことで、幹部職員をはじめとする職員の方々に着々と認識共有と機運醸成が浸透していることと思われま。

国が示す目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」とあり、このビジョンの実現のためには住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされております。

本市においても市民の皆様へ、よりよいサービスの提供を根幹として、また、誰一人取り残されることのないサービスの提供がなされるようにDX推進を進めてくださっておることと思います。

推進に当たっては総務省の自治体DX推進計画を基に、流れとしてステップ0の認識共有と機運醸成から始まり、ステップ1の全体方針の決定、ステップ2の推進体制の整備、ステップ3のDXの取組みの実行となりますが、ステップ0の重要性を高橋克幸前議員が何度も質問し訴えてきたかと思ひます。理事者の皆様もステップ0の土台から大事に進めてこれ、着々と各ステップにも徐々に入ってきている状況にあると思ひます。

そこで伺ひますが、本市においてステップ0「認識の共有・機運の醸成」という部分では、庁内においてどの程度認識が共有され、機運の醸成が図られてきておりますでしょうか。現時点での進捗状況をお示しくたさい。

令和5年第3回定例会の総務常任委員会において、小樽市自治体DXに関する全体方針（案）が示され、9月21日から10月20日にてパブリックコメントを実施しておりますが、この全体方針案について、国からの自治体DX推進手順書を基に立案されているようですが、本市の方向性としては令和5年第2回定例会の一般質問において、ステップ1の段階での現状について御答弁にありました、ステップ1「全体方針の決定」については、デジタル行政推進本部会議において本市におけるデジタル化の基本的方向性は共有しているため、できるだけ早い時期に決定したいと考えておりとありましたが、この全体方針案をまとめるに当たり、横断的な協議がなされた中で立案されたのでしょうか、どのようにしてまとめられたのか、お聞かせくたさい。

また、ステップ0の認識の共有と機運の醸成の部分において、一定程度の認識共有と機運醸成がなさ

れたからこそ、次のステップ1においての小樽市自治体DXに関する全体方針（案）の策定及びパブリックコメントの実施につながっていると思われませんが、ステップ1まで進み、今後、ステップ0についてどのようになるか、お聞かせください。

今回実施したパブリックコメントでは、市民の皆様からどのような御意見が寄せられましたでしょうか、お示してください。

ステップ2「推進体制の整備」という部分では、総務省の自治体DX推進計画にて、自治体におけるDXの推進体制の構築として、①組織体制の整備、②デジタル人材の確保・育成、③計画的な取組み、④都道府県による市区町村支援が挙げられております。

組織体制の整備について、本議会における議案第9号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、新たに今回の令和6年度組織改革、総合政策部の新設になると考えますが、この議案第9号の庁内を横断した総合的な政策形成機能を強化するとともに、市民との協働や民間事業者等との連携を強化するということを目的として総合政策部を新設するものとありますが、今回新設される部署はこのステップ0の段階で、各幹部や職員において認識共有と機運醸成があつて、ステップ1の全体方針の策定がありましたが、自治体DXの、庁内を縦割りではなく横断した推進のためでもある、いわゆるステップ2の推進体制の整備、組織体制の整備としての組織改革にも関わっているとの認識でよいでしょうか。もしくは、あくまで、デジタル行政推進本部が全庁的組織に当たるのか、今後、全庁的組織体制の構築がまだなされていく途上なのか、お考えをお聞かせください。

具体的には今回の組織改編が本市のDX推進にどう影響があるのかお聞かせください。

②のデジタル人材の確保・育成という部分では、民間からの行政情報アドバイザーとデジタル推進アドバイザー各1名が来ていただいているかと思いますが、そのほかに人材の確保や育成という部分では、現時点ではどのような状況か、お示してください。

地域活性化起業人制度として、令和4年第4回定例会で我が党の秋元議員の一般質問で制度の活用についての質問をいたしました。本制度が6か月から3年という期限があるため、本市に来ていただいている方は最長で2025年6月までの活用になると思いますが、その後はどのようにしていくのか、推進半ばでの派遣終了となる見込みですが、もし先を検討されているのであればお示してください。

ステップ3「DXの取組みの実行」となりますが、総務省の自治体DX推進計画の重点取組事項にある、手順のオンライン化やRPAによる業務の自動化などを推進しているほか、AIチャットボットの導入を進めているところであります。

本市においても昨年からRPAが導入され、業務のRPA化の推進や職員によるシナリオ作成の推進を進めているかと思いますが、様々な業務への導入を検討されているかと思いますが、年間で何業務RPA化される見込みでしょうか。RPAを導入した業務において、業務時間の削減効果も含めて、併せてお聞かせください。

令和3年度での業務量調査、令和4年度での業務分析を経て、本年3月末頃に調査分析業務の結果が出て、調査分析を行った5業務の具体的な内容と改善の提案が出され、5業務としては、戸籍住民課の証明書発行事務、小・中学校の事務費などの配当予算の支払い処理、資産税課での登記済通知書処理、介護用品購入助成券による請求書処理、後期高齢者医療給付業務のうち、高額医療、高額介護合算処理の五つについて分析を実施し、これらの業務に対して事業者からAIチャットボットの導入や定型の入力作業などを自動化してシステムに入力するRPAの導入、電子申請、電子決裁システムの導入などICTによる自動化や紙媒体等のデータ化により、業務時間の削減効果が期待されると提案されたことありました。

R P Aと電子申請は導入する業務数の増に取り組んでいるとのことで、業務数増の検討はどの程度進んでおられるのか、お聞かせください。

また、令和5年第2回定例会の一般質問の御答弁には、業務量調査、業務分析から5業務分における業務の課題を把握するための可視化が必要であり、そのための業務フローの作成で課題や改善策などの可視化も進められたかと思いますが、昨年度は開催した業務フローの作成を含む業務改善研修会は、今年度は開催されましたでしょうか。開催されたのであれば、参加者は何名で、職員の理解を深めることはできておりますでしょうか。

今年度から、全庁的な業務フローの作成を順次着手する予定としていたとありましたが、どの程度進捗しておりますでしょうか。

チャットボット、R P A、電子申請、電子決裁の導入は、事業者からは5業務に限らず全庁的な導入により、業務の効率化が期待されるとの最終報告がありました。

電子決裁の全庁への導入についての検討はいかがでしょうか、進捗をお聞かせください。

A Iチャットボットの導入も10月2日から開始されましたが、活用されることにより学習してよりよい精度になっていくと思われませんが、この2か月でどのくらいの利用がありましたか、お示してください。

次に、自治体D Xに関する全体方針（案）についてです。

国の手引などを参考にしながら本市の実情を踏まえて、今回の全体方針案が作成されたと考えますが、その中で「3 取組事項」の（1）手続等のオンライン化・窓口改革について、現時点での書かない窓口の進捗状況をお示してください。

（7）知識・課題の共有促進という部分、「現在の行政課題は複雑・多様化してきており、一つの部署だけでは解決できないものも多くなっていますが、行政組織も専門化が進み、他部署の業務や課題などの把握が難しくなっています。このため、庁内ポータルサイト再構築に合わせ、各部署の業務内容や課題などの情報発信できるページを導入し、庁内で共有できる仕組みを構築します。」とあり、また「必要な情報が一つの場所に集約されないなど課題もあるため、庁内チャットによるオンライン上でコミュニケーションをとれる仕組みを導入することで打合せなどで使用する情報や検討事項を集約し、簡単な打合せなどの置き換えを進めます。」とありました。

これらは、全庁的に利用されるものでしょうか。全職員間で共有できるようなものか、幹部職員での共有の場所なのか、概要でもよいのでお聞かせください。

スケジュール表では、令和5年度で運用を始める計画のようですが、庁内ポータルサイト及びオンライン上でコミュニケーションツールのT e a m sの構築について、各構築状況もしくは運用状況はいかがでしょうか。

「3 取組事項」の（9）柔軟な働き方の推進とありますが、「職員が生き生きと活躍できるためには、生活と仕事のバランスを取りつつ十分に能力を発揮でき、あわせて職員一人ひとりの強みを生かせる職場環境の整備について検討する必要があります。在宅勤務をはじめとしたテレワークは、I C Tの活用により時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の一つとされ、限定的な試行をしてきました。引き続き、テレワークを実現するI C T利活用に係る検証や対象業務の洗い出し等を実施し、導入に向けた検討を進めていきます。」とありました。

柔軟な働き方の推進として、在宅勤務、テレワークとあり、導入に向けた検討をされているかと思いますが、現時点では部門限定試行のスケジュールとなっておりますが、実際にはどのような部門で、どのように試行されておりますでしょうか、お聞かせください。

現時点での試行によって、どの程度、今後の運用や効果ができそうでしょうか。実際に試行した部署

や職員の反応も含め、今後の導入見込みと見解をお聞かせください。

様々な取組を並行して進めていく中で、最終的には国で定められた対象期間が徐々に見えてきてしまうのが現実ではありますが、自治体における行政手続のオンライン化については2022年度末まで情報システムの標準化、共通化については2025年度末までと目標時期も示されています。

この各対象期間に対して、本市として現時点での進捗状況と今後の進め方についての考え方をお聞かせください。

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」、このビジョンは市民の皆さん、そして市役所で働く職員の皆さんも取り残されてはいけないデジタル化にしていくことが重要であると考えます。

日々の業務に加えて先を見据えた計画の推進をしていただき、日々の御尽力に感謝申し上げます。

以上、3項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、小樽市における自治体DXについて御質問がありました。

初めに、各ステップについてですが、まずステップ0、庁内における認識の共有・機運の醸成につきましては、これまで職員に対する説明会や研修を実施しているほか、私からも幹部職員に向けてDXの重要性や推進の必要性について伝えてきております。

さらには、小樽市自治体DXに関する全体方針の策定にデジタル行政推進本部を中心に取り組む中で、本市のDX推進のビジョンについて共有が進み、具体的な取組を進めていく機運が高まってきているものと考えております。

次に、全体方針案の策定につきましては、令和5年2月の第1回デジタル行政推進本部会議において、全体方針のベースになる考え方をまとめ、これを基にデジタル推進室で全体方針原案を作成いたしました。

この原案を各部の次長級職員による調整会議に諮り、内容確認を行ったものを8月の第2回推進本部会議において審議し、9月に全体方針案を決定したものであります。

次に、ステップ1まで進んだ後のステップ0につきましては、ステップ0はDX推進の前提となるものであり、継続して実施する必要があるため、今後においてもステップ0、認識の共有・機運の醸成については取り組んでいくべきものと認識しております。

次に、パブリックコメントにつきましては、全体方針案において基本的方向性としている市民の利便性向上及び職員の生産性向上について、定量的に測定するための手段を掲載すべきといったものや、業務にAI・RPAなどを導入し自動化することについて、誤った処理をしないか心配であるなどの御意見がありました。

次に、総合政策部の設置と自治体DXの推進体制整備との関連につきましては、令和4年4月のデジタル推進室の設置、5年1月のデジタル行政推進本部の設置により、ステップ2である推進体制整備を実施したところであり、このたびの総合政策部への位置づけにより、デジタル推進室と推進本部の体制は変わりませんが、今後必要に応じ見直しを検討していくべきものと考えております。

なお、DX推進の全庁的組織としては、引き続きデジタル行政推進本部が担うものであります。

次に、今回の組織改革が本市のDX推進に与える影響につきましては、総合政策部の設置は政策形成機能と官民連携の強化を目的としたものであり、ますます社会のデジタル化が進展する中、政策とデジタルとのリンクはより重要なポイントとなるものと考えられることから、このたびのデジタル推進室の配置により、デジタルを重要な政策と位置づける全庁的な認識共有と取組の推進につながるものと考えております。

次に、デジタル人材の確保につきましては、引き続き外部人材を活用するほか、専門職員の配置も含め検討してまいりたいと考えております。

また、人材の育成につきましては、デジタル推進室においては実務経験を育成の基本としておりますが、各部職員に向けては、デジタル化への学びとして、管理職を対象としたDXマインド研修を実施したほか、地方公共団体情報システム機構が実施するオンライン研修の受講を促すなど、デジタル人材の育成に努めております。

次に、現在、派遣を受けている地域活性化起業人につきましては、このたびの派遣は令和7年6月までであり、制度上、引き続き同一企業からの派遣を受けることはできませんが、制度を活用した外部専門人材の配置は、本市のデジタル行政の推進に有益であると認識しておりますので、以降も活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、RPAにつきましては、昨年度から委託事業者による導入に向けたシナリオ作成支援を実施しており、今年度は五つの業務に導入しております。

また、RPA導入後の業務時間の削減効果につきましては、令和4年度の実績で申し上げますと、労働実態調査の報告書作成や年末調整業務など七つの業務に導入し、データ入力作業の自動化などにより約300時間の削減効果があったものと捉えております。

次に、RPAと電子申請の業務数増加の検討につきましては、RPAは今年度、新たに学校開放事業や軽自動車税申告書新規入力など、五つの業務で導入を決めており、電子申請は入力項目数が少ない申請業務などで導入を増やしていく検討をしているところであります。

次に、業務改善研修会につきましては、今年度は11月に開催して35名が参加いたしました。参加者からは、業務を可視化することで業務改善策が出やすくなると思うなどの意見があり、研修を通して業務フローから課題等を見つけ、どう改善していくかという意識づけが進んでいると考えております。

次に、業務フロー作成の進捗につきましては、一部の業務にとどまっている状況ではありますが、今年度実施した業務改善研修会には昨年度同様に各部署から参加して業務フローの作成方法などを学んでいるため、参加者がそれぞれの部署において取り組んでいくよう促してまいります。

次に、電子決裁につきましては、意思決定の迅速化及び効率化を図るための取組として全体方針にも位置づけていることから、システム事業者からの情報収集のほか、導入に当たっての課題や仕様を検討しているところであります。

次に、AIチャットボットの利用状況につきましては、運用を開始した令和5年10月の利用アクセス数は2,476件、11月は1,180件でありました。

そのうち、AIによる回答率は10月が95.4%、11月が94.2%となっております。

次に、自治体DXに関する全体方針（案）についてですが、まず、書かない窓口の進捗状況につきましては、窓口業務については、全体方針案にもありますとおり、市民の利便性向上と職員の生産性向上の視点から改革する必要があります。

このことから、窓口手続の簡素化を図るため、可能な部分からでも実施するよう指示したところであり、現在、窓口を担当する庁内横断的な組織を立ち上げ、まずは死亡手続に係るおくやみ窓口の設置に

向けて庁内協議を進めているところであります。

書かない窓口については、おくやみ窓口を設置した後に、窓口の業務改革を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、全体方針案にある庁内ポータルサイトや庁内チャットにつきましては、いずれも職員の利用に制限はなく、庁内ポータルサイトにおいてはお知らせ等を各課のページに掲載することにより、庁内への情報発信が可能になります。

また、庁内チャットにつきましては、グループをつくり、チャットでやり取りをすることで時間や場所に縛られず、意見集約や情報共有が可能となるものであります。

次に、庁内ポータルサイトや庁内チャットの構築状況などにつきましては、いずれも今年度中に利用できるよう、現在、構築を進めているところであります。

次に、テレワークの試行につきましては、令和4年6月から総務部広報広聴課で試行を開始し、本年6月からはその対象を総務部全体に拡大しております。

テレワークの方法としましては、希望する職員に対し専用端末を貸し出し、自宅から職場の端末を遠隔操作する形で業務を行うものであります。

次に、テレワークの導入見込みと見解につきましては、実際にテレワークを行った総務部職員の反応として、電話対応などがないため集中して業務ができたなどの肯定的な意見が多くありましたが、データ化されていない資料を参照できなかったなどといった課題も示されたところであります。

今後、全庁的に試行を拡大し、テレワークにより実施可能な業務の抽出に加え、資料のデータ化や勤怠管理などについての課題整理を行い、将来的な本格導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、行政手続オンライン化につきましては、対象である特に国民の利便性の向上に資する行政手続について令和4年度末までにオンライン化を完了し、今年度よりマイナポータルからマイナンバーカードを用いた子育てや介護の一部で手続が可能となっております。

また、情報システムの標準化・共通化に対する本市の進捗状況につきましては、国が作成した標準仕様書を分析して、現在の業務フローとの違いを調査しているほか、現行システム事業者と情報共有を行いながら、システム構成を検討しております。

今後につきましては、令和6度に事業者を選定し、システム構築を開始するほか、データ移行や運用テストを経て、令和7年度中の本格稼働を想定しております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

**○1番（新井田邦宏議員）** 最後に、小樽市市営住宅の特定目的住宅について伺います。

住まいに困窮しておられる方などへの支援として、市営住宅を用意しており、その中でも特定の目的により入居可能となる特定目的住宅がありますが、その中で子育て世帯向け住宅について伺います。

子育て世帯への支援の一つとして、こちらの支援も拡充を期待するところですが、子育て世帯向け特定目的住宅は、現在設けている戸数は幾つあるでしょうか。また、現在の入居状況をお示ください。

令和5年度から入退居条件の範囲を拡大し、入居の場合、未就学のお子様がいらっしゃる世帯が対象でしたが、中学生までのお子様がいらっしゃる世帯へと対象を拡大しましたが、その対象拡大の理由を

お示してください。高校生までとしなかった理由もあればお示してください。

範囲拡大したことによって申し込みされる方の傾向としては何か変化はありましたでしょうか。申込み時に小樽市に住民登録されている必要がありましたが、申込み時は市外に住民登録がある方も対象としました。この住民登録の緩和をしたことにより、市外からの申込みは来ているか、お示してください。

今後、子育て世帯の受皿の広さによっても、少しでも小樽市に住んでいただけるよう体制を整えることが大事かと考えますが、子育て世帯向け特定目的住宅は、今後、設置戸数を増やしていく予定はあるか、ほかの特定目的住宅の今後の見通しも含めてお聞かせください。

次に、事故空き家についてです。

事故空き家とは、単身入居者が住宅内で亡くなられたことにより空き家となった住宅ですが、その後、1年以上経過した住宅について、年1回、10月に事故空き家であることを知らせた上で募集を行っておりますが、事故空き家の入居率は一般世帯向け住宅との比較ではどのくらい違いますでしょうか。

また、事故空き家は入居者の募集がなかった場合、その後、募集を継続していくのでしょうか、お示してください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽市営住宅の特定目的住宅について御質問がありました。

初めに、子育て世帯向け住宅についてですが、まず、設置戸数と入居状況につきましては、15戸を設置しており、全て入居済みとなっております。

次に、入居要件を緩和した理由につきましては、人口減少対策として子育て世帯の移住・定住を促進するため、より入居しやすい要件に緩和したものであります。

また、入居要件を中学生がいる世帯までとした理由につきましては、義務教育期間を通じて同一の住居に居住し続けることができるよう考慮したものであります。

次に、入居要件緩和後の申込みにつきましては、3戸の子育て向け住宅の募集を行い、5世帯の応募がありましたが、いずれも未就学児がいる世帯であり、3世帯が入居したところであります。

また、市外からは2世帯の申込みがあり、うち1世帯が入居したところであります。

次に、今後の子育て世帯向け住宅の戸数につきましては、第7次小樽市総合計画において令和10年度の供給目標値を30戸としており、今後も本市として戸数の確保に努めていくとともに、道営住宅の建て替え等の際には、北海道に対しても子育て世帯向け住宅の設置を要望してまいりたいと考えております。

また、他の特定目的住宅につきましては、社会情勢の変化に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、事故空き家についてですが、まず、事故空き家と一般世帯向け住宅の入居率につきましては、令和4年度においては、事故空き家が33.33%、一般世帯向け住宅が71.45%となっております。

次に、事故空き家の募集につきましては、入居者の応募がなかった場合においては、引き続き募集を行い、入居者を受け付けております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

○1番（新井田邦宏議員） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、小樽市のDXについてであります。

その中でステップ3のRPA化の部分で、もう一度お聞きしたかったのですが、今年度で五つの業務をRPA化する見込みということと、令和4年度で七つの業務がRPA化されているという部分で、これは七つの業務と別に五つの業務で、今、RPA化を進めていच्छやるということでよかったですでしょうか。もう一度お聞かせください。

もう1点、小樽市市営住宅の特定目的住宅についてであります。

この子育て世帯の特定目的住宅の部分で、今は15戸というところでありましたが、令和10年までに30戸とするという部分がありまして、あくまで令和10年に30戸になっているようにというところで、何かスケジュール等があればお示しいただければと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（薄井洋仁）** 新井田議員の再質問にお答えいたします。

ステップ3でありますRPAについてですが、令和4年度に実施した七つの業務とはほかに、今年度は五つの業務というふうなことでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 新井田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、子育ての特定目的住宅の確保についてですけれども、総合計画におきましては、最終的な目標が30戸ということで記載されておりますけれども、具体的なスケジュール、いつまでに何戸といったスケジュールはございませんけれども、いずれも総合計画の期間までに子育て世帯の住宅の戸数を確保してまいりたいということで考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 新井田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時12分**

**再開 午後 2時35分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）（拍手）

**○16番（下兼 薫議員）** 立憲・市民連合を代表し質問いたします。

まず、市役所の組織体制に関して伺います。

今定例会において、小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案が提出されたところです。直近で同条例を改正したのは令和2年第4回定例会で、こども未来部の創設などに際してのことでありました。それから3年が経過し、今定例会で総合政策部を編成するための改正案です。

この3年間で社会情勢も大きく変容したことから、政策的予算をいかに捻出するか、欠員もある中でマンパワーの確保などの必要性から、このたびの組織改編に至ったものとは推察します。適切な比喩は分かりませんが、組織改編や人事はパズルを組み上げていくことにも似ております。人材や能力、行政機能あるいは事業そのものをピースとして欠けた部分にはめ込んでいく。100%の適材適所は理想論だと理解しておりますが、目下の課題解決と同時に将来を見越して人材育成についても勘案した組織

を目指す必要性があるわけです。

組織マネジメントに見識の深い早稲田大学マニフェスト研究所の出馬氏も、未来への備えを組織の中にビルトインする必要があると講演でおっしゃっていただきました。これはまさに、迫市長のおっしゃる備えと一致するところかと存じます。

また、近年、多くの行政機関において、新たな政策を進めるときには、効果の高さ、実施後に分析を行えるようにデータを多く取得できるような事業の組立てを意識することの重要性が語られております。事業の結果が偶発的なものではなく、再現性のあるものという裏づけを得るのも大切なポイントです。さらには、デジタル化の推進、官民連携の強化についても、かねてより課題視されてきています。

同時に、仮に3年前の条例改正の時点で総合政策部に近いものが検討されていたら、本市の各政策は今よりも進んでいたのではないかという思いも去来します。

そこでお伺いします。

今回、事務分掌条例の改正の提案の理由でもある、庁内を横断した総合的な政策形成機能を強化するとともに、市民との協働や民間事業者等との連携を強化することを目的として、総合政策部を新設するものというのは、3年前には問題となっていなかったのでしょうか。

次にお伺いするのは、業務の重複をなるべく減らさなくてはいけないという観点でお聞きします。

総合政策部と総務部の業務の分担はどのようにお考えでしょうか。

また、市役所全体としての業務量が増えないような対策はお考えでしょうか。廃止あるいは相当なてこ入れをする事業見直しなどにこれまで以上に注力しなくてはなりません。事業の改廃の検討などは総合政策部で担うということにもなるのでしょうか。財政部の行財政改革担当との連携も不可欠であると考えますが、その点も併せてお答えください。

市の政策の言わば指揮者としての総合政策部をつくったとしても、施策として実行するのは各担当課にいる職員であり、組織の形を変えるだけで業務がオートメーション化されるわけではありません。そして、一般職に求められるのは市民への貢献で、決して内向きの仕事にならないよう、管理職には高いマネジメント能力が求められますし、船が山に登らないよう船頭の人数もバランスを取らなくてはなりません。

こうした点から次にお聞きします。

全体として管理職を減らし、一般職員を増やしていくというお考えはお持ちでしょうか。

業務量のコントロールという点では、市役所全体としてルーティーンワークを減らしていくという視点が重要かと思えます。自治体DXの推進により、人がやるべき仕事と機械処理でよいことの取捨選択については、以前行った業務量調査に際して議論がなされていたことと認識していますので、総合政策部が新設された後は、その点も加速していくことに期待しているところでございます。

ここまで、組織論や人材の不足にも触れたので、派生してもう少しお伺いいたします。

これもまた長年言われ続けていることではありますが、職場環境についても社会の変化に合わせたアップデートが求められています。つまり、組織の改革のみならず、働き方改革も同時に進めるべきであるということです。それを図るために離職率についても見ていかなくてはなりません。特に若い世代、20歳代、30歳代の職員の離職率について推移はどうなっていますか。また、離職理由の聞き取り等は行っているのでしょうか。

そもそも職業選択の自由は保障されていることは言うまでもないため、辞めること自体は自由である上、特に民間では終身雇用は過去のものとして化してしまっています。多くはキャリアアップを目指すのですが、それだけでなく、自らのやりたいことを見つけて離職するというパターンもあり、これらは

前向きな離職と言えるでしょう。問題は、望まない離職をどう減らすか。本市職員の離職理由と年代などについて分析はされていますか。

離職のみが原因ではありませんが、現実問題として職員の欠員は深刻で、リクルートにも力を入れなくてはならないと感じています。

副業としての公務員も以前に議会議論が行われていました。さらに、地域活性化起業人の制度も活用していることに加えて、地域おこし協力隊の件もそろそろ動き出すことと推察しております。地域おこし協力隊の募集と採用に関する進捗、展望はいかがですか。

組織の体制は時代とともに変わりますし、正解はないと思っています。ただ、組織はあくまでも手段です。自治体は住民の福祉の増進を図ることを目的とした組織ですので、目的に向かってどのような体制がよいのかという視点で、今後も組織の在り方について取り組んでいただけるようお願いいたします。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 下兼議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、組織改編について御質問がありました。

初めに、前回の組織改編時における総合政策部の検討につきましては、私といたしましても、縦割りの組織では対応困難な政策課題が増加しており、組織横断的に対応する必要性を感じていたところではありますが、令和3年度は子育て支援の強化や福祉のワンストップ相談窓口の設置など、人口減少や少子高齢化が進行する中で市民ニーズへの対応を最優先課題と考え、こども未来部の設置や福祉部と医療保険部の統合を行ったものであります。

次に、総合政策部と総務部の業務分担につきましては、条例上の事務分掌で申し上げますと、総合政策部が、市政の総合企画や統計のほか、民間事業者等との連携、デジタル化・情報システム及び事務改善に関する業務を、総務部が、秘書に関することや国際交流のほか、議会に関すること、文書・例規、職員の人事・給与、広報広聴、防災などに関する業務を担当することとなります。

次に、業務量が増えないための対策などにつきましては、デジタル化による業務改善などを進めることで業務量の抑制・減少に努めるとともに、事務事業の見直しについては各部の考え方や行政評価などを踏まえ、総合政策部や財政部行財政改革担当も関わる政策検討会議や予算ヒアリングなど、全庁的な意思決定の場において進めていくこととなります。

次に、管理職を減らし一般職を増やすという考えにつきましては、各職場の業務内容によりそれぞれ体制は異なることから、様々な行政課題に適切かつ速やかな対応ができる組織となるよう、必要な箇所に必要な職員を適正に配置してまいりたいと考えております。

次に、若い職員の離職率の推移につきましては、市長部局における30歳代以下の職員の令和4年度と10年前である平成24年度との比較で申し上げますと、平成24年度が1.24%、令和4年度が3.57%であります。

なお、離職理由の全員に対する聞き取りはできておりません。

次に、離職の理由と年代の分析につきましては、詳細な分析はできておりませんが、令和4年度退職者のうち理由を確認できたものとしては、30歳代以下では、ほかへの転職や公務外での傷病、40歳代以

上では、家族の事情や体力・健康面の不安によるものなどが挙げられます。

次に、地域おこし協力隊の進捗と展望につきましては、今年度、NPO法人オタル・クリエイティブ・プラスが隊員を雇用し、市が地域おこし協力隊として委嘱する方法で導入することとしたところであり、少し時間がかかっていますが、近日中に同法人が隊員の募集を開始する予定であります。

今後も隊員の活動状況や課題を検証しながら、地域おこし協力隊の活用について検討してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）

**○16番（下兼 薫議員）** 次に、男女共同参画について伺います。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されております。

本市は現在、第3次小樽市男女共同参画基本計画の期間にあります。迫市長も平成15年3月に策定した小樽市男女平等参画基本計画から20年。男女共同参画社会への意識は社会に少しずつ浸透してきているものの、依然として性別による固定的な役割分担意識や様々な分野における男女格差が残っており、男女共同参画社会実現のために取り組むべき課題が多くありますとおっしゃっておいででしたが、我々も共感の念を持っております。直近の10年間でもライフスタイルの変化、社会情勢の変化など男女共同参画を取り巻く課題は多様化しています。

そこで、第2次小樽市男女共同参画基本計画で何が課題として見えたのか、第3次小樽市男女共同参画基本計画にはそれが反映されているのか、成果指標と照らしてお尋ねいたします。

初めに、男女の役割の固定化が近年どの程度解消されたかという点です。

令和3年11月の市民意識調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」の設問に、「同意」、「どちらかといえば同意」とする割合は全体で12.9%となっており、その割合は男性のほうが高くなっています。この回答の年齢別、男女別の傾向はどうなっていますか。

同様に、「男女の地位の平等感」の結果では、学校教育以外は全て「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計、特に政治、社会通念や慣習、職場の3分野においては60%を超えています。この回答における男女別、年齢別の傾向はどうなっていますか。

夫婦の役割についての認識が解消に向かっていることに対して、社会的地位の性差は男性が優遇されていると感じる方は多い傾向にあることは、多少の違和を感じます。そして、市民意識調査における男女共同参画社会という言葉について知っている方の割合も全体の52%と半数を超えたものの、現実として遅れている分野も少なくない、つまり知行合一となっていないとも言えるわけです。

そこで、政策方針決定過程への女性の参画の拡大についてお尋ねします。

市の審議会等への女性の参画の拡大に関し、直近の女性委員の登用率はどうなっていますか。また、今後の目標は何%を目指していますか。

女性参画を推進するためには、啓発の活動も重要なものと感じます。女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実ではどのような施策をお考えでしょうか。

加えて、計画の中には小樽市の女性職員の職域の拡大と管理職等への登用促進とありますが、現在、小樽市職員の女性職員の割合と女性管理職の割合をお示してください。

委員会等に出席される理事者の顔ぶれでも、男性が多いことは一目で分かります。そもそも絶対数として男性職員が多いのは理由の一つとして理解しておりますが、相対で考えても大きな伸びがあるようにも見えないことからお聞きします。

女性管理職の登用率が上がらない原因は何だとお考えでしょうか。

さらに、小樽市として、これから女性職員、女性管理職の登用率をどのように上げていくおつもりなのか、お聞かせください。

世界経済フォーラムが2023年に発表したグローバルジェンダーギャップ指数ランキングにおいて、日本は146か国中125位と先進国の中では最下位でした。他国と比べ最も男女格差が開いたのは、政治や経済分野での女性の参画率、管理職比率です。これは、企業組織や政治家の構成メンバーが男性に偏っており、かつ、意思決定権を持つ役職には女性が不在である場面が多いということです。私たち市議会も、会派を超えて女性議員数増に取り組んでいかなくてはと自省するところでもあります。

男女共同参画が必要な理由は一言、日本の国を健全な形で継続していくためです。

次に、計画の基本方向1に示されている男女共同参画の意識の浸透についてお尋ねします。

外向きの啓発の重要性については先ほど申し上げましたが、市役所の内向きの意識改革はどうなっているのでしょうか。男女共同参画に関する広報と啓発活動の充実では、男女共同参画の視点から見た表現方法の周知や男女共同参画に関する市職員研修の充実を図るとありますが、具体的にどのような取組をお考えでしょうか。

再び意識調査のアンケートですが、調査の手法に関して次のことをお聞きします。

男女共同参画に関する情報の提供と活動への支援では、市民意識調査を5年ごとに実施し、実態把握及び公表を行いますとありますが、調査対象の人数と性別、年齢をお聞かせください。

次に、基本方向3の男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶について、DVに関連してお伺いします。

必ずしも男女に限るものではありませんが、家の中というクローズドな場における暴力的行為は顕在化しづらく、エスカレートしやすい問題です。身体的、精神的、経済的DVを受けている方を助けるため、特に緊急性が高いケースの場合、すぐに保護できるようシェルター機能を有する施設としてハード整備が必要であると考えます。計画にも、配偶者やパートナー等からの暴力等の予防対策や発見に努める。さらに、被害者を発見した場合は緊急一時保護施設や警察など関係機関と連携し、被害者の保護等適切な対応に努めますとありますが、小樽市内に緊急一時保護施設はありますか。ないのであれば、これから保護施設を造るおつもりはありますか、お聞かせください。

並行して、ソフトとして相談につながりやすい施策展開も欠くことはできません。同様に計画には女性相談等の充実では、相談員の技能や専門性の向上に努めますとありますが、現在、対応している相談員は何名いますか。対面のみならずSNS等を用いた相談体制など、昨今、様々な団体も行政区の垣根を越えて活動されていることから、そうした方々との連携の推進も要望として申し添えるところであります。

当時、京都大学大学院文学研究科・文学部の伊藤公雄教授は、男性たちに男女共同参画の重要性を認識してもらうためにと題したコラムの中で次のように述べています。男女共同参画というと、やはりまだ多くの方が女性の問題と思われるのではないのでしょうか。しかし、これは男性の問題でもあり、もっと言えば日本社会の未来の課題なのです。少子高齢化社会はこれまでのように男性だけが社会を支える仕組みでは維持できないと。さらに1970年代以後、日本社会で急速に拡大した、男性は長時間労働、女性は家事、育児、さらに条件の悪いパート労働という仕組みは日本経済成長を支える一方で様々な問題

を生み出してきました。何よりもまずこの性別分業体制が生み出したひずみに男性たちは気づくべきでしょう。女性の持つ潜在能力に、日本の男性はいまだに気づいていないのですともあり、まさに古くから今に至るまで残り続けてきた価値観を変えていく必要性を論じています。

男女共同参画を進めるには、何よりもワーク・ライフ・バランスが前提になります。ワーク・ライフ・バランスとは、単に仕事を抑制し私生活を大切にすることではなく、性別によらず合理的な役割分担をし、共に家庭、地域に責任を持つことと解釈しています。この仕組みがうまく形成できれば、子育てや高齢者介護の面でも多くのプラスを生み出せると考えるのです。もちろん性的マイノリティーの方も含めてジェンダーギャップを解消し、誰もが暮らしやすい社会を目指していくことは、小樽市としても御認識いただけているとは思いますが、一層の推進に期待しております。

以上、2項目の質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、男女共同参画について御質問がありました。

初めに、令和3年11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査における、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思う」という設問に対する回答の男女別の傾向につきましては、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と回答した割合は、女性8.1%、男性18.5%と男性のほうが高くなっております。

また、年齢別の傾向につきましては、20歳代以下が2.6%、70歳代以上が20.1%となっており、おおむね年齢が高くなるにつれ割合が増えるという傾向となっております。

次に、男女の地位の平等感についての設問のうち、政治、社会通念や慣習、職場の三つの分野に対し、「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」という回答があった男女別の傾向につきましては、政治及び社会通念や慣習では男女別でほぼ差はなく、職場では男性のほうが高くなっております。

また、年代別の傾向につきましては、3分野とも年代による特別な偏りはなく、全ての年代で割合が50%を超えております。

次に、市の審議会等の女性委員の登用率につきましては、令和5年4月1日現在36.2%となっております。

また、今後の目標につきましては、第3次小樽市男女共同参画基本計画では令和13年度の目標値を45%と設定しております。

次に、女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実につきましては、これまで女性のエンパワーメントを目的としたセミナーや講演会、パネル展などの開催により周知、啓発活動などを行ってきたところであり、今後は市のホームページを活用した周知、啓発も含め、さらなる内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の女性職員と女性管理職の割合につきましては、第3次小樽市男女共同参画基本計画において成果指標としている正規職員の数値を令和5年5月時点で申し上げますと、女性職員が38.8%、女性管理職が20.2%であります。

次に、女性管理職の登用率が上がらない原因につきましては、管理職となる40歳代から50歳代の女性職員の割合がやや少ないことのほか、これまで把握しているものとしては、仕事と家庭生活の両立が

できなくなる、自分の能力に自信がないなど、管理職への昇任を望まない理由や背景があることが原因ではないかと考えております。

次に、女性管理職の登用率をどのように上げていくかにつきましては、女性職員のキャリア意識向上のための研修やこれまで女性職員が少なかった部署への配置による職域拡大など、女性職員が管理職となることに対する不安を軽減できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画の視点から見た表現方法の周知につきましては、市民意識調査からは、男は仕事、女は家事のような性別で生き方や役割を固定してしまう意識が根強く残っている状況も見受けられることから、このような意識にとらわれない表現についてのガイドラインを作成し、市の刊行物等に取り入れていくほか、様々な場面で広く活用してもらえるよう情報の周知を図ってまいります。

また、市職員に対する研修につきましては、採用から間もない時期での啓発が効果的であると考え、採用後6か月を経過した職員への研修において男女共同参画に関する講義の時間を設けておりますが、今後は、採用後10年程度や係長職、管理職への昇任時など、継続的な機会を設けることを検討してまいりたいと考えております。

次に、市民意識調査につきましては、本市に居住する18歳以上の男女各1,000名、合計2,000名に対し、住民基本台帳に基づく無作為抽出により実施する予定であります。

次に、DVに関する緊急一時保護施設につきましては、当該施設は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律で都道府県が実施する配偶者暴力相談支援センターの一業務として位置づけられているもので、本市には同センターは設置されておられません。

市町村が配偶者暴力相談支援センターの機能を有する施設を設置することも可能ですが、北海道は札幌市にこの機能を有する施設を設置しており、また対応件数も少ないことから、市内に当該施設がないことで対応に苦慮した事例がないのが現状でありますので、本市で設置する予定はありません。

次に、現在配置しているDVに関する女性相談員につきましては、専任の女性相談員を男女共同参画課に1名配置しております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼黨議員。

（16番 下兼 黨議員登壇）

**○16番（下兼 黨議員）** 次に、地域共生社会についてお伺いします。

先ほどの男女共同参画にも密接に関連する地域共生社会について、この項でお伺いいたします。

制度、分野ごとに縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくのが地域共生社会です。

社会福祉法では、地域生活課題の解決を図るために、地域のつながりを再構築し、子供から高齢者まで性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人々が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めることを地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者に求めています。

小樽市においても地域福祉を取り巻く環境の変化や課題に対応するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする、第1期小樽市地域福祉計画を策定しました。「つながりを持てる地域づくり」、「助けて」と言える地域づくり、「安心して暮らせる地域づくり」の三つの目標の下、小樽市社会福祉協議会との連携を密にしなが、地域の皆様や地域活動団体の皆様と協働を深めながら

計画を推進していくことを目指しています。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において支え合いの機能が存在しました。しかし、現在では、高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合い、そして、時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

今年度が第1期小樽市地域福祉計画の最終年度であります。コロナ禍にも見舞われた中、たくさんの施策が実施されてきました。計画の中から、幾つかお伺いします。

まずは地域拠点に関してです。

基本目標ごとの取組では、「地域住民同士がつながるための拠点づくり」の中で、行政が取り組むこととして、モデル地区を選定し、共生型、常設型の居場所の立ち上げを目指しますとありますが、モデル地区は選定されたのでしょうか。

お互いに支え合う仕組みの一つとして、ボランティアの方々への活動についても目を向けてみましょう。「地域におけるボランティア活動の推進」では、アンケートにおいて、地域活動の参加状況、ボランティア活動の参加率は13.3%と低い状況です。小樽市が取り組むこととして、小樽市社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報を発信するとあります。これまでどのような発信が行われましたか。

ボランティア活動の参加促進を目的としたボランティアポイント制度などの仕組みづくりについてお示してください。

同様に、市民同士が助け合う組織ではあるものの、高齢化に加え、近隣とのつながりが脆弱化する社会の中で様々な課題を抱えるのが町内会です。「町内会活動への参加促進」には、小樽市は小樽市総連合町会と連携し、町内会活動に学生や子育て中の若い世代が参加できる仕組みづくりを検討するとともに、町内会活動の情報発信に努めるとありますが、どのような検討や取組を行っていますか。

また、全国的に見ても、核家族化や少子高齢者化などに起因する孤独、孤立の問題が取り沙汰されています。高齢化率の高い本市でも直面する課題であります。特に高齢の男性は、女性と比べて孤立の状況に陥りやすいとも言われます。生涯未婚率も高まり、孤独、孤立は高齢の方に限られることでもありません。性別にかかわらず、人生も多様化しているのです。男性が地域社会で孤独、孤立に陥るリスクも増大しています。

小樽市として対応可能な窓口はありますか。あれば、どのような御対応をされているのか、お答えください。

申し上げてきたように、これまでの数十年とは違う、複雑化した社会課題は、枚挙にいとまがありません。それに伴い、従前の行政の仕組みに当てはめるとき、制度のはざまにあって支援が困難なケースも増えています。そのため、本市ではワンストップ窓口として、福祉総合相談室が機能していると認識しております。「漏れのない相談支援体制づくり」では、困ったときに相談しやすい環境づくりの問いで一番多い回答は、「どんな困りごとでも相談できる総合相談窓口の設置」とあり、庁内に福祉総合相談室が開設されましたが、相談窓口に来られた人数を開設年からお聞かせください。

今で言うアウトリーチの役割を担ってきた民生・児童委員も、成り手不足と高齢化が大きな課題であり、欠員をカバーするにも苦慮しています。マンパワーが不足することで、活動の環境は一層大変になっていくという悪いスパイラルも見受けられます。本市における民生・児童委員の数の推移では、令和元年度において、定数345人に対して336人が活動している、つまり9人が欠員となっています。欠員の補充に向けて、どのような手を打たれているのか、御説明ください。

民生・児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として本当に重要な役割を担っています。業務量の増加、課題の複雑化、多様化、相談業務の負担が増していることなどが上げられていますが、委員の方々も高齢化しています。大変な業務であることはよく知っております。何とか地域のために頑張っている委員の方々の業務改善についてもお考えいただきたいところです。

続けて、いわゆる買物難民の対策についてです。

地域福祉計画のアンケート調査で、交通の利便性の充実や身近な地域で買物が可能など、暮らしやすさを求める回答は54.3%にも上っています。地域に商店がない市民は、車やバスなどで買物に行かなければならず、高齢者の方々や身体的ハンディキャップを抱える方にとって、大きな不便を感じながら日常を営んでいます。

同様の課題のある室蘭市では、全国初の試みとして、NPO法人が運営に当たる福祉コンビニと称するお店がオープンしました。買物が困難な高齢者の支援に特化し、配達も行う。肝になるのは、目的が営利でないため、人口の少ない地域でも店舗の継続ができるという点です。地区別ワークショップでも、北西部はお店も減り買物をするのも大変である。障害者の就労支援として買物代行などができないかという意見も出されています。小樽市は、こういった意見を進めていくお考えはありますか。

先日、厚生常任委員会視察で愛知県春日井市へ赴き、本市も来年度に手を挙げる重層的支援体制整備事業について事例の御説明をいただきました。2020年に地域福祉計画を策定してから、僅か2年で重層的支援に取り組んだということです。市の職員と事業者の実務担当者で研究会を組織し、研修プログラムの開発、人材育成の体制整備に重点を置いたとのこと。視察での学びの一つとして、地域共生社会の実現に向けては、官民の連携した取組を調整するコーディネーター的な役割を担う人材が重要であるということがあります。本市も、重層的支援体制整備に向け検討する中、こうしたコーディネーター的な役割の人材の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

また、春日井市では、社会福祉協議会が基幹型地域包括支援センターとして、地域包括支援センターをつなぐハブの役割を担っています。本市では、四つの圏域に分けて地域包括支援センターが存在していますが、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターを束ねる役割も必要であると考えます。現状、その機能を担っているのはどこで、今後どのようにしていくお考えか、お聞かせいただけますか。

以上、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域共生社会について御質問がありました。

初めに、地域福祉計画における共生型、常設型の居場所の立ち上げのモデル地区選定につきましては、昨年実施した塩谷地区での地域福祉計画のワークショップの中で、居場所についての意見交換を行いました。居場所の形態や運営方法など課題として想定されることが多く、今計画期間中のモデル地区の選定は実現できなかったものであります。世代間交流や地域活動の促進のための居場所づくりの必要性は認識しておりますので、引き続き、第2期計画の中で検討してまいります。

次に、ボランティア活動の推進につきましては、まず、ボランティア情報の発信は、小樽市ボランティア市民活動センターが、紙媒体のほかアプリやSNSを利用し、各登録団体の活動状況の周知、団体への助成金の情報提供やボランティア講座の案内などの周知を行ってきたところであります。

また、本市の補助金により、令和3年度にボランティアポイント事業を開始し、福祉除雪、配食、学校支援などの活動の参加者に対してポイントを付与する仕組みづくりを進めております。

次に、町内会活動への参加促進に向けた取組につきましては、町内会は、街路防犯灯やごみステーションの管理、地域の安全のための防災活動など日常生活に不可欠な役割を担っていることから、市民の皆さんに町内会の重要性を再認識していただき、活動への興味、関心を深めてもらうため、各町内会の活動の状況を市のホームページ等から発信し、周知していくこととしております。

また、デジタル化を進める町内会に対し、支援を検討しているところであり、一般的にデジタルの知識や技術に明るい若年層の参加を促進できるような取組について、総連合町会と協議してまいります。

次に、男性が孤立・孤独に陥った際に対応可能な窓口につきましては、性別を問わず、福祉総合相談室「たるさぼ」で困り事に関する相談を受けております。対応につきましては、その方の困り事を伺い、必要な支援制度の案内や手続に同行するなどしております。

次に、福祉総合相談室開設以降の相談件数につきましては、「たるさぼ」の新規相談件数でお答えいたしますと、令和3年度476件、令和4年度211件、令和5年度が11月末時点で169件となっております。

次に、民生・児童委員の欠員につきましては、全国的な問題であり、本市も欠員の解消に至っておりません。欠員の補充に向けては、この数年はコロナ禍で訪問活動が制限されておりましたが、民生・児童委員の活動を市民に知ってもらうため、広報おたるに掲載するほか、民生・児童委員は、PRカードの配布、地域の集まりでの活動の紹介を行っております。

また、民生児童委員協議会会長会におきまして、周知用リーフレットを用いた勧誘活動、報道機関への記事の掲載依頼、活動のスリム化による負担軽減など、今後の欠員補充に向けた効果的な対策について検討していると伺っております。

次に、買物難民の対策につきましては、地区別ワークショップで、障害者の就労支援として買物代行はできないかという御意見もありましたので、就労支援サービス事業者に、買物代行サービス実施の可能性について御意見を伺うなど研究してまいりたいと考えております。

次に、重層的支援体制整備事業実施におけるコーディネーターの必要性につきましては、この事業では複合化、複雑化した相談に対応するため、行政や民間の相談窓口がしっかりと連携することが重要であります。そのためには、民間事業者との調整などを担う幅広い知識と豊富な経験を有する福祉専門職のコーディネーターの配置は必要であると考えております。

次に、基幹型地域包括支援センターにつきましては、福祉総合相談室地域包括ケアグループが、各地域包括支援センターの統括、困難ケースや虐待事例などに一緒に対応するなど基幹型地域包括支援センターの役割を担っており、今後も担当していくと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）

**○16番（下兼 薫議員）** 教育関連施設の整備についてお伺いいたします。

最後に、教育に関する施設整備についてお伺いいたします。

新総合体育館の建設に向けて、次のような基本理念が掲げられています。

「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」。「誰もが集い」の部分では、にぎわいの創出と交流の拠点で、ユニバーサルな施設であること、「未来へ続く」は、小樽市の将来を見据えることや環境への配慮を表し、そして「健康拠点」は、日常的に体を動かすことで、体力向上、健康寿命延伸に寄与する施設

を目指すという意味が込められています。加えて、災害時には、避難所としての機能をする防災拠点にもなると御説明いただきました。

現在の総合体育館は、昭和49年に建設され、立派な体育館ができたことを多くの方が喜んでいたことが思い起こされます。当時、同程度の体育館は道内にも数少なく、商業イベントも度々開催されておりました。しかしながら、半世紀がたった現在、新総合体育館へのバトンタッチを控えています。

その新総合体育館についてお伺いします。

「基本方針2 気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す体育館」とありますが、スポーツ以外のイベント等でアリーナの使用は可能でしょうか。

次に、子育て世代の集う場としての機能です。

キッズスペースの設置に対し、お子さんをお持ちの方々からも期待の声が聞こえてきます。子供たちが喜ぶ充実した設備をお考えだとは思いますが、スペースについてもできるだけ広げていただきたいと考えます。本市の御所見はいかがでしょうか。

新体育館には、自転車で来られる方もいると思います。私どもの会派としては、かねてより市民の健康増進の一助とすることも含め、自転車の活用について提案してきた経緯があります。まして、小樽公園の周りにはサイクリングに適した道路もあるわけで、新総合体育館は、そうしたサイクリストの拠点にもなり得るのではないかと。また、自転車で来館される市民にも利用しやすい環境を用意していただきたいとも考えお聞きします。

スポーツ振興の一つとして、駐輪場の設置を提案いたしますが、お考えはいかがでしょうか。

これまで、PPP/PFI導入検討委員会にて、本市では初めてとなる官民連携の手法について検討されてきました。計画では、PFI手法の一つであるBTO方式とPFI的手法のDBO方式について優位性が一部示されております。幾つかある事業手法の中から、新総合体育館の設計、建設、維持管理、運営に関して、最も効率的かつ効果的な手法を決定していくものと考えますが、庁内における今後のプロセスについて御説明願います。

また、事業手法を決定する際の検討資料や検討結果はどのように公表されるのか、御説明ください。

さらに、事業手法を決定した後、こういったプロセスで民間からの提案を受けることになるのかについてもお示しください。

手法はどうなるにせよ、市民に情報をオープンにして、私たちの体育館と愛着を持たれるよう、また、建設費や機能のみならず、建築としての美しさや周辺一帯のランドスケープのデザインも考慮し、将来にわたって長く愛される施設となるよう、御尽力をお願いするものであります。

学校の冷房設備について、専決処分報告の小・中学校における冷房設備の整備に関して、最後に2点お伺いします。

このたびの専決処分に伴う予算は、どこまでのものを含んでいるのでしょうか。

クーラー本体、設置に係る費用、学校によって電気容量が不足する場合などは、その対応まで含んでいるのかなどです。

市内を3地区にして入札との御説明をいただきましたが、受注者は、機器の手配から設置、設置した全ての教室で使った場合に正常に動作するかなどの確認までが設計図書に記載されるのでしょうか。つまり、このたびの専決処分の予算でできる範囲がどこまでなのかをお示しください。

また、ランニングコストとしては、電気料金が大きく上がることとなりますが、その予算の配分について御説明ください。

端的に申し上げますと、学校配分予算を増額するのか、電気料金は別途予算を見るのか、その点をお

答えてください。

結びに申し上げます。この代表質問をするに当たり、小樽市民一人一人が安心して暮らしていくために何をすればよいのか、何ができるのかを改めて思いを巡らせました。誰もが不安を抱えています。その一つ一つに寄り添い、取り除くことで、不安は安心へと変わります。日々の生活、将来への安心を地域や行政が提供できれば、住み続けることができるのではないのでしょうか。安心が積み重なることで、このまちは、選ばれるまちになるのです。誰一人取り残さない。2015年、国連が提唱したSDGsの理念は、これに重なります。

昨今、インクルーシブという単語を多く目にするようになりました。それは、包括する、包み込むという意味を持ちます。人種、性別、ハンディキャップ、世代などを問わず、お互いの人権や尊厳を大切にしていく。そんなインクルーシブなまちづくりを進めていただくようお願い申し上げ、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、教育関連施設の整備について御質問がありました。

総合体育館についてですが、初めに、新総合体育館の事業手法に関する今後の庁内での検討プロセスにつきましては、小樽市PPP/PFI導入検討委員会において、事業手法、事業期間、事業範囲、リスク分担等について検討を深めながら、効率や効果を踏まえて総合的に判断し、具体的な事業手法を決定いたします。その後、この手法について、小樽市公共施設等マネジメント検討委員会での庁内合意を得て、最終的に事業手法の決定を行ってまいります。

次に、検討資料や検討結果の公表につきましては、検討資料については、予定価格の推測につながる可能性があることなどから公表はいたしません、検討結果は、マネジメント検討委員会での庁内合意後、速やかに市のホームページにおいて公表してまいります。

次に、事業手法の決定後、民間の提案を受けるプロセスにつきましては、来年度、速やかに外部有識者を含む事業者選定委員会を新たに設置し、要求水準書や入札説明書、参加資格審査書類、審査基準等について検討を行います。この後、公募を行い、事業者選定委員会における提案内容の審査を経て、落札者を決定する予定といたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 下兼議員の御質問にお答えいたします。

ただいま教育関連施設の整備について御質問がございました。

初めに、新総合体育館についてですが、まず、スポーツ以外のイベントによるアリーナの利用につきましては、新総合体育館のメインアリーナとサブアリーナは、コンサートや展示会といったイベントでの利用も想定しており、こうした利用を促進することにより、市民の皆さんがスポーツ以外で新総合体育館を訪れ、多世代の交流を生み出す機会を創出してまいりたいと考えております。

次に、キッズスペースの拡大につきましては、キッズスペースの面積につきましては、現在は小・中学校の教室およそ2個分の広さである120平方メートルを想定しておりますが、本市におきましては、子供の遊び場の充実を求める声が多く、キッズスペースに対する市民の皆さんの期待が大きいことから、設計段階において導入する遊具などを想定した上で、必要な面積について検討することとしております。

次に、スポーツ振興の一つとしての駐輪場の設置につきましては、小樽公園内にはサイクリングコースもあり、新総合体育館のトレーニング施設と併用しての利用も期待できることから、スポーツ振興の側面からも必要であると考えており、今後、設計段階において歩行者や自動車の動線と併せて検討してまいります。

次に、小・中学校の冷房設備の整備についてでございますが、まず、今回の専決処分の予算につきましては、市内小・中学校の特別支援学級や通級指導教室を含む普通教室及び放課後児童クラブに冷房設備を設置するものであり、設置に係る整備内容は、冷房設備本体やそれに伴う室外機の設置工事、分電盤新設に伴う電気工事のほか、電気容量が不足する学校には容量を上げるため、高圧受変電設備改修工事を行います。

なお、設置後に試運転を行い、正常に作動するかの検査を実施することとしております。

次に、整備に伴い増額となる電気料金につきましては、これまでも小・中学校の電気料金に係る予算は学校配当予算に含めず、市教委で管理しております。

なお、整備後に必要となる電気料金については、冷房設備の設置に伴う増額分も含め、来年度の当初予算において計上を予定しております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 16番、下兼議員。

**○16番(下兼 薫議員)** 2問ほど再質問をさせていただきます。

まず、組織改編についての中で、事務分掌条例の改正の理由の中で民間事業者との連携を強化する目的とありますが、今日まで何が壁になって連携ができなかったのでしょうか。今回の改正で、本市が理想とする官民連携の体制をお聞かせください。

もう一つ、地域共生社会についての中ですが、市長は、DVの緊急一時保護施設は小樽市にはないとおっしゃっていたのですけれども、長橋にある社会福祉法人小樽相愛会相愛の里もDVシェルターの役割を果たしていると認識しております。そもそも母子寮としての役割や機能、施設そのものなどは今後、どのようにしていくという検討は考えておられるのでしょうか、分かる範囲でお答えください。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(迫 俊哉)** 下兼議員の再質問についてお答えさせていただきます。

1点目は、組織再編に関わって、民間事業の連携についてのお尋ねだったかと思っておりますけれども、一つは、その行政ニーズが多様化しておりまして、一つの職場で課題を解決していくことがどんどん難しくなっているというふうには感じております。

特に民間の関係でいいますと、私が一番実感しているのは、行政の縦割りによって、なかなか民間のスピードにはついていけないという状況にこれまでも直面しておりますし、また近年、特に民間から持ち込まれる事案というのが、特に民間と連携していく事業というのは多くなっております。

例えば、北海製罐第3倉庫の利用、保全、活用についても、市役所だけで申し上げますと、担当は企画政策室でやっていますから総務部、それから消防法の関係でいうと消防本部、港の分区の関係でいきますと産業港湾部、あとは都市計画などでいいますと建設部ということで、大変多くの職場が関わっていきながらこのプロジェクトを解決していかなければならない中で、やはりその縦割りという弊害を解消していくためには、誰かがオペレーションをしていかなければ、民間のスピード感にはなかなかついていけないということをこれまでも実感してきておりますので、そういった意味では民間との連携を前

に進めていくためには、オペレーション機能をしっかりと総合政策部に持たせて、官民連携のスピードを上げていく取組をまずはしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、共生社会の実現についての課題の中で、DVのセンターとして相愛の里母子寮をということなのですが、私も市長になってから、かねがねこの相愛の里母子寮をどうしていくのかということとは心配もしておりますし、行政としてどういうふうに支えていくことができるかということで、現地にも視察に行ってきたことはあるのですが、できれば何とか相愛の里母子寮としての役割をしっかりと発揮してもらいたいと思うのですが、やはり法人としての資金力が一定程度求められるというところに絶えずぶつかってしまっていて、そこが解決できなければ、なかなかこの問題が前に進めないなというふうには実感しておりますけれども、今そういった御提言もありましたので、改めて相愛の里母子寮をセンターとして活用できるのかどうかということについては、担当とも協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 下兼議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 4時15分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

第1に、本市の交通について伺います。

まず、新幹線札幌延伸に伴う並行在来線バス転換についてです。

新幹線札幌延伸工事が進められています。札幌五輪に合わせ2030年開業を求める声もありましたが、トンネル掘削中に巨岩が見つかって中断したことや地質不良区間での追加工事などで遅れが見られ、2024年問題で労働力不足が深刻になっている中、2031年春の開業も危ぶまれています。札幌五輪については、2038年も絶望的と発表されたところです。

こうした中、並行在来線のバス転換はどうなるのかという市民の声があります。代替バスを検討する道と沿線9市町の首長による協議会は、今年5月に開かれて以来、開催されていません。

市長に伺います。協議会が開催されないのは、バスの運転手不足で、現在の鉄道並みにバスを確保する約束を北海道が果たせないからではありませんか。また、協議会が開催される見通しはあるのですか。

長万部－小樽間の鉄道は、沿線地域だけのものではありません。貨物輸送では、有珠山噴火時に室蘭本線が不通となった際、長万部－小樽間が迂回ルートとして活用されました。

市長は、長万部－小樽間の鉄道は、沿線地域だけのものだとお考えですか。貨物も含めた路線維持について、北海道が主体的に動くべきだとは考えませんか。

代替バスは、このままでは現在の鉄道並みに確保されるどころか、道内、市内の冬ダイヤ改正によるバスの減便が行われていることから、現状よりもはるかに少ない便数となることが予想されるではありませんか。市長はそれでもバス転換を進める立場なのですか。

将棋の竜王戦第3局が、小樽市で藤井聡太竜王と挑戦者伊藤匠七段で対局されました。激戦を制した藤井竜王は、ここからどこへでも行ってよいと言われたらという新聞記者の質問に対し、函館本線の山線に乗る機会があればと答えました。

前提が覆ったことから、この際、並行在来線のバス転換については、ゼロベースで考え直す時期にあるとは考えませんか。函館本線の山線を守るべきです。お答えください。

次に、銭函地区のオンデマンド交通について伺います。

銭函地域のタクシーが運転手不足で台数が少ない状況です。JR銭函駅を利用した際、駅から自宅までバスや自家用車を利用できない住民はこれまでタクシーを利用していましたが、台数が少なく利用しづらい状況が続いています。特に張碓ニュータウンは新築物件も増えていますが、交通難所とも言うべき環境です。自家用車を運転できるならまだしも、高齢化により免許返納ということになれば、住み続けることができなくなります。

石狩市では、オンデマンド交通の社会実装に向けた実証運行が行われています。通勤オンデマンド交通と、市街地を移動するための市内オンデマンド交通の二つのサービスを提供しています。中でも、市内オンデマンド交通はバスタイプではなく、パンタイプでコンパクトであるのが特徴です。

市長は、銭函地域の地域内の移動に係る公共交通の事情について、市中心部と比べてどのような所感をお持ちですか。

注目したいのが、石狩市の市内オンデマンド交通です。バス路線は難しくても、オンデマンドなら可能性はないとは言えないと思います。今すぐ導入は難しいにしても、こうした他市の例を調査研究してみたいかがですか。

1項目めの質問は以上です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 松井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、本市の交通について御質問がありました。

初めに、新幹線札幌延伸に伴う並行在来線バス転換についてですが、まず、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議につきましては、北海道からバスルートやダイヤ等に関して関係者と現在、協議中であり、それが調次第、開催する予定であると伺っております。

次に、貨物も含めた路線維持などにつきましては、長万部一小樽間の鉄道は、沿線地域に限らず観光客などにも利用されていると認識しておりますが、貨物列車が走行するルートとしては、北海道が日本貨物鉄道株式会社、JR貨物にヒアリングを行ったところ、現在の機関車では走行できない区間が複数あり、災害時の代替ルートとするには課題があると、後志ブロック会議において報告を受けております。

次に、バス転換を進める立場なのかにつきましては、現在、後志ブロック会議の開催に向けた協議を見守っているところであり、バス転換に向けて協議を進める立場に変わりはありません。

次に、バス転換を考え直すことにつきましては、後志ブロック会議において、以前からバスの運転手不足は課題となっておりますが、沿線自治体による鉄道維持は困難であることから、バス転換の方向性を決めたものであります。現在もその前提は基本的に変わらないものと認識しておりますので、まずはバス転換の課題の解決策を探ることが先決であると考えております。

次に、銭函地区のオンデマンド交通についてですが、まず、銭函地区内の公共交通事情につきましては、公共交通による地域内の移動手段は一定程度確保されておりますが、バスの運行路線やタクシーの台数は市内中心部に比べますと少ないものと認識しております。

次に、オンデマンド交通につきましては、これまでも新たな輸送手段の調査、研究の一環として、他

市の事例調査のほか、オンデマンド交通事業者とも情報交換などを行ってまいりましたが、今後も、本市で実施した場合の課題なども含め、引き続き、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、2項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

**○3番（松井真美子議員）** 次に、新総合体育館のPPP/PFIについて伺います。

PPP/PFI手法導入可否についての報告によりますと、PPP/PFI導入検討委員会は、総合評価を可とし、PPP/PFI手法の導入を決定。ただし、事業手法、事業期間、事業範囲、リスク分担等については、引き続き検討を要するとしました。全国的には、PPP/PFI工法の受注の上位は大手ゼネコンばかりで、上位10社だけで全体の35%を占めています。結局、PPP/PFI事業は、大企業の参入を促進し、地元企業を排除する仕組みとなっています。PPP/PFI事業を推進してきた自治体では、事故の危険、経営破綻のリスクが住民と自治体にしわ寄せされる事例が次々出ています。まず、この手法の導入によって住民サービスの後退は起こらないのかを検討する必要があります。

今回の検討では、住民サービスの向上が図れるのか否か、サービスの後退は起こらないのかについて検討されたのですか。

費用の縮減効果を評価するVFMの確認では、PSC、LCCともに算出方法がおおむね適切かつVFMが発現しているとしています。しかし、PPP/PFI手法のほうのコストが低い場合には、VFMはプラスとなり、その場合はPPP/PFI手法で行われることになり、逆にPPP/PFI手法のほうのコストが高い場合にはVFMはマイナスとなって、PPP/PFI手法は行われなくなることになります。つまり、このVFMをプラスにするために過大評価が行われる可能性があり、この点での精査が必要です。VFM値はプラスにするためにどうにでも操作が可能という問題が含まれています。

市長にお聞きします。VFM値の操作がされないという担保はどこにあるのですか。

PSCは、最近建設された他都市の事例を基に平均値を平方メートル単価として算出しているとしています。また、前提条件は、大手ゼネコン等26社へのアンケートのうち、回答があったものの平均値で算出とあります。ということは、調査対象によっては、事業費の削減どころか大幅な増加も想定されるということなのですか。

PPP/PFI手法の導入で、利用者の増などにより、従来手法の利用料金収入から7%の増加が見込めるとしています。どうして民間なら増えると言えるのですか。

資金調達は、国庫補助金、過疎債、緊急防災・減災事業債、公共事業債など、複数の地方債を活用するとしています。これはPPP/PFI手法でなくても当然のことではありませんか。

官民のリスク分担では、民間のリスク管理能力が生かせる部分は民間に任せるとしています。ということは、民間事業者が、リスクが過大と判断した場合は撤退もあり得るのではないですか。

地場企業の参画、受注可能性についてです。

ほぼ全ての事業者が、地元企業との協体制づくりは可能、積極的に連携したいとの回答だったということです。他市でも、当初は地元参入を期待していました。結果として、イニシャルもランニングも地元の受注はゼロでした。こうしたおそれは本当はないのですか。

東海地方の自治体では、PFI方式で整備した室内プールで予定されていた市直営のスイミング教室が行われず、民間企業が付帯事業として運営することになり、その結果、教室の利用料が1.8倍に跳ね上がりました。企業が利益を上げるため、非営利で住民の福祉増進という公共施設の本来の目的に沿った

施設の利用が犠牲にされています。こうしたおそれはないのですか。

同教室の企業が同じ施設で運営するスポーツ教室では、職員66人のうち57人が契約社員とアルバイトの非正規雇用で、契約社員の賃金は月150時間勤務で18万円でした。民間が担えば利益を確保しなければならず、必然的に働き手を非正規に置き換えることになりませんか。

現行方式と比べ、安くなるどころか、むしろ高くなる危険性、撤退の危険性、地元排除の可能性、利用料金が高くなる危険性、不安定雇用拡大の危険性、どれも問題だらけです。

市長にお聞きします。決定したPPP/PFI手法の導入は撤回すべきです。お答えください。

2項目目の質問は以上です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、新総合体育館のPPP/PFIについて御質問がありました。

初めに、PPP/PFI手法導入に伴う住民サービスに関する検討につきましては、民間ノウハウの発揮によるサービスの向上や長期安定的な維持管理、運営の実現、集客力や収益性の向上などについて検討を行っており、住民サービスの向上が見込めるものと判断しております。

次に、VFMが操作されない担保につきましては、VFMが過大に見積もられることがないように、積算に当たっては、アンケートに対し有効回答のあった大手ゼネコン等23社の平均値を取るなど、VFMが適正な数値となるよう配慮しているところであります。

次に、資金調達につきましては、本市の財政負担を軽減する上で、国庫補助金や地方債を活用することは従来手法でも行っておりますが、PPP/PFI手法の導入により、VFMが発生することでさらに財政負担が軽減されることから、これを積極的に導入すべきであると考えております。

次に、民間事業者とのリスク分担につきましては、PPP/PFI手法の導入に当たっては、民間事業者のリスクが過大とならないよう、実施方針や要求水準書の作成、入札説明書等の作成段階において民間事業者から質問を受け付けることや、対話を行う場面を設けながら、適切なリスク分担を設定することにより事業者を選定してまいります。

次に、地場企業の参画・受注可能性につきましては、地場企業の参画がゼロとならないよう、入札説明書や落札者決定基準において、地場企業の参画を条件として設定することを想定しております。本市といたしましても、地場企業の参画や受注可能性の向上を重視していることから、多くの地場企業が参画できるよう、事業手法についても慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、住民の福祉増進を考慮した施設利用につきましては、市が実施している各種教室の継続について、できる限り要求水準書に盛り込むほか、運営事業者が実施する独自事業などにより、公共施設本来の利用が促進され、住民の福祉増進が図られるものと考えております。

次に、PPP/PFI手法の導入決定につきましては、本市は国の指針に基づき、昨年12月に、小樽市PPP/PFI手法導入優先的検討指針を策定したことから、10億円以上の公共施設整備事業の実施に当たっては、PPP/PFI手法の導入を優先して検討することとしております。同手法の導入により、コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待されるほか、地元企業にとって新たな事業機会となることから、同手法の導入を決定したところであります。

PPP/PFI手法には様々な事業手法があることから、御指摘のありました懸念も踏まえ、最適な事業手法を検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新総合体育館のPPP/PFIについて御質問がありました。

初めに、調査対象によってはPPP/PFI手法の導入による事業費の削減効果の検証結果が変わるのではないかと懸念につきましては、PPP/PFI手法の削減効果を検証するに当たって実施した類似施設の建設単価調査は、近年に建設された体育館、プールの事例から、平均的な建設単価となっているものを選択しており、また、大手建設会社等へのアンケート調査につきましては、過去5年間の各社の体育館、プールのPFI事業への参加実績などを基に対象を抽出しているため、いずれについても抽出条件に偏りはないものと考えております。

次に、PPP/PFI手法の導入により利用料金収入の増加が見込まれることにつきましては、PPP/PFI手法では、施設の設計に運営事業者の意見を反映できるため、より利用しやすく魅力的な施設とすることができるほか、運営に当たって長期契約を結ぶことが可能となりますので、事業者の投資意欲が促進され、魅力的な運動プログラムが展開されるなど、利用者サービスの向上が期待されます。こうした結果、利用者が増え、利用料収入も増加するものと考えております。

次に、PPP/PFI手法により職員が非正規に置き換わるとの懸念につきましては、PPP/PFI手法で事業者を選定する際は、指定管理者制度と同様に、事前に収支見積書等の提出を受け、適正な人員の配置や給与の支払いについて確認いたします。

また、PPP/PFI手法は、設計、建設、運営を一括して発注するなど、効率的な事業の推進によって事業費の削減を図るものであり、事業者に費用的な負担を強いて事業費を削減するものではないため、PPP/PFI手法により、職員が非正規に置き換わることを促すものではないと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目の質問に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇)

○3番(松井真美子議員) 職員の労働環境について伺います。

初めに、職員のパワーハラスメントについてです。

今年の5月に、部局内においてパワーハラスメント行為が確認され、9月に処分が行われたことが報告されています。また3月にも他の部局でパワハラ認定があり、私は第2回定例会の委員会で質問をいたしました。3月の事例、5月の事例ともに、本庁外の部局で起きています。市民や他の職員の目が届きづらい閉鎖的な環境で、ハラスメントが起りやすいということがあるのではないのでしょうか。

病院局では、小樽市病院局職員のハラスメント防止に関する要綱、それ以外の部局では、小樽市職員ハラスメント防止の指針が策定されています。指針には、職員が能力を十分に発揮できる良好な職場環境を実現するため、1人1人がハラスメントに対し正しい理解をすることが求められているとして、あらゆるハラスメント防止を明確化し、職員に周知すべく指針を策定したとあります。しかし、昨年度はハラスメントの対応件数が5件ありました。

指針は、どのような方法で職員全員に周知していますか。周知は徹底されていると思いますか。

年代によるハラスメントの認識の違いもあるかと思っておりますので、常に意識し、学ぶことが必要だと思います。指針には、ハラスメントの防止を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するとありますが、どのような研修等が行われていますか。

今、世界では、職場におけるハラスメント規制が大きな流れとなっています。アクセスしやすい窓口、ハラスメントを許さない環境になっているか、人権意識の高い小樽市となるよう、市が率先して風通しのよい職場環境づくりをしてほしいと考えますが、市長のお考えをお聞きます。

次に、男性の育児休業について伺います。

良好な職場環境づくりのために、男性が育児休業を取りやすい環境になっているかということも重要です。政府は今年6月、男性の育休取得が当たり前になる社会を実現するためには、公務員が率先して育児休業の取得に取り組むことが大変重要だとして、これまで2025年度までに30%としていた男性の育休取得の政府目標を、一般職の男性公務員は、2025年までに85%に引き上げました。あわせて、市区町村でも、政府目標を踏まえた新たな目標設定を行うこととされ、今年10月を目途に目標設定の状況調査をし、その結果を各市区町村別に公表するとしています。

これまで我が党は、男性職員の育休取得の遅れを指摘し、取得目標の引上げを求めてきましたが、市は、2024年度までに20%と定めていると答弁してきました。政府目標の引上げを受け、改めて小樽市の目標をどう考えていますか。

本市の男性育休取得率は、2021年度は14.7%でしたが、2022年度は市の定めた目標値を超える28.2%へと13.5%も上がりました。上がった背景には、どのような取組があったのでしょうか。

13.5%上がったことは喜ばしいことですが、札幌市では2021年度26.7%から2022年度には38.2%へ、帯広市では、同じく34%から47.6%に上がっています。それと比べると本市はまだ周回遅れの状況です。男性が育休を取得しない一番の理由は、職場に迷惑をかけたくないためという調査が出ています。休んでも迷惑がかからないシステムをつくる必要があります。

帯広市は2015年度から2017年度までの男性職員の育休取得率は0%でした。3年前からは育休任期付職員などを配置し、業務カバー体制にしっかり取り組み、所属長による対象職員への育休取得の働きかけの徹底などで取得しやすい環境を整えてきたということです。

妊娠から出産までの期間、早めに休業取得の意向確認ができれば、職務分担や人員を増やす手だてが取りやすくなります。休業制度が浸透し、組織内に取得は当然という雰囲気があれば、早い段階で職員が意向を伝えやすくなります。人員不足は大変苦労しているところだとは思いますが、育休を取り、子育てを経験する職員が増えることは、小樽市が若い世代から選ばれ、子育て先進自治体に向かう原動力になるとは思いませんか。

次に、会計年度任用職員についてです。

非正規公務員の会計年度任用職員制度が2020年度から開始され、4年目以降は新規採用と同列に公募に応募させるルールとなっていました。この10月、勤務状況が良好と認められる職員については、公募によらず再度任用を可能とする取扱いへと見直しが行われました。

日本共産党は、以前から、公募ルールによって安心して働き続けられない制度は問題だと主張してきましたので、今回の見直しを評価しています。経験を蓄積した職員がいなくなることは、利用者である住民にとっても損失です。

今後についても、本人の希望を前提に、勤務状態が良好と認められる職員については、公募ではなく、継続的任用をすべきと考えますが、今後の見直しについて伺います。

度重なる行政改革等で、常勤の地方公務員は人員が大幅に削減され、非正規公務員へと置き換えられてきました。本市でも、現在、非正規職員の割合は32.1%、3人に1人が非正規です。男性の非正規割合が11.1%に対し、女性の非正規割合は50.5%、女性職員の半分以上が非正規で働いています。

女性は、経済的自立を必要としない存在と位置づけられ、女性たちが担う仕事の価値が低く評価され

てきた背景があります。女性の雇用が不安定、低賃金でよいわけではありません。

ジェンダー不平等をなくす観点からも、自治体は率先して、非正規雇用の待遇改善と安定雇用を進めるべきです。特に、保育士や図書館司書などの専門職は、最初から非正規前提ではなく、正規職員として募集することを進めるべきです。また、勤務状態が良好と認められ、希望する職員に対しては、正規化していくことも進めていくべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

会計年度任用職員の勤勉手当についてお聞きます。

総務省の地方自治法の一部を改正する法律についての概要文によると、2020年に非常勤職員が会計年度任用職員に移行された際、期末手当については会計年度任用職員に支給が可能とされました。検討課題とされた勤勉手当については、その後、国の非常勤職員全てに勤勉手当が支給されるようになり、国との均衡の観点から、地方自治法が改正され、会計年度任用職員についても勤勉手当が支給可能となりました。

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案が提案されましたが、会計年度任用職員の勤勉手当についてはどのようにになりますか。

会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、正規職員の取扱いとの権衡を踏まえ支給することとあります。正規職員と同じ月数の勤勉手当を支給するべきではありませんか。

正規職員の給料が改定された場合の会計年度任用職員の給料についても、遡及の適用など実施時期を含め、正規職員の取扱いに準じることとなっています。会計年度任用職員の給料についてはどのようにお考えですか。

3項目目の質問は以上です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、職員の労働環境について御質問がありました。

初めに、職員のパワーハラスメントについてですが、まず、ハラスメント防止指針の周知方法につきましては、令和3年4月の策定時に庁内全課へメールで周知し、庁内ポータルサイトにも掲載しているほか、毎年、複数回発出している庁達においても、「ハラスメント防止について」として指針の周知をしております。

次に、指針の周知が徹底されているかにつきましては、全ての職員が指針の内容を正しく理解するためには、メールや庁内ポータルサイトへの掲載だけでは十分ではないと考えておりますので、併せて研修を行うことで周知の徹底に努めているところであります。

次に、ハラスメントに関する研修等につきましては、正しい知識を習得することやハラスメントを起こさない行動を身につけることを目的に令和元年度から実施しているところであります。対象としましては、会計年度任用職員を含む全職員とし、特に新任の管理職及び係長職に対しては、受講を強く推奨しております。

次に、風通しのよい職場環境づくりにつきましては、職員一人一人がその能力を十分に発揮して業務を遂行し、市民サービスの向上につなげるためには、職員同士のコミュニケーションが活発かつ適切に行われることが重要であると考えておりますので、今後も研修等を通じ、指針の内容や相談体制のさらなる周知を行いながら、ハラスメントの撲滅に努めてまいります。

次に、男性の育児休業についてですが、まず、本市男性職員の育児休業取得率の目標につきましては、

現在、小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画などにおいて掲げる令和6年度年度での目標値20%を4年度に達成したため、政府目標の引上げや、今年度の男性職員の取得状況を踏まえながら、目標の引上げを検討しているところであります。

次に、令和4年度の本市男性職員の育児休業取得率が上昇した背景につきましては、法改正により、育児休業が原則2回まで取得可能となるとともに、子の出産後のいわゆる産後パパ育休も2回まで取得可能となるなど、制度の拡充が行われたほか、職員向けの子育てハンドブックを改定し、拡充内容の周知や育休取得の意識啓発に努めたことにより、取得率が上昇したものと考えております。

次に、男性職員の育児休業取得者が増えることについての見解につきましては、人口減少や少子高齢化が進み、子育て支援を重点施策と位置づける本市としては、男女を問わず、職員の育児休業取得を奨励するところであります。職員が実際に育児に関わることで、子育て世帯の目線を有する若い職員が増えることは、子育てに優しいまちとしてのイメージに寄与するとともに、市民ニーズを踏まえたまちづくりにも生かされるものと考えております。

次に、会計年度任用職員についてですが、まず、任用に関する取扱いの今後の見通しにつきましては、人事評価により勤務状況が良好と認められ十分な能力実証が得られた会計年度任用職員については、公募によらずに再度の任用を可能とするよう取扱いを見直したところであり、当面はこの取扱いを継続いたします。

次に、専門職を正規職員で募集することにつきましては、事務職であるか専門職であるかにかかわらず、業務量が正規職員1人分に満たない場合や、正規職員の育児休業の代替とする場合などに会計年度任用職員を任用しているものであり、業務量などを踏まえながら、必要な箇所に必要な職員を適正に配置してまいりたいと考えております。

次に、勤務状況が良好な会計年度任用職員を正規職員とすることにつきましては、正規職員として採用するための能力実証の方法として、総合適性検査などを実施しているところであり、勤務状況が良好な会計年度任用職員であっても新規学卒者などと同様に職員採用試験を受験していただく必要があるものと考えております。

次に、会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、法改正により令和6年度から勤勉手当が支給可能となりますので、本市においても6年度から支給する方向で庁内での協議を進めているところであります。

次に、会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数につきましては、正規職員と同じ月数とするかどうかを含め、具体的な支給方法について庁内での協議を進めているところであります。

次に、会計年度任用職員の給料の改定につきましては、実施時期を含め正規職員の取扱いに準じることを基本とすることとされておりますが、遡及改定に当たっては、給与システムが対応していないなど幾つかの課題があることから、改定時期について庁内での協議を進めているところであります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目の質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

**○3番（松井真美子議員）** 子育て支援についてです。

初めに、子供の健康と教育環境を守る面での子育て支援と言える、暑さ対策について伺います。

市内全ての小・中学校の教室に来年の夏、一斉にエアコン設置を完了させるための補正予算が専決処分されました。札幌市は2027年度末までに設置など、道内でエアコン設置を決めた人口10万人以上の自

治体の中で、本市が最も早い設置と報道されました。

第3回定例会では、各会派から小・中学校へのエアコン設置の要望書も出しました。また、来年度予算に対する重点施策要求に、全市立小・中学校の普通教室にエアコン設置と体育館への整備を求めている日本共産党としても、市長と教育長の決断を評価したいと思います。

スピーディーな設置の決断に至る過程と意思についてお聞かせください。

第3回定例会の委員会で、私は、学びの環境を保障するためにも、また、クーリングシェルターとしても活用できる市立小樽図書館に、ぜひ来年夏までにエアコン設置をと質問しました。今回、図書館にも設置が決まり、こちらもよかったと思っています。

ところで、今回の猛暑を受け、北海道教育委員会は、来年度から夏休みを延長できるよう、冬休みと合わせた総休業日数を6日延長することを決めました。本市は、全小・中学校にエアコンが設置されることになりましたので、休業延長の理由はなくなりますが、来年度の夏休み日数について、どのような方針をお考えでしょうか。

次に、子供の医療費助成についてです。

第2回定例会代表質問で、我が党の酒井隆裕議員が、もはや中学生の段階ではない、直ちに高校生までの医療費助成をと求めたのに対し、市長は、早ければ2024年度からの中学生以上への拡充に向けて準備を進めたいと答弁されていました。私は今回の代表質問で、この進捗について質問する予定でした。ところが今回、高校生まで医療費助成を拡大する条例改正案が提案されました。うれしく思いました。市長の決断を歓迎いたします。

札幌市は、来年度から中学生まで、再来年度から高校生までに拡充されます。提案説明でも市長から、子育てに関わる家計負担を軽減するために子供の医療費助成を拡充したいというお考えを伺いましたが、もう少し詳しく、今回、段階的ではなく一気に高校生まで拡充すると市長が決断したことの思いをお聞かせください。

子供のいる家庭において、引っ越し先の子供の医療費助成制度は、住みやすいまち、子育てのしやすいまちとしてチェックされる事項の一つとなります。高校生までを助成の範囲に入れている市町村であれば、安心して子育てができると感じる重要な判断材料になると考えます。

ところで、高校生までの拡大はすばらしいと思いますが、依然として所得制限があります。保護者家庭の所得に関係なく、給付は一律にすることが基本です。改めて、所得制限を撤廃するお考えはありますか。

次に、子供の虫歯対策についてです。

令和5年度第1回小樽市総合教育会議が11月6日に行われました。その中で、児童・生徒の健診結果、小樽市の児童・生徒の、う歯率が高いことが示されています。小学校で全国平均が39%に対し、小樽市は54.1%、中学校の全国平均30.4%に対し、小樽市55.1%、半数を超える児童・生徒が虫歯を持っているということになります。

厚生労働省の歯科保健対策では、乳歯の虫歯と永久歯の虫歯には強い関連があり、幼児期における積極的な虫歯予防が生涯にわたる歯の健康づくりにとって非常に重要であることを指摘しています。また、学齢期に虫歯が急速に増加することから、学校において正しい歯科保健知識や行動を身につけることが重要とされています。

子供の虫歯予防について行われている啓発運動などの取組を、乳幼児期、学童期、それぞれお聞かせください。どうしたら、子供のう歯率を下げることができると考えていますか。

次に、学校給食についてです。

憲法は、義務教育は無償と定めていますが、実際に無償化されているのは授業料と教科書代に限られています。文部科学省が2021年に実施した子供の学習費調査では、給食費や学習用品、塾、修学旅行代など、学校教育のために保護者が1年間に1人の子供に支出した額は、公立小学校で約35万円、公立中学校で約54万円となっています。月平均すると、小学校で2万9,000円、中学校で4万5,000円もの学校教育費が毎月支出されている計算です。さらに物価は上がっています。子育て世代にとって、子供1人当たり年間約5万円にも及ぶ給食費の無償化は大きな支援になります。

本市では、9月から12月まで臨時交付金で限定的な無償化が行われ、保護者からは、物価高の折、大変ありがたい、この後もぜひ続けてほしいという声が寄せられています。子育て世帯の声に応え、通年での無償化をぜひ実施していただきたいと思いますが、お考えを伺います。

政府は、今年6月に発表したこども未来戦略方針で、学校給食費の無償化の実現に向け、地方自治体による無償化の現状についての実態調査を行い、1年以内にその結果を公表し、その上で、具体的方策を検討するとしています。国からの実態調査はあったのでしょうか。本来であれば、異次元の子育て対策と言っている国の予算で学校給食の無償化を進めるべきだと思いますが、国に無償化の財政措置を求めることは考えていますか。

日本共産党小樽市議団は、先月、学校給食センターに視察に行きました。給食はおいしかったのですが、彩りが乏しく感じました。また、御飯が冷えていたのが少し残念でした。御飯が温かいだけで気持ち上がり、食欲が湧きます。

本市の学校給食の御飯は、銭函の炊飯業者に委託して、そこから各小・中学校に運ばれています。保温して運ぶにしても、児童・生徒が食べる頃には時間がたち、多少冷めた状態となります。調べてみると、いろいろ工夫している自治体があります。例えば高知県南国市では、小学校の給食調理室で家庭用炊飯器を使って御飯を炊いているということで、炊飯業者から御飯を買う場合と比較しても決して高くなく、子供たちにも大変好評であると紹介されていました。

仮に、小樽市の小・中学校で導入するとしたら、どんな課題がありますか。

農林水産省の食育推進基本計画では、学校給食が子供への食育を進めていく場として、大きな役割を担うことが求められています。子供が食への関心を高めるためには、温かくておいしい給食、安心して食べられる給食、地場産を活用した取組などいろいろあると思いますが、本市の学校給食ではどのような取組が行われていますか。

安全な地元農産物を給食に使うことは、食料自給率が38%まで下がった日本の農家を励まし、農業を活性化させる力になります。小樽市では給食にできる限り北海道産の原材料を使っているとホームページで紹介されています。

小樽産や後志産農産物については、どのくらい給食で使われているのでしょうか。また、特別に予算を投入して、小樽産の農産物を積極的に給食に取り入れるべきではありませんか。

自治体独自の特色ある取組として、親子調理のモデル校をつくってみるのはどうでしょうか。

現在、小樽市は、給食センターで市内全小・中学校分の給食を作り、各学校に配送しています。例えば、忍路中央小学校、忍路中学校併置校です。配送開始から、児童・生徒が喫食するまで約1時間半前後かかります。忍路併置校または塩谷小学校など自然豊かな地域で親子調理のモデル校をつくってみるというのも夢が広がります。災害時には、調理室を使って近隣の住民に炊き出しをすることもできるのではないのでしょうか。親子調理校について研究してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

文部科学省では、全国の地方公共団体に対し、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計化を推進しています。公会計化することにより、職員の業務負担が軽減されることや、納付方法が多様

化することで、保護者の利便性が向上するとうたわれ、実施している自治体と準備・検討している自治体を合わせると、全国で65.2%、北海道では75%となっており、札幌市でも今年度より公会計化されました。本市での公会計化についてお考えをお聞かせください。

小規模特認校制度についてお聞きます。

11月に行われた小樽市総合教育会議で、忍路中央小学校・忍路中学校併置校において、オープンキャンパスが実施されたことが報告されました。参加した小学生2人が入学し、中学生2人が転入したことや、不登校だった生徒が学校に通えるようになったことをお聞きしました。とてもよい取組で、私もうれしく思います。同校のホームページには、忍路湾、忍路ストーンサークル群、蘭島海水浴場、果樹園が広がる田園風景など、自然に恵まれた環境を生かした授業を行っている小樽市で一番古く、一番小さな学校であると紹介されています。

小学生と中学生が同じ校舎で学ぶ後志で唯一の小・中学校併置校です。この特色ある忍路中央小学校・忍路中学校併置校を、この際、校区外の児童・生徒も受け入れる小規模特認校にしてはどうでしょうか。小樽市では初めての取組となりますが、何らかの事情を抱え、校区内の学校に通えないでいる児童・生徒などの受皿として期待できるのではないのでしょうか。

これまで教育委員会は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画などで、小規模校では、クラブ活動や部活動で児童・生徒の希望に応えることに支障が出るなどとしてきましたが、中学校部活動の拠点校方式の取組も進められていることもあり、解決されている課題もあるかと思いますが、研究調査を進めてはいかがでしょうか。

4項目めの質問は以上です。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、子育て支援について御質問がありました。

初めに、暑さ対策についてですが、まず、小・中学校のエアコン設置に至る経過と意思につきましては、この夏のかつてない記録的な猛暑を踏まえ、私といたしましては、いち早く子供たちを健康面から守っていく必要があると考え、公共施設の中でも学校へのエアコン設置を最優先としたものであります。

一番の課題は、必要とする大量の冷房設備機器と設置工事に当たる人員の確保でしたが、庁内関係部局が横断的に協議を重ね、発注方法を工夫するなど、整備のめどが立ちましたので、今後は工程管理をしっかりと行いながら、来年の夏までに整備を終え、安全で安心な教育環境を実現してまいりたいと考えております。

次に、こども医療費助成についてですが、まず、こども医療費助成を高校生まで拡充することへの意思につきましては、私といたしましても、人口減少対策の施策として子育て支援の充実のためにこれまでも特に力を入れて取り組んできたところですが、子育て世帯の医療費負担の軽減をさらに拡大することで、より安心して子育てできる環境を提供できるものと考えており、また、道内他都市における助成拡大の動向なども踏まえ、このたびの決断に至ったものであります。

次に、こども医療費助成の所得制限の撤廃につきましては、所得に関係なく全ての子育て世帯が公平に制度を利用できることは、子育てしやすい環境として望ましいものと考えておりますので、北海道や道内他都市における動向や市の財政負担への影響も踏まえながら、検討していく必要があるものと考えております。

次に、子供の虫歯対策についてですが、まず、乳幼児期及び学童期で行われている虫歯予防の取組につきましては、乳幼児期においては、乳幼児歯科健診や保育施設歯科健診の際に、健診結果票やリーフレットを用いて、個別に虫歯予防に関する保健指導を行うほか、保育施設において健康教育やフッ化物洗口モデル事業を実施しております。また、学童期においては、各小学校で発行している保健だよりなどで歯磨き習慣の重要性をお知らせいたしております。

次に、子供のう歯率減少の取組につきましては、フッ化物の効果的な利用のほか、間食回数を1日2回以下にすること、フロスを併用した仕上げ磨きの実施など、家庭での生活習慣の改善が必要と考えております。

市といたしましては、歯科健診や健康教育などの子供や保護者の方々と接するあらゆる機会を通して、こうした虫歯の発生を抑制する取組を各家庭や関係機関において実践していただけるよう働きかけていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** ただいま、子育て支援について御質問がありました。

初めに、暑さ対策についてですが、市内小・中学校の来年度の夏季休業の日数につきましては、冷房設備の整備に係る工期などを踏まえて、現在、夏季休業日の期間について校長会と協議を行っているところでございます。

次に、学校給食についてですが、まず、学校給食費の通年での無償化につきましては、生活保護世帯や就学援助世帯に対しては、既に給食費を全額公費で負担する支援を行っておりますが、これらを除く世帯の通年での給食費の無償化につきましては、現状の児童・生徒数や物価高騰分を含めて試算いたしますと約2億8,500万円の財源を要することから、実施に当たっては慎重な検討が必要と考えております。

次に、国の無償化の実態調査の有無につきましては、本年8月に北海道教育委員会を通じて学校給食費の無償化を実施する各教育委員会等における取組の実態について調査が実施されております。

また、無償化の財源措置を国に求めていくことにつきましては、既に北海道都市教育委員会連絡協議会を通じ、無償化の財源措置について国に要望しているところであります。

次に、本市小・中学校で家庭用炊飯器を使って御飯を炊くことの課題につきましては、高知県南国市では、小学校が単独調理校で、各学校の給食調理室において炊飯器を使って御飯を炊いていると伺っておりますが、本市で導入する場合には、文部科学省の学校給食衛生管理基準に沿って調理することとなりますので、各学校に新たに給食調理施設を設けなければならず、多額の予算が必要となることが課題であると考えております。

次に、子供が食への関心を高めるための本市学校給食での取組につきましては、これまで提供してきた取組に加え、令和4年度からは小樽産ニシンを使用した群来太郎丼、令和5年度からは、小樽産ホッケを使用した魚花丼や、小樽市のB級グルメのあんかけ焼きそば等の献立の開発をして、地場産品を使用し、提供しております。

また、栄養教諭が作成する給食だよりや給食メモを教材として、献立や食材、季節の行事にちなんだ食などの知識を深める指導を行っております。

次に、小樽産、後志産の農産物がどのくらい給食に使われているかにつきましては、今年度の小樽産農産物の使用率は、小松菜67.5%、キャベツ6.0%などで、後志産農産物の使用率は、ミニトマト100%のほか、キュウリ43.2%、長ネギ30.9%、ニンジン13.8%などとなっております。

また、小樽産の農産物を積極的に取り入れることにつきましては、これまでも可能な限り小樽産の農産物を使用するよう取り組んでおりますが、生産量が限られており、現状では、給食で提供する使用量を増やしていくことは難しいものと考えております。

次に、親子調理校の研究につきましては、学校内で給食を調理する場合には、文部科学省の学校給食衛生管理基準に沿った給食調理施設を新たに設置する必要があり、そのためには多額の予算が必要となることから、親子調理校の設置は難しいものと考えておりますが、できるだけ温かい給食を提供することは大切でありますので、今後、どのような対策が可能なのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、公会計化につきましては、給食会計の透明性や教職員の負担軽減などの観点から、公会計化は必要と認識しておりますことから、導入に向けた検討を進めているところであります。

次に、小規模特認校制度についてですが、忍路中央小学校と忍路中学校を校区外の児童・生徒も受け入れる小規模特認校にすることにつきましては、昨年度から忍路中央小学校と忍路中学校では、保護者や地域の方々にも御理解いただいた上で併置校とするとともにオープンキャンパスを実施し、他の校区から希望があった児童・生徒の転入学の受入れを始めたばかりでありますので、当面は現状を継続してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

**○3番（松井真美子議員）** 最後に、アイヌ民族の遺骨について伺います。

日本共産党に、ある団体から文書が届いています。内容は、1888年、東京帝国大学の人類学者が、アイヌ民族の遺骨を小樽市の墓地などから盗掘収集し、東京帝国大学に持ち帰ったというもので、政府と東大に対して、遺骨の盗掘、研究、隠蔽の謝罪と、小樽市に遺骨を返還することを求めていくとし、団体への賛同を呼びかけるものです。

小樽市からアイヌ民族の遺骨が盗掘されたことの実態関係について、市としてどのように捉えていますか。

この間、アイヌ民族の遺骨の問題について、どのように関わってきたのでしょうか。

博物館などが保管する遺骨について、地元のアイヌ民族団体が希望する場合は返還するとした通知が昨年7月、文化庁から出されました。これを受け、函館市では市立博物館に保管されている遺骨を返還することを明らかにしています。

小樽市でも総合博物館に遺骨があると聞いています。今後、どのような取組をするのか、お聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、アイヌ民族の遺骨について御質問がありました。

初めに、遺骨盗骨の事実関係に対する市の捉えにつきましては、明治時代、小樽市において学術目的に発掘したことが記されている文献や、国土交通省から示されている慰霊施設、いわゆるウポポイにおいて管理するアイヌの遺骨等の情報に、小樽市から発掘した遺骨に関する記載があることから、そうし

た事実があったものと認識しております。

次に、遺骨問題への市の関わりにつきましては、令和3年10月に、市内に住むアイヌ研究者から、小樽市から盗骨され、現在、ウポポイに集約されているアイヌ民族の遺骨を小樽の地に返還することについて市に協力を求める申入れがありました。

その後、市内に住むアイヌ民族の方や関係者と、返還手続や返還後の埋葬地、埋葬に関わる費用負担などについて協議を続けているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** ただいま、アイヌ民族の遺骨について御質問がございました。

総合博物館が保管するアイヌ民族の遺骨につきましては、現時点では出土地域である本市に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体から正式に遺骨返還の申出はありませんが、遺骨返還の申出がございましたら、令和4年7月に文化庁から発出されました通知に基づき、返還に向けて協議してまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 3番、松井真美子議員。

**○3番(松井真美子議員)** 何点か再質問をいたします。

初めに、並行在来線バス転換ですけれども、協議会で現在、協議中ということですが、ただでさえ運転手不足ということが言われていたのに、道は、沿線自治体のバス転換を促してきたわけです。

沿線自治体は、鉄道並みの輸送量を維持することができるのであればということで仕方なくバス転換を容認しました。でも、その運転手不足ということで、今言われています前提が崩れたわけです。この前提が崩れている、今、ブロック会議は協議中と言っていますが、白紙に戻してやり直すべきではないでしょうか、改めてお聞きしたいと思います。

次に、PPP/PFIについてです。

住民サービスの向上が見込まれるということですが、民間事業者は、収益を上げるために参入するわけですから、質が高く経費も安いということはありません。経費を削減しようすれば質は下がります。2022年の法改正では、PFI事業の途中でサービス内容の変更などが容易にできるようになりました。長期間の契約をしていても、途中で内容が変わったり、縮小されるということも十分あり得ます。公共サービスは長期間にわたり安定的に行わなければならないものです。それでも、サービス後退は起こらないと言えるのでしょうか、その点を伺いたいと思います。

そして、男性職員の育児休業取得についてです。

目標設定の引上げを今検討しているという御答弁でした。職員との丁寧な面談とか業務分担を明確にして、職員の不安を解消することに努めていただいて、積極的に休業制度を利用することを推奨していくことで、休業の取得も進んでいくと思うのです。環境づくりは本当に大変だと思うのですが、ぜひ積極的な取得の目標を掲げていただきたいと思います。その点、改めて伺いたいと思います。

そして、会計年度任用職員の給料については、システム問題の課題などもあるというふうに伺っていましたが、国からは改定の実施時期も含めて、正規職員の取扱いに準拠することとなっています。不公平のないように、正規職員と同じ時期の遡及をするべきではないかと思いますが、いつまでに対応できるのかをお聞きしたいと思います。

最後に、学校給食です。

炊飯器のことで、新たに調理室を設ける必要があるということで難しいという御答弁でした。そうい

う課題もあるのは分かります。一斉に全小・中学校というのは大変課題があると思うのですが、例えば、調理室のある小規模校をモデル校として導入検討するというようなことは可能なのかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 松井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目については、バス転換を白紙に戻すべきではないかということでございますけれども、私たちは、後志ブロック会議の中で、並行在来線の問題についてはいろいろ議論してきましたけれども、基本的には、平成21年だったと思うのですが、整備新幹線の整備に関する基本方針というのが出されておまして、その中で並行在来線の維持というのは、地方の力でやること、維持することが原則だというふうに示されております。

その下で、長万部一小樽間にしろ、余市一小樽間にしろ、長万部一小樽間で言いますと年間で二十数億円の収支不足、それから余市一小樽間でも数億円の収支不足ということになると見込まれているのですけれども、そうした状況の中で、沿線自治体だけでは国の支援もない、それから貨物調整金も見込めないという中で、沿線自治体では負担できないということでバス転換をブロック会議の中で決めていきました。

また一方では、山線というのは大変歴史がありますので、線路にしても、橋にしても、トンネルにしても大変老朽化が進んでおりますので、そういったものを維持していくことも難しいだろうという判断の下で、このブロック会議でバス転換を決めていったわけでありますから、そういった前提条件が変わっていない中で、このバス転換を白紙に戻すということではできないというふうに思っております。

ただ、鉄道並みのダイヤを編成することが前提でバス転換を認めてきたということは事実でありますけれども、今、北海道とバス事業者との間で協議が進められているというふうに認識しておりますので、その協議結果を待ちたいというふうに思っております。

一番の課題はやはり、余市を出発する通勤時間帯、通学時間帯の乗客をバスで処理できるかどうかということが一番大きなポイントだというふうに思っておりますので、今御答弁申し上げましたように、北海道とバス事業者の協議を待って、次回開かれるブロック会議があれば、我々の意見としても述べていきたいと思っております。

それから、育児休業取得率を上げるために積極的な目標を掲げていただきたいということでございますけれども、これは先ほども御答弁させていただきましたけれども、男性職員の育児休業取得率を上げていくということにつきましては、やはり子育て支援策を我々は進めておりますけれども、子育て世帯の目線を有する若い職員が増えていくということは、まちのイメージアップにもつながりますし、先ほど答弁の繰り返しになりますけれども、市民ニーズも踏まえたまちづくりにも生かされるものというふうに思っておりますので、積極的な目標設定に努めていきたいというふうに思っております。

それから、会計年度任用職員の給料の改定についてお尋ねがありましたけれども、基本的には正規職員の取扱いに準じることを基本とするということについては私もそのとおりに思っております。先ほどの答弁では、給与システムが対応していないというような課題もあるということで御答弁させていただきましたけれども、少々の課題であれば何とか解決に向けて取り組んでいながら進めていきたいというふうに思っておりますけれども、まだ庁内で協議を進めている最中ですので、今ここで具体的なスケジュールを申し上げることはできませんので、御理解いただきたいというふうに思ってお

ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 財政部長。

**○財政部長(柴田健治)** 松井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、PPP/PFI手法の導入によりまして、住民サービスが低下しないかどうかという御質問だったかと思えますけれども、市長の答弁からもありました、手法の導入に伴いまして、民間のノウハウを発揮していただきますことによりサービスの向上につながるというふうにも考えておりますし、また、市が実施しなければならない事業、こういったものがあつた場合には、要求水準書に盛り込んで実施していただくことも当然考えていくことになると思えます。

事業者の選定に当たりましては、経費の積算についても十分精査してまいりますので、住民サービスの低下につながらぬような事業を進めていくということを考えていく必要があると思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 松井議員の再質問にお答えさせていただきます。

学校の調理室などを活用して、御飯の提供だとか炊飯だとかというのができないかという御質問かと思えますけれども、先ほども少し御答弁させていただきましたけれども、学校給食を提供するということは、いろいろな衛生基準だとか、そこに従事する、例えば教員が炊飯してもいいのですけれども、その人の検便だといった基準というものもありますし、設備をきちんと整えないと駄目だとか、それから、外気との遮断をされるとか、松井議員も給食センターに行かれたかもしれませんが、そういうような規定が厳しく定められて、そういう衛生基準をクリアして、子供たちに安全な給食を提供することが義務づけられておりますので、調理室を改修して、すぐ提供するということは、なかなか難しいというふうに考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 3番、松井真美子議員。

**○3番(松井真美子議員)** 今回の炊飯器の話です。いろいろ規定があつてというのは分かります。やはり衛生的なところは大事だと思うのですけれども、そうしたら高知県南国市では、そこがクリアされているのですか。そこを何とかできないのかというのをお聞きしたいです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 松井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

南国市は、単独校調理場を設置しておりまして、単独校での調理場で炊飯したものを子供たちに提供している。小樽市は共同調理場を設置しているということですので、御理解いただければというふうに思います。

**○議長(鈴木喜明)** 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時43分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 濱 聡

議 員 松 岩 一 輝



令和5年  
第4回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

令和5年12月13日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 一般質問をします。

初めに、蘭島地域の医療体制について質問いたします。

蘭島・忍路地域には、かつて地域の医療を担ってきた蘭島医院がありましたが、2005年に閉院しており、現在、医療施設がない状況です。小樽市は第7次小樽市総合計画の基本計画において、地域医療の項で施策の内容を示し、良質で安全な医療の提供を一つとして掲げています。そして、かかりつけ医を持っている市民の割合を増やすとしています。さらに、市民アンケート指標として、安心して医療を受けられる環境が整っていると感じている市民の割合も2019年より増やすとしています。

これらの目標を達成するには、近くに医療施設があることが望ましいと思いませんか。市長の思いを聞かせてください。

市保健所によると、市内の医療施設は92か所で、このうち、施設内の医務室や夜間急病センター、保健所などを除くと80か所です。この80の医療施設を中学校区別に分けると、少ない校区は向陽中学校区、望洋台中学校区が1施設、忍路中学校区は一つもありません。

話は変わりますが、厚生労働省は、地域包括ケアシステムの導入に当たり、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定していると説明し、この日常生活圏域とは、具体的には中学校区としています。

市民の医療を受ける権利を守るためには、医療施設は最低でも中学校区に一つ以上が望ましいと思いませんか。市長の見解を示してください。

また、医療施設を中心として半径4キロメートルの円を描きますと、円から外れる地域は、小樽市内では銭函4丁目、5丁目、張碓町と新光町の間の一部、そして忍路、蘭島地域になります。この4キロメートルとは、へき地保健医療対策等実施要綱により、無医地区の条件として、原則として、医療施設がない地域で、当該地区の中心な場所を起点として、おおむね半径4キロメートルの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療施設を利用することができない地区に照らして地図に落としたものです。無医地区やそれに準じる準無医地区に該当するとは言いませんが、医療施設の配置として参考にできる距離要件です。このようなことを考慮すれば、自治体として、この地域の住民に医療を提供する制度を確立することが必要ではないでしょうか。

例えば、曜日を限定して、廃校になった学校施設を利用した市立の診療所や民間診療所の誘致も一つ

の手法です。市として具体化に向けた検討を求めます。お答えください。

奈良県宇陀市では、昨年4月より動く診療所がスタートしました。移動診療車には、医師、看護師が同乗し、エックス線撮影、血液検査、心電図、エコー検査など、診療所とほぼ同等の医療機器が搭載されています。診療は、火曜日、水曜日、金曜日のそれぞれ2時間です。北海道の2021年度の統計では、小樽市の医療施設数、病院と一般診療所の合計と対10万人との率は、人口10万人以上の市で函館市に次ぐ2番目に多い状況であり、人口の割に医療施設が多い自治体です。しかし、個人病院が地域医療を支えている地域では、今後、蘭島地域だけでなく医療提供が難しくなってきます。

将来的な課題として、このような移動診療車の導入についてどのように考えますか、お答えください。次に、石狩湾新港の内貿航路についてです。

昨年、石狩湾新港では、秋田港とのコンテナ貨物の移出入がありました。これは、昨年8月の大雨の影響でJRが利用できなくなり、船で代替したからです。ただ、私が心配するのは、このことが石狩湾新港と本州日本海側の港を結ぶ航路のためのトライアルであってはならないということです。

市長は、今回の代行輸送について、小樽港ではなく、石狩湾新港を利用したことについてどのように思っていますか。

11月21日の石狩湾新港管理組合議会で、このことを受け、内貿コンテナ定期航路に手を出すつもりはないと明言してくださいと質問しました。答弁では、物流の停滞を回避するためと、ここまでは事実を述べました。それに加え、過去には内貿定期コンテナ航路が就航、内貿貨物の潜在的な需要が十分見込まれるため、企業のニーズの把握に努めるとまで答弁しました。限られた日本海側の物流を小樽港から奪う気満々だと私は捉えました。

もともと、管理組合は港湾計画改訂のときから中央水路を掘り込み、内貿定期航路の整備を考えていました。これに対して小樽市がどういう態度を取ったか。当時の迫俊哉総務部長は、本会議で次のように答弁しています。ほかの港から石狩湾新港に荷物を持ってくることにつきましては、基本的にゼロサムの話でして、北海道全体として荷物が発生するわけではないですし、北海道全体の発展に寄与するわけではないと管理組合に申し上げてきた。結果として、内貿のパスにつきましては既定計画どおりというふうにされた。それから海上取扱貨物の動向が変わったかといえば、北海道の内貿貨物は2013年の1億7,053万トンから2020年には1億5,687万トンと減少傾向です。

私は、北海道の海上取扱貨物の現状から、石狩湾新港に内貿定期航路は必要ないと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

石狩湾新港管理組合が行う内貿定期航路実現に向けた取組に対して、小樽市はどのように対応しているのかお答えください。

最後に、潮見台のバス停留所について質問します。

小樽駅に向かう潮見台のバス停留所は、高速バスと路線バスの二つがあります。このうち、路線バスのバス停は、勝納親睦町会の方や潮見台中学校付近の方が主に利用しています。潮見台小学校横の市道水産学校裏通線と国道5号の交差点から少し歩かなければなりません。古くから近所に住んでいる方からは、地下歩道の出口辺りに以前は設置されていたので戻せないかと要望を受けました。バス停の設置は、交通への支障、安全の確保など、様々な検討がなされて現在のところに設置されていると承知しています。しかし、確かに潮見台中学校や潮見台小学校から国道に出るには、どちらも坂道なのです。さらに、国道を渡るには地下歩道を通らなければなりません。高齢になれば、ますます大変になります。

以前のように、地下歩道出口付近にバス停を移動できないか、バス事業者と協議を重ね、地元町内会からの意見聴取などをしてほしいと思いますが、現時点での市の考えを示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、蘭島地域の医療体制について御質問がありました。

まず、近くに医療施設があることが望ましいとの見解につきましては、多くの市民の皆様は、できる限り住まいの近くにかかりつけ医療機関などの医療機関があることを望んでいるものと考えております。

次に、中学校区ごとに一つ以上医療施設がある状態についての見解につきましては、市内の各所に医療機関が所在することにより、かかりつけ医療機関などへの通院が容易になるものと考えますが、そもそも自由開業医制の下で医療機関の開設に何らかの地理的基準を設けることは難しいものと考えております。

次に、蘭島地域などでの診療所の開設や誘致につきましては、直ちに同地域において医療機関を開設、誘致することは難しいものと考えておりますが、地域の事情を伺いながら、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、移動診療車の導入につきましては、交通の便が悪い過疎地域における新たな医療提供の形式であると認識しておりますが、直ちに導入を目指すことは難しいものと考えております。今後、将来的な導入の可能性について、医師会などと意見交換を行ってまいります。

次に、石狩湾新港の内貿航路について御質問がありました。

まず、小樽港ではなく、石狩湾新港が代行輸送に利用されたことにつきましては、代行輸送は、大雨の影響を受け、秋田県内のJR奥羽線が寸断されたことによる物流の停滞を回避するために実施されたものであり、JR貨物が緊急対応として代行輸送経路を検討し、石狩湾新港の利用を決定したものであり、同社の判断によるものと認識しております。

次に、石狩湾新港の内貿定期航路の必要性につきましては、石狩湾新港管理組合から具体的な航路が示されていないことから、現時点では判断できませんが、取扱貨物量の減少など、小樽港のフェリーに影響があってはならないものと考えております。

次に、内貿航路実現の取組に対する本市の対応につきましては、石狩湾新港管理組合が内貿定期航路の実現に向けて取り組むようであれば、本市といたしましては、現在のフェリー航路を含めた小樽港の権益の堅持を念頭に対応してまいりたいと考えております。

次に、潮見台のバス停留所について御質問がありました。

小樽駅に向かうバス停留所の移設につきましては、当該停留所は、要望者の方がお住まいの地域だけではなく、他の地域にも利用者があることから、一つの地域の御要望だけで停留所を移動させることは困難なものと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） 再質問をいたします。

最初に、蘭島地域の医療体制について、医療施設は近くにあったほうがいいたろうというお話と、中学校区の一つ以上が望ましいと思わないかということに対しては、地域基準を設けることは難しいとい

う見解を示していただいたのですけれども、ここで質問したのは、基準を設けたらどうかという話ではなくて、大体、中学校区の一つぐらいあったほうが望ましいと思わないかという市長の思いを聞いたので、そのことについてお答えいただきたいと思います。

同様に、総合計画の中で、このようにかかりつけ医を持っている割合を増やすと決めたのですけれども、しかし、実際にはそうになっていないという実情がありますけれども、こういうことについてどう考えているのか、お答えいただきたいと思います。

あと、医療施設を誘致することは難しいというお話なのですけれども、ただ、意見は聞いていただけのような答弁だったので、ぜひ具体的に町内会等に意見をお伺いするような機会を設けていただきたいと思いますが、ここについて、もう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

次に、石狩湾新港の問題ですけれども、JR貨物の判断だと。そのとおりなのです。ただ、苫小牧港が既に秋田港とのルートがあるのに、なぜ石狩湾新港に行ったのかと。やはりそこには、恐らく石狩湾新港のポートセールスなりなんなりが影響しているのではないかというのがあると思うのです。だから、こういった事態に、常に小樽港の貨物を狙っていくという、やはり攻めの姿勢が今後、必要ではないかと思うのですけれども、これについてお答えいただきたいと思います。

あと、内貿定期航路についてですけれども、小樽港に影響があってはならないということですから、そのとおりだと思うのです。やはり、苫小牧港との、太平洋側との関係がある中で、石狩湾新港と小樽港で日本海側の物流を奪い合っている意味がないと思うのですけれども、仮にそうなった場合の影響があってはならないということなのですが、石狩湾新港で実施された場合に、小樽港への影響というのはどのように考えているのか、このことについて答弁をお願いいたします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 保健所長。

**○保健所長（田中宏之）** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、蘭島地域の医療体制についてお答えしたいと思います。

まず、一つ目の中学校区程度の地域の範囲で医療施設が最低でも一つ以上あることが望ましいと思わないかというお尋ねでありますけれども、市民の立場からいたしますと、そのように近くに医療機関があることが望ましいということは、議員の御指摘のとおりかというふうに思います。

それから、二つ目の総合計画にも掲げている、かかりつけ医を持つ市民の割合を増やすための方策ということですが、今般の新型コロナウイルス感染症対策の中でも、まずはかかりつけ医にかかりましょうということを働きかけさせていただきましたけれども、加えて、今後、国の制度の中で、かかりつけ医機能を医療機関からの情報提供制度の中で積極的に発信をしていこうという新たな制度が始まりますので、そうしたところを通して、保健所設置市としても、そういったものを見ていただくように市民に働きかけていくことを進めて、かかりつけ医を持つ方を増やしていきたいというふうに思います。

それから、3点目の蘭島地域の町内会の方々の意見を直接聞いてはいかがかというお話がございましたけれども、この点については、できるだけ私どもが直接お話を伺う方向で、まずは地域の医療事情がどうなっているのか伺ってまいりたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 小貫議員の再質問にお答えをさせていただきます。

石狩湾新港の内貿貨物に対する思いというのは、先ほど御質問の中にもありましたけれども、私が総務部長時代にお答えした考えと全く変わっておりません。まだ具体的に何も決まっておきませんので、小樽港がどういうふうに、小樽市としてどのような姿勢を示していくか、あるいは小樽港への影響も問われましたけれども、航路も決まっているわけではありませんし、規模も分かりませんので、この小樽港への影響については、お答えすることは今の時点ではできないかというふうに思っております。

私どもの姿勢といたしましては、先ほど御答弁をさせていただきましたように、小樽港のフェリー航路を含めて、小樽港の權益を堅持する、そういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思っております。

小貫議員の御質問の中にもありましたけれども、管理組合で内貿貨物の潜在的な需要が十分見込まれるというような管理組合の御答弁があったという趣旨でありますけれども、内貿航路の需要が十分見込めるというような状況であれば、各港湾管理者がそれぞれの既存の内貿航路の利用促進を一生懸命やっているわけですから、北海道としてはそういう後押しをむしろしっかりやってもらいたいという思いでいることだけはお答えさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 6番、小貫元議員。

**○6番(小貫 元議員)** まず、医療のほうは話を何う方向でということ、町内会との関係を答えていただいたのですが、石狩湾新港のほうは、市長も恐らく思いは似たようなところにあるのかということ受け取っていました。これを質問したのは北野元議員でした。当時、私は予算特別委員会で隣に座っていて、こういう答弁をするのだと思いながら話も聞いていました。

ただ、確かに2024年の問題があつて、仮に貨物が増えたとはいえ、小樽港はもう過去にフェリー貨物で今の倍を扱ってきたわけですから、そうしたらそれ以上、日本海側ルートで増えるのかと言ったら、そこまで確かに増えるのだったら、お互いが一緒に北海道の発展のためにやっという話は分かるのですが、そこまで見込めない場合であれば、市長も北海道に対する意見は言っていましたけれども、今時点で判断できないという部分があるにしろ、やはり現状のままでは明確に反対していくべきではないかと思えます。

苫小牧港は、もう既に敦賀便経由で九州まで手を出していますから、こういったところで、日本海側の物流をこの小樽港が担うのだという気持ちを、北海道にも、管理組合にも、強く発信していただきたいというふうに思えます。これについて答弁をお願いいたします。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(迫 俊哉)** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

日本海側の物流を小樽港が担うということで、石狩湾新港の内貿航路については反対をする意思を示せということでもありますけれども、たしか私が総務部長としてお答えをさせていただいたときというのは、石狩湾新港の長期構想か何かを議論している際だったというふうに記憶しております。いずれにいたしましても、構成員として、長期構想が一応認知されているわけでありますので、我々としては、あからさまに反対という立場はなかなか取りづらいというふうには思っておりますけれども、ただ、今、小貫議員の御質問の中にもありましたけれども、貨物については石狩湾新港だけの問題ではなくて、もっと北海道全体を視野に入れて、北海道全体で貨物がどのように動いているのか、取扱貨物量がどういうふうになっているのか、そういった客観的な事実を示していただいた上で、我々の態度は表明していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 令和5年第4回定例会に当たり一般質問させていただきます。

初めに、ヤングケアラーについて質問いたします。

現代の子供たちの環境は、様々なストレスが取り巻き、時折、痛ましいニュースなどを見聞きすることがありますと大変心を痛めます。児童虐待など社会の認知度は高くありながらも、調査が開始された1990年代以降、相談対応件数は毎年、最多を更新し続けています。また、いじめや不登校の問題も、現場の教職員の方が研さんを重ね、児童・生徒への丁寧な対応などを御尽力いただいております、大変感謝申し上げますが、まだまだ課題も多く、地域も含めて共に乗り越えていかなければならない問題であると感じております。そんな中、本年4月1日には、こども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されました。子供や子育て中の保護者、家族が抱える様々な困り事への対応が一元化され、包括的なさらなる支援が今後、期待されます。

こども家庭庁のサイトでも大きく取り上げられているテーマの一つにヤングケアラーがあります。これまで当会派の松田前議員がヤングケアラーについて幾度も質問してまいりました。本市においては、独り親世帯や高齢人口が他市に比べて大変多いことを踏まえ、ヤングケアラーへの支援体制の構築が必須であると取り組んできました先輩の思いを引き継いでまいりたいと思っております。

ヤングケアラーに関しての認知度は、国での政策やメディアで見かけることも多少増え、徐々に広がりを見せておりますが、学校内での取組は、成長期とともに変化する子供の生活環境を考慮して、また、保護者へも繰り返し伝え続けることが必要ではないかと考えます。

こども家庭庁のサイトには、令和5年度版として、啓発動画や元ヤングケアラーが経験を語る動画を配信、自由に使うことができるポスターやリーフレットのデータも取得できます。

小樽市でも、昨年、市内全小・中学校でチラシやリーフレットの配布やポスターの掲示をしたとのことですが、そのような啓発への取組は内容を更新するなど、定期的に行われているでしょうか。また、こども家庭庁での啓発動画の利用促進に向けた取組についてお示しください。

これまで、ヤングケアラーの存在を認知するタイミングが、ケアをしていることに周りが気づかず、相談することもできず、ケアが長期化する中で学校生活を諦めてしまうことによる不登校や問題行動が生じてから初めて認知され、認知が遅れることで支援につながりづらい状況がありました。早い段階で支援につなげるために、学校での役割は大きく、自尊感情や自信を失う前の段階でつながることが大切だと言われております。これまで校長会や教職員の方が研修を受け、情報を共有するとのことでした。今年度に関しては、どのような形で行われたか、参加人数、内容、感想、また、その効果についてもお示しください。

市庁舎内でも研修が行われているようですが、こちらについても同様にお示しください。

迫市長の2期目の公約の「安全・安心のまちづくり」の中に、ヤングケアラーへの確かな支援につなげる体制を整備するとあります。様々な課題がある中、このようにヤングケアラー問題への重要性を感じられていることには、やはり本市の独り親世帯の多さが関係しているのではと思います。

ヤングケアラーの実態調査の結果からも、独り親の家庭では、ヤングケアラーになるリスクが当然ながら高くなっています。実際、私もシングルで子育てしてまいりました。独り親世帯には、常に保護者の自分が病気になったら、働けなくなったらなどの不安や危うさがあるものですし、経済的に長時間労

働になることや、子供へも家庭内で求められることが増える傾向があります。本市の特性を考えますと、迫市長の考えている今後の支援体制の整備は大変重要であります。

小樽市における現段階でのヤングケアラーに対する支援体制はどのようになっているのか、お示してください。

令和4年の時点では、北海道や独自に調査を実施している札幌市の調査結果を参考にすることで、小樽市独自の調査を検討しているとのことでした。札幌市が令和3年度に実施しました中・高生への調査結果を見ますと、大変興味深い情報を得ることができますが、学校側への聞き取りの中に、ケアをしている生徒がいることを把握しているとの答えが4割を超えていますが、同様に、把握していないという答えも4割近く上がっています。意識を持って対応している反面、ヤングケアラーへの気づきづらさも浮き彫りになっているのが印象的でした。

このような参考資料データを基に行った取組はありますでしょうか。実際に行った施策などがあれば、具体的にお示してください。

ヤングケアラーには、ケアに至るまでの経緯や時間、誰をケアし、どのぐらいの時間を費やしているかなど、状況は様々であります。中には物心ついた頃からケアすることが当たり前のように生活している子供もいます。そのような状況ですと本人がヤングケアラーである自覚を持っていないことから、支援につながりづらくなることもあるといます。札幌市の調査は中・高生を対象にしていますが、もし小樽市で実態調査をする場合は、小学校からすべきではないでしょうか。子供たちと教職員の生の声を拾い、臨場感のあるデータを共有できて見えてくる支援の形があるのではないかと考えます。

今後、小樽市独自の実態調査をする必要性に関して、お考えをお聞かせください。

本年7月に厚生労働省が公表しました介護保険の指針案に初めてヤングケアラーへの支援が盛り込まれ、年内には正式決定される見込みだと大きく報道されました。これまで要介護者に目が向きがちだった状況から、介護者へも目が向けられ、ヤングケアラーも包括的に地域で支援していけることの意義は大変大きいと思います。ヤングケアラーは18歳未満を対象としています。大学生や社会人になっても介護の担い手として奮闘する若者ケアラーの問題も含めて、孤立することなく社会生活が送れるように、地域における支援体制の構築、拡充が必要です。ヤングケアラーについては、これまで学校が中心となって支援してきましたが、今回の指針案では、各市町村の包括支援センターも活用することを打ち出されています。

このような国が示す方向性を踏まえ、確かな支援につなげる体制の整備について、市長のお考えを改めてお聞かせください。

次に、重層的支援体制整備事業の推進について質問いたします。

地域住民が抱える課題に、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化、複合化する中、本市においても、重層的支援体制整備事業の実施に向けて取り組んでいるところだと思います。先ほどの質問にもあるように、困り事のある住民全てが自ら支援を求められるとは限らないことや、問題の本質が別のところにあったり、一つの家庭内に問題が重複することもあります。また、高齢人口が多い本市は老老介護世帯も多いです。

先日、市民の方から御近所の御年配夫婦が心配だとの御相談を受けました。80歳代の御夫婦で、御主人のトイレの介助もしている奥さんが室内で倒れてしまい、起こすことができずに慌てていた様子を御近所の方がたまたま見かけたことで私への相談につながりました。福祉の支援を受けているその御夫婦でも円滑に支援につながるばかりではなく、今回のような近隣地域の見守りも重要なのだと教わりました。

このように、福祉の支援につながっていく、また、つなげていくためには、困り事を抱えた当事者に幾つもの手だてが重なって用意されていることが望まれます。

令和3年に第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画「たるたる支え愛ぷらん」が策定され、福祉総合相談室が開設されました。このたるたる支え愛ぷらんの概要と、現在行っている周知の方法をお示しください。

福祉総合相談室の開設後、それ以前と比べて、相談支援など改善された利点についてお示しください。

重層的支援体制には、庁内の体制の構築と多機関協働・アウトリーチを通じた支援が重要だと思いますが、それに向けての人材育成・確保が必要になるでしょう。例えば、全国的にも民生・児童委員の成り手不足、高齢化の問題が言われておりますし、町内会の役員や子ども食堂など、地域での協力も必要になります。通常は、たとえ何らかの気づきがあっても、これまで福祉につなげる役割として深く関わることのなかった方の協力体制の構築も必要です。

このたび、委員会視察で伺いました愛知県春日井市では、地域支援研究会・育成プログラムという地域支援に求められる知見・技能を養成する研修会を持つ公民連携の取組がありました。そして、このプログラムのさらによい点は、受講生が次の養成する側になるところです。

本市において、重層的支援体制整備事業の実施に向けての課題をお示しください。

最後に、春日井市でのお話で私が一番心に残ったのは、とにかくまずやってみようという移行準備期間を持たずに事業を始めたとの言葉でした。本市においても、福祉総合相談室での事業をベースに、一年でも早い重層的支援体制整備事業の支援体制の構築を期待するものであります。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 橋本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ヤングケアラーについて御質問がありました。

まず、令和5年度におけるヤングケアラーに関する研修につきましては、7月5日に、こども未来部の職員研修として、外部講師による研修を実施いたしました。職員25名が参加し、ヤングケアラーへの支援内容等について講師の実践を基にした講義を受け、参加者からは、ヤングケアラーの視点を踏まえて今後の相談支援に取り組みたい等の感想があり、職員の理解が深まったものと認識しております。

次に、本市におけるヤングケアラーに対する支援体制につきましては、市内の学校や福祉・介護関係者等において把握した情報を、本市のこども未来部こども家庭課に設置をしているヤングケアラー支援対応窓口において集約し、適宜、ケース検討会議等において関係機関と情報を共有し、必要な支援を調整することとしております。

次に、北海道などによる調査結果のデータを生かした取組につきましては、これらの調査結果では、本人や家族にヤングケアラーの自覚がないといった理由から表面化しにくいことが指摘されていることから、周囲の大人が子供の置かれた状況を日頃から把握していくことが重要と考えております。

このため、具体的には、啓発のためのポスターやリーフレット等を、学校、子育て関係施設に配布をしているほか、市のホームページで周知を行っております。また、市職員や介護事務所の職員を対象とした研修会を実施し、ヤングケアラーに対する理解を深める取組を進めているところであります。あわせて、学校の教職員がヤングケアラーを把握し、こども家庭課の対応窓口へ情報共有を図るためのツ-

ルとして、統一様式の連絡票を整備し、各学校において活用していただいております。

次に、ヤングケアラーの本市独自の実態調査につきましては、これまで、国や北海道、札幌市が児童や教職員等にアンケート調査を実施しておりますが、その調査結果に大きなばらつきがないことから、本市においてもヤングケアラーとして捉えられる児童が一定数いるものと推測しております。

アンケート調査は、ヤングケアラーへの認識を広める効果があるものの、個々のケースの把握ができないという問題点も考えられますことから、関係機関との協議や情報共有等により、ヤングケアラーの個々のニーズの把握を行いながら、適切な支援にいち早く結びつける取組に重点を置いて進めてまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーを確かな支援につなげる体制の整備につきましては、本市の支援対応窓口を中心に、学校や福祉・介護関係者、地域住民などから得られた情報を共有し、連携して対応できる体制を整えていくことが重要であると考えております。

次に、重層的支援体制整備事業の推進について御質問がありました。

まず、たるたる支え愛ぶらんの概要などにつきましては、この計画は、本市における地域福祉の方向性を示し、基本理念と三つの基本目標を柱に、市民、地域、事業者や団体、行政などを地域福祉の推進主体とし、地域共生社会を実現するための取組を示したものであります。

計画期間は、令和3年度から5年度までの3か年としております。

また、周知につきましては、市のホームページへの掲載のほか、福祉総合相談室や各サービスセンターで計画書概要版を配布しております。

次に、福祉総合相談室開設後の相談支援体制の改善点につきましては、高齢や障害、生活困窮の複合的な課題に対して、福祉総合相談室内の横断的な対応や情報共有が密となり、連携が強化されました。また、生活困窮の相談窓口である「たるさぽ」が本庁に移転したことで、税や保険料の納付相談に来られた方を生活相談につなげやすくなったことも改善された点であると考えております。

次に、重層的支援体制整備事業実施に向けた課題につきましては、市民が抱える複雑化・複合化した課題の解決に向けた包括的な相談支援体制を構築するには、庁外の相談窓口の理解と協力が不可欠であることから、多機関協働を進めていく体制づくりが課題であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 橋本議員の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについて御質問がありました。

初めに、小・中学校での啓発内容の更新につきましては、児童・生徒用の啓発資料に相談窓口を追記したり、最新の情報が掲載されている、児童・生徒向けヤングケアラーハンドブックの2次元コードなどを周知したところであります。

こども家庭庁の啓発動画につきましては、令和5年1月に各学校に活用するよう周知しているところですが、改めて教職員の研修や特別活動等の授業で活用するよう、校長会議において指導してまいりたいと考えております。

次に、令和5年度のヤングケアラーに関する教職員研修につきましては、こども未来部及び福祉保険部職員を講師として、7月31日に、市教委庁舎において、ヤングケアラーの発見方法や連絡手段についての説明のほか、参加者によるグループ協議や情報交流などを実施し、小・中学校及び市教委から31名が参加いたしました。

また、参加者からは、どのような基準で、どこに相談したらよいか分かった、小樽市ヤングケアラー

連絡票があれば発見の目安になる等の感想があり、効果といたしましては、実際にこの連絡票を活用して、こども未来部への報告がなされ、新たな発見につながったケースも見られております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、橋本布美絵議員。

○9番(橋本布美絵議員) 再質問させていただきます。

ただいま御答弁いただいた、学校での研修の結果を今年度に関して御答弁いただきましたけれども、ここで生かされている連絡票が実際に作られたということで、研修がきちんと生かされているということも確認できたのですけれども、こういった研修は一部の教職員の方が参加して、現場では情報を共有するという形になっているかと思うのですが、実際に受けていない方の感想などを聞くことがあったか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

あと、小樽市での独自調査というのは、国や札幌市での調査があまり差がないことから、小樽市では設けないということで御答弁いただきましたけれども、私としては、やはり実際に実態調査をせずに実態が知れるのかという思いで質問させていただきました。

先ほど質問の中に、北海道や独自に調査を実施している札幌市の調査結果を参考にすることで小樽市独自の調査を検討しているというのが、令和4年第1回定例会での市長の御答弁だったのですけれども、その間、実際に支援につながったようなケースも恐らくあったということで、こども未来部につながるような形にはなっているのですけれども、個々のケースのニーズを把握するためにも実態調査というのが必要ではないという判断に少し違和感があるというか、実際に見えづらいために個々にケースに当たっているという話でしたけれども、ヤングケアラーを見つけづらいという認識があるならば、やはり独自の実態の調査というのは必要なのではないかと思いますので、これに対して、もう一度お答えいただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) こども未来部長。

○こども未来部長(安部俊克) 橋本議員の再質問にお答えいたします。

私からは、市独自の調査の実施について必要ではないかというお話でしたけれども、市長の答弁の中でも申し上げましたとおり、また、議員も再質問でおっしゃられたとおり、個々のケースの把握というのが難しいということで、例えばこのような調査を記名式で行うということは、できないのではないかと思いますので、それをもって、どこの誰にそういったケアを行うような負担が子供にかかっているかというのは非常に把握が難しいと思っておりますので、実際に連絡票などを使って実態を把握する中で必要な支援に結びつけていくといった体制づくりをこれまで進めてきて、これからも一層強化していきたい、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 橋本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

質問の要旨は、研修を受けていない教職員についても感想を聞いているかということでございます。

研修の持ち方なのですけれども、通常、各学校の代表者が研修に参加して、それを各学校に持ち帰って、その研修の内容であるとか成果、それから課題というのを校内研修だとか会議において広めていただくというようなことを主に狙いとしているところでございます。そういった意味で、持ち帰った中で、どのような感想が出たのかということについては、押さえているわけではございません。

そうは言いましても、これは非常に大切な問題でございますので、今後、いろいろな学校で、校長会議などにおいてもいろいろな感想を取ることもできますので、そういった意味で学校の代表者に集まった意見を私どもに寄せていただくということも可能なかというふうに思っていますので、そういうような方向で進めていけたらいいなというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 橋本議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 一般質問いたします。

がん検診についてお伺いいたします。

令和5年3月に策定された第4期がん対策推進基本計画において、令和3年には3人に1人ががんで亡くなっているほか、生涯のうちに約2人に1人ががんに罹患すると推計されており、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重大な問題です。

がん対策推進基本計画とは、国としてのがん対策の方針を決めたがん対策基本法に基づき、具体的に何を行うかについて期間を決めて計画を立てたものです。基本計画では、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す全体目標とされ、その下に、がん予防、がん医療及びがんとの共生など、各分野における現状と課題、それに対する取り組むべき施策などにより、総合的ながん対策を推進することとされています。

特に、がん予防については、がんを予防する方法を普及、啓発するとともに、地方公共団体、関係学会等の連携による取組を推進し、科学的根拠を積極的に収集・分析した上で、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患率を減少させるものとされています。さらに、全ての国民が受診しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がん死亡率の減少を実現するものとされています。

私も、令和元年第4回定例会代表質問において、肺がん検診についてとして、がん検診の受診率向上の取組などについて取り上げさせていただいてから4年がたちました。この小樽市のがん検診の受診率について、その後どのように変化してきたのかを改めて確認してまいりたいと思います。

初めに、小樽市のがん検診受診率についてお聞きいたします。

小樽市のがん検診受診率について調べてみますと、幾つか公表されている数値があります。令和3年の肺がん検診について、北海道がホームページで公表している令和3年度市町村別がん検診の実施状況では、対象者数4万5,534人、受診者数475人、受診率1%となっています。

次に、小樽市保健所で保健衛生行政の事業概要と実績をまとめた小樽市の保健行政、旧小樽市保健所年報には、5年間の実績が掲載されていますが、令和3年度は対象者数が2万5,863人、受診者数、レントゲンで1,321人、受診率5.1%となっており、数値が違っています。また、保健所の数値については、対象者数が5年間同じ数値となっていて変化がありません。算出上の決まりや数値上の意味があるかもしれませんが、単なる対象者全体に対する受診者の割合としては、人口減少及び少子高齢化が進んでいる小樽市の状況を正確に示しているのか、疑問が残る数値であると感じます。

また、同じ小樽市における健康増進計画「第2次健康おたる21」（改訂版）では、計画策定時には、国民健康保険加入者に対する、小樽市がん検診・特定健診に関する実態調査、中間評価では、「第2次健康おたる21」中間評価アンケートの数値を、がん検診受診率として記載しています。こちらはアンケートとなっていますので傾向は示しているかもしれませんが、正確な数値ではないと考えられます。

まず、これらで示されている受診率の算出方法や、それぞれが表す数値の内容、相違する点について分かりやすくお示しください。

その上で、小樽市が目標とするがん検診受診率とは、どのような数値であるのか、理由とともにお示しください。

その上で、小樽市にて実施している胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5がん検診の令和元年度から令和3年度までの受診率についてお示しください。

次に、がん検診受診率の目標と取組についてお聞きいたします。

小樽市のがん検診の受診率を向上させるにも、目標がどのように設定されているかが重要です。平成30年3月に改訂版となった健康増進計画「第2次健康おたる21」の中間評価では、がん検診の受診率の増加のための今後の方向性について、がん検診の受診状況を分析し、がん検診の普及、啓発、受診勧奨の重点勧奨を国保や各種団体と協働し実施する。がん検診の個別受診体制の整備や協力医療機関を増やし、身近な場所で受診できる体制の強化に努める。がん体験者によるがんの啓発のため、がん検診普及ボランティアの登録を行い、がんの啓発、普及の方向性を広げる検討をすとしていました。

また、令和元年第4回定例会の答弁では、小樽市におけるがん検診受診率の目標は、国のがん対策推進基本計画で設定されている目標値と同じ50%としているとのことでした。令和元年度から令和3年度まで、この受診率の目標達成に向けてどのような対策をしてきたのか、お示しください。

市町村別がん検診の実施状況には、道内の市町村の受診率が5がん検診の項目に分かれて掲載されており、小樽市のそれぞれの検診における令和元年度から令和3年度までの受診率と順位についてお示しください。また、このがん検診受診率とその順位について、令和元年度からの傾向とその理由、そして受診率向上の取組の成果も含めて、市としての見解をお示しください。

がん検診受診率の国の目標について、これまで、胃、肺、大腸、乳、子宮頸部の5がんの検診受診率は50%達成が目標でしたが、第4期基本計画では60%を目指すとして引き上げられています。現在、北海道が策定中の令和6年度からの新たな北海道がん対策推進計画素案においても、目標は60%としているようです。

そこでお聞きいたしますが、現状で目標からかなりかけ離れている小樽市における今後のがん検診の目標受診率についてどのように考えているのか、お示しください。

最後に、がん検診の受診率の向上についてお聞きいたします。

今までの取組についてもお聞きしてきましたが、次は、これからの取組について確認していきたいと思えます。

改めて確認いたしますが、小樽市においてがん検診の受診率を向上することによって、どのような影響や効果があると考えていますか、見解をお示しください。

がん検診の受診率向上の取組における役割について、効果的な施策の策定は国や都道府県等であり、施策の実施は検診提供者である市町村等となっています。以前、厚生労働省が発行する「今すぐできる受診率向上施策ハンドブック」で有効な施策として紹介している特定健診とがん検診の同時受診の際に、断らない限りは、特定健診と同時にがん検診がセットで受診することとなる検査項目のオプトアウト方式の導入について提案いたしましたが、今後の課題として検討するとの答弁でした。その後のオプトアウト方式の導入に関する取組についてお示しください。

このハンドブックの内容は既に確認していると思いますが、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽの被扶養者が特定健診とがん検診を同時に受けることが難しくなっている状況を踏まえ、被扶養者の利便性について考え、協会けんぽと連携して受診できる体制を調整している自治体の事例が掲載されてい

ました。現在、協会けんぽホームページを確認すると、北海道支部のページには、特定健診とがん検診の同時受診についてとして、特定健診と同時にがん検診も同時に受診してみてもいいかというような言葉とともに、札幌市をはじめ、旭川市、函館市、江別市、恵庭市、石狩市、苫小牧市、北見市などの道内自治体のがん検診の案内文書のPDFがリンクされており、掲載されている自治体と協会けんぽが連携して実施しているものと考えられますが、小樽市についてはありません。このような協会けんぽと連携する取組はされていなかったのでしょうか。実施できない理由、もしくは実施しなかった理由をお聞かせください。

がん検診対象者全員に個別勧奨を実施している自治体のほうが受診率が高い傾向にあることも報告されています。小樽市においては、国民健康保険加入者のうち、50歳から60歳までの偶数年齢の方へ書面により個別勧奨を行っており、対象者全員へ個別の受診勧奨を実施することは難しいとの答弁でした。では、限られた財源の中で実施できるように、がん罹患率、がん死亡率、年齢、検診の偽陽性、受診率の低い集団など様々な点について分析、考慮して、がん検診重点受診勧奨対象者を設定して、個別勧奨を実施する工夫をしている自治体もあります。

そこでお聞きいたしますが、5がん検診における受診勧奨後の未受診者への再勧奨も含めた個別勧奨の現在の取組内容についてお示しください。また、取り組んでいる場合は対象者の設定理由、取り組んでいない場合は、その理由についてお示しください。

受診率向上策ハンドブック第2版では、明日から使えるナッジ理論、第3版では、エビデンスに基づく全国の取組分析として参考となる事例が掲載されています。また、第3版には、周知、受診券、予約方法、動作指示、検診費用、同時受診、所要時間、対象者、複数受診、連携等の16項目にわたって、受診率向上につながる取組が確認できるチェックシートがあります。これらを参考として、小樽市においても具体的な受診率向上の取組を進めるべきであると考えますが、見解をお示しください。また、実施を検討している取組があれば、そちらもお示しください。

小樽市では、保健所の保健総務課保健管理グループの所管事務には、健康診査についてとあり、健康増進課健康づくりグループの所管事務にも、健康診査及び保健指導についてとあり、がん検診については明確に定められておりません。健康診査とがん検診は別のものでありますが、多くの自治体では、住民の方を対象に、疾病を予防するための並列の業務として行われているようですが、小樽市のがん検診の受診率向上の取組は、どこの所管で、どこが目標に対する成果を求めて業務を行っているのか、お示しください。

がん検診に関する業務が内容ごとに複数の所属に分かれているのであれば、がん検診の受診率向上が進まない要因として、この縦割りの弊害が影響していることも可能性として十分考えられます。今後、がん検診の受診率向上を着実に目標に向かって進めるために、プロジェクトチームなりを組んで、指揮命令系統を改めて確認し、次長なりが特命の業務として推進する体制を整え、取組を実施するだけでなく、しっかりと受診率が向上したという結果を残す必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

がん検診について御質問がありました。

初めに、小樽市のがん検診受診率についてですが、まず、各公表数値の算出方法等の違いにつきましましては、北海道で公表している市町村別がん検診の実施状況の受診率は、75歳以上を除き、市内のがん検診対象年齢者のうち、市で実施したがん検診の受診者の割合を示しております。

小樽市の保健行政の受診率は、75歳以上を含め、市内のがん検診対象年齢者等から就業者等を除いたもののうち、市で実施したがん検診の受診者の割合を示したものであります。これに対し「第2次健康おたる21」の受診率は、無作為抽出した市民を対象にアンケート調査を実施して、がん検診を受けたと回答した人数の割合を示したものであり、職場等におけるがん検診の受診者を含んだ数値となっております。

次に、本市が目標とするがん検診受診率につきましては「第2次健康おたる21」の改訂版に示しており、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんのがん検診について、市民を対象としたアンケート調査から受診率を算出することとし、国のがん対策基本計画の目標値である50%を目指すこととしております。

がん検診には、本市が実施するもののほか、職場や保険者が実施するもの、御本人が自費で受けるものなどがありますが、こうした様々な機会を利用して、がん検診を受診する人を増やしていくことが「第2次健康おたる21」の狙いであることから、アンケート調査から算出した受診率を目標値として用いております。

次に、本市のがん検診の受診率につきましては、ただいま申し上げましたとおり、本市では国のがん検診受診率の目標値設定と同様に、職場等におけるがん検診を含む受診率を目標値としており、これに対応する受診率といたしましては、令和3年度の市民を対象としたアンケート調査によりますと、胃がん検診が26.1%、子宮頸がん検診が27.8%、肺がん検診が43.3%、乳がん検診が25.2%、大腸がん検診が27.3%となっております。

次に、がん検診の受診率の目標と取組についてですが、まず、目標達成に向けての対策につきましては、本市で受診できるがん検診について記載した「小樽のけんしんまるわかりブック」を毎年作成し、新聞折り込み等で配布するとともに、広報おたるや市のホームページに日程等を掲載し、受診を呼びかけてきたほか、まち育てふれあいトークを活用した市民等を対象とした健康教育において、がん検診受診の重要性を周知してまいりました。

次に、市町村別がん検診の実施状況における本市のがん検診の受診率と全道での順位につきましては、令和元年度は、胃がん検診が2.7%で173位、肺がん検診が1.6%で179位、大腸がん検診が2.9%で179位、乳がん検診が9.3%で177位、子宮頸がん検診が9.4%で159位。

令和2年度は、胃がん検診が2.2%で175位、肺がん検診が0.9%で179位、大腸がん検診が2.3%で178位、乳がん検診が8.7%で177位、子宮頸がん検診が10.3%で147位。

令和3年度は、胃がん検診が1.8%で175位、肺がん検診が1.0%で179位、大腸がん検診が2.5%で178位、乳がん検診が8.5%で175位、子宮頸がん検診が9.5%で150位となっております。

次に、本市のがん検診の受診率と順位における傾向と理由につきましては、市町村別がん検診の実施状況による本市が実施するがん検診の受診率は、全体的に低い傾向にあるものと考えております。その理由といたしましては、本市では、症状がなく、がん検診受診の必要性を感じていない方や、症状発生時に医療機関を受診すればよいと考えている方が多いものと考えられます。また、令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、がん検診の一部中止を余儀なくされるなど、この間は特段の対策を行えませんでした。今後は改めて受診率の向上に向け、一層の取組が必要と考

えております。

次に、本市における今後のがん検診の目標受診率につきましては、次期の健康増進計画の策定作業中ではありますが、令和3年度に実施した市民アンケートにおいて、五つのがん検診受診率の中で唯一40%を超えていた肺がん検診の目標を国と同様の60%とし、まだ目標から離れている胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診については、現実的な目標として、まず40%を目指し、受診率の向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診受診率の向上についてですが、まず、受診率の向上による影響や効果につきましては、がん検診の目的は、無症状のうちのがんを発見し、適切な治療を行い、がんによる死亡率を減少させることにあります。

また、早期発見、早期治療を行うことにより、治療に伴う身体への負荷が軽減されるほか、検診結果で異常がないことが確認された場合には、安心感が得られるなどのメリットがあります。

本市において、がん検診の受診率の向上は、がんによる死亡者の減少や早期回復による生活の質の向上、財政コストの軽減などにつながるものと考えております。

次に、特定健診と同時に行うがん検診の検査項目のオプトアウト方式に関する取組につきましては、本市におけるがん検診の受付は、現状ではほとんどが電話での申込みとなっており、特定健診と同時にごがん検診を行う場合であっても、担当者が対話形式で検診の種類を説明して、本人の希望を聞き取り、必要な種類のがん検診の申込みを受け付けているため、多くのがん検診受診者にオプトアウト方式を導入することは難しいものと考えております。

次に、いわゆる協会けんぼとの連携につきましては、本市においても、協会けんぼを含む各健康保険制度の被扶養者の方が、特定健康診査と同時にがん検診を受診できる取扱いとしており、「小樽のけんしんまるわかりブック」等で周知をしているところであります。協会けんぼのホームページへの掲載につきましては、本市のがん検診の案内を掲載していただけるよう、同協会と協議をしております。

次に、本市のがん検診における個別勧奨の取組につきましては、一部の国民健康保険加入者に対する個別勧奨については平成29年度から実施しておりましたが、受診率の向上が見られなかったことから令和元年度をもって終了したところであり、そのほかの個別勧奨についても現在は実施しておりません。

次に、本市のがん検診において個別勧奨を実施していない理由につきましては、ただいま申し上げましたとおり、個別勧奨の取組による受診率の向上が見られなかったことから令和元年度をもって終了しており、その後は新たな個別勧奨の取組は実施いたしておりません。

次に、受診率向上施策ハンドブックを参考とした本市の取組につきましては、このハンドブックに掲載されている検診の内容を分かりやすく市民にお伝えする方法や、お得感を強調するなどのナッジ理論も活用しながら、検診予約がしやすい方法などを工夫して取り入れていくことは有効であると認識しております。本市では、こうした取組の一つとして、「地域のけんしん」と「バスツアーけんしん」の申込みについて、既に市のホームページからインターネットによる予約ができるようにしたところであり、今後につきましても、受診率向上施策ハンドブックなどを参考にしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診の受診率向上の取組の所管部署などにつきましては、小樽市保健所規則における事務分掌の中で、がん検診に係る業務を直接明記している箇所はありませんが、健康診査の取扱いに準じ、保健総務課及び健康増進課の双方が所管部署となり、がん検診の受診率の向上に向けて、業務を行っているものであります。

次に、がん検診の受診率向上に向けた業務体制の整備等につきましては、より成果を志向した一体的

な業務体制としていくことが大切であると考えており、今後、必要な見直しについて検討してまいります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 10番、横尾英司議員。

○10番(横尾英司議員) 再質問させていただきます。

小樽市のがん検診受診率について答弁いただきました。いろいろな違いが算出方法でそれぞれあるのだなど、そこで選んでいるのが、市民全体の状況が、受診率が分かるという方法でアンケートだということだったのですけれども、本来であればもっと正確な受診率が必要なのではないかというふうに思うのですが、これがやはり、受診率が把握できない理由というのが、できないよというのがあったのですが、具体的にそこが示されていなかったの、把握できない理由をもう少し詳しくお聞かせいただきたいのと、国や都道府県、関係機関と連携して把握することもできないのかという部分についても、この理由について少し詳細をお聞きしたいなというふうに思っております。

あと、目標に対する受診率、令和元年度、令和2年度はアンケート調査を行っていませんので把握できていないのですが、結局、毎年把握できない、その成果を把握できないという状況、そしてアンケートという部分での目標値になるので、例えば50%、60%達成しましたよといったときに、この国の目標としっかり合っている数字となるのか、その辺の確認をもう一度させていただきたいなというふうに思っています。

あと、がん検診受診率の目標と取組についてもお聞かせいただきました。市町村別がん検診の実施率は173位だとか179位だとか、これは多分、最下位というような状況だと思います。私がなぜこれを聞いているかというと、前回の保健所についての質問でも聞きましたけれども、結局、この保健所というのは中核市ではないところで、東京都町田市だとか神奈川県藤沢市だとか神奈川県茅ヶ崎市だとか、三重県四日市市以外で20万人以下の自治体で保健所を持っているのは小樽市だけなのですよ。その小樽市が健康センターとかではなくて保健所として設置している、そういったメリットもこの間、答弁していただきましたけれども、その小樽市としてこの数字を見てどう思うのかという部分をはっきり聞かせていただきたいなというふうに思っています。ほかの地域、道内の自治体で保健所のないところが多いと思いますけれども、そこと比較してこの順位だという部分が、あまり感じなかった、ただの数字の話でしか聞けなかったの、この結果を見てどう考えているのか、この数字をもって保健所設置市の小樽市として取り組んできたのかというところをもう一回聞かせていただきたいなというふうに思います。

あと最後に、がん検診の受診率の向上の取組は、4年前に質問させていただいて、このがん検診の受診率向上が必要だよという質問をさせていただいてこの結果なのかというのは、正直残念な思いがします。オプトアウト方式の取組については、申込みの仕方が電話が多いということではできないというのは分かったのですけれども、このがん検診受診率を向上させることが、市長がよく言われていますけれども、全ての施策が人口減少対策につながっていくのだという考えの下、取り組んでいただきたいという、業務に向かって取り組んでいただきたいというお話がありました。これはある意味、早期発見をして、がんで亡くならなくても間に合うような方が、治療することで亡くなる方が減るということは、自然減をある意味止めることも、少し和らげることもできるものになっていく、大きく捉えれば人口減少の対策にもなっていく。この検診でしっかり充実させることで、亡くなる市民も減らすことにつながるの、市民の幸福度の増加にも寄与するのではないかというふうにありますけれども、その観点から考えると、この取組というのは非常に重要ではないかと思うのですが、その観点でぜひ保健所にもお聞かせいただきたいなというふうに思います。

最後の組織の部分も含めてですけれども、4年前にがん検診の受診率向上は大事だということで質問させていただきましたが、令和元年度から周知をするだけで、特に具体的な取組をされていなかったということですので、受診率向上の結果をしっかりと出す気があるのかなのかというのをはっきりさせていただきたいなど。ある意味、増加の方向で進めるということをしたいのか、本当に増加をさせたいのか、その辺の本気度の部分が非常に疑問がある内容だったなというふうに思いますので、この計画にある、誰一人取り残さない、がん対策を推進して、全ての、小樽市でいうと市民と一緒に、がんの克服を目指す取組をしっかりと行っていくのか、この体制も聞かせていただいた上で、その思いを最後にお示ししていただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 保健所長。

**○保健所長（田中宏之）** 横尾議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、受診率が正確に把握できない理由。国、関係機関と連携して把握することができないかというお尋ねでありましたけれども、そもそも、がん検診の受診率、この算出方法は、国がもう随分長いこと、研究班などを立ち上げて、どのような算出をすれば最も実態に近づく受診率が把握できるかということの研究して、まだ国からこういう形で算出すれば正確なものが分かりますよということが示されていないというのが現状であります。

人口の少ない市町村であれば、全ての市町村民にアンケートなどを行って、状況を聞いて、そして把握することはできますけれども、人口の多い、特に市部になりますと、ある程度推計でこの状況を把握するということにならざるを得なく、国ではどのように把握しているかという、国民生活基礎調査の、つまり国民に対して1人ずつから状況を聞いて、それで率を出しているということです。これはもう国が一定程度、誤差を含む数値であるということも自ら認めている数値でありまして、私どもも本当に正確な把握をするためには個別に全部確認しなければ把握ができないのですけれども、それに代わるものとして国の方法に倣って市民を対象としてアンケート調査を行って、把握してきているということでございます。

それから2点目、そのような方法で受診率を把握するとした場合に、これをどうして毎年できないかというお尋ねでありましたけれども、市民アンケートに関して、かなりの事務量という膨大な事前準備、それから、手間がかかる調査ということもあって、なかなかこれは毎年行えていないというのが実態でございます。「第2次健康おたる21」の中では、最終評価を行うとき、それから中間評価を行うときにこの調査を行うという計画をして、数年間にわたってその準備をしながらこの調査を行ってきているということがございますので、これは非常に大きな事務量がどうしても出てしまうということもあって、節目でその把握を行っているということでございます。

それから3点目、受診率が非常に低いのではないかとということで、これは保健所を設置している市としてのメリットがここに現れていないのではないかと大変厳しい御質問でございましたけれども、その点に関しては私も同感する部分でございまして、この受診率の低さは何とかなければならぬということを強く思っているところでございます。

それから4点目として、今後の受診率向上の取組ということで、一つ前の御質問と重複した答弁になりますけれども、受診率の向上に向けた取組を今後、保健所としても様々な角度から、なぜこうなっているのかということの分析をして、できる対策をとにかく、どんどんやっていくということが必要なのではないかというふうに考えております。その手始めとして、現在、がん検診は、これまでは電話での

申込みということになっておりましたが、幾つかの検診ではネットで申込みいただけるという方法も今回導入いたしましたので、さらにこれに加え、どのような取組ができるのかということは、保健所内でもいろいろ検討していきたいというふうに思います。

そして最後に、保健所内の業務執行体制の問題でありますけれども、この点についても確かに議員御指摘のとおり、縦割りの部分がやはりあったというふうに思っておりますので、特に事務方と技術屋が一緒になって、この検診受診率をどのようにして高めていくのか検討していけるような組織体制というものを検討していきたいというふうに思っております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 10番、横尾英司議員。

**○10番（横尾英司議員）** 再々質問させていただきますけれども、今、がん検診受診率の数値の正確な把握ができない、国から示されていないというお話がありました。国の資料を見ると、これを取り組むのは国となっているわけではなくて、国や都道府県、そして地方自治体が、市町村が取り組む内容となっていますので、国から待つだけではなくて、自分たちでどうしなければならないかというのは必要な姿勢ではないかというふうに思っています。やはりそこには、正確な受診率を把握して、より市民のニーズに合ったものが必要だという部分があると思います。

またさらに、先ほど、この検診の結果が、折を見てというか、適切なタイミングで行われているというお話でしたけれども、ほかの事業であれば毎年実績が確認できるものですが、できないということは、その対策のスピード感としてはかなり遅くなるという自覚を持っていかなければならないのか。3年後に、多分調査しているのかと思うのですが、その3年後のときに初めて受診率が下がっているとか、上がっていないと分かったときに対策しては遅くなるという部分がありますので、その部分も含めて、先ほどの対策をすることでしたけれども、国からそういった示されているものが具体的にありますので、こういった項目に沿ってしっかりともう一回、今までも取組をされてきたかもしれませんけれども、改めてしっかりとこの取組に向かって具体的に進めていくということを確認させていただきたいと思いますが、これを最後にしたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 保健所長。

**○保健所長（田中宏之）** 横尾議員の再々質問にお答えいたします。

受診率に関しては、市民の中でどれだけの検診を受けているのかという割合を把握するための方法というのが国から示されていないということを申し上げたわけでありまして、私ども、まずはその中で、いろいろながん検診がありますけれども、市が実施するがん検診の受診者を増やすということがまず当面の目標になりますので、そこに向けた対策を改めて、どこに受診率が上がらない原因があるのかということ把握しながら、できる限りの対策を取っていくことに努めてまいりたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 横尾議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時30分**

**再開 午後 2時55分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 19番、小池二郎議員。

(19番 小池二郎議員登壇) (拍手)

○19番(小池二郎議員) 一般質問をいたします。

初めに、銭函地域のまちづくりと人口減少対策についてお聞きいたします。

私は、銭函地域で主に活動させていただいておりますが、銭函地域は自然に囲まれ、魅力的なまちであり、札幌市と近接していることは本市のどこの地域にもない特徴であり、まちづくりの大きな要因となります。札幌市に近いことがメリットとして考えることもできますが、市の中心部からかなり離れていることで疎外感も感じられ、行政サービスが受けにくいことも懸念されています。

これまで多くの地域住民からたくさんの声を聞く中で、この銭函というまちをどうすればもっと住みやすいまちになるか、そして、人口が増えるのかを考えてまいりました。その中で私自身ができることとして、スポーツ振興、子供の遊び場の充実、公園整備、ビーチクリーン活動に力を入れてまいりましたが、まだまだ足りないことはたくさんあります。

本市の人口は毎年2,000人減少する中で、銭函地域は、ほぼ横ばいではありますが、その要因は、星野町に新築の住宅が増えていることや、張碓町にある保育所に子供を通わせるため、市外から移住されている子育て世代、さらに、サーフィンなど海を目的として移住された方が多くいることが要因と考えられますが、移住されてきた方や、住んでいる方に住みやすいと感じていただかなければ、人口維持、また増加することは難しいと考えます。

銭函地域は、最も札幌市に近い地域であるため、生活圏が札幌市になっている方が多いのは御存じの方も多いと思いますが、銭函地域に目的の店があるのに札幌市に行く場合と、銭函地域に目的の店がないから仕方なく札幌市や峠を越え中心部に来的場合があります。これは住んでいる方にしかなか分らないことではありますが、銭函地域に目的のお店がないことが不便につながり、生活する満足度を下げる要因になります。

小樽市都市計画マスタープランの地域別方針の中で、銭函地域の生活環境については、生活利便性に不満があるが比較的住みやすいと示されており、市の認識もあると考えます。だからこそ、生活利便性を上げることで銭函地域の満足度を上げ、選ばれるまちになると考えます。地域公共交通網の充実も必要ですが、このまちに、地域に何が必要で、何が足りないかをしっかり把握し、地域住民と行政がより一層連携して、まちづくりを推進していただきたいと考えますが、市の見解をお示してください。

選ばれるまちになるために重要な要素として、大きく分けると仕事、住居、子育てだと考えております。

まず、仕事についてですが、仕事を決めてから居住場所を決める場合と、居住場所が決まっていて、そこから仕事を定める場合があると思います。仕事、言い方を変えれば、働くということは、生活するために重要な一つではありますが、銭函に住んでいる方が働く場所としては、市内だけでなく札幌市や石狩市なども選択肢に入っていることから、比較的、恵まれているかもしれません。

ただ、銭函地域だけ考えると工場が多いことから、求人そのものは多くありますが、職種の種類は決して多くないと考えます。こういったことも銭函地域の特徴ではありますが、一般的に仕事を探すには、今はスマートフォンやパソコンで検索される方がほとんどかと思いますが、ただ、それ以外で仕事を探すには、ハローワークが大きな役割を果たしていますが、銭函地域から色内のハローワークまではバス運賃やガソリン代、利便性を考えれば、無職の方には厳しい現状です。銭函地域から近い手稲区を調べてみると、手稲区はハローワークでなく、あいワークという名称で区役所の中にありました。調べてみると、あいワークは、札幌市とハローワークが共同運営する就職支援施設で、市は仕事に関わる全般的な相談や就職活動についての個別支援サービスを行っています。ハローワークは豊富な求人情報や

職業相談、紹介サービスを提供しています。

あいワークとハローワークの違いは、雇用保険や職業訓練に係る手続、障害のある方の職業紹介等で、これらは、あいワークでは取り扱っていません。よって、離職された方の失業給付金などの手続はハローワークになるため、仮にあいワークが銭函にできたとしても、銭函地域の方も色内まで行かなければならないというものでした。

ただ、ハローワークの全ての機能が提供できなくても、このように求人情報や職業相談、紹介サービスを提供する施設が銭函地域にあれば、仕事探しが格段としやすくなると考えます。本市では、市役所の一部機能として、塩谷と銭函にサービスセンターがありますが、同じような設置の考えがあれば、必要性はあると感じますし、手稲区は区役所内に設置していることを見れば、銭函サービスセンター内に、あいワークを設置することも考えられます。あいワークのような施設を設置するためには、どのような手続や費用が想定されるのか、お示ししてください。

銭函地域には同様の施設が必要ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

次に、居住についてですが、居住すなわち住む場所です。これこそが人口を増やすために最終目的の一つになるかと思いますが、住む場所を決める場合も様々で、職場の近い場所などで決める方や結婚して移住場所を決める方、子供の教育環境を考え決める方、様々なケースがある中で、やはり子育て世代や若い方から選ばなければ、人口増どころか人口減になってしまいます。

本市の家賃相場は、札幌市と比較して高いと言われておりますが、場所がよく新しい建物であれば高いですし、古くて場所が悪ければ安くなっていて、さほど気にすることではないと思いますし、札幌市の地価が近年上昇している中で、本市の土地の価格を調べてみると、かなり安い価格で購入できる土地も見受けられます。

話を銭函地域に置き換えると、実際に銭函に移住し、家を建てられた方にお聞きすると、手稲区で家を建てる費用と銭函で建てる費用を比較した場合、かなりの差があり、銭函を選んだ方が多くいました。これは土地が安く、札幌市に近いという銭函地域の魅力の一つであり、本市の人口増加の一翼を担っているかと思いますが、まだ銭函地域には土地がありますし、空き家も多くあることから、市外からの移住を考えている方にどれだけ魅力を発信し、選んでいただけるかが重要と考えます。

また、桂岡町を見れば、平成27年に北海道薬科大学がなくなったことで、学生が住んでいた多くのアパート等が空き家になり、桂岡町周辺の家賃相場が下がり、今では1万円台で借りられる賃貸も見受けられます。学校がなくなり学生がいなくなったことから、学生向けから高齢者向けの住宅に変更したりするなど工夫が見られ、少しずつ空き家は減ってきていますが、いまだ残っている物件もあり、その利活用も一つの課題と考えます。

本市の店舗がある不動産会社は小樽駅前に集中しておりますが、銭函の物件を探す方の多くは、銭函地域にも店舗がないため、手稲区の不動産会社を利用している方が多いのも私としては複雑な思いであります。今はインターネットで探せる時代ではありますが、不動産の店舗があれば、より銭函に住んでいただける可能性も増えると考えますし、地域住民の方で使っていない土地や空き家を所有している方の情報が、より表に出てくれば利用しやすくなると感じます。さらに高齢の方で将来家をどうしたらよいか悩んでいる方も多く聞きますので、町内会などでアンケートを取り、将来の家の相続で困っている方や家を売却する予定がある方の情報を集めることも空き家対策の一環と考えますが、このことについては、銭函地域にかかわらず、市全体で取り組む必要があると考えますが、見解をお示しください。

居住場所を決める際に大事なことは、近くに何があるかが重要になります。生活利便性は、車がある方とない方では大きく変わってきますが、札幌市に近いということで、銭函にないものが補えるため恵

まれています。札幌市に行かなくても銭函にあること、生活する上で足りないものをできるだけ減らすことができれば、車のない方でも住みやすくなるのではないのでしょうか。それが人口増加につながると考えますし、公共交通網を充実させることも銭函地域の大きな課題ですが、できるだけ歩いて行ける範囲に必要な施設があることで生活利便性は上がるのではないかと考えますが、そもそも市の考える生活利便性とは何か、見解をお示してください。

生活するために必要な施設として大事なものはたくさんありますが、その一つは病院です。もちろん銭函地域も病院はありますが、残念ながら小児科、皮膚科、眼科もありません。このことは、子育て世代にとって大きい問題で、住んでいる方にとっても、移住を考えている方にとっても、子育てする上で必要と考えます。このことについて、市は把握されているのでしょうか。もし把握されているのであれば問題視されてきたのか、また、これまで誘致されたことがあるのかお聞かせください。

さらに、誘致するための国や道の補助制度はあるのかお聞かせください。

道内他都市を見ると、北広島市では昨年、産科医院及び小児科医院開設誘致制度を設けています。助成金は、土地、建物等の取得に対する助成、テナントを利用した場合の賃貸料などの助成で多額の補助金を充てています。そのまちに病院があるかないかは大きな課題と考えますが、銭函に限らず、病院の誘致をされたことがあるのか、お聞かせください。

人口減少、少子高齢化で子供の数も減っている中では、なかなか難しいことかもしれませんが、生活利便性を上げるためには、銭函地域にはない小児科等の誘致は必要なことだと考えますし、子育て世代の移住、さらに地域住民にとって重要な事案と考えますが、見解をお示してください。

病院だけでなく、銭函にこれがあったらよいという声はほかにもたくさんお聞きしていますが、その中で、子育て世代からは、図書館という声も多くありました。やはり銭函地域から図書館に行くことはかなり難しいようです。また、行政とは直接関係ありませんが、コインランドリーという声もありました。銭函地域にはクリーニング店があります。ただ時間とお金のことを考えて、コインランドリーのほうが便利なのですが、特に利用が多い時期は子供のオムツ卒業のためのトレーニングの時期で、布団などが汚れる機会が多く、代えの布団もないこともあり、すぐに洗いたいのですが、銭函地域にはないため手稲区や朝里地域のコインランドリーまで持って行くそうです。さらに洗濯から乾燥まで時間がかかるので、一度帰ってまた取りに行くので時間もかかりとても大変です。こういった生活する中で、また子育てする中で必要な施設はあります。

以前、児童館の必要性について質問いたしましたが、銭函地域も児童館が欲しいという声もあります。児童館では、ただ遊べるだけでなく、とみおか児童館だと図書室もあり、さらに無料でピアノや習字、英語などが習えます。子育て世代にとって、とても魅力的です。中心部と塩谷にあるのであれば、銭函地域にも必要と考えますが、もし児童館に必要な施設や土地、財源があれば、市として検討する余地はあるのか、お示してください。

銭函という地域が、本市の行政サービス、また取組が届きづらいことは仕方ない部分もあると思いますが、本市の人口減少に歯止めをかけるには、銭函をこれからどうしていくのが重要と考えますので、今後も質問させていただきたいと思います。

次に、キャリア教育、ふるさと教育について質問いたします。

まず、キャリア教育とは何か。文部科学省のホームページでも記載されていますが、その必要性と意義では、社会環境の変化が子供たちの成育環境を変化させたと同時に、子供たちの成長・発達にまで及び、さらに教育の目標、教育環境にも大きな影響を与え始めたことから、キャリア教育が提唱されてきたとされており、その背景と課題では、「学校から社会への移行をめぐる様々な課題」、「子どもたち

の生活・意識の変容」があり、生きる力の育成が学校教育に求められています。また、定義の中では、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と平成23年に中央教育審議会で定義されています。これらの内容から見ても、子供たちに様々な職業体験等をさせてあげることが大事なことだと考えます。

一方、ふるさと教育は、郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合うことで、ふるさとのよさの発見、愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指すものであり、キャリア教育と重なる点も多くあります。

しかしながら、本市のキャリア教育の考え方の中に、ふるさと教育の要素が強く入ってしまい、どちらの教育なのか分かりづらく感じます。実際に令和5年度の事務の点検及び評価報告書を見ても、キャリア教育の充実では、「「ふるさと小樽」の良さに気付き、自己の将来について考えを深めることができるよう、職場体験などの体験活動の充実を図るとともに、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力の育成に努めます。」と記載されております。

また、達成目標の指標では、「市内の企業等において、職場見学や職場体験を実施している小中学校の割合」ともあり、そもそも市内企業だけに絞っているようにも感じます。なぜこのようになったのか、本市の考えるキャリア教育とふるさと教育の考え方の違いについてお示しください。

また、各学校で実施されたキャリア教育の実施状況と内容について、主な取組をお示しください。

また、市教委はどのように実施状況を確認、把握し、評価しているのか、お示しください。

子供たちのためには、市内だけでなく、市外の職業体験や様々な職業の講話等も必要と考えますし、今後さらなる充実も必要と考えますが、見解と現状の課題があればお示しください。

次に、EV充電器についてお聞きいたします。

令和3年に、本市はゼロカーボンシティを表明しており、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、さらなる取組を推進していくという中において、今後、電気自動車の普及もその大きな役割を果たすと考えます。

その電気自動車の充電ができる箇所は、本市には10か所程度ありますが、市が設置したEV充電器はありません。他都市を見ると市が設置したところもあります。しかしながら、全国的に電気自動車の普及が進まず、スタンドも減少している情報もあります。

電気自動車が今後、普及していくのか、現時点では予想ができませんが、仮に今後、普及した場合、市がEV充電器を設置することはあるのか、お示しください。

また、公共施設に設置する際の国の補助金、また、設置までに整理しなければならないことについてお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、銭函地域のまちづくりと人口減少対策について御質問がありました。

まず、銭函地域のまちづくりに対する本市の見解につきましては、銭函地域は、本市の中で数少ない人口が社会増となっている地域であります。現在、策定中の小樽市立地適正化計画において、居住誘導

区域として指定する方向で検討しており、また、小樽市人口ビジョンにおきましても、札幌市手稲区と西区への転出を抑制することが課題とされていることから、札幌市に隣接する銭函地域のまちづくりは、本市の重要な課題と認識し、人口戦略調整会議で公共交通の利便性向上や住宅用地の確保など、庁内議論を開始したところであり、今後も地域の皆さんと連携を図り、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、あいワークと同様の施設の設置に必要な手続や費用につきましては、あいワークの例で申し上げますと、労働施策総合推進法に基づく国と地方の一体的実施事業拠点に位置づけ、設置を希望する地方自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して、雇用対策協定を締結し、設置されるものであります。

また、市の負担としては、場所の提供や相談員の人件費、消耗品費、光熱費等が必要になると伺っております。

次に、あいワークと同様の施設の必要性につきましては、ハローワークの相談員等と対面で求職相談できる施設が近隣にあることは有益だと考えておりますが、近年はスマートフォン等で求人情報を入手できるようになり、ハローワークまで何度も足を運ぶ必要がなくなってきておりますので、新たに設備や人員の配置をしてまで同様の施設を設置する必要性は高くはないものと認識しております。

次に、空き家の情報収集などにつきましては、空き家対策を推進する上で有効なものと考えており、これまでも空き家実態調査で一定程度空き家の情報は把握しておりますが、所有者情報を公開することや町内会などによるアンケートを実施することは、個人情報などの観点から難しいものと考えております。

現在、空き家の相続や売却等の相談につきましては、市の窓口で日常的に対応しているほか、専門家による空き家相談会などを実施しており、引き続きこれらの取組を継続するとともに、さらなる相談機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、生活利便性とは何かにつきましては、日常生活においては買物や金融機関、病院に行くなど様々な活動を行っておりますけれども、これらの活動を移動が容易で身近なところで済ますことができることであるとと考えております。

次に、銭函地域に小児科、皮膚科、眼科の医療機関がないことの認識につきましては、市内において小児科を標榜している医療機関は13か所、皮膚科が5か所、眼科が7か所ありますが、いずれも銭函地域には所在していないことを把握しております。

次に、銭函地域に小児科等がないことの問題につきましては、銭函地域は地理的に容易に受診ができない地域ではないと考えており、これまで医療機関の誘致を行ったことはありません。

次に、医療機関を誘致するための国や道の補助制度の有無につきましては、誘致に際し、新たに診療所を開設するための土地、建物、医療機器等の取得、回収に関わる費用や賃借料について、自治体が開業医または医療法人に対して数千万円の助成を行う例があることは承知をいたしておりますが、これらの費用は全て自治体が単独で支出しており、国や道の補助制度はないものと承知しております。

次に、本市における病院の誘致事例につきましては、これまで事例はありません。

次に、銭函地域への小児科の誘致につきましては、地域住民にとって安心感のある利便性の高い生活環境が整っていると感じるためには、小児科を含む医療機関が身近にあることが望ましいですが、この地域は地理的に容易に受診ができない地域であるとまでは言えないと考えておりますので、医療機関の誘致の考えは持っておりません。

次に、銭函地域での児童館の設置につきましては、当該地域は比較的人口が維持され、若い世代の増加も見られますことから、ニーズなどを踏まえて、施設規模や運営など様々な面から検討が必要と考え

ております。

次に、EV充電器について御質問がありました。

仮に今後、電気自動車が普及した場合に、市がEV充電器を設置することにつきましては、電気自動車が広く普及した場合には、現状のガソリンスタンドがEV充電器スタンドに置き換わることも考えられますので、そのときの市内のEV充電器の設置状況によって検討すべきものと考えております。

次に、公共施設へのEV充電器設置の補助金等につきましては、令和5年度では、経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金が活用でき、充電器の出力によって異なりますが、例えば出力90キロワット以上の場合、補助率10分の10で、工事費では280万円、急速充電器では1基2口ですと600万円を上限に補助されます。

設置に当たりましては、市民や観光客のニーズの把握のほか、設置場所、充電器の種類、課金方法や運営体制などを整理することが必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 小池議員の御質問にお答えいたします。

キャリア教育とふるさと教育について御質問がありました。

初めに、本市の考えるキャリア教育とふるさと教育の考え方の違いにつきましては、キャリア教育は、一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す教育であります。

一方、ふるさと教育は、自分たちが住んでいる地域の豊かな自然環境や歴史、伝統、文化、産業等についての理解を深め、郷土への誇りと愛着を育む教育であります。

次に、各学校でのキャリア教育とふるさと教育の実施状況と内容につきましては、市内全小・中学校において、いずれも実施していると確認しております。その主なものとして、キャリア教育では、工場や商店などの見学、実際に仕事を体験する職場体験、外部講師の体験談を聞き、仕事についての理解を深める職業講話のほか、進学先の授業などの体験を行っております。

また、ふるさと教育では、小学校においては、教材「小樽の歴史」を使い、歴史的な出来事、人物についての学習や、屋形船に乗り、海から小樽のまちを見て、小樽市の地形や歴史についての学習などを行っており、全小・中学校で、小樽市の伝統的な踊りである潮音頭の歴史的背景と振り付けを学ぶ学習を行っております。

次に、実施状況の確認、把握、評価につきましては、それぞれの実施状況について、各学校が提出した、学校評価報告書により確認を行うとともに、教育委員会の事務の点検及び評価報告書において設定している指標に基づく調査により実施状況を確認、把握し、評価しております。

次に、市内外の職業体験や職業講話等の必要性についての見解と課題につきましては、様々な職業体験や外部講師の体験談を基に仕事についての理解を深める職業講話は、児童・生徒の将来への夢や希望、働くことに対する意欲を養う学習の場として重要でありますことから、市内に限らず広く行うことは必要であると考えております。

一方、市内の小・中学生には、小樽の未来を担う人材として地元で活躍してほしいという願いもあり、市内での体験活動も重要であると考えております。

課題といたしましては、多様な体験活動を行うための移動費用や時間の確保、外部講師を招聘するための費用の確保などであると考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

○19番（小池二郎議員） 再質問をさせていただきます。

銭函地域のまちづくりと人口減少対策についての内容で質問の一つさせていただきたいのですが、病院などを受診できる環境があるというところで、銭函のまちづくりを考える上で、札幌市にあるから銭函になくても大丈夫だという考えも一つ分かるのですけれども、私の考えとしては、やはりそこをできるだけ銭函に置くことで生活利便性が上がって人口増加につながるというふうに考えているのですが、市長の御答弁の中では、児童館のことに 대해서는いろいろ調査してというふうに言われていたので、その一つ一つによって、銭函にあったほうがいいのか、それとも札幌市にあるから銭函には必要ないという考え方なのか、お聞かせいただきたいと思います。

あと、キャリア教育とふるさと教育についての質問でしたが、この質問の中身としては、小樽市教育推進計画の中の質問でありまして、そのキャリア教育の中に地元ふるさと小樽という文面がまず入ってきて、ふるさと小樽の企業等の体験だったりとか、講話だったりというのも重要としているということも書いてあって、それは小樽市の考えるキャリア教育なのかもしれないのですけれども、文部科学省のホームページのキャリア教育の中には、そういったふるさとの教育ということはなかなか書いていなかったもので、それを小樽市独自でそういうふうに考えてやっているものなのか。

それにすることはいいと思うのですけれども、それによって、指標の中にも市内等とは書いてはいるのですけれども、市内の企業等においてと達成目標の指標の中にもありますので、市外の企業などの体験だったり、外部講師の講話というのがなかなかしづらいとか、評価されづらいのではないかと考えていて、そういったところをどんだん子供たちに、市外の企業にも来ていただいてとか、市外に行って体験するというのも、市内だけではなかなか補えない部分も多くあると思うので、そちらにも力を入れていっていただきたいと思ったのですが、その2点の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えさせていただきます。

銭函地域のまちづくりと人口減の対策についてということでお尋ねがありましたけれども、小児科の医院について誘致する考えはないということでお答えさせていただきましたけれども、決して札幌市にあるからいいということではなくて、私どもにとりまして銭函地域というのは、定住人口の維持だとか確保にとって大変重要な地域で、ポテンシャルのある地域だというふうに認識しておりますので、何が重要かということについては先ほど答弁させていただきましたけれども、庁内に人口戦略調整会議というのを持ってしまして、今、この会議の中でいろいろなことを、銭函地域に人口が特に若い世代の方々が多くなっているというふうに認識しておりますので、児童館の例も出されておりましたけれども、銭函地域にとって、何が重要かどうかということは、この会議の中でしっかりと、どんな機能が、どんな施設が必要かどうかということは、まだ議論を始めたばかりですけれども、これから庁内の中で議論していきたいというふうに思っております。

必ずしも隣接する札幌市にあるから要らないということではなくて、何が銭函地域の住民の皆さんにとって利便性の向上に寄与する施設か、機能かといった観点から議論を進めさせていただきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小池議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、キャリア教育は一人一人の社会的、職業的自立に向けるに必要な基盤となる能力や態度を育てる。それは国でも示しておりますので、そのとおりでございます。

そういった中で、市内と市外との関係ですけれども、先ほども御答弁させていただいたように、子供たちには、市内に限らず、広くキャリア教育に関する体験を経験させてあげるといことは非常に大切なことだということを申し上げさせていただきました。

ただ、点検評価の中で目標として示しておりますのは、市内の企業等においてという目標設定をさせていただいたというのは、議員もおっしゃっていたように、人口減少が大変続いております本市におきまして重要な施策として、将来の小樽を担う子供たちに、ぜひそういう人材に残っていただきたい、それから生産人口としても活躍してほしいという気持ちが計画の中では狙いとしてあるということをお理解いただきたいということでございます。決して市外の企業について排除するなどというつもりは毛頭ございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）（拍手）

○13番（中鉢淳二議員） 一般質問させていただきます。

まず、地域公共交通全般についての質問をいたします。

小樽―余市間のバス転換の市の考え方についてです。

新幹線の並行在来線の問題が話題に上がるによく聞かれたのが、余市町に行かないし、利用しないから要らないといったような意見が多く、現在もそのような考えを持つ市民は多いと思われま。しかし、この問題はそんな狭い考えではなく、広く将来を見越した議論が必要であるというふうに考えます。

かく言う私も、小樽駅から先の鉄道は年に二、三度しか使うことはありません。余市町から最も遠い銭函に住む私が声を大にして言いたいのは、この問題は鉄道を残す残さないの議論ではなく、私たちの公共交通、足を維持できるか否かの議論であるというふうに思っております。

ことわざに、風が吹けばおけ屋がもうかるというものがあります。これは、何か事が起きると巡り巡って思いがけない意外なところに影響が出ることの例えでございますが、その思いがけない影響がよい影響ならばよいのですが、その逆の悪い影響が起きるのではないかとこのように危惧しております。あらゆる状況が、そちらへ傾きつつあるように思います。

さきの第2回定例会の建設常任委員会にて、最新の小樽―余市間のJR利用者は、コロナ禍の昨年7月であっても約1,700人であるというふうにお聞きしました。バス転換となると朝夕のバス不足でぎゅうぎゅう詰めのバスで小樽―余市間の移動を迫られ、先日に行った実証実験の塩谷駅から最上に抜けるルートも、地域の人は期待したものの運行できず、多くの方に利用してもらいたい新たな小樽の玄関口となる新幹線新小樽駅のアクセスも利便性が悪くなり、足りていないバスを小樽―余市間、新小樽駅のアクセスに配置した結果、巡り巡ってふだん私たちが使っている小樽市内線での路線廃止やさらなる減便となってしまうのは、風が吹けばおけ屋がもうかるではなく、バスに替えたらバスがなくなるといった現象が起きかねないというふうに思います。

もちろん、市長をはじめとする在来線の自治体の首長がバス転換の方向性を定めた昨年3月以降、想像だにできなかった状況に変化が起きたのは事実で、その当時の市長の判断は、そのときの最適解であつ

たことを疑いません。しかし、このバス転換か否かの話は、これからの小樽市を左右するとても大きな話ですし、小樽市の百年の計と言ってもよいもので、状況を分析しながら未来を見越しての判断が必要であるというふうに思います。

夕張市は、攻めの廃線と呼ばれる選択をしました。平成28年、7年前のことです。当時は、鉄道よりもバスのほうが利便性が高くなると言われておりましたが、減便が続き、高速バス以外で札幌市とを結ぶ路線は廃止になりました。現在の北海道知事が市長であった夕張市であっても、そのような現実があります。

その北海道庁が、バス転換を推し進めております。地方の鉄道路線への国の支援策も次々と出てきております。もしかすると、このバスの運転手不足は大きな問題となっておりますので、国が支援策を出してくる可能性もあるかもしれませんが、バス転換をやめるという判断は時期尚早とは思いますが、市民の足が担保できない状態ではバスの転換の話を進めないであるとか、市民の足が守られないのであればバスの転換の方向性を一旦白紙に戻すなど、市長が意思表示することはできないでしょうか。現時点での市長の見解をお尋ねいたします。

小樽一余市間の問題は、北後志の皆さんの関心事でもあります。北後志のイニシアチブは、本市が持っています。早い段階での意思表示を望みます。

小樽一余市間のバス転換、塩谷駅から最上経由の実証実験を行った路線の運行、また、新小樽駅との市街地とのアクセス、そして小樽市内線、全てを賄うだけのバスの運転手はいません。人口減や新小樽駅とのアクセスでは、タクシーも交通手段としてあるという答弁も建設常任委員会ではなされましたが、観光需要が戻っている中で安定した足として使えるかは微妙です。

バスの運転手不足が深刻になり、ニュースとして取り上げられて以降、並行在来線の協議会は開催されておられません。どうなるか見通しの立たない状況に不安を持つ市民の方、北後志の方もいらっしゃると思いますが、協議会の早期開催を北海道に働きかけできないでしょうか、市長にお尋ねいたします。

石狩市が新たな交通網の整備を計画しているニュースが先日、報道されました。その計画距離は10キロメートル以上に及ぶものであります。本市も、そこまでのものとはならなくとも、市内の新たな交通手段、もしくは大きな交通網の見直しを検討しなければならない段階かと思われませんが、市長の見解をお尋ねいたします。

続きまして、市内交通事業者との連携と補助、スクールバスの可能性について質問いたします。

市内公共交通は、JR北海道、そしてバス事業者として北海道中央バス株式会社とジェイ・アール北海道バス株式会社の2社があります。市内線の大部分は北海道中央バス株式会社ですが、ジェイ・アール北海道バスの運行する小樽駅から手稲駅、宮の沢駅までを結ぶ路線があります。その路線は、銭函中学校に通う星野町に住む生徒約20名が利用しているのですが、その保護者より5月に相談が寄せられました。

ジェイ・アール北海道バスは年1回、4月にダイヤ改正が行われており、今年4月のダイヤ改正で、生徒の通学に大きな支障を来しました。土日の部活動に通う時間帯のバスがなくなり、6時間授業が一番多いようですが、終了時間が、清掃も終わると15時45分、銭函中学校前の星野町方面に向かうバスの時刻は15時43分、16時台のバスは減便され17時13分まで約1時間半、バスを待つダイヤとなってしまいました。

我が会派の佐藤議員と共にジェイ・アール北海道バスにお願いに行き、今年に限り札幌駅バスターミナルの廃止に伴うダイヤ改正が10月に行われ、5時間授業の部分のダイヤの変更と6時間授業の待ち時間を30分短くすることはいただきました。土日の部活動は、開始時間を見直す形で状況は改善しま

した。

そこで、質問いたします。

この問題で、教育委員会に問合せをしたところ、ダイヤ改正を把握されていなかったのですが、市内の鉄道、バス事業者との連携、情報の共有は必須であると思いますが、鉄道、バス事業者から得た情報は、市内でどのように共有されているのでしょうか、お尋ねいたします。

私や佐藤議員がお願いに行くのはやぶさかではありませんが、生徒の足になっているバス路線である以上、本来は、本市の教育委員会側が動くべき話であると思いますが、教育委員会の見解をお尋ねいたします。

お願いに伺った際、ジェイ・アール北海道バスの担当者の方は、路線維持に対する大変苦しい胸の内を吐露され、私も勉強させていただき、身につまされる思いでした。そこで、銭函中学校へ通う星野町や張碓町に住む生徒の使う大事な通学の足ですので、来年4月のダイヤ改正でも現行のダイヤで運行していただけるようお願いに行かなければならないと思っております。しかし、再度減便になる可能性も否定できません。そう考えると、近い将来、銭函中学校へのスクールバスということも今後、考えていただかなければならない段階が来ているのではないかと思います。もちろん、中学校でのスクールバスの事例は本市にはありませんが、乗られるバスがなくなる、もしくは著しい不自由が生じた場合は、何かしらの措置を考えていただきたいと思っております。教育委員会の見解をお尋ねいたします。

新たにスクールバスとなると市の負担も増えますので、一番はジェイ・アール北海道バスが路線を維持していただくことであると思っておりますが、路線維持が極めて困難な状況であるとお聞きしております。そこで、市内路線に対して、本市はバス事業者に補助をしていると思っておりますが、その規定について御説明願います。

ジェイ・アール北海道バスの小樽駅と手稲駅、宮の沢駅を結ぶ路線は、昔は札幌駅まで結ぶ路線でした。近年、バス路線の短絡化の傾向や運転手の休憩の問題などが加味され、宮の沢駅や手稲駅が始発終点となっております。

自治体をまたぐ路線は本市としても補助を出しにくいのではないかとこのように推察するのですが、では、小樽駅と小樽市と札幌市の境である、ほしみ駅を始発終着とした場合、補助の対象となり得るのでしょうか、お尋ねいたします。

ダイヤ改正も時間を要しますし、ましてや路線の変更となると、さらに時間がかかるようです。信号機などいろいろとクリアしなければならない問題もあり、来年度は難しいと思っておりますが、地域の路線維持に対して本市も最大限の努力をお願いしたいと思います。

同じく、私の地元、銭函地区の交通について質問いたします。

銭函駅は、小樽市内2番目の乗降客を誇る駅であり、令和元年の調査では、乗車客のみで1,817名の利用となっております。銭函駅を利用する人は、ほかの駅ではあまり見られない不満を持つ方が多い駅です。隣のほしみ駅到着始発の電車が銭函駅のホームのない中間線に入線し折り返しするものの、眺めるだけで乗車できない、そして、入線してくる電車が通過しないにもかかわらず、駅の朝里側の踏切が下りていて待たなければならないなど、いろいろな不満をお聞きします。

その不満の中に、改札の問題があります。利用者の多くは線路より山側に多いのに対し、銭函駅の改札は海側の駅舎にあります。その利用者の方々、先ほど触れました乗れない電車で遮断機が下りる踏切を渡り、大きく迂回して駅舎へ入ります。特異な駅と言えるというふうに思います。以前にも、山側に改札をとという動きが地元であったとお聞きしておりますが、JRが費用負担の部分で首を縦に振らなかったというふうに聞いております。

しかしながら、その後、交通系ＩＣカードの普及により、その利用率は今や８割程度との数字もあります。つまりは、大多数の方は有人の改札や券売機は必要とせず、必要なのはＩＣカード対応の改札機なのです。ＩＣカードへのチャージは、乗り降りのもう片方の駅でしていただくか、銭函駅の駅舎の券売機にてチャージをしていただければ、駅の山側のホームにＩＣカード対応の改札機とその改札機の雨風をしのぐ建物があれば、銭函駅の利用者の利便性は著しく高まります。

そこで質問いたします。市長は、本市の人口減少対策に当たって、銭函地区を可能性のある地域として挙げられておりましたが、銭函駅山側への改札機設置についての所感をお聞かせください。

平成29年、銭函駅はバリアフリー化が図られました。エレベーターが設置され、当時、国土交通省のバリアフリーの支援措置で、国、鉄道事業者、小樽市がそれぞれ３分の１の負担でバリアフリー化がなされたこと記憶しておりますが、当時の小樽市の負担額をお聞かせください。

バリアフリー化もさることながら、最も利用者に優しいのは、歩く距離を短くすることだと思います。小樽市単独では難しいと思いますが、鉄道事業者であるＪＲ北海道から一定の負担と理解が得られた場合、小樽市として、改札機設置に前向きに検討していただけるか、市の見解をお聞きします。

この件につきましては、私も、対象となる国土交通省の補助金などの状況も注視して調べるよう努力いたします。

次に、部活動について質問いたします。

地域スポーツ団体登録の大会参加における規定についてです。

部活動は、学校教育の活動の一環として、生徒の自主的かつ自発的な参加により行われ、異なる年齢、同じ競技をする異なる地域の生徒や教員などとの人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、達成感を得るなど、教育的意義が大変高いものであります。

その部活動ですが、現在、国として、中学校における教職員の長時間勤務の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことを検討、実現することを公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対しての附帯決議が令和元年になされており、本市でも取組の真っ最中であるというふうに思います。

教職員からの観点だけではなく、生徒の視点に立ち、多様な競技種目に、また、人数が少なくても取り組めるようにと本市では拠点校方式を導入しております。私は、これは生徒思いの大変よい施策であるというふうに思っております。

今年から、中学校体育連盟への参加資格も中学校登録ではなく、地域スポーツ団体の民間団体登録にも広げられました。しかしながら、地域移行が完全でないためか、市内で困った事象が発生しております。

本年、市内の地域スポーツ団体で柔道を習っている生徒が、中学校体育連盟に地域スポーツ団体で登録をしました。団体戦などのある種目では、おのずと地域スポーツ団体での登録が多くなるようであります。その生徒は、地域から勝ち上がり、千歳市で行われた全道大会にも進んで、そちらでも勝ち、見事、全国大会に出場を果たしました。

しかし、この生徒が民間のスポーツ団体の登録だったがゆえに、中学校からの引率の話はなく、無論、生徒を１人で行かせることもできずに、その民間団体のコーチは有給休暇を取り、職場からのカンパも受けて、徳島県で行われた全国大会に２泊３日引率しました。かかった経費は10万円程度と聞いております。今年は、中学校より財政的な支援は何もありませんでした。

部活動の地域移行を進めようとしていながら、民間の団体、またその個人に負担を強いている点は、大きな問題であるというふうに思います。本市は、部活動の地域移行の最中であると思いますが、この

ような状況が続くと地域移行が進まず、むしろ民間のスポーツ団体の協力を得られずに、流れに逆行してしまうと考えます。

そこで伺います。

この件に関しての市の見解をお示してください。

中学校体育連盟などの大会参加の際、地域スポーツ団体の引率者への支援の実態はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

また、地域スポーツ団体の登録の場合、引率者の旅費などが出ないのであれば、来年度までに見直しを図り、予算措置をしていただきたいと思います。あわせて、市の見解をお示してください。

次に、部活動指導員制度とプロスポーツ選手のリクルートについて質問いたします。

現在、本市において、部活動指導員制度を実施し、部活動指導員の募集をしております。教員の方の負担軽減の観点から、また部活動を行う生徒への適切な指導の観点からも多くの民間の方の力をお借りしたいところではございますが、昨年度の予算の消化を見ておりますと、十分な部活動指導員の確保はできていないのではないかと推察いたします。

そこで、現在は何名の方が、どのような種目で部活動指導員をさせていただいて、その更新はスムーズに進んでいるのでしょうか。

また、どのようにして指導員の方を集めているのでしょうか。来年度の人数の今後の見通しなども分かれば併せて、その状況についてお答え願います。

察するに、現在、部活動指導員を募集している種目は、サッカー、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、陸上など、高齢化が進む本市においては、指導するにしてもハードで体力を要するであろう種目が多く、担い手は極めて少ないのではないかと考えられます。加えて、規定のあるパートタイムで年間515時間以内となると、報酬を受けていても、かなり環境が整っていないと困難ではないでしょうか。

そこで提案です。恒常的に教員の方に負担をかけずに部活動を今後も運営していくのであれば、現在、募集している種目のうち、サッカー、野球、バスケットボール、バレーボールについては北海道内にプロチームがあります。その選手たちのセカンドキャリアを小樽市役所で迎えるようなリクルーティングをすることはできないでしょうか。

プロスポーツの選手の活動、選手生命は短く、けがをすれば選手生命は絶たれ、安定とは程遠い職業です。プロスポーツチームが増えることは、つまり、選手生命を終え、セカンドキャリアを探す人も増えるということになります。小樽市に本拠地を持つチームこそありませんが、北海道の一自治体として選手たちのセカンドキャリアを支援することは、役割の一端としてあるのではないのでしょうか。

いろいろな経緯で北海道に来て、できれば北海道に住みたい選手、北海道出身で今後も北海道に住みたい選手、選手としてではなくても、その競技に関わっていきたいと思う選手などいるはずで、それが本市のため、本市の生徒のためとなれば、両者にとってもよいマッチングになるというふうを考えます。本人も今までのスキルを生かしながら安定した職に就き、市としても、一般の業務の傍ら部活動の支援の助けになることはもちろんのこと、今までにいなかった一芸に秀でた人材を取り入れることは、役所内部にも刺激を与えることでしょう。何より、生徒が元プロの選手に教えてもらえることは大変貴重な経験となり、身近に元プロのいる環境は、生徒自身の将来の考えにもよい影響を与えると思います。

そこで質問いたします。本市の職員の社会人経験者採用について、どのような審査が行われているのか、お示し願います。

また、社会人経験者採用を行うに当たり、市側から働きかけをして採用に至ったケースがあるのか、お示してください。

そして、今回のこの提案に当たり、教育委員会の見解をお示し願います。

続いて、桜ヶ丘球場について質問いたします。

小樽桜ヶ丘球場は、少年野球からクラブチーム、高校野球の小樽支部予選などに使われております市営の野球場であり、使用料金を取って運営されております。そのほかに広告料として外野フェンスに企業広告を受けていると思いますが、近年の状況についてお答えください。

その集められた広告料は、納めた事業者の方々には外野フェンスにも名前が印刷されることもあり、納めたものは球場もしくは野球に使われるものと認識しているようです。記録を見ますと、平成27年に改修が行われておりますが、その範囲はフィールド部分に限られ、スタンド、トイレは改修対象になっていないようです。とりわけ、トイレについての不満が多く、トイレの悪臭が何年たっても改善されないとの指摘が多いようです。現在のトイレは、いつ整備されたもので、最後に改修されたのはいつでしょうか、お聞かせください。

広告を出している事業者の方々は、一向に改修されないスタンド、トイレに不安を持ち、来年以降の広告の協賛についても考えなければならないとの事業者の方もいるようです。

そこで質問いたします。この広告料は、どのようなお金の流れになっているのでしょうか。何か野球に限らない体育施設や設備の基金のようなものがあり、そこに入れられているのでしょうか、使途の御説明を願います。

もちろん競技者が多い競技は集金能力も高く、なかなか集まらない競技もあれば、全てをひもつきにしてしまうのは難しいと思いますが、協賛者の気持ちを酌み取ると、一定程度のひもつきにするか、一部を積立てにすべきではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

そして、小樽桜ヶ丘球場のトイレの改修について計画はあるのでしょうか、お聞きいたします。

小樽市民だけではなく、試合ともなれば、ほかの地域からも利用者がおります。早期の改善を求め、小樽桜ヶ丘球場についての質問を終えます。

最後に、銭函市民センターについての質問です。

令和3年2月に策定された小樽市公共施設長寿命化計画を拝見したところ、銭函市民センターは令和8年度に改修、銭函市民センター消防団第15分団詰所として複合化するとされております。

今の市民センターは私と同年であります。何が言いたいかと申しますと、箱物は50年近く使われるということ、この先50年を見越したものであることが望ましいということです。面積には限りがありますが、降雪期が長いことを考えても子供が遊べるスペースが必要であるというふうにも考えますし、地域包括支援センターが必要であるというような声もあります。

私は、改修ではなく建て替えが必要と考えますが、また、建て替えとする場合には地域の意見集約も欠かせないと考えますが、あくまで計画どおりに令和8年度に改修するお考えなのか、市長の見解をお尋ねします。

また、本市の地域包括支援センターの設置の考えについてもお聞かせください。

また、銭函市民センターが改修もしくは建て替えされた際の地域包括支援センターや相談員の方の配置をしていただくことが可能なのか、現時点で分かればお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域公共交通について御質問がありました。

まず、小樽一余市間のバス転換の市の考えについてですが、バス転換を白紙に戻すことなどにつきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議において、以前から、バスの運転手不足は課題となっておりますが、沿線自治体による鉄道維持は困難であることから、バス転換の方向性を決めたものであります。

現在も、その前提は基本的に変わらないものと認識しておりますので、まずはバス転換の課題の解決策を探ることが先決であると考えております。

次に、協議会の早期開催につきましては、私としても、運転手不足の課題解決に向け早期に協議を行うことが望ましいと考えておりますが、北海道からは、次回の後志ブロック会議は、バスルートやダイヤ等に関して関係者との調整後に開催予定であると聞いており、その状況を見守っているところであります。

次に、新たな交通手段や交通網の見直しにつきましては、現在、本市では、小樽市地域公共交通網形成計画に基づき、市内バス路線の維持を前提として取組を進めておりますので、引き続きバス路線の効率的な運行について事業者と協議しながら、路線の維持に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在、バスの運転手不足が深刻化していることから、国等の取組についての情報収集や新たな交通手段の研究も並行して行ってまいりたいと考えております。

次に、交通事業者との連携と補助、スクールバスについてですが、まず、市が交通事業者から得た情報につきましては、必要に応じて庁内会議などを通じて情報共有を行っておりますが、ダイヤ改正など交通事業者が一般に公表している情報などについては、庁内での共有は行っておりません。

次に、市内バス路線への補助金の交付規定につきましては、小樽市生活バス路線運行費補助金交付要綱において、補助対象路線は、市内のバス路線のうち、経常利益が生じない路線であって、市長が認めるものとなっております。

また、補助金の額は、補助対象路線の経常費用から経常収支と国庫補助金等を差し引いた額とし、予算の範囲内で市長が認める額となっております。

次に、小樽駅とほしみ駅を始発終着とした場合の補助につきましては、現在、ジェイ・アール北海道バス株式会社が運行する小樽線が小樽駅－ほしみ駅間の路線となった場合、ほしみ駅前広場以外のバス停は小樽市域内となり、実質市内で完結する路線になりますので、赤字路線となった場合は、補助対象路線になるものと考えております。

次に、JR銭函駅山側へのIC対応改札機設置についてですが、まず、駅の山側への改札機設置につきましては、山側方面からの駅利用者にとっては利便性の向上につながりますが、山側の道路が狭隘であることによる安全性の問題や交通量の増加による付近住民の理解が得られるかなどの課題があるものと考えております。

次に、JR銭函駅がバリアフリー化された際の市の負担額につきましては、5,703万6,654円となっております。

次に、鉄道事業者から改札機設置について一定の負担と理解が得られた場合につきましては、先ほど申し上げた課題が解決できるならば、必要な施設の整備についてJR北海道に検討をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、部活動について御質問がありました。

部活動指導員制度とプロスポーツ選手のリクルートについてですが、まず、本市において社会人経験者を採用する際の審査につきましては、事務職の場合で申し上げますと、1次試験として総合適性検査を、2次試験として集団討論を、3次試験として個人面接を行った上で合格者を決定しているところであり、新規学卒者を採用する場合と同様であります。

次に、市側から働きかけをして社会人経験者を採用したケースにつきましては、医師や指導主事といった人材確保が難しい専門職において、職務経歴を踏まえ、他の地方公共団体の職員などを採用した事例があります。

次に、銭函市民センターについて御質問がありました。

まず、銭函市民センターの整備の方向性につきましては、令和3年2月策定の小樽市公共施設長寿命化計画では、施設利用者数の推移を踏まえ、計画上の複合化をしたとしても現状の施設面積で賄え、また、整備費用縮減の観点から、建て替えではなく改修とし、令和8年度に実施するとしたところであります。

現在、銭函市民センターの在り方について改めて協議は行っておりませんので、現時点においては、現計画が前提になるものと考えております。

次に、本市の地域包括支援センターの設置につきましては、本市においては、介護保険事業計画で地理的条件、人口、その他の社会的条件などを総合的に勘案して、利用者の生活の安定のため、必要な援助を効果的に行えるよう定めた日常生活圏域ごとに設置をいたしております。

次に、銭函市民センターへの地域包括支援センターや相談員の配置につきましては、地域包括支援センターの設置の決定は市が行うものであるため可能であります。必要となるスペースの確保や運営方法など課題があります。銭函地区は、この地区を担当する東南部地域包括支援センターまで距離が離れておりアクセスが不便であるという御意見もお聞きしておりますので、今後、地域の方や関係機関の御意見も踏まえ、銭函地区の地域包括支援センターの在り方について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域公共交通について御質問がありました。

まず、交通事業者との連携と補助、スクールバスについてですが、生徒が利用するバス路線のダイヤ変更への対応につきましては、路線バスは児童・生徒の通学手段として重要であることは認識しておりますが、公共交通機関としての側面もあるため、地域住民の方を含め、利用者全体の状況も考慮する必要があります。市の地域公共交通担当部署と必要に応じ情報共有を図るとともに、連携して対応したいと考えております。

次に、通学時に利用できる路線バスがなくなるなどの著しい不自由が生じた場合の措置につきましては、現在は路線バスのダイヤ改正により、星野町方面に帰宅する生徒の待ち時間が短くなり、土日の部活動についても、開始時間を調整するなどして待機時間の問題は解消しておりますが、路線バスの廃線などでこれまでの通学手段がなくなった場合には、その手段について検討の上、対応してまいりたいと考えております。

次に、部活動について御質問がありました。

まず、地域スポーツ団体登録の大会参加における規定についてですが、地域スポーツ団体の引率者に

支援がないことに対する市教委の見解と支援の実態につきましては、11月末日現在で、中学校体育連盟が開催する全道、全国大会に参加した地域スポーツ団体は、陸上、柔道、剣道の3種目4団体で、それぞれの出場生徒にのみ交通費等を支援しており、引率者には支援を行っておりませんが、中学校体育連盟の地域スポーツ団体の参加は今年度から認められたばかりでありますので、速やかに国や道の支援体制の整備を確立していただきたいと考えております。

次に、地域スポーツ団体の引率者の旅費の措置につきましては、現状としては、国や道の財政支援がないため、市の一般財源による予算化は難しいと考えますが、部活動の地域移行を進めるためには、子供たちが部活動をしやすい環境の整備や保護者負担の軽減など、財政的な支援が課題となりますことから、地域スポーツ団体の引率者の旅費の予算措置を含め、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて財政措置について要望してまいりたいと考えております。

次に、部活動指導員制度とプロスポーツ選手のリクルートについてであります。まず、部活動指導員の人数や種目につきましては、現在13名で、陸上競技、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、サッカー、茶道の7種目であり、今年度の新設した茶道部を除く9名の方のうち半数以上は令和4年度以前から任用しておりますので、更新はスムーズに行えていると考えております。

次に、部活動指導員の募集方法につきましては、各中学校から地域の方に対してお声がけをしているほか、茶道部のように小樽市教育委員会から各関係団体に依頼している場合もあります。

また、来年度の人数の見通しにつきましては、現時点では来年度の部活動の設置が確定しておりませんのでお示しすることはできませんが、来年度も、必要な部活動指導員を任用できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、元プロスポーツ選手を市の正規職員として採用することにつきましては、スポーツ振興業務などにおいて有益と考えますが、正規職員が単独で部活動の指導や大会引率を行うためには、現在の制度では部活動指導員として改めて任命する必要があることや、平日に指導を行う時間と通常の勤務時間が重なるなど、部活動指導員と兼業することに課題もございますので、御提案が実現できる可能性や手法などについて、子供たちに夢や希望を与えることができるようなふさわしい人材がいた場合には、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、桜ヶ丘球場について御質問がありました。

まず、近年の広告料収入の状況につきましては、令和4年度は12事業者から31万5,240円の収入があり、令和5年度は令和4年度と同程度の収入を見込んでおります。

次に、トイレの整備、改修の時期につきましては、小樽桜ヶ丘球場にはトイレが1塁側と3塁側で計2か所あり、平成3年度及び平成5年度に水洗化及びスタンドの改修工事に併せてトイレの全面改修を行っております。また、平成21年度には和式トイレの一部洋式化工事を実施しているところであります。

次に、広告料収入につきましては、小樽桜ヶ丘球場の広告料は、他の教育関連施設と同様に市の広告料収入として歳入処理しております。また、用途については、球場を含む体育施設の維持管理経費の財源の一部として充当していることから、基金への積立は行っておりません。

次に、広告料収入をひもづけることや一部を積み立てることにつきましては、小樽桜ヶ丘球場の広告料は球場を含む体育施設の維持管理経費の財源の一部として全額を充当していることから、その一部を積み立てることは難しいものと考えております。

次に、トイレの改修の計画につきましては、令和5年3月に策定いたしました小樽市スポーツ施設長寿命化計画に基づき、令和10年度以降に実施することとしており、他の体育施設の老朽化や安全面などの優先度を勘案しながら、トイレ改修の時期について検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 中鉢議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 一般質問いたします。

第1項目、環境に優しいまちづくりについて伺います。

近年、SDGs推進の観点からも関心が高まっているアップサイクルについて伺います。

アップサイクルとは、廃棄物や不要な製品に新たな付加価値を持たせ、新しい製品にアップグレードプロセスすることを指します。これにより廃棄物の量を減らし、環境に優しい製品づくりを実現し、環境への負荷を軽減させるアプローチであり、持続可能なものづくりの時代において注目されています。これまで環境問題の改善策として取り組まれてきたリユースやリサイクルとは異なる手法です。

アップサイクルは、再利用であるリユースや再生利用であるリサイクルなどとは異なることを御説明いたします。再利用とは、製品をそのまま製品として使用すること、あるいは、修理、交換、再製造した後製品として継続して使用することです。また、再生利用とは、不用品や廃棄物を加工してから再利用することで、元の資源の状態に戻るプロセスを指します。

リサイクルでは、原料に戻したり、素材に分解したりする際にエネルギーが使用されるのに対し、アップサイクルでは、そのままの形をなるべく生かすため、環境への負荷を抑えることができます。また、アップサイクルは単なる再利用のリユースとも違い、別の製品として生まれ変わらせることで付加価値をつけ、その寿命を長く引き延ばすことができる可能性がございます。そのため、リユースやリサイクルよりもサステナブルであるとされています。

実例として、アパレル、建設、インテリア、食品、コスメなどの多岐にわたる業界でアップサイクルの取組が進められています。そして、ふるさと納税の分野において大きな成果を上げています。2019年から2022年にかけてSDGs関連の返礼品の登録件数が25倍以上のラインナップになりました。また、ラインナップの増加に伴い、SDGs関連の返礼品の寄附件数も6倍となっているとのこと。このような実態からも、行政をはじめ返礼品を提供する企業や寄附者の環境問題への意識が醸成されてきているのだと実感しているところです。

そこで、本市のふるさと納税返礼品で、アップサイクル製品の取扱いがあれば御紹介ください。

次に、本市におきましては、令和3年5月にゼロカーボンシティ小樽市を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目標に掲げ、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、さらなる取組を推進すると示されました。

現在、本市では、ゼロカーボンシティに向けた取組をどのように位置づけて推進されていくのか、お示しく下さい。

現在、行政における様々な分野で官民連携の導入に関して必要不可欠な様相を呈しています。環境問題の解決に関しても、そのような取組は年々拡大しているところです。そして、環境問題の課題解決を進めることは、今や行政の役割として位置づけられています。加えて、企業は、社会で持続的な経営をするためには、利益のみを重視するのではなく、事業を行うことで発生する影響についても責任を持た

なければならぬとし、いわゆるCSR活動を通して様々な分野で自主的に取組を進めています。

そのような背景を勘案すると、行政、企業の双方にとって環境問題に対する官民連携は、社会的にも貢献度が高く、実効性としても期待のできる取組であると考えますが、小樽市のスタンスを明確に示すことができなければ、官民連携に結びつくことは難しいと考えます。

本市としては、環境問題に対する戦略的な検討を行い、民間企業や関係団体などと実効性の高い連携に向けて取り組んでいただきたいと思います。御見解を伺います。

次に、今後、本市の大きな公共事業として、新総合体育館の建設、市役所庁舎新設、第3号ふ頭の開発などを控えています。

これらの施設には、独自の再生可能エネルギーなどの環境に配慮した設備の設置を視野に計画を進めていただきたいと思います。御見解を伺います。

近年、国内で多発する異常気象は、大気中に放出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化が大きく起因すると考えられています。地球環境の保全のため、SDGsの推進やカーボンニュートラルを目指す取組などが進められています。新たな試みやアイデア次第では、小樽市が脚光を浴び、連携する企業や団体などから、環境問題の取組に加え、ほかの分野へ波及する可能性も秘めています。今後、ゼロカーボンシティをはじめ環境政策を進める上で有効的な施策を検討していただくようお願いいたします。

第2項目め、歴史・文化を軸としたまちづくりについて伺います。

1番目に、全国町並みゼミ小樽大会についてです。

特定非営利活動法人全国町並み保存連盟、小樽市、実行委員会の3者で共催した全国町並みゼミ小樽大会が10月13日から15日の日程で開催されました。

初めに、これまで本市は、全国町並み保存連盟とどのような関係を築いてきたのか、経緯をお示しくください。

小樽市で全国大会を開催するのは、1980年、2001年、そして今年が3度目となり、いずれの大会も小樽運河を取り巻く課題がメインテーマとされてきました。御承知のとおり、今年是小樽運河が生まれて100年の節目の年で、今回のテーマは「小樽運河100年の歴史から考えるー今、ふるさとの魅力を未来へー」と掲げられました。今回は、初めて小樽市も共催として参画し、多くの職員の皆さんも準備段階をはじめ大会への参加にも御協力いただきました。実行委員の一員として、この場をお借りして感謝申し上げます。

そこで、今回、初めて小樽市が共催したことに対し、市長の感想についてお聞かせください。

最終日には、この市議会の議場をお借りして、小樽市長、函館市長、愛媛県内子町長をお迎えして、市長サミットと銘打ち、各地の報告とこれからのまちづくりに関する方向性を確認しました。参加者からは、歴史ある小樽市議会の議場で全国町並みゼミが開催されたことは大きな意義があるなどの感想を伺いました。また、北海道新聞では特集を組んでいただき、市民の皆さんからも、大会に関する感想やねぎらいの声をかけていただきました。

全国町並み保存連盟は全国各地のNPOや市民活動団体や有識者などで組織され、日々、地域の課題に向き合い、ボランティア活動や国、自治体、民間企業の支援制度の活用を研究し、それらの取組が連携を通して共有され、自分たちの地域、まちづくりへ生かしていく仕組みが構築されています。

本市は今後、全国町並み保存連盟とはどのような連携を考えていますか、御所見を伺います。

今回の小樽大会を通じて、歴史的、文化的なまちづくりを進める上で、地方自治体やNPO団体のみで町並み保全を進めるには、法的なハードルや財源の面からも限界が来ているように感じました。これ

からは、まちづくりに対する新たな枠組みや地域の主体性が尊重される制度の見直しについて、各機関への働きかけを進めていくべきだと考えます。

2番目に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について伺います。

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫、以下、第3倉庫と省略させていただきますが、北海製罐株式会社から解体の意向が示されてから約3年、本市の意向に沿って無償譲渡いただいてから約2年の時間が過ぎました。この間、第3倉庫活用ミーティングから提出された報告書の計画では、現在、第1フェーズとなっておりますが、第1フェーズを進める組織は、NPO法人オタルクリエイティブプラスであると認識しています。以下、OC+と省略させていただきます。

小樽市は、OC+と連携協定を締結していますが、どのような連携を行うこととなっているか御説明ください。

次に、第3倉庫の活用に向けて、先進事例の研究も重要な視点であると考えます。小樽市を含めOC+における先進事例の研究の状況について御説明ください。

次に、第1フェーズでは、運営体制づくり、建物補修、ブランディング・情報発信、社会実験などを進めていくことが示されておりますが、これらのうち、OC+が担う役割と考えているものについてお示しください。

次に、第1フェーズの期間は令和7年度末と示されております。場合によっては、期間の短縮もしくは延長は考えられますが、第1フェーズの終了時には、OC+から何らかの検証結果や成果物、報告書などを提示されるのが一般的かと考えますが、どのような形を想定していますか。

次に、今後想定されるスケジュールの中に、行政が担うパートとして、国登録有形文化財登録が示されています。こちらの進捗状況について御説明ください。

ここで一つ、神戸市の三宮にあるデザイン・クリエイティブセンター神戸を御紹介いたします。

現在、施設の愛称はローマ字でK I I T Oと表記され「キイト」と呼ばれています。もともとは1927年に建設された神戸市立生糸検査場で、1931年、国営に移管されました。翌年の1932年に新館が建設され、その外観はゴシック様式の建築物で、神戸税関の東向かいに所在する神戸港振興地区の象徴的な建築物の一つです。国土交通省が示す従前の施設概要は、地上4階建てで、総敷地面積が約7,300平方メートル、総延べ床面積が約1万6,000平方メートルの、とても大きな施設です。本施設の移り変わりについては割愛いたしますが、2007年に土地、建物の売却方針が報道された後、保存活用要望の運動が高まり、2009年に神戸市が土地、建物を取得したという経緯です。その後、2010年からクリエイティブスペース提供事業により様々な利用者が建物を活用し、2011年に本格稼働のための大規模改修工事、2012年に現在のデザイン・クリエイティブセンター神戸としてオープンに至ったというところです。

現在、施設内には、ホール、三つのギャラリースペース、大小の会議室といった様々な形態のレンタルスペース、そのほか、クリエイティブラボと称し、オフィステナントに47の企業やフリーランスで活躍するデザイナーや建築家、アートディレクターなどが入居されているそうです。

また、生糸の品質検査の方法を実際に使用されていた機器を配置し、当時の写真やデザインされた映像で紹介、展示しているギャラリーも整備されています。生糸検査場の歴史をしっかりと伝えるデザインされた空間もあり、まさにデザイン、クリエイティブが具現化された施設となっている印象です。

ソフト面では、2012年から毎年40回から50回程度のシンポジウムやワークショップを開催し、その内容は様々な角度からまちづくりやデザイン、クリエイティビティー、ものづくりをテーマにした企画が実施されています。特に目立つことは、子供たちをターゲットにした企画が多数あることです。そのほか、建設中の新市立図書館が完成するまでの間、市立図書館がキイト内に構えている点に対してインパ

クトを受けました。

第3倉庫とキイトは類似点があると感じます。古い建物で保存活用要望があったこと、大きな施設規模であること、市民と行政の連携により活用策を模索すること、そして、海に近いこと。一方で、相違点としては、もともとが倉庫と検査場で用途が違うこと、まちの規模、人口が大きく異なること、気候が違うということが挙げられます。第3倉庫を本格活用するには、施設の利用形態によって、法令上の整備、必要な設備改修など、たくさんの時間と費用を要することになると推察いたします。

先進事例に目を向けると、活用策を模索するために様々なシンポジウムやワークショップなどを繰り返し、より多くの方に関わってもらい、参加してもらいという絶え間ない活動の末、有効的な施設利用に結びつくケースもあります。また、広大なキャパシティーを一気に稼働させるのではなく、部分的に活用し、空いているスペースに必要な機能を段階的かつ柔軟に導入し、施設全体の本格稼働を進めるといった考え方も、可能性としてはあるのだと思います。これから本格的な活用に向けて、先進事例の研究にも励んでいただき、市民や小樽市を訪れる方にも必要だと感じていただける空間づくりに取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、第3倉庫は小樽運河完成の翌年に建設され、来年は100周年の節目を迎えます。昨年は、小樽市制、今年は運河竣工、来年は第3倉庫が完成して100周年と小樽市の歴史を発信する絶好のタイミングが立て続けに訪れていると考えます。

小樽市制100周年の記念事業では、行政が主体となり、全18事業で主に歴史や文化をテーマにしたコンテンツが開催されました。そして、本年、運河竣工100年を迎え、にぎわいづくりや小樽経済、小樽観光の課題解決に向けた夜の観光、ナイトタイムエコノミーをテーマにしたイベントが多数開催され、本市も実行委員会へ補助金を捻出し、協力的な参画を進めておられます。12月23日には、運河100周年のフィナーレとして、ナイトカーニバルと称し、花火大会をメインとしたイベントを開催する予定になっています。

本市としては、今後の第3倉庫の活用策を探る中で、来年訪れる節目の機会を大いに活用し、市民をはじめ小樽市に訪れる方々の機運を醸成するためにも、第3倉庫の100周年を効果的に活用すべきだと考えますが、いかがですか。

第3項目め、漁業政策について伺います。

現在、全国的に水産関係に従事する方々は大きなダメージを受けていると聞きます。以前から、消費者の魚離れが進み、昨今では、資材や燃料の高騰による経費の増大、気候変動による魚種や漁獲高の変遷、水産資源の確保策、漁業者の成り手不足、そして直近では、中国の禁輸措置による輸出量の激減など、水産関係へのダメージは深刻化を増すばかりであると考えます。

初めに、小樽市の漁業者数の近年の推移について傾向をお示しください。

次に、令和4年の推計で漁業種別取扱金額の一番大きいホタテ貝養殖業漁業について伺います。

本市では、ホタテの稚貝の養殖が盛んであり、近年では「おタテ」という愛称でキャンペーンを行っていました。全国各地へ出荷される小樽の稚貝ですが、稚貝養殖の年間の流れを御説明いただき、中国の禁輸措置に対する影響がどのようなタイミングで起こると想定しているのか、お聞かせください。

次に、本市でも、水産資源の減少から、つくり育てる漁業・資源管理型漁業を推進し取組を行っていると伺っていますが、現在、どのような取組を行い、効果としてどのように受け止めているのか、所感をお示しください。

次に、磯焼け対策について伺います。

磯焼けは海の砂漠化と言われ、藻場の大幅な減少が問題になっています。磯焼けが進むと海中の栄養

不足を引き起こし、水産資源の減少に直接的な大きな影響を及ぼすと研究されています。また、近年では、気候変動や地球温暖化の原因とされる大気中のCO<sub>2</sub>を海藻などが大きく吸収しているブルーカーボン効果が分かってきており、藻場の回復、造成が新たな地球温暖化防止対策としても大きな潜在効果を持っていると注目されています。水産資源の確保という観点からも重要な位置づけになっている磯焼け対策ですが、環境問題の解決にも寄与するということがエビデンスとして確立されているわけです。

磯焼け対策は、原因や状況を見極め、適切な取組に努める必要があると考えます。本市の磯焼けの主たる原因は、どのように分析されていますか。

次に、磯焼け対策の有効な手段として使用されている鉄鋼スラグについて伺います。

道内の幾つかの地域では、鉄鋼スラグを使用して磯焼け対策を行っている事例があると聞きますが、本市では、鉄鋼スラグの有効性について研究は行っていますか。

次に、水産資源の確保は、小樽市と同様、北海道においても重要な課題であると認識しています。磯焼け対策には、地元の漁業協同組合や漁業者の理解と協力は不可欠であると考えますが、現在、本市はどのような磯焼け対策を行っているのか、予算と事業内容についてお示しください。

また、北海道が行っている対策があれば、併せてお示しください。

冒頭にお話ししたように、漁業、水産関係は、現在進行形で課題が深刻化していると考えます。多岐にわたる課題を解決するためには、国や北海道、漁業関係者が一丸となって取組を進めなければならないと考えます。やはり、そこで地元の意見を関係機関へつなぐ役割は、小樽市であると考えます。その役割を果たし、小樽市の水産振興が将来的に明るいものとなるように切に願います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、環境に優しいまちづくりについて御質問がありました。

まず、ふるさと納税返礼品のアップサイクル製品の有無につきましては、毛織物生産の残糸を再利用し、紡毛糸、ツイードとして再生産された糸を使用したコートのほか、使用済み自動車、廃車の窓ガラスを再生し小樽市のガラス工芸品として付加価値を高めたカフェグラスを取り扱っております。

次に、ゼロカーボンシティに向けた取組の位置づけにつきましては、本市では、第7次小樽市総合計画に地球温暖化対策を掲げており、また本年9月には、市域全体を対象とする小樽市温暖化対策推進実行計画区域施策編を策定したところであります。この中では、市民の皆さんや事業者、市の役割を示すとともに、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現に向けた施策の方向性を示したところでありますので、引き続き市民の皆さんや事業者への周知に努め、その御協力をいただきながら推進してまいります。

次に、環境問題に対する民間企業等との連携につきましては、近年、企業においても環境に配慮した事業活動が求められておりますことから、より実効性のある脱炭素の推進に向けては、民間企業等と連携することも効果的と考えております。本市では、これまでも他自治体の事例の情報収集に努めているところであり、今後とも、それらの事例を参考に、民間企業等との連携による効果的な脱炭素の取組を研究してまいります。

次に、公共施設における環境に配慮した設備の計画につきましては、市の事務事業を対象とする第4

次小樽市温暖化対策推進実行計画事務事業編においては、例えば新築の場合には、太陽光パネルの設置などの再生可能エネルギーのほか、建物の高断熱、高气密化、高効率な照明器具や暖房、空調設備の導入などを標準としておりますので、本計画に沿って取組を推進してまいります。

次に、歴史・文化を軸としたまちづくりについて御質問がありました。

まず、全国町並みゼミ小樽大会についてですが、本市と全国町並み保存連盟との関係につきましては、連盟と直接的な関係はありませんが、連盟と地元実行委員会が開催している全国町並みゼミ小樽大会において、本市は平成13年に後援、本年は共催により参画しております。また、平成30年から令和4年まで、町並み保存の先進事例などを学び、本市のまちづくりに生かすことを目的とし、本市の職員を全国町並みゼミに派遣いたしております。

次に、初めて共催した感想につきましては、小樽運河竣工100周年の節目の年に全国町並みゼミが開催され、小樽運河の歴史を通して、歴史的な景観を市民の皆さんと共に守り育てることが大切なことであると改めて市民の皆さんと共有できたのではないかと考えております。

また、若い世代が大会の開催に主体的に関わり、本市と共に官民協働で取り組んだことは、今後のまちづくりに生かされるものと考えております。

次に、全国町並み保存連盟との連携につきましては、現段階においては直接的な連携は考えておりませんが、本市の課題でもある歴史的建造物の維持保存の方策などについて、連盟の活動とどのような連携が可能なのか模索してまいりたいと考えております。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてですが、まず、NPO法人オタルクリエイティブプラス、以降、OC+と申し上げますが、OC+との連携協定の内容につきましては、第3倉庫のブランディングや魅力の情報発信、北運河地区への観光客の周遊に向けた第3倉庫の活用のほか、こうした取組の実現のため、社会実験を行うこととしております。

次に、活用に向けた先進事例の研究につきましては、第3倉庫と同時期に建設された倉庫の活用事例として、民間運営による芸術文化施設として再生した青森県弘前市の弘前れんが倉庫美術館のほか、事業者選定の手法として、基本計画、基本設計及び実施設計を請け負う業者を一体的に公募型プロポーザルで選定した、愛媛県今治市のみなと交流センターなどの事例を研究しております。今後も本格的な活用に向けて、先進事例の情報収集を進めてまいりたいと考えております。

次に、第1フェーズにおいてOC+が担う役割につきましては、運営体制づくり、ブランディング・情報発信、社会実験などであり、建物補修は、所有者である市が行うこととしております。

次に、第1フェーズ終了時の検証結果の在り方につきましては、現在、OC+の理事会に職員3名をオブザーバーとして参加させ、随時情報交換を行っておりますが、第1フェーズ終了時に、どのような形で報告いただくかにつきましては、今後、OC+と調整をしていくこととしております。

次に、国登録有形文化財登録の進捗状況につきましては、現時点では申請には至っておりませんが、庁内での協議を進めるとともに、関係者の御意見もお聞きしながら、申請時期について判断してまいりたいと考えております。

次に、第3倉庫完成100周年の取組につきましては、市民をはじめとした多くの皆さんに第3倉庫をより身近に感じてもらい、関心を高めていく機会でありますので、取組内容についてOC+と協議してまいりたいと考えております。

次に、漁業政策について御質問がありました。

まず、本市の漁業者数の近年の推移につきましては、10年前の平成25年の漁業者数は188人でしたが、緩やかな減少傾向が続いており、令和4年は164人となっております。また、高齢化も進んでいる傾向に

あります。

次に、ホタテ稚貝養殖の年間の流れと中国の禁輸措置の影響につきましては、ホタテの稚貝は、毎年5月頃から種苗生産を開始し、翌年の4月から5月頃に出荷する流れとなっております。出荷先では、稚貝をさらに4年程度養殖した後に成貝を水揚げしておりますが、今後も禁輸措置が長期化するなど、出荷先で減産を開始した場合には、稚貝の需要も減少し、影響が生じる可能性があるものと考えております。

次に、つくり育てる漁業等の取組につきましては、本市では、漁業団体等の要望を受け、小樽市漁業協同組合や日本海さけ・ます増殖事業協会などに対し、負担金や補助金を交付しております。これら負担金、補助金は、ニシンをはじめ、サケ、マスの稚魚放流や、ウニ、アワビの種苗放流事業に活用されており、水産資源の維持に寄与しているものと考えております。

次に、本市における磯焼けの主たる原因につきましては、海水温の上昇による藻場の衰退、高密度に生息するウニによる海藻類の食害が発生していることや、岩礁帯へ砂が流入し藻場が減少するなどの要因が考えられます。

次に、鉄鋼スラグの有効性の研究につきましては、鉄鋼メーカーの研究により、鉄鋼スラグが海藻の成長促進に有効だと言われていることは承知しておりますが、本市では、特に研究は行っておりません。

次に、本市が行っている磯焼け対策につきましては、漁業者などで構成されている小樽海づり倶楽部が実施をしているウニの密度管理による藻場の保全事業に対し、国、道とともに補助金を交付しており、令和5年度の予算額は29万4,000円となっております。

また、北海道が行っている対策につきましては、地元漁業者との協議を経て、4年度から塩谷地区においてカルバース付きコンクリートブロックを設置し、消失した藻場を復活させる事業を行っております。今後とも、漁業関係者からの要望の把握に努め、関係団体と連携しながら効果的な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 17番、面野大輔議員。

**○17番(面野大輔議員)** 再質問を何点かさせていただきます。

まず、環境に優しいまちづくりについての中から、現在、本市では、ゼロカーボンシティに向けた取組をどのような位置づけで推進されているのかということと、現在、温暖化対策推進実行計画等を策定して進めていくという趣旨の御答弁をいただいたかと思うのですが、私も概要版は拝見させていただきましたが、目標達成のための施策ということで幾つか掲載されているわけなのですが、この中で、いわゆる小樽市独自というかオリジナリティーがあるものというのは、小樽市ならではの施策はこの中にあるのか、まず、その点をお伺いしたいと思います。

それから、市長の御答弁の中に、この計画、ゼロカーボンシティを進める上で、やはり市民の皆さんや企業の皆さんにも情報周知をこれからも進めていかなければならないということで御答弁いただいたのですが、これまでの周知の方法はどのような形で行ってきたのか、また、これからどのような周知を行っていかなければならないと考えているのか、周知の方法について御答弁いただきたいと思っております。

それから次に、歴史・文化を軸としたまちづくりについて、全国町並みゼミ小樽大会について市長の感想を述べていただき、おおむね評価をしていただいたことに対して、まずは感謝を申し上げます。

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の行政のパートで言われている国登録有形文化財ですが、これは、これから判断していくというような、たしか御回答だったと思うのですが、国登録有形文化

財の登録に関する一般的な手順とそれらに要する日程については、どのように押さえておけばよいかお聞かせください。

それから次に、漁業政策についてですが、稚貝養殖の年間の流れを御説明いただいて、その後、成貝になるのに4年ほどほかの地域で養殖時間を要するという事だったのですが、このまま中国の禁輸措置が継続されるとなると小樽市の稚貝の養殖の出荷量にも影響が生じる可能性があるという御答弁だったのですが、やはり、この課題、問題というのは小樽市にはとどまらず、全国各地で様々な魚種で問題、課題になってくると思うのですが、小樽市としては、ホタテの稚貝の養殖に関する課題、問題に対して、北海道や国にどのような支援を講じていくべきだと考えているのか、お聞かせください。

それから最後に、磯焼けの主たる原因について、海水温の上昇、それからウニの食害、あと海流による砂の流入ということで御答弁いただいたのですが、それに対する本市の磯焼け対策について、ウニの密度管理をする、それから北海道の事業では、塩谷の海岸にコンクリートブロックを設置したということだったのですが、北海道の動向については、これから小樽市と連携を取りながら進めていかれると思うのですが、小樽市独自で今やっている磯焼け対策というものの効果とか有効性についてはどのように見ていて、今、行っている対策が本当に、これ以上ない施策を展開していて、これからも展開していくという考えなのか、それとも、まだまだやりたいこととか効果的なことがあるのだけれども、いろいろな問題があって、財政的な問題もあるでしょうし、関係者の皆さんの理解もなければ進められない事業だと思うので、そういった観点から、まだ本当は効果的なものがあるのだけれどもできていないような事業が、具体的にこれということはないのですけれども、そういったことが生じているのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、小樽市温暖化対策推進実行計画についてお答えさせていただきたいというふうに思っております。

区域施策編の中には幾つかの推進施策が掲げられておりますけれども、オリジナリティーのあるものというお尋ねでありましたけれども、全体的に見ますと、特にオリジナリティーのある施策というのは見当たらないのではないかとこのふうには思っておりますけれども、あるとすれば、地域性からいいますと、洋上風力への期待というのが大きいのが、やはり地域特性の面からあるのではないかとこのふうには思っております。

とりわけ、2050年までにゼロカーボンを実現しようというふうになりますと、やはり、洋上に限らず陸上風力も含めて相当数、風力発電に依存していかなければならない計画のつくりになっておりますので、やはりそこが特徴かというふうには思っております。

ただ、洋上にしても陸上にしても、風力発電を進めていくためには、いろいろな方々の御意見に耳を傾けて進めていく、導入を検討していくということにはなるかというふうには思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（渡部一博）** 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、漁業政策について2点、御質問があったと思っておりますけれども、まず1点目の、ホタテの稚貝養殖の件ですけれども、御答弁したとおり、小樽市の場合は稚貝の養殖ということで、中国へ直接輸

出している会員ではありませんので、今のところは影響は出ていないというふうに伺っておりますけれども、御答弁したとおり、出荷先で減産などがあつたときには当然、稚貝を購入しなくなるわけですから、そこで影響が生じるのではないかということをお考えますと、出荷先での減産が生じないような取組について、具体的に今どういったことをというのは申し上げられませんけれども、その辺については漁業者ですとか漁協ですとか、あるいは北海道とも相談しながら、必要に応じて要請などをする必要があるというふうには考えてございます。

それと、もう1点、磯焼けの件ですけれども、今、磯焼け対策として市で支出しているのは、藻場にウニが密集するのを実際に潜ってそれを分散させるというのが一つ、それと、それをやっていることに対する効果があるのかというモニタリングということで29万4,000円のお金を出しているということですので。それについては一定程度効果があると我々も認識していて、その事業については継続していくということです。

今回、面野議員からも鉄鋼スラグのお話などもありましたけれども、決して今やっていることだけが効果があるということではなくて、いろいろな研究が進んで、効果があることがあれば、その辺についても、漁業者ですとか漁協とも相談し、意見を聞きながら、効果があるものについては検討していく必要があるというふうには考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 生活環境部長。

**○生活環境部長（佐藤靖久）** 面野議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、小樽市温暖化対策推進実行計画区域施策編のこれまでの周知と今後の周知方法ということでのお尋ねについてお答えさせていただきますと思います。

周知につきましては、これまで市のホームページ、当然、市の広報を通じてやってきたということになりますけれども、今後の周知方法ということにつきましては、やはりどうしても市のこういう周知というのは、なかなか徹底されていかないというのが、この計画だけに限らず全般的な問題だというふうに捉えているところではございますけれども、特に省エネ推進、再生可能エネルギーの導入ということでは、当然、事業者そして市民の方も巻き込んでやっていかなければならないということでございますので、今後、ゼロカーボン事業をこれから立案していきますけれども、そういう事業を実施していく中で、市民、事業者の方に、この区域施策編の計画についても周知、浸透を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 面野議員の再質問にお答えさせていただきます。

国の登録文化財に関しまして、手順、それから手続に係る日程等についてのお尋ねだというふうに思いますが、一般的なことになるかもしれませんが、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の登録文化財としての価値について今、調査研究をしているというところでございますので、その状況を踏まえて、まず文化財の調査官に現地を見ていただいて、それを評価していただく。価値が見いだせるのであれば、今度は必要な図面、それから歴史的な背景だとか文化財に対する価値だとかを私ども教育委員会が申請していくと。それで、いろいろやり取りした中で、申請を受け取っていただくということとなれば、国の審議会の答申を受けて、そして実際に答申という形になるというのが一般的な手順でございますので、どれだけ登録の書類が整備されているかによって、期間というのはいろいろ長くなったり、すぐ申請が通るといってもございますので、私どもでは、そういう機運が整いましたら、しっか

りと対応していく必要があるというふうには思っているところでございます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、面野大輔議員。

○17番(面野大輔議員) 再々質問で1点だけお伺いします。

先ほど生活環境部長から、周知については今後、ゼロカーボン事業というふうにおっしゃっていたのですが、これが展開していくと、おのずと知れ渡っていくというか周知につながっていくのではないかなという趣旨の再答弁をいただいたと思うのですが、このゼロカーボン事業というのは主にどのようなものなのか、お答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(佐藤靖久) 面野議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

ゼロカーボン事業とはどういうものかということでお尋ねだったかと思います。市では、具体的にどのような事業を行うというところはまだ決めているものではございませんけれども、他市の例でいいますと、例えば市民向けということになりますと、省エネ家電購入に対する補助など、あと事業者に対して考えられるものとしましては、省エネ診断を受けていただいて、それを省エネ設備に改修していただくというものに対する支援がゼロカーボン事業ということで考えられるかというふうには思っているところではございます。

○議長(鈴木喜明) 面野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

(5番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○5番(高野さくら議員) 一般質問をします。

まず、公共交通の在り方について伺います。

小樽市内の路線バスの冬タイヤが今年12月1日から改正されました。これまでも市内バス路線運行便数は度々変更されていますが、2020年から2021年は1,000を超えていた路線バスの便数が、現在は895便です。このまま便数が減ることになれば、4年後には500便になってしまいます。市長は、新型コロナウイルス感染症拡大により、市内路線バスの収支悪化、バス路線の減便はやむを得ないと以前答弁していましたが、市民からは、仕事帰りに乗っていたバスがなくなり困っている、このまま減便が続くのであれば市外への転出も考えるなどの声が聞かれます。バスの減便は市民生活に影響があるだけでなく、市内経済や人口減少にも大きな影響があると考えます。

市長は、バスの減便についてどのように捉えていますか。市民生活に影響が出て仕方がないという立場でしょうか。まちづくりや住民の足を守っていく立場から、公共交通の在り方について、行政としてバス路線維持をするための検討が必要ではないでしょうか。

市内のバス路線の減便は、バスの利用者が減っていることやバスの運転手不足により、便数を確保することが困難だと言われています。これまで、バスの利用促進の取組として、マイカー通勤自粛キャンペーンの実施やバスロケーションシステム、免許返納者、転入者への公共交通に関する情報提供の実施を行っています。

朝・夕方の通勤や通学の時間帯はバスの利用客が多く、混雑している状況ですが、日中の利用者は少ない傾向があります。日中の利用客を増やし、利用促進に取り組むことが必要ではないかと考えますが、日中の利用促進の取組はされているのでしょうか。

また、取組に対する市長の見解をお聞かせください。

全国的にバスの運転手不足は言われています。小樽市内でも、バスの運転手確保に苦慮されています。本市では、広報おたるに乗務員募集の広告を出すことや乗務員を主役にした動画の撮影などを行っています。新たな対策として、何か考えていることはあるのでしょうか。

大分県別府市では、公共交通事業の運転手不足解消のために、別府市に移住し、バスやタクシー運転手として就職した方に対し支援金を出す移住支援金交付制度を行い、佐賀市では、2種免許取得費を補助、三重県では、60歳になる消防職員をバス運転手として活躍ができるよう取組をしています。本市では、今年から保育士確保策として、就労1年、3年、6年の方に補助金の交付を行っています。他都市の事例を見ながら、運転手不足の解消について考える必要があるのではないのでしょうか。

市内に居住されている70歳以上の方に交付されているふれあいバス制度は、1977年に本市議会へ70歳以上のバス料金を無料にしてほしいとする請願が提出され、多くの市民や団体からの要望により、1997年に実現されました。事業目的に「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資すること」とされていることから、本市にとっても重要な制度となっています。

しかし、無料から始まったこの制度は、1乗車当たり100円と有料化が行われるなど制度改正が度々行われ、2021年度からは、ふれあいバス制度の回数券発行制限が年間12冊に制限されました。2015年に行ったふれあいバス利用状況調査結果では、購入者1人当たりの平均購入冊数は12.2冊。15冊までの利用者が78%あったことを考えたら、12冊では足りないという声が出るのも当然です。

この間にも、日本共産党小樽市議団には、住む地域によって2路線使わないと病院に行けないなど利用の違いがあるのに一律に制限するのはおかしい、以前のように制限を設けなくてほしいなどの切実な要望が今も届いています。冊数制限が行われた次の年には64.6%から交付率が10%も下がり53.7%になっていることから、以前よりも使いづらくなっていることの現れではないのでしょうか、より利用しやすい制度にしていくためにアンケート調査を行い、市民の利用実態や考えを把握することを求めます。お答えください。

以前は、バス乗車証を降車時に提示してから回数券を出さなければ利用できなかったふれあいバスが、乗車証が不要となり、利用者からは、荷物が多きとき、つえを持っているときは乗車証を見せるのが大変だったので、回数券のみになって助かっているといった声も聞いています。しかし、回数券は、小樽駅前ターミナルやオタモイ、真栄の各営業所、バスの車内で購入しないとならず、バス車内では在庫に限りがあり、また、乗客が多いと買い求めづらいという声があります。これら以外で回数券を購入できる場所を増やすことが必要ではないのでしょうか。

ふれあいバスの制度目的は、高齢者の社会参加による生きがいづくりと健康保持です。市長は、利用目的や使用回数を踏まえた上で、対象者の増加やそれに伴う事業者の負担に鑑み、将来にわたって制度を維持するよう継続性と公平性に見直しをしたと言い、当面は現制度内容を維持していくと、これまでの議会答弁でも話しています。現制度内容にして3年目になります。ふれあいバスの利用を増やすことは、高齢者の社会参加を促すことだけでなく健康保持にもつながります。市民満足度向上や高齢者の健康維持のためにも利用制限をやめて、より利用しやすい制度にしていくことを求めます。お答えください。

最後に、通学バス助成について伺います。

北山中学校と末広中学校の2校が統合され、2017年4月には新しい学校として開校し6年目となりました。北陵中学校は北小樽唯一の中学校であり、市内の中学校でもバス通学をしている生徒が多い学校

となっています。通学距離が長くなる生徒の保護者などから、通学に対する心配の声や不安の声が統合前後にあり、この数年の中でも同様の不安の声が聞かれますが、そのことについてどう思われておりますか。

小樽市では、バス通学助成を行っていますが、最初から行われていたわけではありません。1993年度に小学生のみを対象とし、バス利用している保護者に対して通学定期の半額を助成し、その要件は2キロメートル以上という距離要件で、対象期間も3か月という限定でした。その後は、対象者を中学生にも拡大し、住民からは議会に何度も通年助成を求める陳情が上がるなど住民運動が実り、2007年度には定期代を通年助成全額補助となり、小学生は2キロメートル以上、中学生は3キロメートル以上の通学距離がある方に対してバス通学助成の実施がされることになりました。

北陵中学校では、全生徒226人在籍のうち87人がバス通学をしています。そのうち3キロメートル未満の8名は、バス通学助成が出ないため実費です。私は、以前の議会質問で、3キロメートル未満でも冬期間はバス通学助成をすることはできないのだろうかと聞いたところ、特別交付税の算定基準が、豪雪地帯において3キロメートル以上であることなどから通年バス通学助成は難しいという答弁でした。学校を統廃合することによって費用負担をすることになったわけですから、バス通学助成をするべきではないでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

**○市長（迫 俊哉）** 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共交通の在り方について御質問がありました。

まず、バスの減便につきましては、バス利用者の減少による収益の悪化に加え、バスの乗務員不足の深刻化により、運行便数を維持したままでは路線の維持が困難なため、減便はやむを得ないものと考えておりますが、路線を維持することによって、市民生活を支えてまいりたいと考えております。

次に、バス路線を維持するための検討につきましては、これまでも市ではバス事業者に対し、市内バス路線の収支不足に対する補助やバスロケーションシステム導入による利用促進策など、路線維持のための施策を実施しておりますが、今後も路線を維持していくためには、利用促進策だけではなく、深刻化する乗務員不足への対応として、引き続き国に対し北海道市長会を通じて雇用の確保及び定着に向けた支援制度の創設を要望すると同時に、市としても、事業者とともに対策を検討する必要があると考えております。

次に、日中の利用促進の取組につきましては、現在、日中に焦点を当てた利用促進策としては、SNSを活用した情報の発信、免許返納者や転入者に対する情報提供のほか、バスロケーションシステムの活用の周知などを実施しておりますが、今後もこれまで実施してきた利用促進策を継続するとともに、新たな取組を検討することにより、日中を含めた全体の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、乗務員の確保に向けた新たな取組につきましては、今年度、市内の小・中学生が将来の職業選択肢の一つとして認識いただくことを目的とし、バス事業者が実施する体験教室への参加について小・中学校に依頼しております。

また、乗務員不足の解消については、他都市の取組事例も参考にしながら検討していく必要があると考えております。

次に、ふれあいパス事業のアンケート調査につきましては、平成28年度に市民アンケートを行い、令和3年度に制度の見直しを行ったところでありますが、将来的に制度の見直しを行う場合には、市民の皆さんの御意見に耳を傾けながら、利便性が向上するような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、回数券の購入場所につきましては、購入チケットを用いて回数券を購入してもらう仕組み上、回数券の在庫管理、事業費の請求、販売手数料の支払いなどの課題が多いため、バス車内やバス事業者の営業所以外での回数券販売は難しいものと考えております。

次に、ふれあいパス事業の在り方につきましては、本事業は多くの市民の皆さんに利用されており、重要な事業であると認識をしております。限られた財源の中で今後も事業を継続するために、購入上限を設けることは必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 高野議員の御質問にお答えいたします。

通学バス助成について御質問がございました。

初めに、北陵中学校において、通学距離が長い生徒の保護者からの不安の声につきましては、長距離の通学に対する不安の声は、ここ数年は市教委には届いておりませんが、負担があることは認識しておりますので、少しでも通学がしやすいように、一定以上の距離をバスで通学する児童・生徒に対しては、バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業実施要綱に基づき、通学に要する費用を助成しているところであります。

次に、通学距離が3キロメートル未満の費用負担を生じた生徒に対するバス通学助成につきましては、通学費助成に対する特別交付税は、通学距離の片道で小学生は4キロメートル以上、中学生は6キロメートル以上が対象となっておりますが、本市は、国が定める豪雪地帯の基準を適用していることから、小学生2キロメートル以上、中学生3キロメートル以上を対象として、市内全小・中学校の該当する児童・生徒に助成していることから、北陵中学校において3キロメートル未満へ助成を拡大することは難しいものと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 5番、高野さくら議員。

**○5番(高野さくら議員)** それでは、何点か再質問したいと思います。

まず、日中のバスの利用促進の取組についてや、ふれあいパスについても伺ったのですけれども、先ほど答弁がありました。私は、ふれあいパスの冊数制限を行ってから、やはり利用できる対象者は増えているのに、ふれあいパスを使ってバスを利用される方が減っていることを考えれば、利用制限をやめることで日中のバスの利用促進にもつながって、高齢者の健康維持や社会参加につながるというふうに考えます。そういった点からも、ふれあいパスの制限はしないほうがいいのではないかというふうに思うのですけれども、その点について、まずお考えをお聞かせください。

あと、バスの運転手の確保についても伺いました。

これからバスの運転手の時間外労働の上限規制も始まって、ますますバスの運転手の確保は必要だというふうに思います。全国的にもバスの運転手不足というふうに言われていますけれども、道内のバスの運転手の平均年齢が50歳代というふうなことを考えても、やはり運転手確保策は本当に早めにやっておかなければいけないのかというふうに思うのです。答弁では、検討したいような答弁があったのですけれども、前向きにぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、前向きな検討だということによ

いのか、その点、伺いたいと思います。

あと、通学バス助成について伺いました。

ここ最近は不安の声が聞かれないというような答弁だったのですが、でも実際に不安の声があるわけですね。特に秋から冬にかけては、周りが、外が暗くなるのも早いですから、子供の安全対策の観点から心配の声が聞かれています。本当は通年助成すべきだというふうに思うのですが、冬期間の数か月だけでも、難しいとは言っていましたけれども、難しいというだけで助成することはできないわけではないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、再度、答弁をお願いします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 高野議員の再質問にお答えいたします。

運転手の確保策についてお尋ねがありましたけれども、地方自治体でどんなことに取り組めるかということ是非常に難しいかというふうに思っております。高野議員の御質問の中にもありましたけれども、ドライバーを採用したバス事業者に対して、あるいは就職した方に対して支援金を出すということは考えられますけれども、効果としてどれぐらいあるのかというのは、なかなか把握は難しいのではないかとこのふうには思っております。

ただ一方で、道路交通法が改正されておまして、大型2種の免許要件というか年齢要件が引き下げられたりしていますし、今、国でも、外国人労働者の在留資格としてドライバーを加えてはどうかというふうな検討をされているとは私も認識もしておりますけれども、やはりそういった国の法律改正ですとか制度改正によらなければ、抜本的にドライバー不足を解消していくというのは、基本的には私は難しいのではないかとこのふうには思っております。

ただ、我々としてできることがあれば、高野議員から前向きに、また積極的に考えていただきたいというお話がありましたので、この辺りは地元のバス事業者と、地元自治体としてできることはしっかり前向きに考え検討していきたいというふうに思っておりますけれども、基本的には、やはり国に頼るところが大きいのではないかとこのように思っておりますので、我々の取組と並行して、北海道市長会などを通じて、ドライバー確保の要請などは国に対して行っていくことも併せて必要なのではないかとこのように思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 福祉保険部長。

**○福祉保険部長（勝山貴之）** 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ふれあいパスの冊数制限の件でございますけれども、日中のバスの利用者が減っている理由の一つとして、ふれあいパス冊数制限があるのではないかとこのようにお話でしたけれども、バスの利用が減っている、いろいろな理由があると思います。この間、コロナ禍もありましたので、そういう形で外出を控えたということもあったとは思いますが、ふれあいパスの冊数制限が直接バスの利用減につながっているというふうには考えてはおりません。

ただ、冊数制限につきましては、これまでも何回も御答弁させていただいておりますように、この事業を安定的に継続させていくために、皆さんの議論を踏まえて制度改正をしたという中で冊数制限を設けさせていただいたということでございますので、これは御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再質問にお答えいたします。

通学距離の見直しをすべきではないかと、せめて冬期間だけでも検討できないでしょうかという御質問かというふうに思います。

先ほどの本答弁でも答弁させていただきましたけれども、特別交付税の支給対象の基準値ですけれども、小学生が片道4キロメートル以上、中学生が片道6キロメートル以上、豪雪地帯においては、それぞれ2キロメートル以上、3キロメートル以上ということになっているというお話をさせていただきましたけれども、本市につきましては、国が定める豪雪地帯の基準を適用しているということで、現状では通学距離の見直しについて検討することは難しいものと考えておりますが、児童・生徒の通学に対する環境整備ということは大切だと認識しておりますので、私どもで北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、道や国に対して、現在、スクールバスへの支援も含めて、北海道の地域性に配慮した新たな補助制度の創設などの財政措置について要望を行っているところでございます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 再々質問させていただきます。

1点伺いたいと思います。通学バス助成についてなのですが、今、道に対してもいろいろ要望していききたいというような答弁があったのですが、それは必要なことだと思いますし、要望していただきたいというふうに思うのです。

ですけれども、最初に本質問でも私が話しましたけれども、やはり少しずつでも、この間も、今まででは3か月のみ限定だったものを延ばしたりなどということで助成を広げてきた経過が小樽市であるわけです。

実際に通学に対する不安の声もあるということで、子供の安全対策の観点から、ぜひ検討していただきたいというふうに言っているわけで、検討はしませんではなくて、検討はしてほしいということなのです。なので、ぜひもう一度お願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

通学距離の見直しについてでございます。子供たちの安全対策として通学助成の距離を短くしていただきたいというお話でございますけれども、国の基準に準拠しているということもでございます。それから、10万人以上の他都市の状況等も勘案して、これまでも私どもとしても検討してきました。

そういった中で、助成の在り方について、北海道の特殊性という冬の厳しい状況もあるということも踏まえて、道や国に対して、地域性を配慮した新たな補助制度の創設ということを要請しているということでございますので、何も検討していないわけではなくて、私どもとしても、財源の問題は非常に大きい問題がございますので、そういったことも含めて制度の創設について要望しているところでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第8号、議案第10号、議案第14号、議案第16号及び議案第19号ないし議案第21号並びに報告第1号及び報告第2号につきましては、議長指名による9

名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思  
います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。新井田邦宏議員、高野さくら議員、横尾英司議員、中  
鉢淳二議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、高橋龍議員、中村岩雄議員、前田清貴議員、以上でありま  
す。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第9号、議案第11号、議案第18号及び議案第22号につきましては総務常任委員会に、議案  
第17号につきましては経済常任委員会に、議案第12号、議案第13号及び議案第15号につきましては厚生  
常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「議案第23号及び議案第24号」を一括議題といたします。

まず、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

(迫 俊哉市長登壇) (拍手)

**○市長(迫 俊哉)** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第23号令和5年度一般会計補正予算につきましては、本年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却  
のための総合経済対策を受けて、国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金  
を活用し、物価高に最も切実に苦しんでいる住民税非課税世帯の生活を支援するため、対象1世帯当た  
り7万円を給付する緊急生活支援給付金給付事業費を計上いたしました。これに対する財源といたしま  
しては、国庫支出金を計上いたしました。

また、私、議長、教育長、それぞれの交際費につきまして、会費単価や支出件数が増加し、不足が見  
込まれることから、所要の補正を計上いたしました。

議案第24号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関す  
る政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を新設するとともに、  
戸籍謄本等の広域交付など、既存の戸籍関係手数料に係る対象事務を追加するほか、所要の改正を行う  
ものであります。

以上、概括的に御説明を申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げま  
す。(拍手)

**○議長(鈴木喜明)** 本日追加提案されました、議案第23号については、さきに設置されました予算特  
別委員会に付託の上、審議することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第24号は、厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたし  
ます。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月24日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時08分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 中 村 吉 宏



令和5年  
第4回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

令和5年12月25日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白川貴城議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号並びに報告第1号及び報告第2号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和5年度小樽市一般会計補正予算については否決を主張し、討論を行います。

議案第1号、戸籍附票・住民基本台帳システム改修事業費です。この議案は、マイナンバーに関する予算案となっており、デジタル化の推進を名目に僅か1年で国民の全てに振り仮名を戸籍に収集するものです。戸籍の記載事項について国から詳細な情報が来ていない中、膨大な数を入力しなければならず、混乱や誤登録などが起こる危険があり、問題です。

また、これまで述べてきたように、マイナンバーの利活用は、広がれば広がるほど情報漏えいのリスクが高まります。こうしたマイナンバーの利活用はするべきではありません。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 12番、松岩一輝議員。

(12番 松岩一輝議員登壇) (拍手)

**○12番(松岩一輝議員)** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第22号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第5号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**○議長(鈴木喜明)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

**○3番(松井真美子議員)** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第22号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について及び陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第22号です。ウクライナやガザなどで核兵器の威嚇と使用の危険が高まる中で行われた核兵器禁止条約の第2回締約国会議は、核抑止力論に対し、核兵器が平和と安全を守るどころか、強制、脅迫、緊張の高まりにつながる政治手段となっていると痛烈に批判しました。唯一の戦争被爆国である日本政府は橋渡し役と言いながら禁止条約に参加せず、会議へのオブザーバー参加すらせず、核兵器廃絶に真剣に向き合おうとしない態度を取り続けています。日本政府が核兵器廃絶の先頭に立てないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起し、日本政府に働きかけることが必要です。

小樽市は1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。その小樽港に米艦船入港が相次いでいます。2月には米艦船ラファエル・ペラルタが小樽港に入港するとの通知がありました。しかも、入港目的は、いつの間にか通常入港ということになっています。非核三原則の核兵器搭載の有無についての確認もできない米艦船が普通に入港する、そういう小樽港になってよいのでしょうか。ラファエル・ペラルタの港湾施設の利用を拒否すべきです。小樽港の軍事利用、核兵器持込みを許さないためにも、また、核兵器廃絶の運動を前に進めるためにも本条例案の制定が求められます。

陳情第5号です。憲法で無償と定められている義務教育ですが、実際は子育て家庭には大きな教育負担がかかっています。その一つの負担が学校給食費です。本来は国の責任で憲法にのっとり無償にすべきですが、国はその責任に背を向けています。物価高騰により子育て世帯の経済状況はさらに大変なものになっています。全ての子供たちが給食費の心配なく給食を食べられるようにすることは、地域の子供の将来に責任を持つ自治体の役目ではないでしょうか。市長は、子育て世代の負担軽減を掲げています。時限的な支援も行われてきていますが、通年での無償化が必要です。

陳情第2号です。自然に恵まれた特色を生かした取組を行っている塩谷小学校の存続は、小樽市にとって貴重です。また、地域におけるコミュニティーの核としても重要な存在であり、地域住民が存続を願っています。塩谷小学校の存続は必要です。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

（25番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○25番（佐々木 秩議員） 陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方について、継続審査を主張し、討論いたします。

給食費の無償化については、私たちの会派としても実現に向け働きかけを続けているところです。これまでのように短期間の給食費への補助や無償化は、国の事業等を活用し、来年からでもぜひ実施していただくようお願いをするものです。

ただ、市教委の答弁にあるように、通年での給食費の無償化については、現状の児童・生徒数や物価高騰分を含めて試算をすると約2億8,500万円の財源を要するとのこと。市独自財源での通年無償化は、市の答弁にもあったように難しいものです。そこで、市も北海道都市教育委員会連絡協議会を通じ、無償化の財源措置について国に要望しているところであるというふうにお聞きをしました。

よって、私たちの会派としては、学校給食費の無償化を求めつつも、国の動向を見極めるために継続審査といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第22号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第17号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案について否決の立場を表明し、討論します。

第1に、港湾機能の後退につながることです。これまで小樽市は、臨港地区に異業種の参入を認め続け、前の港湾計画で流通関連用地に指定されているところに石原裕次郎記念館を認め、また、多額の税金により築港再開も行ってきました。このように異業種の参入を認めてきた行政の態度が見透かされ、ただでさえ狭い港湾の背後地を狭め続けてきたのです。小樽市は、小樽観光振興公社に付度しているのではと疑問の声も届いています。小樽港の持ち味をこれ以上削っては小樽でなくなります。小樽港は、日清丸紅飼料株式会社の撤退に現れている太平洋港湾との競争のほか、石狩湾新港の中国航路や内貿定期航路推進により状況が厳しさを増しています。港湾物流の影響を一つでも減らさなければならないときに港湾物流への障害をつくるものです。

第2に、小樽の町並みが維持されないことが危惧されるからです。北運河の歴史的な建築物が壊され、新しい建築物が建てられることについて、ハードルが高いと港湾室は答弁しましたが、ないとは断言できませんでした。港に建てられるホテルについても、港湾室は関係者が高さのあるホテルを想定していない、コンドミニアム的なものを想定していると言いますが、条例上は建築基準法に合致すれば高さのある建築物も建てることができます。港町が台なしです。第二次小樽市観光基本計画では、「市民生活を根底にした風習・伝統・市場・食などの地域文化、芸術、ノスタルジックな風景や小樽市民の義理人情など、当たり前のこととして捉えられがちな日常に、観光資源としての大きな可能性が秘められています。」と、観光資源について、日常の小樽、ありのままの小樽を強調しています。

先日、古い資料の中から、藤森茂男氏が1975年に日本科学者会議北海道支部公害委員会に寄せた論文を見つけました。そこには、運河周辺の港湾地域こそ、ふるさと100年の歴史そのものであり、小樽っ子にとってかけがえのない郷土の文化遺産なのだと記されていました。こうして運河を残した市民の運動と倉庫群を活用した経済人の努力が観光都市小樽を形成してきました。どこにでもあるような景色へと小樽の町並みを変えてはいけません。

第3に、港湾計画など各種計画に沿っていないことです。港湾室は、パブリックコメントへの回答で、

あたかも長期構想や港湾計画に沿った見直しであることを強調しました。しかし、引用した港湾計画の第3号ふ頭及び周辺地域とマリナー周辺地域にぎわい空間の拠点を形成するとともに、小樽港周辺の観光拠点との回遊性を高め、滞在型観光の促進で想定されている事業は、緑地の整備やマリナーの強化などです。分区の見直しやマリナー港区への宿泊施設を導入することなど、どこにも記されていません。答弁でも、長期構想に伴う事業は分区の見直しは必要ないと述べました。理由づけが成り立たないので、港湾でなく観光のほうで計画に位置づけられているのかと質問しても、観光基本計画には、せいぜい民泊の利用可能性の検討とあるのみです。パブリックコメントの回答で、みなとオアシスとの拡張エリアと位置づけると回答しておきながら、その具体的な計画はありません。遡って、2015年の若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画においても想定されていませんでした。これでは、港湾計画が形骸化しています。

提案された分区の見直しは、物流機能を切り捨て、商業港からレジャー港と軍港へと変質させることにつながります。既に述べた三つの主な理由から行うべきではありません。

さて、これから採決が行われます。ほかの会派の皆さんは、委員会と態度が変わっても、今回は目をつぶります。再考のため休憩が必要なら受け入れます。御検討いただくことを呼びかけて、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第17号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

**○18番（高橋 龍議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第3号及び陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第6号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論いたします。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、下兼薫議員。

(16番 下兼 薫議員登壇) (拍手)

○16番(下兼 薫議員) 立憲・市民連合を代表し、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方についてに対する討論を行います。

小樽市議会において加齢性難聴の方への補聴器の購入助成制度の創設を求めた意見書案が令和3年第3回定例会で提出されました。当時、立憲・市民連合も可決を求めたものの、賛成少数により否決されたという経緯があります。

このたびの陳情とは、助成の対象者が加齢性難聴の方という点で共通しているものの、制度創設を求める先が国か市かという相違点がござります。陳情者の願意は理解できるものであります。耳が遠くて人と話す機会が失われると社会との距離ができてしまい、認知機能の衰えや孤独、孤立の状況に陥ってしまいます。聞こえが心身の健康に与える影響は大きいいため、補聴器等で機能の改善を図ることにより、社会的な利得が生まれると承知しております。

他方で、具体的に事業実施ができるかどうかという現実論も語らねばなりません。本市の財政状況は決して好調とは言えず、予算措置は望まれるものの、市単独での事業実施ができないという課題は幾つも存在しています。

その中で、立憲・市民連合としては、加齢性難聴の方に対する購入費用の助成は、国が制度化することが望ましいと考えます。しかも、厚生労働省は、加齢性難聴の方に対する支援の空白部分について、令和6年度に予算づけ、事業化をすると省内の連絡会議で示されました。具体的な内容が見えたら、本市の施策もそれに合わせて整える必要があるかもしれません。

小樽市には、住民に最も近い行政機関として、そして地域福祉の向上を目指す中で、加齢性難聴の予防や進行を遅らせるための事業などに取り組んでいただきたいと思います。聞こえの衰えをヒアリングフレイルと言いますが、フレイル予防の観点で、そもそも聴力が低下する人を少なくする取組をしていかなくは対症療法でしかありません。高齢になっても健康的な生活を送ることができる小樽市にするためにも、それぞれの果たすべき役割をしっかりと認識し、動いていかなくはなりません。

これらのことから、陳情に対し我が会派としては、引き続きの審査とさせていただくことを申し上げて、討論とします。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号及び陳情第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方については採択を求め、討論を行います。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などの通院に行くためには、乗り継ぎをしなければ病院に行けません。そのため、乗り継ぎの負担や乗り継ぎをすることによって増えるバス運賃の費用を何とかしてほしいという住民の切実な要望が長年、寄せられています。路線バスでの直通線を求める願意は妥当です。

陳情第4号です。手すりを設置してほしいという要望がある新光3丁目市道朝里東30号線は、高速バスを利用する方や通勤・通学で利用する方など、歩行者や車両も頻繁に利用する急坂な道路です。この道路には、ロードヒーティングが道路全体に入っているわけではなく、設置要望場所である路肩には入

っていません。今年に入り歩行者が滑って転倒するという話も聞いています。住民からは安全対策として手すりの設置要望が出されていることから、安全対策を考える必要があります。

以上、各会派の賛同をお願いしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号及び陳情第4号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第25号ないし議案第27号」を一括議題といたします。

まず、議案第25号及び議案第26号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第25号公平委員会委員の選任につきましては、小笠原眞結美氏の任期が令和5年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第26号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、高橋房子氏、加藤孝憲氏及び西尾弘美氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますので、引き続き加藤孝憲氏及び西尾弘美氏を、新たに八幡睦実氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第27号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、中村誠吾議員。

（24番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○24番（中村誠吾議員） 自民党、公明党、立憲・市民連合、みらいの各提出者を代表して、議案第27号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について提案説明をいたします。

さきの人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合の引き上げを行うものであります。

以上、概括的に申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 議案第27号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一

部を改正する条例案は、否決を主張し、討論します。

議員報酬については、特別職報酬等審議会の意見を聴くべきです。過去に開催した審議会では、期末手当を人働どおり引き上げる場合であっても、審議会の意見を聴くことということが確認事項になっているからです。人働どおりだから必要ないとも言いますが、それならば審議会からその旨、意見をいただくというのが筋というものです。

以上、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第27号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案第25号及び議案第26号は、いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第5号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

**○3番（松井真美子議員）** 提出者を代表して、意見書案第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提案理由を説明申し上げます。

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することなどが盛り込まれたマイナンバー法改正案を成立させ、今月22日の閣議決定で来年12月2日に廃止することを決定しました。マイナ保険証を取得しない方には、資格確認書を発行するとしています。

全国保険医団体連合会も、国民が信頼を寄せ、長年、安定的に運用されてきた健康保険証の存続こそ求められているとして、健康保険証の廃止強行は言語道断だと強く抗議しています。

本意見書案は、病院や役所でも大きな混乱が予想される現行の健康保険証の廃止を見直し、存続させることを求めるものです。

以上、皆さんの賛同をお願いしまして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、意見書案第2号ないし意見書案第5号及び決議案第1号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

**○12番（松岩一輝議員）** 自由民主党を代表し、意見書案第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）に、反対の立場から討論をいたします。

マイナンバーカードを保険証として活用することにより、例えば利用者の過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等が共有することが可能になるため、旅行先や災害時、また、初めてかかる医療機関でも過去の医療情報等を活用して、よりよい医療を受けられるようになります。

また、マイナポータルで過去の薬剤情報や特定健診の情報を自分自身の健康管理として確認することも可能となります。そのほかにも、マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で領収書を保管、提出する必要がなく、確定申告の医療費控除が簡単になります。

さらに、マイナンバーカード保険証を活用したデータヘルス推進で国民の健康増進を推し進め、将来的に医療費を削減していく効果や、少子高齢化が進むことへの対策として、健康寿命を延ばすことや効率的な社会保障制度づくりを進めるために重要であります。

よって、我が会派は、早期にマイナンバーカードの保険証活用を進めるべきであると考え、本意見書案には賛成できません。

以上、各会派、各議員の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

**○17番（面野大輔議員）** 立憲・市民連合を代表し、意見書案第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）に対し、可決の立場で討論を行います。

初めに申し上げておきますが、我々の立場として、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対して全て反対をしているわけではなく、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに集約することが適切ではないという立場であります。

我々の考えについて述べてまいります。

まず、我が国は、国民皆保険制度であります。全ての国民が公的医療保険に加入することとなっていて、健康保険証を国民皆が持っていることは言うまでもありません。そして、マイナンバーカードについては取得が任意であります。皆が持っている保険証と任意のマイナンバーカードの二つが一体化されることは道理に合わず、制度上の矛盾があります。そもそも個人情報自分の持ち物であり、どう使うか自己決定権はその人にこそあるもので、強制されるべきものではないのです。

保険証廃止の代替策として挙げられる資格確認書には、ほぼ保険証と変わらない内容が記載され、マイナ保険証と紙の保険証、資格確認書の三つが混在するという状況を招いています。

その背景には、紙の保険証を廃止するというふうに変えてしまったことがあります。紙の健康保険証を維持すれば、資格確認書にかかる費用は支出の必要がありません。再度、法律を改正し、マイナ保険証と紙の保険証の併用を選択可能にするべきだと考えます。

マイナンバーカードの仕組みは、しっかりとした制度設計の上で進められるのであれば、利便性を向上させるものになると思います。しかし、問題が出るたびに後づけの対応で整合性を図ろうとすればするほど、運用面でも、セキュリティ面でも綻びが出ているというのが今の状況です。

我々としては、リスクとベネフィットをしっかりと判断できる制度を望みます。それを考えれば、来年秋の保険証廃止は見直すべきであり、本意見書案に対しては、可決の立場を主張するものであります。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の可決を求めて、討論を行います。

政府は2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する法案を今年6月に可決強行しました。その後、マイナンバーカード、マイナ保険証のトラブルが増え続けています。他人の情報がひもづけられていたことは、別人の情報に基づいた診療や投薬が重大な医療事故になりかねません。本人確認ができず、窓口で10割の負担を求められたケースもあり、医療を諦めさせている実態も報道されています。

また、保険証廃止に伴う短期保険証の廃止も深刻です。短期保険証がなくなれば実態を無視した差押えや保険証の取上げが横行しかねず、結果として医療を受ける権利が守られません。マイナ保険証を持たない人などに発行する資格確認書は、申請できない人はどうするのかと批判が起きれば、未申請の人全員に配付するなど見直しです。今度は、マイナ保険証を持たない人をどう特定するかが大変です。

マイナ保険証になったところで、医療機関の窓口で本人確認ができないケースが相次ぎ、今では患者が別の本人確認書類を持ち歩く事態です。

また、医療情報の反映に1か月以上もかかる始末です。

日本が60年かけて培ってきた国民皆保険制度は、住んでいるところや収入に違いがあっても等しく医療が受けられるようにするものです。それをマイナンバーカードが崩壊させるなどということがあってはなりません。マイナンバー情報の連携でビジネス利用も可能となると話す経済同友会の代表幹事であるサントリーの新浪剛史社長が、来年秋の保険証廃止を納期として守ると言い放つのは、財界主導のビジネスへの活用に国民の情報を手放すものにほかなりません。

G7を構成しているドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、カナダでも個人を識別する番号と社会保障の番号は分けて使っています。アメリカでもカナダでも、社会保障番号と医療情報はひもづけしていません。カナダは、機密情報なので持ち歩かないでくださいと厳しい警告までしています。世界の流れは、個人情報機密事項で、警鐘と見直しの方向なのに、日本だけが逆行しています。

最後に、共同通信社の7月の世論調査によると、健康保険証を来年秋に廃止する政府方針に対して76.6%が撤回や延期を求めています。現行の保険証存続を国に求めることを呼びかけます。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし意見書案第5号及び決議案第1号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、本日は、令和5年最後の本会議でありますので、恒例ではありますが、私から一言、御挨拶を申し上げます。

今年も残すところ、あと数日となりました。この1年を振り返ってみますと、まず、世界各地で人々の命が脅かされる、深刻な出来事が相次ぎました。

終わりの見えないロシアによるウクライナへの軍事侵攻、アフリカ・スーダンにおける国軍と準軍事組織との武力衝突、パレスチナの武力勢力とイスラエルとの武力紛争、そして、2月に発生し、5万6,000人以上の方が亡くなったトルコ・シリア大地震など、大変痛ましい報道が続きました。

国内においても、異常気象とも言うべき長雨や集中豪雨による被害が連日のように報道されました。

争いや災害に巻き込まれ、お亡くなりになった方々に対しましては、謹んでお悔やみ申し上げるとともに、平和で安心して暮らすことができる世の中を切に願う次第であります。

さてその一方で、今年には日本の若者たちが躍進するうれしい出来事も多くありました。

3月にはWBC日本代表・侍ジャパンが世界一に輝き、日本中が沸き上がりましたが、その立て役者である大谷翔平選手は、日本人初のメジャーリーグホームラン王、2度目のシーズンMVP、そして先日公表された所属チームの移籍では、プロスポーツ史上最高額の超大型契約を締結し世界中を驚かせ、まさにとどまるどころを知らない活躍ぶりであります。

車椅子テニスでは、17歳の小田凱人選手が、四大大会の全仏オープン男子シングルスでグランドスラム史上最年少優勝を果たすという偉業を達成いたしました。

また、将棋では、藤井聡太さんが破竹の勢いで勝ち続け、今年初めの時点では5冠であったのが、現在8冠という偉業を21歳の若さで成し遂げております。

その藤井聡太竜王・名人と言え、今年7月の王位戦と、11月の竜王戦の2度にわたって小樽で対局を行っておりますが、本市もその人気にあやかり、対局の会場となった銀鱗荘をはじめ、勝負飯、勝負スイーツなどを通じ、本市自慢の文化財や食文化を全国的に発信できる好機となりました。

さらに今年は、小樽運河が大正12年12月27日の竣工から100年の節目の年であり、小樽市内では小樽運河100年プロジェクトと称し、市内の若手経営者や学生を中心としたメンバーで構成される実行委員会を中心に、9月から12月にかけて様々な記念イベントが開催されました。

このように、小樽を思う若者たちが集い、それぞれの立場や考えで行動し、知恵を絞り、まちを盛り上げようと汗を流す姿は、本市の未来に明るい兆しを感じ、大変頼もしく思うものであります。

そして今年は、全国的に記録的な暑さとなり、本市においても熱中症警戒アラートが4度発令され、観測史上最も高い気温を観測した記録と記憶に残る年でもありました。

かつてない猛暑を受け、学校や児童・生徒の保護者の皆さんからは、暑さ対策に関する要望が市へ多く寄せられ、当市議会においても、市内小・中学校へのエアコン設置について整備を進めていただけるよう迫市長に対し、要請をいたしたところです。

これらの要望に対し、迫市長は、児童・生徒の健康面に配慮し、来夏までに市内全小・中学校の普通教室などにエアコンを設置することを他の自治体に先駆けて御英断されたことにつきましては、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さらには、今年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行されたことで、マスクを外して生活する方も増え、行動制限もなくなったことから、ウィズコロナからアフターコロナの時代へ転換したと言われております。

コロナ禍を経験したことにより、いつでも自由に、行きたいところに行け、会いたい人に会えるということが、実はとてもぜいたくなことであるということに改めて気づかされました。

そしてこの間、本当に辛抱強く、新型コロナウイルス感染症と向き合ってこられた、市内医師会や薬剤師会をはじめとする医療関係者・従事者の方々、そして前線に立って感染対策に取り組んでこられた、

施設関係、あるいは学校、幼稚園、保育所などの職員の皆様、そして、保健所の職員の皆様の御尽力があり、今日こうしてアフターコロナの時代を迎えられるわけでありますので、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

最後に、本市議会では、今年4月に行われた統一地方選挙により、議員の改選が行われました。

従来からの議員16名に、新たに議員9名を加えた25名でスタートいたしました。残念ながら濱本進議員が8月26日に御逝去されました。

議員の皆様は、日頃から市政発展のため、それぞれのお立場で議員活動に取り組んでいることと思いますが、今後は、ここにおられる議員の皆様が本市のさらなる発展に御尽力いただくことが何よりも故人への供養になるものと思っております。

各党派、各議員、考え方は多種多様であります。目指すものは皆一様に、市民の皆様の健康と幸福の向上であり、そして本市の発展でありますので、能力をいかんなく発揮し、議会全体として力を最大限に高め、迫市長と協力しながら市政の発展に寄与してまいりたいと、決意を新たにいたしております。

結びになりますが、今年一年、私にお寄せいただきました御厚情に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛の上、御家族共々健やかな新年を迎えられますよう祈念を申し上げます。本年最後の議会に当たりましての挨拶といたします。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 2時07分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 川 貴 城

議 員 高 橋 龍



○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○令和5年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表



○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和5年8月、9月、10月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上



○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

後志共同消防指令センター整備事業費については、小樽市、岩内寿都地方消防組合及び北後志消防組合における消防指令業務の共同化を目的に、共同消防指令センターを整備するための予算であるが、今回、三つの消防本部が消防指令業務を共同運営することになった理由は何か。

市は、消防指令業務を共同化することにより、通報処理件数が約25%増加するが、通信員を1名増加することで対応可能であるというものの、管轄面積が広大になることや、消防指令業務の共同化に伴い、将来的に消防本部の広域化が進められることで、消防署や消防車両が削減され、消防力の低下などが懸念されるが、市には地域住民の命が守れなくなるということにならないよう取り組んでほしいと思うがどうか。

市内の保育施設について、ほふく室や遊戯室、ゼロ歳児の保育室には、おおむねエアコンが設置されている一方で、1歳児から5歳児の部屋には設置されていない施設もいくつかあるという。

しかし、乳幼児や幼児は大人と比較して、暑さを感じてから汗をかくまでに時間がかかるため、体に熱がこもり体温が上昇しやすいことや、全身に占める水分の割合が多いため、外気温の影響を受けやすいことから、保育施設においてエアコンを備え、室温や湿度を調整することは重要であると考えているが、市は、市内公立保育所へのエアコンの追加整備の必要性や民間保育所等へのエアコンの導入の助成についてどう考えているか。

また、暑さ指数の計測に係る指導や気温が上昇した場合に涼しい部屋へ移動することや、外遊びを控えることなど、暑さ対策について示すガイドラインはあるか。

・議案第5号について

補正予算に計上されている介護保険事務処理システム改修事業費について、制度改正の議論が厚生労働省の社会保障審議会で打ち切られ、現時点で改正内容が確定していない状況にもかかわらず、今回、予算措置をしたのはなぜか。

今回の改正内容の一つが介護報酬の改定であるものの、介護労働者と他の産業との賃金格差を解消するためとはいえ、介護報酬を引き上げると、介護保険料に影響がことから、本来は国の負担を増やすべきだと思うが、市としても介護労働者の低賃金や事業所の運営が難しいことに対し、何かしらの対策をとることはできないのか。

・議案第23号について

議案第23号一般会計補正予算に計上している緊急生活支援給付金給付事業費の委託料について、市は、直営でやるよりも民間委託した方が準備から支給まで一連の流れで行えるため、迅速に給付金を支給できるという。

しかし、民間委託をする際は、事業者が課税状況などのセンシティブな個人情報を取り扱うことになるが、この個人情報が守られる歯止めのような対策はあるのか。

また、市は来年2月初旬の給付開始になるというが、国は年内支給を目指すとしているため、市に問合せが来ることも想定されるなど市職員の負担が大きくなってしまふことは大変心苦しいものの、給付を待ちわびている市民もいることから、できるだけ早く給付できるようにしてほしいがどうか。

・その他の質問

市は、保健所と総合福祉センターをウイングベイ小樽に移転する考えを打ち出した。現在、同施設ではOBCと北海道済生会が連携してウエルネスタウン構想を展開しており、この構想は全国的に例のない先駆的な構想で、進展を期待するものだが、市は保健所等をウイングベイ小樽に移転した場合、ウエルネスタウン構想にどう関わっていくつもりなのか。

また、今回の移転については、多くの市民から期待する声があり、注目されていると思われるが、移転に伴うメリットとデメリットについて、市はどのように考えているのか。

国の各省庁では、様々なデジタルツールを公開・提供しており、内閣府では経産省の地域経済分析システムRESASを活用した政策コンテストを実施したと聞く。本市でも各担当部局で必要な場合に活用しているというが、それぞれの部署にデジタル関連にたけた人材がいなくなかなかアイデアは生まれてこないと思うことから、アイデアを表に出す現行の仕組みの一つである職員提案制度の中で政策コンテストのように、デジタル活用などに分野を限定した政策を募ってみてはどうか。

また、市の課題を解決に向けて検討する中で、職員だけではなく、広く政策の公募などを行っていただけないかと考えており、特にデジタル分野については、行っていただきたいと思うが、制度上、賞品などのインセンティブを出して行うことは可能なのか。

現在派遣を受けている地域活性化起業人については、制度上、引き続き同一企業からの派遣を受けることはできないが、市は、制度を活用した外部専門人材の配置について、本市のデジタル行政の推進に有益であると認識しており、今後も活用していきたいという。デジタル分野においては、人材の取り合いになっているイメージがあることから、市には途切れることのないよう、制度を活用してほしいと思うがどうか。

また、デジタル人材育成のために、職員に向けた様々な研修を行っており、ステップ0のDXの認識共有・機運醸成にあたる、研修を受けた職員から職場の他の職員への派生といった効果はまだ現れていないというものの、デジタル行政推進本部を中心に、小樽市自治体DXに関する全体方針の策定に取り組む中で、機運が高まってきているというが、ステップ0の取組としては、これまでと同様に、説明会や研修などを通じて認識共有・機運醸成を図っていくのか。

報道によると、町内会活動などの地域貢献活動を担う人材の不足が各地で深刻化している現状を踏まえて、総務省では、公務員が地域活動に参加しやすくするために、自治体が条例で制定すれば、職員の特別休暇として地域貢献活動休暇を創設できると見解を示したという。

仮に本市が地域貢献活動休暇を条例で制定するとなった場合には、どのような課題があるのか。

また、職員が地域貢献活動に参加することは人材育成の観点や職員の地域との関わり方において、職員と地域の双方にとって、有益になることから、地域貢献活動休暇の制度化について検討してほしいと思うがどうか。

本市には、45の基金があり、中には目的が同じものも複数あるため大変分かりづらく、また、寄附者の名前を冠した基金については、基金の設立から時間が経過し、寄附者が亡くなって法定相続人も追えない場合などが考えられることから、基金の集約の必要性を感じるがどうか。

また、今後の市の財政や公共施設の建て替えなどを考えると不安を感じるが、収入を求める中では寄附も有効性があると考え。例えば、高齢化が進むことにより、亡くなる方が増えると、遺産をどうするかと考える方も比例して増加し、その中には、慈善団体や本市に寄附したい方も一定数いると思われる。そのような方々に本市に寄附することを選択肢に加えてもらうためには、情報発信をしていかなければならないと思うことから、公明正大にトップページに寄附のバナーを設置してほしいと思うがどうか。

全国学力・学習状況調査結果について、市教委では令和5年度の結果を9月に公表しているが、この結果を見ると、各科目の平均正答率において、本市は全国・全道より下回っており、近年の動向を見ても改善しているようには見受けられないが、このことについて、市教委はどのように考えているのか。

また、保護者からは子供の進学に当たり、学力向上が期待できる札幌市の高校や大学に通わせるという声も聞いている。さらには、千歳市にラピダス株式会社が進出するなど、今後、道内でもIT人材が求められることを踏まえると、学力調査において全科目で全道平均を超える程度の学力にならないと、市民が質の高い教育を求めて、市外へ流出していくことが危惧されるため、市には先進都市の事例を調査し、スピード感を持って対応してほしいと思うがどうか。

市は小樽市鳥獣被害防止計画において、鹿の年間捕獲計画数の上限を200頭と定めて補助金の予算計上をしているが、令和5年度は12月の時点ですでに204頭を捕獲しているという。

小樽市鳥獣被害防止対策実施隊では、道や市がエゾシカの冬期の捕獲を推奨していることから、令和6年1月から3月までに合計5回の団体駆除を計画しているにもかかわらず、市の予算が尽きていることから、実施隊に対する報酬金が支払われないと聞いているが、市には、市民の安全安心に向けた視点から、予算不足とならないよう、十分な予算を確保し、対応してほしいと思うがどうか。

小樽港のガントリークレーンについて、本年6月の月例検査において不具合が発見されたが、港湾荷役への影響を最小限に抑えるための対応が迅速に行われたと聞く。

ガントリークレーンは、小樽港が港湾としての多様性を堅持するために必要なものであると考えるものの、現在の機械は平成15年に設置されたものであり、老朽化が進んでいることから、いつ不具合が生じても荷役への影響を最小限にするためのバックアップ体制や、一定年数を超えた機械部品の定期的な交換などの予防保全的な対応が必要だと思うが、市はどのように認識しているのか。

また、港湾施設全体の老朽化が進む中、港湾本来の施設整備にも取り組む必要があると思うが、市は、今後の整備についてどのように考えているのか。

令和6年1月に施行予定の小樽市パートナーシップ宣誓制度について、本制度は市民が今までに経験したことがない上に、デリケートでセンシティブな制度であるため、市民が制度に対して誤解なく正しい理解ができるよう慎重で丁寧に準備を進める必要があると、繰り返し訴えてきた。パブリックコメントにおける御意見でも、市民全体への本制度の周知と定着を望む声があったが、市民に対する本制度の周知徹底について、市はどのように考えているのか。

また、本制度では、宣誓者双方が小樽市内に居住することを要件の一つとしているが、この要件は制度の趣旨である全ての市民の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができるまちの実現に反して不平等であり、互いの人権を尊重し、日常生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束していれば、宣誓者の一方が市外に居住していても問題ないと思うが、市はどのように考えるか。

小樽市パートナーシップ宣誓制度について、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるために性的少数者への配慮もしながら、政策を進める必要がある一方、本制度に対する市民理解を促進させることも行政の重要な課題であると考えている。

現在、市では来年1月の制度実施に向けて作業を進めており、制度を早期に実施することについては、賛同するものの、パブリックコメントなどの市民からの意見には、制度設計が不平等であることや周知啓発などの環境整備が不十分であるという趣旨のものがああり、そのことを踏まえ、拙速に導入を進めるべきではなく、もう少し議論に時間をかけ、誰もが安心して本制度を利用でき、なおかつ多くの市民に納得してもらえる制度にするべきだと思うがどうか。

環境にやさしいまちづくりについて、市は本年9月に市役所だけでなく市域全体を対象とした温暖化対策推進実行計画区域施策編を策定した。この計画では、市民一人当たりの生活系ゴミの排出量について、2018年には470グラムであったものを2028年には425グラムとする目標値が掲げられているが、2022年時点での排出量は474グラムと微増しているという。

目標を達成するためには様々な取組や周知が必要となると思うが、生活系ゴミ排出量を減らすため、市はどのような取組を行っているのか。

本市には、寄附者個人の名前が冠された社会福祉事業資金基金が三つあり、これらの基金は寄附者の意向により果実運用型基金として運用益のみを使用して活用され、現在は、銀行の定期預金にて運用されているというが、基金の設置時期は、新しいものでも平成元年度であり、当時と違い現在のような超低金利での運用は必ずしも寄附者の意向に沿っているとはいえないと考える。市は、基金の活用方法を見直す場合は、寄附者の意向を再度確認することとしており、寄附者が死亡している場合は法定相続人に確認するというが、当該基金の寄附者はいずれも死亡しており、法定相続人についても市では把握していないという。

しかし、現在の金利状態に鑑みると意向が変わる可能性は大いにあり、再確認を行う必要があると思われるが、法定相続人を探すことは、時間が経過するにつれどんどん難しくなることから、早期に取り組む必要があると思うがどうか。

障害者の意思疎通について、市内在住の聴覚に障害のある方が、ZOOMのテレビ電話機能を活用し、市の専任手話通訳者と手話で会話ができる遠隔手話サービスは、事前に登録をし、希望日を予約してから利用することになるが、利用者からはどのような声が寄せられているか。

他にも、聴覚に障害のある方が24時間365日、いつでも健聴者と双方向でつながることができる電話リレーサービスがあり、このサービスは、難聴者へのコミュニケーション支援の推進につながる重要なサービスと考えるが、本市のホームページでは、事業主体である一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページのリンクを貼っただけである。

しかし、利用できるサービスの環境整備はもちろんのこと、そのサービスを利用しやすくすることも重要であるため、制度の仕組みを含めたサービスの周知について分かりやすくすべきだと思うがどうか。

来年度から実施を予定している、こども誰でも通園制度は、保護者が就労していなくても、子供を保育所に預けることができる制度で、保護者同士や行政とつながりやすくなり、安心にもつながるというメリットはあるが、本市では、保育士が不足している中、この制度が始まり、利用者が多くなればなるほど、保育士不足の状況を招くという悪いスパイラルになってしまうことが考えられる。さらに、気軽に保育所に行くということを考えると、徒歩圏内に受け入れ先があることが理想であり、仮に地域間格差が生まれた場合、不公平感を招くと思うが、市は、全体的な課題の抽出などをどのように行っていくのか。

また、こども基本法では、こども施策を行う際は、子供の意見を聞くことを自治体にも義務付けており、子供の意識や権利を尊重するという意味では必要であると思うが、対象年齢や意見の内容をどこまで拾うかは、非常に曖昧であると感じるため、慎重に仕組みづくりをしてほしいと思うがどうか。

こども未来部こども家庭課に設置しているヤングケアラー支援対応窓口において市内の学校や福祉・介護関係者からの情報を集約し、ヤングケアラーへの支援につなげているケースもあることから、市長の公約である、ヤングケアラーを確かな支援につなげる体制の整備に向け、前進しているものと思うが、本市のホームページを見ても、高齢者や障害者の介護、子育て、生活の困り事などについての相談先や連絡先は記載されているものの、ヤングケアラーに関する特別な支援先が分からない状況である。

相談窓口がこども家庭課にあり、直接相談できるのであれば、そこも明記すべきだと思うがどうか。

また、子供自身が市のホームページにアクセスすることは難しいかもしれないが、周りの大人から情報を提供するだけではなく、本人が相談したいと思ったときに匿名で声を拾い上げられるように、市として、様々な形を用意しておくべきだと思うがどうか。

歯周病は、日本人の口腔の主要な疾患であり、成人期の有病率が高く、全身の健康に悪影響を及ぼす原因になり得るものであるため、自治体が健康増進法に基づく歯周病検診事業を実施し、予防及び早期発見をすることが大変重要である。

本年6月に閣議決定された、いわゆる「骨太方針2023」では、歯科関連として生涯を通じた歯科検診に向けた取組の推進ということが示されており、全国の自治体の約8割が歯周疾患検診事業を実施しているにもかかわらず、本市では「働き盛りの歯周病健診」といった数か月間のモデル事業の実施にとどまっているというが、その理由は何か。

また、歯周疾患検診事業は市民の健康増進と健康寿命の延伸のためにも必要な事業だと思われるため、当該事業の実施について、歯科医師会の協力を得ながら本格的に実施してもらいたいと思うが、市はどのように認識しているのか。

山坂の町である本市は、古くから急傾斜地付近にもかかわらず建物が建てられてきた経過があるが、それらの建物で崖崩れに備え擁壁等を設置する場合に、市として支援する制度はあるのか。

また、崖崩れが発生した場合に生じる、当該地の所有者の経済的負担に対する支援策については、国や道においては見当たらず、市でもないというものの、市民が大きな経済的負担を負わなければならないことは大きな問題であるので、市には支援策について、しっかりと検討してほしいと思うがどうか。

潮見台公園には、市民からの要望を受けて平成22年から試験的にドッグランが設置されているが、犬を飼う市民からは道路が舗装されていない、熊や蛇が出そうで怖いという意見を聞く。市はこれらの意見に対し、どのような対策を講じているのか。

また、ふんの後始末などの利用者のマナーに関する問題等、多くの課題があることは承知していることから、その解決として、現在あまり使用されていない公園にドッグランを設置することはできないのか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第5号について

陳情第5号小樽市小中学校給食費の無料化方について、仮に小中学校の給食費を全面無償化した場合の本市の費用負担は幾らで、財政上の課題として考えられることは何か。

給食費を無料化するという陳情の趣旨は理想的であるものの、実施には現実的な課題が多々あることから、課題解決のための研究を続けていかなければならないと思うがどうか。

・その他の質問

新総合体育館について、市教委は公認プールを設置するというものの、25メートルプールで行える大会は非常に限られるため、全道規模の公式大会は開催できず、市内の選手を対象にした大会やマスターズのような特定の団体が行う大会だけになる想定であるという。新総合体育館やプールを持続的に維持管理するためには、収益を確保することが必要であり、大会の開催によってプールの利用人口を増やすことが収入増につながると思われることから、市教委には小樽市水泳協会に対し、大会の開催や誘致などの働きかけを行ってほしいと思うがどうか。

また、これまでも様々な課題について議論されて、現在の案になっていると推測できるが、新総合体育館の基本理念として、誰もが安心して安全に利用できる施設となることが掲げられていることから、この新総合体育館が完成したときには胸を張れるような施設にしてほしいと思うがどうか。

小中学校での暑さ対策について、本市は来夏までに市内全小中学校の普通教室等にエアコンを設置すると決めたことに伴い、来年度の小中学校の夏季休業期間について、校長会与協議しており、年内には方向性を決定する予定であるという。例えば、夏季休業日を長くし、冬季休業日を短くするといった場合、授業進度や部活動などの教育活動に影響が出てくることが考えられるため、市教委には学校の意向をよく聞いた上で判断してほしいと思うがどうか。

また、普通教室にはエアコンが設置されるものの、体育館や特別教室には設置されず、今後も教育活動の中で熱中症のリスクがあることから、エアコン設置以外の工夫も必要と考える。市教委には、熱中症について学習する機会の提供や自宅で具合が悪くなったときの対処法などを子供たちに指導するよう学校へお願いするとともに、子供たちに限らず、教職員が勤務する職員室などにも暑さ対策をしてほしいと思うがどうか。

冬の天候による学校の対応について、留萌市では24時間の降雪量が観測史上最大の77センチメートルを記録し、同市内全小中学校が休校になったという報道があったが、本市では、暴風雪によって休校とする場合の判断基準はどのようになっているのか。

また、大雪などの悪天候時には、集団下校や保護者への注意喚起などの対応をとっているというが、市教委には登下校などで児童生徒に事故がないようにしてほしいと思うがどうか。

学校給食費の無償化について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付される予定であり、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、学校給食費等の支援に充てられる推奨事業メニューが示されている。物価高騰が深刻な中、年度替わりに当たって、制服などを準備しなければならない家庭にとっては、学校給食費の負担は大きいことから、学校給食費の無償化は本来通年が望ましいとは考えるものの、今回の交付金を使い、せめて4月から7月までの4か月間の無償化を行ってほしいと思うがどうか。

## ○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

## ・議案第17号について

議案第17号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、この条例には、旅館及びホテル並びにこれらの付帯施設における延床面積の定めがないが、分区条例によらなければ何によって規制されるのか。

また、飲食店及び物販店並びにこれらの付帯施設においては、延床面積が1万平方メートル以下のものについては、同条例により規制ができるということによいか。

市は、小樽港長期構想や小樽港港湾計画の方針に基づき、マリーナ港区及び修景厚生港区に交流空間の形成を図るというが、いずれの計画においても具体的にその内容が示されているわけではなく、位置づけが曖昧であり、小樽市観光基本計画においても今回の分区の緩和の根拠には該当しない。また、今回の規制緩和によってホテル等の建築が可能となるため、既存の歴史的建造物等が解体され、その上にホテル等が新築される可能性があるものの、市は建物の高さを制限する規制もかけないため、本市の眺望・景観が損なわれる懸念がある。本市の観光は日常を生かすという立場だったはずであり、本市をどこに行っても同じような観光都市にしないためにも、今回の分区条例の改悪は撤回すべきと思うがどうか。

## ・その他の質問

小樽観光協会が運営している運河プラザのインフォメーション機能や物販店が、令和6年3月25日の開業に向けて現在整備中の国際インフォメーションセンターへ移転することに伴い、市では、移転後の4月1日以降は、運河プラザの一部施設を修繕した上で貸付を行うこととしており、公募型プロポーザルにより全国から様々な提案を受けるため、公募については、令和6年4月から公告を開始するという。しかし、4月1日以降施設が空くことは明らかであり、中央通と運河をつなぐ結節点にある運河プラザが、修繕工事によって観光繁忙期に利用できないことが本市の観光にどのように影響するか懸念されることから、運河プラザが利用できない期間を少しでも短くするためにも、公募を早め修繕工事と並行して施設が利用できるよう取組を考えてほしいと思うがどうか。

東京都大田区にある六郷BASEというインキュベーション、いわゆる起業や新規事業の育成などを支援する施設では、様々な分野の経営に携わってきたインキュベーションマネージャーが数名おり、起業を考えている方や起業して間もない方が起業や経営について相談できるという。本市は、起業前や起業して間もない創業者に対し経済面をメインに手厚く支援しているが、創業者と市内既存企業とのマッチングや創業支援の段階の方へのサポートは、どこでどのように行っているのか。

また、六郷BASEには、レーザーカッターや4種類の3Dプリンター、工具などが設置されている試作室があり、2時間の有料講習を受講すると、未成年者でも保護者の合意があれば利用できるという。このような施設があると、加工設備等をそろえる初期費用を抑え、商品の開発や試作ができることから、市には、他都市の設備面の支援やアフターフォロー体制などを参考とし、検討してほしいと思うがどうか。

個人の名前が冠された基金について、目的を持って設置されたものの、うまく活用されておらず、もったいないと感じる基金が多くある。

例えば、岸條太郎商工業振興資金基金では、当初の寄附額の1,000万円が令和4年度末で1,041万円となっているが、市が御遺族から本市の商工振興となる事業に活用してほしいという意向を確認していることから、本市の商業にプラスの影響を与えていると考えられ、潮まつりや雪あかりの路などが同基金の使い道の一つになり得ると思うがどうか。

一方、荒木水産振興基金については、他の基金と異なり、水産加工品の新商品開発やブランド化を推進する水産ブランド化推進事業に毎年活用されていることから、市には、今後も水産振興に同基金を活用してもらい、将来この基金を使い切った際には、荒木氏の御遺族に基金廃止の相談ができるよう、連絡をとれる状況を維持してもらいたいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第6号について

陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、高度難聴者に対しては補聴器購入を補助する国の助成制度があるものの、軽度・中度難聴者への国や道の助成制度はないが、道内においては独自に助成制度を定めている自治体があるという。

本市は財政上の課題から、独自での助成の実施は難しいというが、今後、市長会などを通じての国や道への要望活動はできるのか。

また、補聴器購入について補助することは理想的であるものの、課題があることから解決に向けて、調査や研究が必要であると思うがどうか。

市は65歳以上で軽度・中度難聴者は約2万6,300人と推計はしているものの、市内の難聴者について正確な人数は把握していないというが、第9期小樽市高齢者保健福祉計画などの策定を進める上でも、難聴者の生活状況や補聴器を持っている人数などを把握することは重要であることから、市には難聴者の状況をしっかり把握してほしいがどうか。

また、加齢性難聴は認知症やうつ病の発症の一因になると指摘されており、それらを予防するためにも補聴器は重要なものであることから、市には国だけでなく、道に対しても中度難聴者に対する助成制度を創設するように要望するとともに、本市でも独自の助成制度を創設してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

町会活動について、市は各町内会に対し、世帯数などに応じた補助金を出しているが、世帯数の減により補助金額も減少する仕組みであるため、見直しに向けて、総連合町会と協議を進めているという。新たな助成として、防災訓練などの防災事業や健康教室の開催など、町内会独自の活動を積極的に行っている町内会に対し、その活動を支援するための補助金についても必要であると考えますが、検討の予定はあるのか。

また、総連合町会から本市に提出された要望書によると、人口減少や高齢化に伴い、町内会の運営が厳しさを増している状況であり、地域の活性化を維持するためにも町内会の構成員のみではなく、様々な利害関係者が構成員となり、今後の方策を協議する場が必要であると示されている。そこで、総務省が掲げる施策として地域運営組織の形成というものがあるが、総連合町会が求めている協議の場がこの地域運営組織に当てはまると思うため、地域運営組織について、先進都市の事例も学びながら、本市でも取り入れていくべきだと思うがどうか。

小樽市内においても、オレオレ詐欺や架空請求、キャッシュカードなどを盗み取るといった特殊詐欺被害が発生しており、年々手口が巧妙化している。被害を防ぐためには、市民に対して注意喚起を行い、自分は大丈夫というバイアスを取り除くことが重要であり、コンビニエンスストアや金融会社、警察などとの連携も不可欠である。

世代別で被害内容の傾向に違いがあるといわれているが、高齢の方と若年層において、それぞれの被害内容はどのようなものか。

また、特殊詐欺に関する撲滅条例を制定している市町村があるが、本市は、他市における条例制定についての情報や状況は把握しているのか。

さらには、制定に向けてどのように考えているのか。

フレイル予防について、フレイルとは虚弱の状態のことをいい、高齢人口が多い本市にとって非常に重要なテーマであり、市全体を挙げてフレイル予防のムーブメントを起こしていけるような施策が期待されている。

フレイルは加齢とともに誰にでも起こり得る一方、積極的に社会参加することなどによって予防ができるというが、市として介護予防の観点から行っている取組はあるか。

また、フレイルは、早期に気付くことが重要であり、他の自治体では、フレイルチェックなどを促すチラシを配布しているところもあると聞くため、本市においても現役世代の終盤からフレイルについて意識できるような働きかけができるとういと思うが、市はどのように考えるか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第4号について

陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、市は、手すりを設置すると除雪に支障が出ると言っていたが、除雪業者によると支障はなく、安価で設置できると聞く。当該箇所は、子供が通る時間帯や高速バスに乗る時間帯の人通りが多いにもかかわらず、歩車分離されていない状況であるが、市はこのことについてどう思うのか。

また、近隣住民によると、手すりの設置を求めている箇所は、坂道の中でも傾斜がひどいため、バランスを崩しやすく、危険を感じているという。市は、どうしたら住民の安全確保ができるのか考えるべきであり、何かしらの対応が必要であると思うことから、何ができるのか前向きに考えてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

本市の空き家バンク制度について、市は、今後空き家の登録先を北海道空き家情報バンクへ一本化するというのが、これは事実上の制度廃止である。

本市の空き家バンク制度の実績は、平成28年度から令和3年度までに登録件数が4件、成約件数が2件と確かに数は少ないが、これらの物件は北海道空き家情報バンクと重複して登録された物件ではなく、本市の空き家バンク制度に登録したことで成約まで結びついたものであり廃止するのはもったいないと思われる。他都市では地域の特性を考え工夫している状況があることから、本市でも特色ある取組として空き家バンク制度を残し、工夫することで活用できるのではないかと思うがどうか。

本市における除雪体制について、現在7か所のステーション数があり、関わる事業者を全て合わせると27社となっているが、オペレーターや業務責任者などの成り手が不足しており、他市との人材の取り合いが過激に行われているため、現場からは今後の体制維持に不安の声が上がっている。

ステーションに寄せられる市民からの除雪に関する苦情や依頼は年間600件ほどであり、24時間体制で対応しているというが、建設部とステーションで市民対応する時間帯を分けるなど、ステーションの負担軽減を図る方法を考えてもらいたいと思うがどうか。

また、広報おたるの11月と12月号において、雪に関する特集が組まれていたが、雪が本格的に降る1月と2月号でも雪に関する情報の掲載を検討してもらいたいと思うがどうか。

本市は、道路施設の異常箇所を道路パトロールによる発見や市民からの連絡によって把握し、補修作業を行っているというが、市民は、道路がどのような状態になっていれば、市へ連絡すればよいのか。

また、令和4年度に市に寄せられた舗装道路の補修に関する市民からの通報は607件であるが、そのうち舗装等を行ったのは509件となっており、老朽度合いが少なく自動車や歩行者の通行に支障がないことが確認できた場合は、道路の補修作業を行っていないという。市では、現場の確認を行い、補修するかどうかの判断を行っているというが、昨今の気象状況に鑑みると、来春はさらに補修箇所が多くなると考えられることから、引き続き適切に対応してほしいと思うがどうか。

除雪機械の更新について、今回市では、ロータリー除雪車の更新に当たり、補正予算で予算措置し債務負担行為を設定しようとしているが、当初予算で対応できない理由は何か。

また、除排雪は市民にとって冬期間の生活を快適に暮らすための基本であり、除排雪業務に必要な機械の確保や維持管理は的確に行われなければならないと考えるが、本市における除排雪機械の確保について現時点で考えられる課題は何か。

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松 井 真美子  
同 小 貫 元  
同 高 橋 龍

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、「マイナ保険証」としてマイナンバーカードと健康保険証を一体化することなどが盛り込まれたマイナンバー法改正案を成立させました。

また、政府は、現行の健康保険証から「マイナ保険証」への円滑な移行を図るため、「マイナ保険証」を取得していない方に発行する資格確認書について、1年としていた有効期間を5年以内に延長すること、当分の間、申請によらずに交付することなどの対応策を示しています。

しかし、現行の健康保険証が廃止されると、資格確認書の更新漏れなどにより、保険診療を受けられなくなるといった懸念があり、健康保険証の利用者の理解は得られないと考えます。

よって、国及び政府においては、現行の健康保険証を2024年秋に廃止することを見直すよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 12 月 25 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和5年12月25日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	松井真美子
	同	松岩一輝
	同	面野大輔
	同	小池二郎

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言えます。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審があります。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要です。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっています。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠です。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられています。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

よって、国においては、下記の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求めます。

記

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 12 月 25 日  
小樽市議会

議決年月日	令和 5 年 12 月 25 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野	さくら
	同	白濱	聡
	同	橋本	布美絵
	同	佐藤	奈緒美
	同	下兼	薫

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっています。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状です。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差があります。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況です。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがあります。

よって、政府においては、以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求めます。

記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 3 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年12月25日  
小樽市議会

議決年月日	令和5年12月25日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	前 田 清 貴
	同	佐々木 秩

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきました。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっています。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状です。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはありません。

よって、政府においては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動の更なる推進のために、下記の事項について特段の取組を求めます。

記

- 1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進  
賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。
- 2 食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大  
食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。
- 3 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大  
食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。
- 4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援  
事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
- 5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用  
食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年12月25日  
小樽市議会

議決年月日	令和5年12月25日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	平戸 理史
	同	橋本 布美絵
	同	佐藤 奈緒美
	同	中村 誠吾

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立しました。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめています。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときです。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会です。

よって、政府においては、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求めます。

記

1 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的な人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げることに。

2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

- 5 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充  
 独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
- 6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築  
 身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。
- 7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備  
 全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年12月25日  
 小樽市議会

議決年月日	令和5年12月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	横 尾 英 司
	同	松 岩 一 輝
	同	前 田 清 貴
	同	中 村 誠 吾

パレスチナ自治地区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との戦闘が始まり、1 か月以上が経過しました。双方の応酬は、ガザ地区において、人命を深刻な危機的状況にさらすとともに、市街地に甚大な被害をもたらしています。

こうした状況を受け、先進 7 か国（G 7）外相の会合において、テロ攻撃を断固として非難することや、人質の即時解放を求めることを確認するとともに、ガザ地区の人道危機に対応するため、戦闘の「人道的休止」と「人道回廊の設置」への支持に関し、緊急声明を発表しました。

本市議会としては、このたびの紛争に対して、次に掲げるとおり、市民が強く願う恒久平和に向けた志を切に抱き、市民と共に、一刻も早い紛争の終結を求めるものです。

記

- 1 いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できません。
- 2 これ以上、人道危機が悪化しないよう、国際法に基づき、事態の早期鎮静化と人道状況の改善を図ること。

以上、決議します。

令和 5 年 12 月 25 日  
小樽市議会

議決年月日	令和 5 年 12 月 25 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------



# 令和5年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 令和5年12月5日～令和5年12月25日（21日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和5年度小樽市一般会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
2	令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
3	令和5年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
4	令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
5	令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
6	令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
7	令和5年度小樽市水道事業会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
8	令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
9	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	総務	R5.12.19	可決	R5.12.25	可決
10	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
11	小樽市旅費条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	総務	R5.12.19	可決	R5.12.25	可決
12	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	厚生	R5.12.20	可決	R5.12.25	可決
13	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	厚生	R5.12.20	可決	R5.12.25	可決
14	小樽市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
15	小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	厚生	R5.12.20	可決	R5.12.25	可決
16	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
17	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	経済	R5.12.19	可決	R5.12.25	可決
18	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	R5.12.5	市長	R5.12.13	総務	R5.12.19	可決	R5.12.25	可決
19	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市堺町観光バス駐車場〕	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
20	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市銭函パークゴルフ場〕	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
21	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
22	小樽市非核港湾条例案	R5.12.5	議員	R5.12.13	総務	R5.12.19	否決	R5.12.25	否決
23	令和5年度小樽市一般会計補正予算	R5.12.13	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	可決	R5.12.25	可決
24	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R5.12.13	市長	R5.12.13	厚生	R5.12.20	可決	R5.12.25	可決
25	小樽市公平委員会委員の選任について	R5.12.25	市長	—	—	—	—	R5.12.25	同意
26	人権擁護委員候補者の推薦について	R5.12.25	市長	—	—	—	—	R5.12.25	同意
27	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	R5.12.25	議員	—	—	—	—	R5.12.25	可決
報告1	専決処分報告〔令和5年度小樽市一般会計補正予算（クラスター対策事業費に係る予算）〕	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	承認	R5.12.25	承認
報告2	専決処分報告〔令和5年度小樽市一般会計補正予算（空調設備整備事業費及び周産期医療支援事業費補助金に係る予算）〕	R5.12.5	市長	R5.12.13	予算	R5.12.18	承認	R5.12.25	承認
意見書案第1号	現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）	R5.12.25	議員	—	—	—	—	R5.12.25	否決
意見書案第2号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）	R5.12.25	議員	—	—	—	—	R5.12.25	可決
意見書案第3号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）	R5.12.25	議員	—	—	—	—	R5.12.25	可決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第4号	食品ロス削減への国民運動の更なる 推進を求める意見書(案)	R5.12.25	議員	—	—	—	—	R5.12.25	可決
意見書案 第5号	認知症との共生社会の実現を求める 意見書(案)	R5.12.25	議員	—	—	—	—	R5.12.25	可決
決議案 第1号	ガザ地区における平和の実現を早期 に求める決議(案)	R5.12.25	議員	—	—	—	—	R5.12.25	可決
陳情 第5号	小樽市立小中学校給食費の無料化方 について	R5.12.12	議長 付議	R5.12.13	総務	R5.12.19	継続 審査	R5.12.25	継続 審査
陳情 第6号	加齢による難聴者の補聴器購入の小 樽市としての助成方について	R5.12.12	議長 付議	R5.12.13	厚生	R5.12.20	継続 審査	R5.12.25	継続 審査
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査に ついて(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R5.12.19	継続 審査	R5.12.25	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R5.12.19	継続 審査	R5.12.25	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R5.12.20	継続 審査	R5.12.25	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R5.12.20	継続 審査	R5.12.25	継続 審査

# 請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R5.12.19	継続審査	R5.12.25	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R5.12.19	継続審査	R5.12.25	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R5.12.20	継続審査	R5.12.25	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R5.12.20	継続審査	R5.12.25	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R5.12.20	継続審査	R5.12.25	継続審査
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R5.12.20	継続審査	R5.12.25	継続審査



# 小樽市議会会議録

令和5年 第4回定例会

令和6年3月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1  
電話 (代) (0134)32-4111